金 融 庁 の １ 年

（2024 事務年度版）

2025 年 12 月

金　　融　　庁

記載内容について

１．　2024 年７月１日から 2025 年６月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。

２．　証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめています(「証券取引等監視員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照)。

目次

第１部　金融庁の組織及び行政運営

第１章　金融庁の組織

第１節　金融庁の組織 …… 1

Ⅰ　概要

Ⅱ　特命担当大臣

Ⅲ　所掌事務

第２節　直近の体制整備 …… 5

第２章　金融庁の行政運営

第１節　「金融行政方針」の策定・公表 …… 6

第２節　組織活性化と人事 …… 7

Ⅰ　組織活性化に向けた取組

Ⅱ　服務規律の確保

Ⅲ　法令等遵守調査室における情報受付

第３節　研究 …… 9

第４節　研修 …… 13

第５節　デジタル・ガバメントへの取組 …… 15

第６節　報道・広報 …… 17

Ⅰ　報道対応

Ⅱ　広報活動

第７節　情報公開等 …… 18

Ⅰ　開示請求の動向

Ⅱ　文書管理等の状況

第８節　金融機関等との意見交換 …… 21

第９節　金融行政アドバイザリーの委嘱状況 …… 22

第10節　金融行政モニターの受付状況 …… 23

第11節　金融サービス利用者相談室の相談等の受付状況 …… 24

第12節　政策評価の実施状況 …… 27

第13節　英語による行政対応・発信力強化に向けた取組 …… 29

第２部　金融に関する制度の企画及び立案

第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組

第１節　企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組 …… 32

Ⅰ　開示諸制度の整備

Ⅱ　開示諸制度の運用

Ⅲ　EDINET（電子開示システム）の開発状況等

Ⅳ　会計基準の品質向上に向けた取組
Ⅴ　IFIARを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献
第２節　その他金融・資本市場等に関する各種施策等 …… 41
Ⅰ　金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討
Ⅱ　金融商品取引所をめぐる動き
Ⅲ　証券決済システムをめぐる動き
Ⅳ　国際金融センターの実現
Ⅴ　金融・資産運用特区の取組

第４章　預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案
第１節　保険業法の一部を改正する法律について …… 53
第２節　資金決済に関する法律の一部を改正する法律について …… 54
第３節　信託業法の一部を改正する法律について …… 55
第４節　事業性融資の推進等に関する法律の施行に係る関係政令・内閣府令等の整備 …… 56

第５章　審議会等の活動状況
第１節　金融審議会等 …… 57
第２節　自動車損害賠償責任保険審議会 …… 78
第３節　企業会計審議会 …… 81
第４節　金融トラブル連絡調整協議会 …… 83

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組
第１節　政府の成長戦略等における金融庁の取組 …… 87
Ⅰ　「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」」（2025年６月13日閣議決定）
Ⅱ　「経済財政運営と改革の基本方針2025」（2025年６月13日閣議決定）
Ⅲ　「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（2023年12月26日閣議決定）
Ⅳ　「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025年6月13日閣議決定）
Ⅴ　「規制改革実施計画」（2025年6月13日閣議決定）
Ⅵ　「地方創生2.0基本構想」（2025年6月13日閣議決定）
Ⅶ　「資産運用立国実現プラン」（2023年12月13日）
第２節　政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取組 …… 137
第３節　金融に関する税制 …… 138
第４節　金融経済教育の取組 …… 149
第５節　NISAの利用状況 …… 155
第６節　規制・制度改革等に関する取組 …… 156
Ⅰ　規制・制度改革に関する取組

Ⅱ　産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応
第７節　コーポレートガバナンスの実効性の向上について　…… 158
第８節　自然災害等の被災者への対応　…… 164
第９節　サステナブルファイナンスに関する取組　…… 169
第10節　デジタル・イノベーションの推進　…… 175

第３部　金融検査・監督等
第７章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き
第１節　モニタリングの高度化に向けた取組　…… 183
Ⅰ　モニタリングを巡る最近の動き
Ⅱ　日本銀行との連携
第２節　マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策…… 184
第３節　サイバーセキュリティ、ITガバナンス及びシステムリスク管理態勢
…… 185
Ⅰ　金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組
Ⅱ　金融分野における耐量子計算機暗号（PQC）対応に関する取組
Ⅲ　ITガバナンスに関する対話
Ⅳ　システムリスク管理態勢の強化
Ⅴ　オペレーショナル・レジリエンス
Ⅵ　金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク
第４節　経済安全保障上の対応　…… 187
第５節　気候関連リスクへの対応　…… 188
Ⅰ　金融機関における取組と課題の実態把握
Ⅱ　シナリオ分析
第６節　販売・組成会社における顧客本位の業務運営について　…… 189
第７節　データ活用の高度化　…… 190
Ⅰ　データを活用した多面的な実態把握
Ⅱ　データインフラ整備
第８節　早期是正措置・社外流出制限措置について　…… 191
Ⅰ　早期是正措置の概要及び運用
Ⅱ　社外流出制限措置の概要及び運用
第９節　金融上の行政処分について　…… 196
第10節　金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策　…… 197
Ⅰ　外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価
Ⅱ　意見申出制度
第11節　金融モニタリング情報の収集状況　…… 198

第８章　預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き
第１節　預金取扱等金融機関の概況　…… 199
Ⅰ　再編等の状況

Ⅱ　不良債権処理等の状況等
第２節　金融モニタリングの実施状況 …… 203
第３節　自己資本比率規制等（バーゼル規制） …… 204
Ⅰ　関連告示等の整備
Ⅱ　自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績
第４節　資本増強制度等の運用状況 …… 205
Ⅰ　旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法
Ⅱ　金融機能強化法
第５節　金融仲介機能の質の改善等に向けた取組 …… 207
Ⅰ　企業アンケート調査
Ⅱ　企業価値担保権制度の施行に向けた環境整備
Ⅲ　人材マッチングに関する取組
Ⅳ　事業者支援を後押しする取組
Ⅴ　地域課題解決支援
Ⅵ　経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組
Ⅶ　中小企業の事業再生等
Ⅷ　金融仲介の質の向上に向けた取組等
Ⅸ　金融の円滑化に向けた取組
第６節　偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応 …… 269
Ⅰ　被害及び補償の状況
Ⅱ　金融機関における対応状況
第７節　振り込め詐欺等への対応 …… 281
Ⅰ　金融庁における取組状況
Ⅱ　金融機関における取組状況

第９章　信託会社等の検査・監督をめぐる動き
第１節　信託会社等の新規参入 …… 282
第２節　信託会社等に対する金融モニタリング …… 283

第10章　保険会社等の検査・監督をめぐる動き
第１節　保険会社の概況 …… 284
Ⅰ　2025年３月期決算状況
Ⅱ　再編等の状況
第２節　保険会社に対する金融モニタリング …… 292
Ⅰ　顧客本位の業務運営の定着
Ⅱ　持続可能なビジネスモデルの構築
第３節　財務の健全性の確保 …… 294
Ⅰ　資産運用に関するモニタリング
Ⅱ　経済価値ベースのソルベンシー規制の導入
第４節　保険商品審査について …… 295

第５節　少額短期保険業者及び認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き ····· 296
Ⅰ　少額短期保険業者の概況
Ⅱ　認可特定保険業者の概況

第11章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き
第１節　第一種金融商品取引業 ····· 304
Ⅰ　第一種金融商品取引業者の概況
Ⅱ　投資者保護基金について
第２節　第二種金融商品取引業 ····· 310
第３節　投資助言・代理業 ····· 312
第４節　投資運用業 ····· 314
Ⅰ　投資運用業者の推移
Ⅱ　投資法人の推移
Ⅲ　運用資産の推移
第５節　投資運用関係業務受託業 ····· 316
第６節　登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者 ····· 317
Ⅰ　登録金融機関の概況
Ⅱ　取引所取引許可業者の概況
Ⅲ　金融商品仲介業者の概況
Ⅳ　高速取引行為者の概況
第７節　信用格付業者 ····· 319
Ⅰ　信用格付業者の概況
Ⅱ　信用格付業者の特定関係法人
第８節　適格機関投資家等特例業務届出者等 ····· 321
第９節　集団投資スキーム持分の販売・運用状況について ····· 323
第10節　詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について ····· 326
Ⅰ　相談件数の状況等
Ⅱ　対応
第11節　証券口座への不正アクセス・不正取引への対応 ····· 327

第12章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き
第１節　貸金業者等の検査・監督をめぐる動き ····· 328
第２節　前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者の検査・監督をめぐる動き ····· 329
Ⅰ　前払式支払手段発行者の概況
Ⅱ　資金移動業者の概況
Ⅲ　暗号資産交換業者の概況
Ⅳ　電子決済手段等取引業者の概況

第３節　SPC等の監督をめぐる動き　…… 331
Ⅰ　SPC等の概況
Ⅱ　資産の流動化の状況
第４節　不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き　…… 332
第５節　確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き　…… 333
第６節　電子債権記録機関の監督をめぐる動き　…… 335
第７節　電子決済等代行業者等の監督をめぐる動き　…… 336
第８節　金融サービス仲介業者の監督をめぐる動き　…… 337
第９節　その他の金融機関等に対する金融モニタリング　…… 338
Ⅰ　信用保証協会に対する金融モニタリング
Ⅱ　政策金融機関等に対する金融モニタリング

第13章　法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）
第１節　本制度の概要　…… 339
第２節　回答実績　…… 340

第14章　一般的な法令解釈に係る書面照会手続
第１節　本制度の概要　…… 341
第２節　回答実績　…… 342

第15章　課徴金制度
第１節　課徴金納付命令等の状況　…… 343
Ⅰ　課徴金納付命令の実績
Ⅱ　審判手続期日等の実績

第４部　国際関係の動き
第16章　金融に関する国際的な議論
第１節　G7　…… 348
Ⅰ　沿革
Ⅱ　主な議論
第２節　G20　…… 352
Ⅰ　沿革
Ⅱ　主な議論
第３節　金融安定理事会（FSB）　…… 354
Ⅰ　沿革
Ⅱ　組織
Ⅲ　主な議論
第４節　バーゼル銀行監督委員会（BCBS）　…… 358
Ⅰ　沿革
Ⅱ　組織

Ⅲ　主な議論
第５節　証券監督者国際機構（IOSCO）　…… 361
Ⅰ　沿革
Ⅱ　組織
Ⅲ　主な議論
第６節　決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場改革〕
…… 367
Ⅰ　沿革
Ⅱ　主な議論
第７節　保険監督者国際機構（IAIS）　…… 369
Ⅰ　沿革
Ⅱ　組織
Ⅲ　主な議論
第８節　金融活動作業部会（FATF）　…… 372
Ⅰ　沿革
Ⅱ　主な議論
第９節　その他の会議体等　…… 375
Ⅰ　サステナブルファイナンス関連のその他の会議体
Ⅱ　経済協力開発機構（OECD）
Ⅲ　国際通貨基金（IMF）
Ⅳ　金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）
Ⅴ　規制監視委員会（ROC）

第17章　当局間の連携・協力等
第１節　経済連携協定　…… 380
Ⅰ　環太平洋パートナーシップ（TPP）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）
Ⅱ　日EU・EPA
Ⅲ　その他の経済連携協定
第２節　当局間協議　…… 383
Ⅰ　米国
Ⅱ　欧州
Ⅲ　英国
Ⅳ　スイス
Ⅴ　インド
Ⅵ　韓国
第３節　アジアを中心とした新興国との連携　…… 385
Ⅰ　概要
Ⅱ　グローバル金融連携センター（GLOPAC）
Ⅲ　アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラム

巻末資料

巻末資料１　最近の主な金融関連立法　…… 387
巻末資料２　この１年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等　…… 388

第１部　金融庁の組織及び行政運営

第１章　金融庁の組織

第１節　金融庁の組織

Ⅰ　概要

金融庁は、2000 年７月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、更に、2001 年１月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。また、2018 年７月には、金融行政が抱える課題の変化に的確に対応していく観点から、金融庁の組織が再編された。

金融庁には、内閣府設置法第 53 条第２項の内部部局として、総合政策局、企画市場局及び監督局の３局のほか、同法第 54 条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、2024 年度末現在、全体で一般職 1,654 名及び特別職５名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員２名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員１名）の体制となっている。（資料１参照）

Ⅱ　特命担当大臣

内閣府設置法第 11 条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については、特命担当大臣を置き、これらの事務を掌理することとされている。

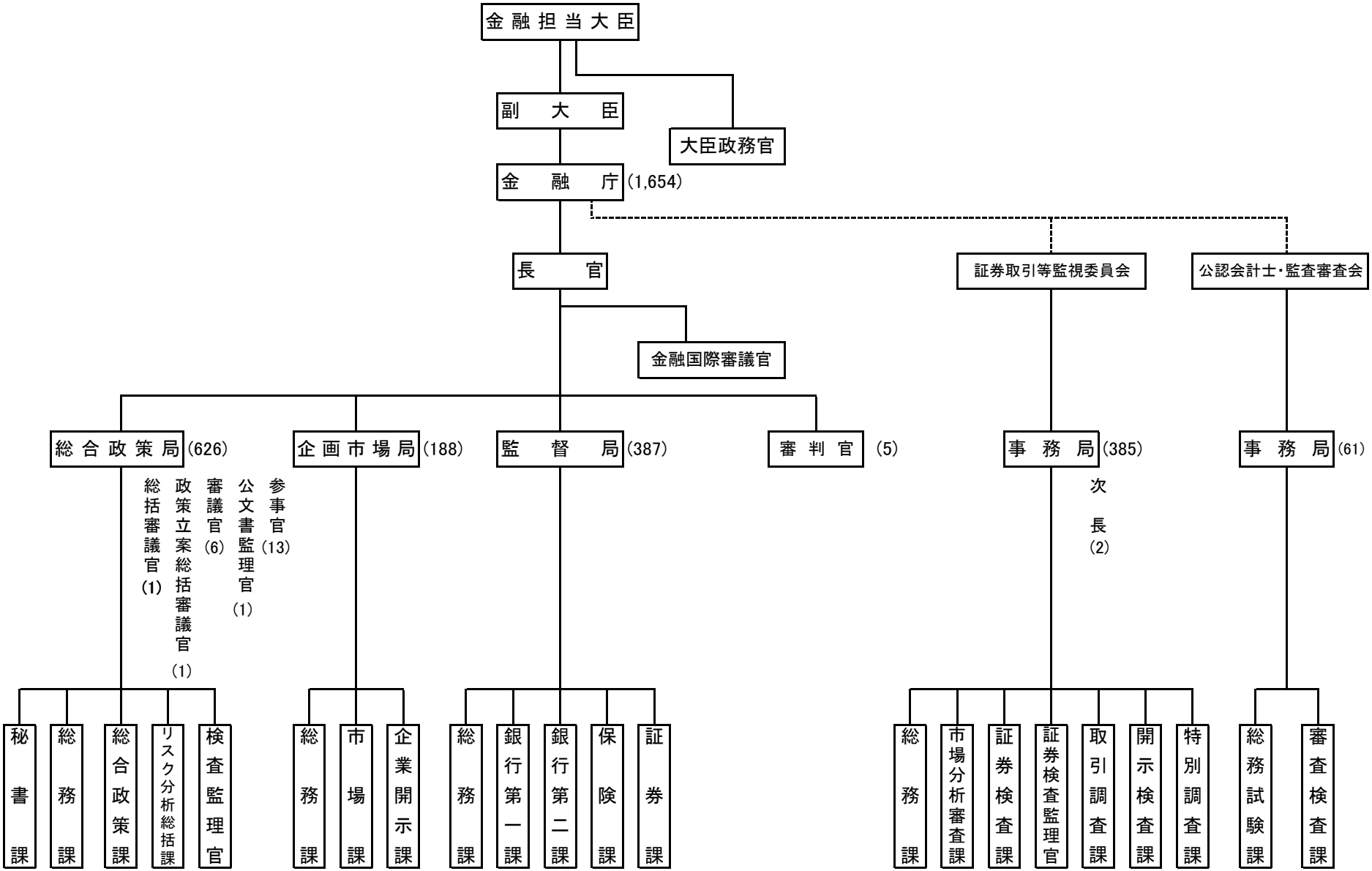
Ⅲ　所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。（資料２参照）

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

金融庁の組織（令和６年度）

（資料１）



※ 数字は、令和6年度末の定員。
※ 審議官のうち1人、公文書監理官、次長のうち１人、公認会計士・監査審査会事務局長は充て職。

金融庁の各課室の所掌事務（令和6年7月）

（資料２）

部局	課室等		所 掌 事 務
総合政策局			総合調整、総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査　等
	法令等遵守調査室	※	金融庁の法令等遵守に関する調査　等
	組織戦略監理官室	※	組織運営の全体戦略の企画・立案及び実施、ガバナンスの改善、人材活用・育成　等
	ミャンマー金融セクター支援室	※	ミャンマー連邦共和国における金融セクターの発展に向けた支援　等
	グローバル金融連携センター	※	新興国等の金融当局との連携体制の強化　等
	IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室	※	一般社団法人監査監督機関国際フォーラムの活動に対する戦略的な取組の推進　等
	金融研究センター	※	金融庁における調査・研究、研修の実施　等
	秘書課		総務、人事、服務、研修、図書館の運営　等
		管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生　等
		情報化統括室	情報システムの整備及び管理　等
		人事企画室	※ 人事に関する事務についての企画・立案　等
		開発研修室	※ 金融庁の所掌事務に係る研修　等
		金融庁図書館	※ 図書・資料の収集・保管・閲覧・貸出、国立国会図書館支部金融庁図書館の事務　等
		職員相談サポート室	※ 職員のメンタルヘルスに関する相談、助言その他の支援に関する事務　等
		情報化技術支援室	※ 情報システムに関する技術的な事項についての助言、支援　等
	総務課		総合調整、情報公開・個人情報保護、国会、広報、財務局等との連絡調整、官報掲載、行政訴訟、課徴金に関する審判の事務　等
		国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案　等
		法令審査室	※ 法令案の審査　等
		公文書管理室	※ 公文書類の管理
		情報公開・個人情報保護室	※ 情報公開、個人情報保護
		国会連絡室	※ 国会との連絡　等
		広報室	※ 報道事務、金融庁の所掌事務に関する周知宣伝、海外広報　等
		法務支援室	※ 不服申立て・訟務対応　等
		審判手続室	※ 課徴金に係る審判の事務、課徴金の徴収　等
		国際資金洗浄対策室	※ 金融活動作業部会その他の資金洗浄及びテロ資金供与対策に関する国際的な議論に関すること
	総合政策課		総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融知識普及、税制に関する事務の総括、政策評価、金融に関する調査・研究　等
		資産運用高度化室	資産運用の高度化に関する政策の企画・立案・調整　等
		金融経済教育推進室	資産形成の支援に関する施策の策定・推進、金融経済教育推進機構の業務・組織の適正な運営の確保　等
		総合政策企画室	※ 金融庁の所掌事務に関する総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・政策の評価
		研究開発室	※ 金融に関する基礎的な調査及び研究　等
		サステナブルファイナンス推進室	※ サステナブルファイナンスの推進に関する事項についての企画・立案　等
		総合政策監理官	※ 税制に関する調整、金融分野における社会保障、マイナンバー制度、金融に係る知識の普及等に関する事務
		社会環境金融室	※ 金融機関等の気候変動に係る取組等の状況の把握に関する施策の企画・立案及び持続可能な開発目標に関する事務の総括
	リスク分析総括課		金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査　等
		情報・分析室	金融システム・金融機関等のリスクを把握するための基礎となる情報の収集・分析
		リスク管理検査室	金融機関等のリスク管理の状況を把握するための検査のうち、重要なものの実施
		サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画・立案・推進　等
		マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室	金融機関等の金融活動作業部会その他の資金洗浄及びテロ資金供与対策に関すること
		金融サービス利用者相談室	苦情の処理・問合せに対する情報の提供　等
		金融サービス仲介業室	金融サービス仲介業を行う者及び電子決済等代行業を営む者の監督　等
		貸金業室	貸金業を営む者の監督　等
		フィンテックモニタリング室	前払式支払手段発行者、資金移動業を営む者、暗号資産交換業を行う者の監督　等
		フィンテック参事官室	※ 金融サービス仲介業室等の所掌事務に関する事項についての企画及び立案　等
		マクロ・データ分析参事官室	※ 国内外の経済情勢及び金融市場をはじめとした金融システムに係るリスクの状況及び動向に関する調査及び分析　等
		検査監理官室	※ リスク管理検査室及び大手銀行モニタリング室の所掌事務に関する事項についての企画及び立案　等
		ITサイバー・経済安全保障監理官室	※ サイバーセキュリティ対策企画調整室及び経済安全保障室の所掌事務に関する事項についての企画及び立案　等
		コンダクト監理官室	※ 金融サービス利用者相談室等の所掌事務に関する事項についての企画及び立案　等
		金融犯罪対策室	※ 金融機関等の金融犯罪対策及び金融活動作業部会審査に関する事務、為替取引分析業を行う者の監督
		データ分析室	※ 金融システムや複数の金融機関に共通するリスクに関する調査・分析　等
		経済安全保障室	※ 金融庁の所掌に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する事務
		暗号資産モニタリング室	※ 暗号資産交換業者等に対するモニタリングに関する施策の企画及び立案
		資金決済モニタリング室	※ 資金移動業者及び前払式支払手段発行者等に対するモニタリングに関する施策の企画及び立案
		金融仲介業室	※ 金融サービス仲介業者に対するモニタリングに関する施策の企画及び立案
		電子決済等代行業室	※ 電子決済等代行業者等に対するモニタリングに関する施策の企画及び立案
		イノベーション推進室	※ 情報通信技術の進展等に対応するための制度の施策の企画及び立案　等
		大手銀行モニタリング室	※ 大手銀行の健全性に影響を与え得る金融システムに係るリスク、大手銀行に共通するリスクを把握するための包括的又は特に専門的な調査・分析・検査
		コンダクト企画室	※ 金融機関等のコンダクトに関するリスクやその管理の状況に関する調査・分析
		金融トラブル解決制度推進室	※ 指定紛争解決機関の監督に関する事務
		健全性基準室	※ 預金取扱金融機関の経営の健全性を判断するための基準に関する施策の企画・立案・推進　等
	検査監理官		重要な金融検査の実施　等

企画市場局		国内金融に関する制度の企画・立案　等
総務課		企画市場局の総合調整、指針の策定に関する事務の総括、国内金融及び金融機関等の行う国際業務に関する制度に関する企画・立案の総括、基本的な事項・共通的な事項の企画・立案　等
	信用機構企画室	預金保険・農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画・立案　等
	保険企画室	保険に関する制度の企画・立案　等
	調査室	内外における金融制度・その運営に関する調査　等
	信用制度企画室 ※	信用制度、保険に関する重要事項についての企画・立案　等
	決済システム強化推進室 ※	決済システムに係る企画・立案　等
	調整室 ※	企画市場局総務課の所掌事務のうち重要事項に関する調整
	デジタル・分散型金融企画室 ※	デジタル・分散型金融システムに関する制度の企画・立案・調整　等
信用制度参事官室 ※		銀行業等に関する制度の企画・立案　等
市　場　課		金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案　等
	市場業務室 ※	金融商品市場における売買、取引所金融商品市場を開設する者等の監督に関する事務　等
	市場機能強化室 ※	金融商品市場その他の金融市場の機能強化に関する法令の企画・立案　等
	市場企画室 ※	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案　等
	市場業務監理官 ※	取引所金融商品市場、金融商品債務引受業及び取引情報蓄積機関等に関する事務
企業開示課		企業内容等の開示等に関する制度の企画・立案、公認会計士制度の企画・立案、有価証券届出書等の審査・処分　等
	国際会計調整室 ※	企業会計制度、監査制度、企業内容等開示制度に関する諸外国の監督当局等との事務調整　等
	開示業務室 ※	公認会計士制度の企画及び立案、公認会計士・監査法人等の監督、有価証券報告書等の審査及び処分　等
	電子開示システム開発室 ※	開示用電子情報処理組織の整備及び管理に関する事務
監　督　局		金融機関等の監督
総　務　課		監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括　等
	監督調査室	監督事務に関する指針の策定又は施策に関する調査　等
	信用機構対応室	預金保険機構・農水産業協同組合貯金保険機構の業務・組織の適正な運営の確保 等
	企画調整室 ※	監督局の所掌事務に関する総合調整　等
	地域金融支援室 ※	地域金融機関の能力向上による金融仲介機能等の発揮を支援するための政策の企画・立案・推進　等
	人材マッチング推進室 ※	地域金融機関等を通じた地域企業の経営人材確保の支援を目的とした人材マッチングの促進に関する政策の企画・立案・推進　等
	国際監督室 ※	国際的な監督事務に係る施策に関し総合的な処理を要する事項に関する基本的な施策の企画・立案・推進　等
	資産運用参事官室 ※	資産運用企画室及び資産運用モニタリング室の所掌事務に関する事項についての企画・立案
	資産運用企画室 ※	資産運用業の高度化の推進に関する企画・立案
	資産運用モニタリング室 ※	投資運用業者、投資助言・代理業者の監督　等
郵便貯金・保険監督参事官室 ※		郵便貯金銀行・郵便保険会社の監督　等
大手証券等モニタリング室 ※		国内大手証券会社の健全性に影響を与え得る金融システムに係るリスク等を把握するためのモニタリング、外国銀行及び外資系金融商品取引業者の監督全般に関する施策の企画・立案　等
RRP室 ※		システム上重要な金融機関等の再建・破綻処理計画(RRP)等、破綻処理準備に関する施策の企画・立案　等
銀行第一課		銀行業を営む者等の監督　等
銀行第二課		銀行業を営む者（一般社団法人全国地方銀行協会又は一般社団法人第二地方銀行協会の会員等）の監督　等
	地域金融生産性向上支援室	地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の企画・立案・推進　等
	協同組織金融室	信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合等の監督　等
	地域金融企画室 ※	地域における金融仲介機能に関する企画・立案・調整、地域銀行の健全性に影響を与え得るリスク等の調査・分析　等
	地域銀行モニタリング室 ※	地域銀行の業務、財産の状況及び動向を把握するための検査
保　険　課		保険業を行う者等の監督　等
	損害保険・少額短期保険監督室	保険業を行う者（損害保険会社、少額短期保険業者等）の監督　等
	保険商品室 ※	保険会社等の保険商品の審査及びモニタリング　等
	保険モニタリング室 ※	保険会社の統合的リスク管理等に関する施策の企画・立案　等
証　券　課		金融商品取引業者等の監督 等
	市場仲介モニタリング室 ※	市場仲介を行う事業者の監督及び顧客本位の業務運営の確保に関する事務
審　判　官		課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会　事務局		市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査　等
総務課		事務局の総合調整　等
	情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
	訟務室 ※	事務局各課の所掌事務によらない不服申立て・訴訟に関する事項の処理　等
	業務監査室 ※	証券取引等監視委員会の法令等遵守に関する調査　等
	IT戦略室 ※	証券取引等監視委員会のデジタライゼーションの推進に関する事務　等
市場分析審査課		有価証券の売買その他の取引等に関する包括的な情報収集、取引審査　等
	市場モニタリング室 ※	金融・資本市場の情報の収集・分析　等
	国際取引等分析室 ※	国外で謀られる重大な不公正取引等に関する情報収集及び対処方針の企画　等
証券検査課		金融商品取引法その他の法律の規定に基づく報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め　等
	国際証券検査室	海外の資産運用会社等の報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め　等
証券検査監理官		重要な証券検査の実施　等
取引調査課		金融商品取引法に基づく不公正事案の調査　等
	国際取引等調査室 ※	国際取引等に係る取引調査　等
開示検査課		金融商品取引法に基づく開示事案の検査　等
特別調査課		金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会　事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査　等
総務試験課		事務局の総合調整、公認会計士試験の実施　等
審査検査課		監査法人等の監査業務に関する審査・検査　等
	公認会計士監査検査室	監査法人等の監査業務に関する検査　等

（注）※は訓令設置の室。

第２節　直近の体制整備

現下の政策課題に的確に対応すべく、22 人の増員を行い、16 人の定員合理化減等により、６人の純増となった。また、監督局資産運用課、総合政策局参事官（サステナブルファイナンス推進担当）、監督企画官（保険代理・仲介業担当）の設置等の体制整備を行うこととした。

○　経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ
- サステナブルファイナンスの推進と国際発信の強化（参事官１、企画官１の設置）
- 社会経済情勢の変化に対応した事業者支援の推進等

○　社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する
- 資産運用立国の着実な実現（資産運用課の設置）
- 新たなデジタル技術やサイバーセキュリティへの対応強化
- 保険代理店に対する検査・監督体制の強化（企画官１の設置）
- 金融犯罪への監視・相談体制の強化等

【定員の推移】

定員の推移	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
増　員（A）	24	29	33	26	22
定員合理化減等（B）	▲22	▲17	▲18	▲10	▲16
純　増（A-B）	２	12	15	10	6
年度末定員	1,617	1,629	1,644	1,654	1,660

2024事務年度　金融行政方針

2024年8月公表

国内外の経済社会の構造上の変化や金融経済情勢等の不確実性の高まりを展望しつつ、金融行政の施策・手法を不断に見直し、改革を迅速に進めていく

Ⅰ. 金融のメカニズムを通じて持続的な経済成長に貢献する

持続的な経済成長に向け、インベストメント・チェーン全体の活性化に取り組むとともに、気候変動問題やデジタル技術がもたらす変革への対応を進める。

- 資産運用立国の実現に向け、以下の取組等を進める。
  - 長期・積立・分散投資の重要性等を踏まえ、金融経済教育推進機構等と連携した新NISAの適切な活用促進・金融経済教育の充実
  - コーポレートガバナンス改革の推進
  - 市場の信頼性確保の一層の推進
  - 資産運用会社の機能強化、参入促進に係る取組の着実な実施
  - アセットオーナーを支える金融機関の資産運用ビジネスのモニタリング
  - スタートアップへの成長資金の供給の促進
  - 「Japan Weeks」の開催を含めた国内外へ積極的な情報発信
- サステナブルファイナンスを推進するため、企業のサステナビリティ開示の充実と信頼性確保、金融機関による脱炭素に向けた企業支援等の推進、インパクト投資の実践・拡大等を図る。
- デジタル技術を用いた金融サービスの変革へ対応するため、送金・決済・与信サービス等の規制のあり方について検討を行うほか、金融機関における健全かつ効果的なAIの利活用のためのディスカッション・ペーパーの策定、フィンテック企業等の参入促進に取り組む。

Ⅱ. 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する

深度ある検査・監督等を通じて、金融機関の適切な業務運営及び健全性を確保し、個人の生活と事業者の成長を支える質の高い金融機能の発揮を図る。

- 金融経済情勢等の動向を注視し、金融機関のガバナンスやリスク管理態勢等に関するモニタリングを行うほか、金融機関による業態や国境を越えたビジネス展開の広がりに対応するため、グループ経営に対する監督態勢を強化する。
- 事業者の持続的な成長を支援するため、金融機関によるM&A支援の促進、企業価値担保権の活用に向けた環境整備等を進める。
- 金融機関による顧客ニーズに的確に応える質の高い金融機能の提供とビジネスモデルの持続可能性の確保に向けて対話を行う。
- 金融商品の組成・販売・管理等について、金融機関へ法令遵守態勢の徹底を求めるとともに、顧客本位の業務運営の確保に向けた態勢整備を促す。
- 保険市場の信頼の回復と健全な発展に向けて、大規模な保険代理店への監督の実効性向上等の対応を進めるとともに、保険代理店や保険仲立人に関する規制のあり方などを見直す。
- 金融犯罪やマネロン、経済安全保障への対応、サイバーセキュリティやITガバナンスの強化など、台頭するリスクへの適切な対応を促す。また、国際的な動向やトランジションファイナンスの重要性等を踏まえつつ、金融機関の気候関連金融リスク管理の対応状況について確認する。

Ⅲ. 金融行政を絶えず進化・深化させる

データ活用の高度化や国内外に対する政策発信力の強化、若手職員をはじめとする職員の能力・資質の向上等を通じて、金融行政を絶えず進化・深化させる。

- 金融行政の高度化のため、データ活用の高度化や財務局とのさらなる連携・協働の推進、国内外に対する政策発信力の強化に取り組む。
- 金融庁の組織力向上のため、若手職員育成を含む職員の能力・資質の向上や主体性・自主性を重視し誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備に取り組む。

第２節　組織活性化と人事

Ⅰ　組織活性化に向けた取組

金融庁の組織力向上のため、若手職員を含む職員の能力・資質の向上や、主体性・自主性を重視した職場環境や誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備に関し、2024 事務年度においては、主に、2024 事務年度　金融行政方針　本文Ⅲ.－　２.「若手職員の育成をはじめとする組織力の向上」に記載の取組について実施した。

（参考）

（出向の状況）　（単位：人）

	2024 年３月１日現在	2025 年３月１日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	27	25
民間企業等	18	15
地方自治体	５	５
大学教授	５	５
計	55	50

（大学院への留学等の状況）　（単位：人）

	2023 年度	2024 年度
国内大学院（会計、IT、金融等）	８	９
海外大学・大学院（法科、MBA 等）	17	17
計	25	26

（外部専門家の採用・登用等）　（単位：人）

	2024 年３月１日現在	2025 年３月１日現在
弁　護　士	43	50
公 認 会 計 士	70	72
不動産鑑定士	３	３
アクチュアリー	９	11
研　究　者	１	１
情報処理技術者	45	48
金融実務経験者	197	199
計	368	384

Ⅱ　服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組を行った。

① 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守を全職員に周知･徹底(2024 年 12 月)。

② 全職員に対し、倫理監督官（長官）から倫理保持に関する周知・徹底（2024 年 12 月)。

③ 全職員を対象に、服務・倫理研修を実施（必修研修（2024 年７～８月)、国家公務員倫理月間における研修（2024 年 12 月）及び法令遵守に関する研修（2025 年１月）（※)。

※ 2024 年 12 月 23 日に金融庁職員（総合政策局付）が、証券取引等監視委員会より東京地方検察庁に金融商品取引法違反（内部者取引）の嫌疑で告発され、当該職員を懲戒免職処分とした。こうした事案が繰り返されることのないよう、再発防止策に取り組んでいる。再発防止策は、庁内隅々までの法令等遵守意識の浸透、TOB 審査担当者等による株取引禁止、採用時・出向者受入時の確認の強化、PDCA の実践。この一環として、2025 年１月に、インサイダー取引規制に特化した研修を実施。

（2024 事務年度における懲戒処分等の件数）

懲戒処分	矯正措置
４件	１件

Ⅲ　法令等遵守調査室における情報受付

金融庁の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室及び金融庁の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置しており、2024 事務年度に受理したものは０件である。

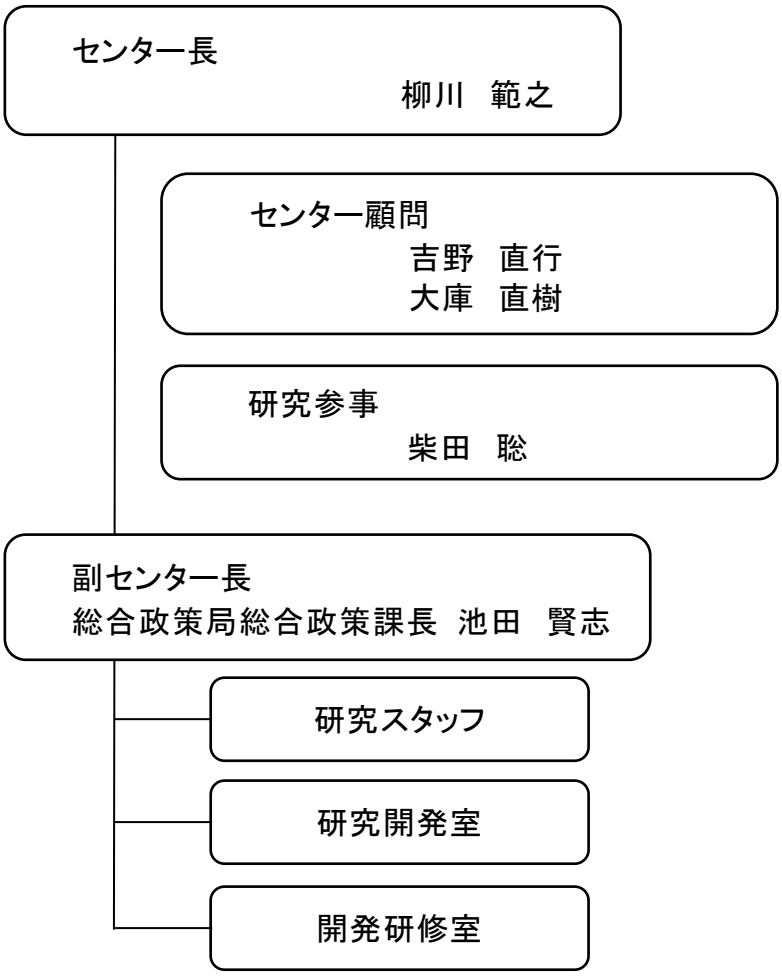
また、公益通報者保護法の施行等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報に適切に対応するための一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」も設置しており、2024 事務年度に受理したものは 11 件である。

（資料１）

金融庁における研究部門（金融研究センター）

金融研究センターに属する研究開発室では、金融行政の理論的基盤を成すような質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場へそうした研究の成果が還元・共有されるよう努めている。また、民間有識者、アカデミズムの有識者等と金融庁職員が相互に交流できる様々な場を設け、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となる役割を担っている。

金融研究センターの組織（令和７年４月１日現在）



（資料２）

2024 事務年度に公表したディスカッションペーパー（注）

金融研究センターでは、庁内各部局からの要望等に基づき、金融行政における重要な課題等に関する調査・研究・分析を行っている。2024 事務年度においては、計５本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「ＤＰ」という。）をまとめ、ウェブサイト上で公表した。また、各ＤＰの公表に先立ち、庁内向けに研究成果の発表等を行う研究成果報告会を開催し、職員に研究の成果を還元・共有した。

公表月	執筆者	タイトル
2024 年７月	植杉　威一郎 平賀　一希 真鍋　雅史 吉野　直行	コロナ禍の下での地域金融市場：集中度、貸出・預金を通じた地域間資金循環、信用保証付き貸出
2025 年１月	金　剛洙 村田　健	金融領域における大規模言語モデルの評価の進展と Retrieval-Augmented Generation による精度向上に向けた取り組み
2025 年１月	林　寿和 小崎　亜依子	インパクト測定・管理（IMM）の現在地と管理会計から見た今後の在り方についての一考察
2025 年１月	安永　祐司 冨川　諒	企業価値担保権の意義・内容と倒産法上の取扱い
2025 年６月	中出　哲 山下　徹哉 土岐　孝宏 鄭　燦玉	保険代理店にかかる海外制度調査 －大規模乗合代理店を中心として－

（注）公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。

（資料3）

研究官・専門研究員及び特別研究員一覧

（2025 年6月 30 日現在）

	研究プロジェクト	氏名
研究官 （国家公務員 常勤職員）	国際動向を踏まえた金融機関におけるサイバーセキュリティ対策の在り方に関する考察	北原 幸彦
専門研究員 （国家公務員 非常勤職員）	市場時系列データの点過程解析に基づく取引誘起ネットワークの解明	大西 立顕
		本間 裕大
		伊藤 真利子
		羽佐田 紘之
	レポデータを用いた本邦レポ市場の構造分析	服部 孝洋
	バーゼルⅢの国際的な実施状況と影響度評価	浅井 太郎
	住宅市場と金融システム・経済の関係を分析するモデルの構築及び当該モデルに基づくマクロ・プルーデンス政策の分析	小畑 崇弘
	ASEAN等向け資金供給促進	三重野 文晴
		平田 礼王

特別研究員 （非国家公務員・委嘱）	諸外国におけるデジタル資産の私法上の取扱い	加藤 貴仁
		加毛 明
	保険仲立人（ブローカー）の活用促進とその制度の在り方	小塚 荘一郎
		榊 素寛
		内藤 和美
	保険商品の多様化を促進するための環境整備の在り方	星野 明雄
		中出 哲

2024事務年度（2024年７月～2025年６月）の研修実施状況

区分		研修名	目的	対象者	実施月
必修研修		必修研修	金融庁職員として認識、理解しておくべき制度や基本的事項、また足下の行政課題や環境変化に係る知識の付与。	全職員	8月～9月
		インサイダー取引規制及び法令等遵守に係る研修	インサイダー取引規制の趣旨や内容、及び金融庁職員として遵守すべきその他の法令等の理解・法令等遵守意識の浸透。	全職員	1月
		転入職員研修	金融庁職員の在り方、金融庁における基本実務及び上記【「必修研修」及び「インサイダー取引規制及び法令等遵守に係る研修」】の研修内容等、金融庁で勤務していく上で必要となる基本的事項に係る知識の付与（メンタルヘルスを含む）。	転入職員、中途採用職員等	随時
階層別研修		ハラスメント研修	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどハラスメント全般を防止するとともに、職員の心の健康づくりの保持増進に努め、職場環境の向上を図るための理解の促進。	個室幹部及び管理・監督者	12月
		幹部候補育成課程職員向け研修	将来幹部としての職を担っていくために必要な素養となるリーダーシップ及びマネジメントに関する知識の付与。	幹部候補育成課程対象者	5月
		シニア職員向け研修	定年延長制度、再任用制度、再就職規制、再就職支援制度及び国家公務員の年金制度など、シニア期の働き方や今後の生活設計を検討するための情報の提供。	主に50歳以上の職員	12月
		障害者理解促進研修	改正障害者差別解消法の内容や障害の特性、要配慮者へ適切に対応するために必要な基本的な知識の付与と意識の啓発。	全職員、新規監督者及び障害者職員の所属部署の監督者	8月、9月
		新規採用職員研修	当庁職員及び国家公務員として働く上で、必要な基礎知識の付与。	新規採用職員	4月
		証券外務員研修	基本的な金融商品の概要、証券市場の知識、法令・諸規則、財務諸表分析の基礎等について学習し、一種外務員資格試験合格相当の知識の付与。	新規採用職員	4月～6月
		英語研修	英会話及び英文メール作成に関する基礎的な技能の付与	採用2年目の職員	10月～12月
		簿記研修（３級・２級コース）	金融機関等のモニタリング業務等において必要な会計知識、財務諸表を読む力、基礎的な経営管理や分析力の基礎を身に付け、日商簿記検定試験３級又は２級合格相当の知識の付与。	新規採用職員 採用2年目の職員	10月～3月
		IT入門研修	ITリテラシーの向上	採用2年目の職員	5月～3月
		1on1ミーティング研修	少人数グループにおいて実施する1on1ミーティングに必要な技術の付与。	少人数グループリーダー及びグループメンバー	9月
		国会連絡室研修	係長相当職昇任前の総合職職員に対して、国会連絡室の業務を経験する機会の付与。	総合職2年目の職員	1月～6月
		金融サービス利用者相談室実地研修	金融サービス利用者である一般国民の意見等を直接傾聴する機会の付与。	総合職2年目及び一般職（大卒区分）6年目の職員	10月～12月
		国会業務・記者対応研修	国会業務及び記者対応業務に関する知識及び技能の付与	総合職採用6年目、一般職大卒区分採用16年目及び一般職高卒区分採用 20年目の職員	1月
		新任課長補佐向けマネジメント研修	マネジメントに関する知識の付与	新たに課長補佐に昇任した職員	1月
一般研修	語学	英語リーディング研修	英文のリーディング手法を理解し、英文を速く、的確に理解する能力の向上。	全職員（希望者）	8月～9月
		英語力育成研修	オンラインでのマンツーマン英会話レッスン等により、基礎的な英会話能力の向上から、応用的なビジネス英会話能力の向上まで研修生のレベルに応じた英会話の能力の維持・向上。	一定要件に該当する職員 （※担当業務を遂行する上で、英語学習が真に必要と認められる職員）	8月～6月
		国際リーダーシップ人材養成研修	国際会議や国際機関等でリーダーシップを発揮し、仲間と協力し成し遂げたい事を成し遂げる力の開花（テーマ毎のワークショップ形式）。	国際会議に出席する職員	10月、11月
		国際リーダーシップ人材養成研修の個別コーチング	国際会議や国際機関等でリーダーシップを発揮し、仲間と協力し成し遂げたい事を成し遂げられる力の開花（事例等に基づいた英語での１対１による対話形式）。	国際会議に出席する職員 （国際リーダーシップ人材養成研修受講生の中から希望者）	1月、2月
		中国語研修	マンツーマン形式によるレッスン(online)により、海外機関等との折衝等に必要な中国語に関する語学力の維持・向上。	一定要件に該当する職員 （※担当業務を遂行する上で、中国語学習が真に必要と認められる職員）	9月期・1月期・4月期
	IT	ＩＴパスポート研修	基礎的な情報技術を活用するため、ITパスポート試験合格相当の知識の付与。	全職員（希望者） （システム担当者優先）	9月～12月
		情報セキュリティマネジメント研修	情報セキュリティマネジメント試験合格相当の知識の付与。	全職員（希望者） （セキュリティ・ITに関担当職員優先）	12月～3月
		VBA研修	基本的なマクロ・VBA操作に関する知識及び技術の付与。	全職員（希望者）	10月、11月
		DX研修（幹部職員向け）	当庁実務のデジタル化や金融業界のDX推進に関する実践力の養成。	各局総務課長等の一部幹部職員	12月
	会企計業	企業会計実務研修	会計制度に関する基礎及び専門的な知識の付与。	会計制度にかかる専門的な知識やノウハウを必要とする業務を担当する職員等	2月
	総務	総務系統事務研修	総務・経理事務に関して、適切な事務処理を行う上で必要な庁内事務処理等の手続きに関する知識の付与。	総務、経理事務の担当職員	8月
	メンタルヘルス	メンタルヘルス研修（専門相談員）	対外的なストレスに晒される機会の多い金融サービス利用者相談室等に所属する専門相談員に対して、ストレスマネジメントに関する知識の付与。	専門相談員	10月

区分		研修名	目的	対象者	実施月
業務別研修	モニタリング部門	モニタリング研修（内製動画型）	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等に対する預取・保険業務に関するモニタリング能力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	通年
		モニタリング研修（オンライン双方向型）	講師からの解説に加え、質疑応答による双方向の議論を行うことで、預取・保険業務に関するモニタリングに必要な知識・スキル及び対話力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	夏期：7月・8月 冬期：1月
		モニタリング研修（オンラインワークショップ型）	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等を階層別に分けて、各レベルに応じた預取業務に関するモニタリング能力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	夏期：8月 冬期：1月
		モニタリング研修（集合ワークショップ型）	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等を階層別に分けて、各レベルに応じた預取業務に関するモニタリング能力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	夏期：7月・8月 冬期：1月
		モニタリング研修（資金決済業・暗号資産業・貸金業コース）	資金決済業者（前払式支払手段発行者、資金移動業者及び仮想通貨交換業者）及び貸金業者等に係る金融モニタリングに必要な基礎及び専門的知識、スキルの付与。	モニタリング業務（資金決済業者、暗号資産業者、貸金業者）担当者及び都道府県の貸金業担当者	8月～9月
	企画部門	企画系統研修	企画部門の職員としての必要な知識の付与。	企画部門職員	7月
		開示審査基礎研修	企業内容の開示審査業務に関する基礎的な知識の付与。	新任の開示審査業務担当職員	7月～10月
		開示審査実務研修	企業内容の開示審査業務に関する専門的な知識の付与。	経験年数1年以上の開示審査業務担当職員	10月
	監視部門	市場監視基礎研修	市場監視業務に関する基礎的知識の付与。	新任の市場監視担当職員	7月
		市場監視実務研修	市場監視業務に関する専門的知識の付与。	市場監視担当職員	7月
		市場監視総合研修	市場監視業務に関する総合的知識の付与。	市場監視担当職員	1月
		取引審査基礎研修	取引審査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券取引審査官	7月～10月
		取引審査実務研修	取引審査業務に関する専門的知識の付与。	証券取引審査官	1月
		モニタリング基礎研修（証券コース）	証券モニタリング業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券モニタリング業務担当職員	7月
		モニタリング実務研修（証券コース）	証券モニタリング業務に関する専門的知識の付与。	証券モニタリング業務担当職員	7月
		取引調査基礎研修	取引調査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券調査官	7月～10月
		取引調査実務研修	取引調査業務に関する専門的知識の付与。	証券調査官	夏期：8月 冬期：1月
		国際取引等調査実務研修	国際取引等調査業務に関する専門的知識の付与。	証券調査官	夏期：8月 冬期：1月
		開示検査基礎研修	開示検査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券調査官	7月
		開示検査実務研修	開示検査業務に関する専門的知識の付与。	証券調査官	夏期：8月 冬期：1月
		犯則調査基礎研修	犯則調査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券取引特別調査官	7月～10月
		犯則調査実務研修	犯則調査業務に関する専門的知識の付与。	証券取引特別調査官	夏期：8月 冬期：1月
	検査部門 公認会計士等会	公認会計士等検査事務研修	公認会計士等検査に関する基礎的、専門的知識の付与。	公認会計士・監査審査会職員等	7月

上記以外にも、委託業者が実施する通信講座を利用した自学自習の機会を提供（費用は自己負担）している

第５節　デジタル・ガバメントへの取組

金融庁における情報システムの具体的な取組や方針について取りまとめた「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」（2022 年９月策定）に基づき、従来の取組に加え、新たに以下の取組を実施した。

主な項目	取組実績
１．IT ガバナンスの推進	・金融庁行政情報化推進委員会[1]を開催し、新たに情報セキュリティ対策の中長期計画等を策定した。 ・システム監査について、計画に基づきリスク管理の適切性、実施状況の確認をテーマとして２システムに対する監査を実施したほか、金融庁行政情報化推進委員会を開催し、新たに３か年計画を策定した。 ・金融庁情報システム調達会議[2]を開催し、新たに重要システムに係る政府調達案件 12 件について審議し、適正な情報システムの調達に取り組んだ。
２．デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備	・「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン[3]」に基づいた対策として、「金融庁生成 AI システム利活用ルール」を策定したほか、CAIO[4]（Chief AI Officer）の設置など、生成 AI の適正な利活用を促進するための態勢整備を進めた。 ・「情報セキュリティ対策推進計画[5]」に基づいた対策として、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が改定さ

[1] 行政運営の効率化や利用者中心の行政サービス改革を実現するため、総括審議官（当時）や各局総務課長等をメンバーとして、行政情報化に関する方針等について審議・報告するもの。
[2] 情報システムの調達の適正性（必要性、妥当性等）を確保するため、総括審議官（当時）や各局総務課長等をメンバーとして、主に情報システム関連の政府調達案件等について審議・報告するもの。
[3] 生成 AI の利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めるため、政府における生成 AI のガバナンス、各府省庁における調達・利活用時のルールを定めるガイドライン。
[4] CAIO は政府における生成 AI の利活用促進とリスク管理を表裏一体で進める観点から、各府省庁に設置。
[5] 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範（サイバーセキュリティ戦略本部決定）」を根拠とする「金融庁情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画を毎年度策定している。

	れたこと等に伴い、「金融庁情報セキュリティポリシー」及び実施手順の改定を実施した。
３．利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化	・行政手続のデジタル化について、新たに 71 手続を対象とし、全体で 4,753 手続をデジタル化している。
４．業務におけるデジタル技術の活用	・2025 年１月よりデジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境である GSS（Government Solution Service）に移行した。 ・RPA（Robotic Process Automation）について、新たに３業務を自動化し、管理する業務は 20 件となっている。

第６節　報道・広報

Ⅰ　報道対応

報道発表及び記者会見等の実施

毎週２回の閣議後等に実施している大臣記者会見（103 回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（40 回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：655 件）。

Ⅱ　広報活動（英語による行政対応・発信力強化に向けた取組みは、後掲「第１部第２章第 13 節」を参照）

１．金融庁ウェブサイト等による広報の充実

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、特設サイトの設置や金融庁ウェブサイトのトップページで注意喚起を行うなどの取組を行っている。

2024 事務年度は、米国関税措置に伴い、「米国関税措置への対応・対策」に関する情報ページを開設し、金融庁相談ダイヤルの周知や金融機関への要請等、ウェブサイトの利用者にとって分かりやすいよう情報の集約を行った。また、ウェブサイトに加え、X 等の SNS や広報誌「アクセス FSA」も活用し、積極的な広報を実施した。

２．政府広報の活用

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、資料１のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めた。

第７節　情報公開等

Ⅰ　開示請求の動向

１．行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求の状況

金融庁　（件）

年度	受理	開示決定			不開示決定	請求取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2022	98	15	60	75	24	6
2023	26	3	15	18	10	2
2024	148	12	43	55	22	9

証券取引等監視委員会事務局　（件）

年度	受理	開示決定			不開示決定	請求取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2022	12	0	13	13	2	0
2023	4	0	4	4	0	0
2024	3	0	1	1	1	1

公認会計士・監査審査会事務局　（件）

年度	受理	開示決定			不開示決定	請求取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2022	1	0	0	0	1	0
2023	0	0	0	0	0	0
2024	2	0	2	2	0	0

上記合算　（件）

年度	受理	開示決定			不開示決定	請求取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2022	111	15	73	88	27	6
2023	30	3	19	22	10	2
2034	153	12	46	58	23	10

（参考）不服申立の状況　（件）

年度	受理	前年度繰越	諮問	答申	裁決
2022	9	9	8	9	7
2023	2	11	3	9	9
2024	5	0	4	1	1

（注１）　４月から翌年３月までの計数を行政機関情報公開法の施行状況調査と同様の定義で計上。

（注２）　2025年度における６月末までの開示請求受付件数は22件。
（金融庁：22件、監視委：0件、審査会：0件）

（注３）　2024年度における主な請求内容：金融機関等所管法人に関する文書、行政処分等に関する文書、法令の逐条解説に関する文書

（注４）　「不服申立の状況」の「答申」欄は、各年度における情報公開・個人情報保護審査会の答申の件数であり、「裁決」欄はそのうち同年度中に金融庁において裁決を行った件数。

２．個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求の状況

金融庁　（件）

年度	受理	開示決定			不開示決定	請求取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2022	16	2	8	10	4	0
2023	9	0	6	6	7	0
2024	9	4	4	8	3	1

証券取引等監視委員会事務局　（件）

年度	受理	開示決定			不開示決定	請求取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2022	1	0	1	1	0	0
2023	1	0	1	1	0	0
2024	3	0	3	3	0	0

公認会計士・監査審査会事務局　（件）

年度	受理	開示決定			不開示決定	請求取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2022	2,371	2,358	0	2,358	0	7
2023	94	96	0	96	1	6
2024	112	105	1	106	2	3

上記合算　（件）

年度	受理	開示決定			不開示決定	請求取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2022	2,388	2,360	9	2,369	4	7
2023	104	96	7	103	8	6
2024	124	109	8	117	5	4

（参考）不服申立の状況　（件）

年度	受理	前年度繰越	諮問	答申	裁決
2022	0	3	1	3	3
2023	0	0	0	0	0
2024	1	0	1	0	0

（注１）　４月から翌年３月までの計数を個人情報保護法の施行状況調査と同様の定義で計上。

（注２）　2025年度における６月末までの開示請求受付件数は28件。
（金融庁：3件、監視委：0件、審査会：25件）

（注３）　2024年度における主な請求内容：公認会計士試験における請求者本人の点数・答案、請求者本人が金融サービス利用者相談室へ行った相談の記録等。なお、公認会計士試験については2023年度から受験者に対し答案内容等の情報提供を開始したため、請求件数が大幅に減少している。

（注４）　「不服申立の状況」の「答申」欄は、各年度における情報公開・個人情報保護審査会の答申の件数であり、「裁決」欄はそのうち同年度中に金融庁において裁決を行った件数。

Ⅱ　文書管理等の状況

１．内部管理体制

（１）研修

非常勤職員を含めた全職員を対象とした研修、文書管理者・文書管理担当者を対象とした研修、文書管理補助者を対象とした研修、新規採用職員を対象とした研修を実施。

（２）自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、2024 年９月～10 月に自主点検を実施。
また、自主点検後、2025 年１月～2025 年２月において監査を実施。

２．文書管理の状況

（１）概要

金融庁においては、１．内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、2024 事務年度において、保有する情報の取扱いが不適切であると認められる事例が 14 件発生した（行政文書の紛失・誤廃棄、業務システムでのダウンロード失念による行政文書消失、メールの誤送信、郵便物の誤送付）。

行政文書の紛失（行政文書ファイル所在不明等）については、外部に漏えいした可能性は極めて低く、２次被害は確認されていない。

また、メールの誤送信・郵便物の誤送付による個人情報漏えい事案に関しては、誤送信先等に対する謝罪を行う等対応済みとなっている。

（２）再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

① 案件の室内周知、研修教材による職員の文書管理に係る意識・理解度の向上徹底。
② 行政文書の受領、メールの外部送信、郵便物送付等の手順に係るルールの周知及び動作チェックの徹底。
③ 送付先住所を自動的に特定し表示するツールの活用。

第８節　金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、金融機関等との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとしている（2017 年１月以降）。

（参考）主な金融機関等との意見交換会の開催実績（2024 年７月～2025 年６月）

主要行等	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11 回	10 回	10 回	４回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
４回	４回	５回	５回
外国損害保険会社	証券会社	投資信託会社	投資顧問業者
２回	６回	２回	２回
金融先物取引業者	信託	貸金業者	暗号資産交換業
１回	４回	２回	２回
資金移動業者	前払式支払手段発行者		
１回	１回		

金融行政アドバイザリーの委嘱状況

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
① 金融機関の利用者（中小企業経営者等）	13	12	10	9	7
② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等	9	9	10	9	8
③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等	3	3	3	3	2
④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等	15	14	14	14	12
合計	40	38	37	35	29

※全て6月末時点の数字（名）
※各財務（支）局5名以内

（金融行政アドバイザリー）

各財務（支）局に配置された金融行政アドバイザリーが、財務（支）局の求めに応じ、金融行政や地元金融情勢・金融機関の動向、地域の活性化等に関する意見等の聴取、金融知識や金融行政に関する施策の普及・広報活動、財務（支）局職員への研修講師等、金融行政に関するサポートを行う。

金融行政モニターにおけるご意見等の受付状況

事務年度	金融行政モニター受付窓口	金融行政ご意見受付窓口
2015 事務年度	19 件	295 件
2016 事務年度	24 件	733 件
2017 事務年度	60 件	1,080 件
2018 事務年度	28 件	978 件
2019 事務年度	42 件	945 件
2020 事務年度	40 件	857 件
2021 事務年度	43 件	3,076 件
2022 事務年度	42 件	6,795 件
2023 事務年度	40 件	4,278 件
2024 事務年度	50 件	634 件

（※）金融行政モニター受付窓口及び金融行政ご意見受付窓口は、2016 年１月 29 日に開設。
金融行政ご意見受付窓口については、2024 年８月 30 日に受付終了。

金融サービス利用者相談室*1 の相談等の受付状況
（2024年4月1日～2025年3月31日）

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

2024年4月1日～6月30日・・・2024年9月27日公表（第76回）
2024年7月1日～9月30日・・・2024年11月26日公表（第77回）
2024年10月1日～12月31日・・・2025年3月7日公表（第78回）
2025年1月1日～3月31日・・・2025年6月11日公表（第79回）

1. 類型別受付件数

（単位：件）

区　　分	4月 ～ 6月	7月 ～ 9月	10月 ～ 12月	1月 ～ 3月	2024年度合計
質問・相談	8,682	8,508	8,692	8,997	34,879
意見・要望	2,782	2,618	3,206	2,818	11,424
情報提供	287	305	389	377	1,358
その他	127	160	145	164	596
合　　計	11,878	11,591	12,432	12,356	48,257

2. 受付方法別件数

（単位：件）

区　　分	4月 ～ 6月	7月 ～ 9月	10月 ～ 12月	1月 ～ 3月	2024年度合計
電　　話	8,486	8,320	8,535	8,519	33,860
ウェブサイト	3,070	2,963	3,569	3,293	12,895
ファックス	15	14	18	43	90
手　　紙	264	246	254	325	1,089
その他	43	48	56	176	323
合　　計	11,878	11,591	12,432	12,356	48,257

3. 分野別受付件数

（単位：件）

区　　分	4月 ～ 6月	7月 ～ 9月	10月 ～ 12月	1月 ～ 3月	2024年度合計
預金・融資等	3,706	3,653	3,810	4,030	15,199
保険商品・保険制度等	1,827	1,853	2,048	1,872	7,600
投資商品・証券市場制度等	3,025	3,031	3,271	3,050	12,377
貸金等	559	565	648	633	2,405
資金移動・前払式支払手段等	70	104	94	119	387
暗号資産（仮想通貨）等	1,244	1,059	1,304	1,398	5,005
金融行政一般・その他	1,447	1,326	1,257	1,254	5,284
合　　計	11,878	11,591	12,432	12,356	48,257

４．１日当たりの平均受付件数

（単位：件）

区　　分	4月 ～ 6月	7月 ～ 9月	10月 ～ 12月	1月 ～ 3月	2024年度合計
１日当たり平均受付件数	192	187	201	217	199

５．事前相談（予防的なガイド）の受付件数

（単位：件）

区　　分	4月 ～ 6月	7月 ～ 9月	10月 ～ 12月	1月 ～ 3月	2024年度合計
合　　計	29	45	60	47	181

６．詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付件数

（単位：件）

区　　分	4月 ～ 6月	7月 ～ 9月	10月 ～ 12月	1月 ～ 3月	2024年度合計
詐欺的な投資勧誘	1,748	1,629	1,641	1,841	6,859
うち被害有	1,494	1,393	1,406	1,451	5,744

７．AIチャットボットのアクセス人数

（単位：人）

区　　分	4月 ～ 6月	7月 ～ 9月	10月 ～ 12月	1月 ～ 3月	2024年度合計
AIチャットボットアクセス人数	2,502	2,111	2,170	2,200	8,983

8. 分野別の相談等受付状況

○預金・融資等

（単位：件、％）

区　分	預金		融資		その他		合計	
	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率
４月　～　６月	1,167	31.5	473	12.8	2,066	55.7	3,706	100.0
７月　～　９月	1,137	31.1	562	15.4	1,954	53.5	3,653	100.0
10月　～　12月	1,185	31.1	566	14.9	2,059	54.0	3,810	100.0
１月　～　３月	1,215	30.1	529	13.1	2,286	56.7	4,030	100.0
2024年度合計	4,704	30.9	2,130	14.0	8,365	55.0	15,199	100.0

○保険商品等

（単位：件、％）

区　分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率
４月　～　６月	373	20.4	815	44.6	639	35.0	1,827	100.0
７月　～　９月	427	23.0	789	42.6	637	34.4	1,853	100.0
10月　～　12月	420	20.5	871	42.5	757	37.0	2,048	100.0
１月　～　３月	408	21.8	763	40.8	701	37.4	1,872	100.0
2024年度合計	1,628	21.4	3,238	42.6	2,734	36.0	7,600	100.0

○投資商品等

（単位：件、％）

区　分	証券会社（第一種業）		個別法人・団体		登録詐称・無登録業者		その他		合　計	
	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率
４月　～　６月	540	17.9	1,113	36.8	152	5.0	1,220	40.3	3,025	100.0
７月　～　９月	496	16.4	1,102	36.4	240	7.9	1,193	39.4	3,031	100.0
10月　～　12月	539	16.5	1,069	32.7	174	5.3	1,489	45.5	3,271	100.0
１月　～　３月	576	18.9	1,145	37.5	152	5.0	1,177	38.6	3,050	100.0
2024年度合計	2,151	17.4	4,429	35.8	718	5.8	5,079	41.0	12,377	100.0

○資金移動・前払式支払手段等

（単位：件、％）

区　分	資金移動		前払式支払手段		その他		合計	
	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率
４月　～　６月	25	35.7	45	64.3	0	0.0	70	100.0
７月　～　９月	38	36.5	66	63.5	0	0.0	104	100.0
10月　～　12月	42	44.7	52	55.3	0	0.0	94	100.0
１月　～　３月	45	37.8	74	62.2	0	0.0	119	100.0
2024年度合計	150	38.8	237	61.2	0	0.0	387	100.0

*1 金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・郵送等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。
「金融サービス利用者相談室　皆様の「声」をお寄せください！」 https://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html

評価の実施状況

年度	実績評価	事前事業評価	事後事業評価	総合評価	規制の政策評価（ＲＩＡ）	租税特別措置等に係る政策評価
14 年度	26 件 （13 年度計画に掲げた政策）	－	－	－		
15 年度	27 件 （14 年度計画に掲げた政策）	６件	－	－		
16 年度	36 件 （15 年度計画に掲げた政策）	５件	－	－		
17 年度	43 件 （16 年度計画に掲げた政策）	７件	－	１件		
18 年度	28 件 （17 年度計画に掲げた政策）	４件	５件	－		
19 年度	26 件 （18 年度計画に掲げた政策）	３件	３件	－	11 件	
20 年度	25 件 （19 年度計画に掲げた政策）	１件	６件	１件	23 件	
21 年度	24 件 （20 年度計画に掲げた政策）	１件	４件	－	25 件	
22 年度	24 件 （21 年度計画に掲げた政策）	－	３件	－	19 件	７件
23 年度	24 件 （22 年度計画に掲げた政策）	－	２件	－	15 件	５件
24 年度	24 件 （23 年度計画に掲げた政策）	１件	２件	－	６件	９件
25 年度	20 件 （24 年度計画に掲げた政策）	－	１件	－	26 件	９件
26 年度	20 件 （25 年度計画に掲げた政策）	－	－	－	６件	８件
27 年度	20 件 （26 年度計画に掲げた政策）	－	２件	－	10 件	10 件
28 年度	20 件 （27 年度計画に掲げた政策）	－	１件	－	８件	５件
29 年度	20 件 （28 年度計画に掲げた政策）	－	－	－	５件	２件

30 年度	14 件 （29 年度計画に掲げた政策）	－	－	－	６件	11 件
元年度	14 件 （30 年度計画に掲げた政策）	－	－	－	12 件	３件
２年度	14 件 （元年度計画に掲げた政策）	－	－	－	12 件	８件
３年度	14 件 （２年度計画に掲げた政策）	－	－	－	19 件	２件
４年度	15 件 （３年度計画に掲げた政策）	－	－	－	26 件	３件
５年度	15 件 （４年度計画に掲げた政策）	－	－	－	14 件	５件
６年度	15 件 （５年度計画に掲げた政策）	－	－	－	11 件	１件

（備考）

〇実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。（例：金融機関の健全性確保）

〇事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。（例：金融庁業務支援統合システムの開発）

〇総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。（例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」）

〇規制の政策評価（ＲＩＡ：Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制の客観性と透明性の向上を目指す手法。19 年 10 月より規制の事前評価が実施され、29 年 10 月より規制の事前評価に加えて規制の事後評価の実施が義務化された。

〇租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22 年５月より評価の実施が義務化された。

第 13 節　英語による行政対応・発信力強化に向けた取組

金融庁では、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組を実施している。

Ⅰ　英語による行政情報の発信

以下の取組により、英語による行政情報の発信に注力した。その際、金融資本市場に関する施策・行政対応のように、国際的な関心が高い事案については、ウェブサイトでの英語による公表と X（英語版アカウント）の投稿を同時に実施するよう努めた。

・大臣記者会見等の英訳の公表
・「FSA Weekly Review」（公表物の英語による概要版）の公表
・X（英語版アカウント）の投稿
・月刊広報誌「アクセス FSA」の英訳の公表

Ⅱ　英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応（ワンストップ窓口）

英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口（2014 年 4 月設置）では、英語での一元的な対応を実施している。

2024 事務年度においては、計 469 件の照会が寄せられ、その内訳は、当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が 97 件、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が 110 件、その他の照会が 262 件であった。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

Ⅲ　法令等主要な公表物の英語版の作成・公表

2024 事務年度においては、資料１の法令等について英語版を作成したほか、「2024 事務年度金融行政方針」の英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の資料・議事録の英語版を公表した。

加えて、「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート」（2024 年 12 月）の英語版を公表した。

（資料１）

英語版を作成した主な法令等

・銀行法施行令（令和六年政令第二十九号による改正まで反映）
・資金決済に関する法律施行令（令和六年政令第二十二号による改正まで反映）
・前払式支払手段に関する内閣府令（令和六年内閣府令第十九号による改正まで反映）
・資金移動業者に関する内閣府令（令和六年内閣府令第十九号による改正まで反映）
・金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（令和六年法律第五十二号による改正まで反映）
・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令（令和五年内閣府令第七十三号）
・保険業法（令和五年法律第七十九号による改正まで反映）
・認可特定保険業者等に関する命令（令和六年内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号による改正まで反映）
・保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（令和五年／内閣府／財務省／令第九号による改正まで反映）
・金融商品取引法（令和六年法律第三十二号による改正まで反映）
・金融商品取引法施行令（令和六年政令第七十一号による改正まで反映）
・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（令和六年内閣府令第二十九号による改正まで反映）
・金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（令和六年内閣府令第二十九号による改正まで反映）
・社債、株式等の振替に関する法律（令和五年法律第八十号による改正まで反映）
・社債、株式等の振替に関する法律施行令（令和六年政令第百七十四号による改正まで反映）
・投資信託及び投資法人に関する法律（令和六年法律第三十二号による改正まで反映）
・投資信託及び投資法人に関する法律施行令（令和五年政令第百八十六号による改正まで反映）
・投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（令和六年内閣府令第七号による改正まで反映）
・資産の流動化に関する法律（令和五年法律第八十号による改正まで反映）
・資産の流動化に関する法律施行規則（令和五年内閣府令第八十七号による改正まで反映）
・資産の流動化に関する法律施行令（令和五年政令第三百二十八号による改正まで反映）
・企業内容等の開示に関する内閣府令（令和六年内閣府令第五十三号による改正まで反映）
・公認会計士法施行規則（令和五年内閣府令第八十七号による改正まで反映）
・特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（令和六年内閣府令第二十九号による改正まで反映）
・外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（令和六年内閣府令第二十九号による改正まで反映）
・財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（令和六年内閣府令第二十九号による改正まで反映）
・発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（令和六年内閣府令第

二十九号による改正まで反映）
・保険業法の一部を改正する法律案（概要情報）
・資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（概要情報）
・信託業法の一部を改正する法律案（概要情報）

第２部　金融に関する制度の企画及び立案

第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組

第１節　企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組

Ⅰ　開示諸制度の整備（資料１～３参照）

Ⅱ　開示諸制度の運用（資料４、５参照）

Ⅲ　EDINET（電子開示システム）の開発状況等（資料６参照）

Ⅳ　会計基準の品質向上に向けた取組（資料７参照）

Ⅴ　IFIAR を通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献（資料８参照）

有価証券報告書における株式の保有目的変更に係る開示事項の見直し

（資料1）

- 株式の保有目的を**政策保有から純投資に変更した場合**における適切な情報開示を促すため、開示府令を改正し、有価証券報告書の記載事項を追加（2025年１月31日公布・施行）
- 改正開示府令は、**2025年3月期の有価証券報告書から適用**

有価証券報告書（開示府令第三号様式）

第一部　企業情報
- 第１　企業の概況
- 第２　事業の状況
- 第３　設備の状況
- 第４　提出会社の状況
  - ４　コーポレート・ガバナンスの状況等
    - ⑸　株式の保有状況（39）
- 第５　経理の状況
- 第６　提出会社の株式事務の概要
- 第７　提出会社の参考情報

第二部　提出会社の保証会社等の情報

＜投資株式の保有目的を政策保有から純投資に変更した場合の開示事項＞

【見直し前】

- 当事業年度中に保有目的を変更した場合は、銘柄ごとに、(a)銘柄、(b)株式数、(c) B/S（貸借対照表）計上額の記載が必要。

（イメージ）

銘柄	株式数	B/S計上額
A	xxx,xxx	xxx,xxx
B	xxx,xxx	xxx,xxx
:		

【見直し後】

- **当事業年度を含む最近5事業年度**に保有目的を変更した銘柄を**当事業年度末時点で保有している場合**は、現状記載を求めている(a)～(c)の記載事項に加えて、以下の記載事項を追加。

(d)　**保有目的を変更した事業年度**

(e)　**保有目的の変更の理由**及び保有目的の変更後の**保有又は売却に関する方針**

銘柄	株式数	B/S計上額	**変更事業年度**	**変更理由 保有又は売却の方針**
A	xxx,xxx	xxx,xxx	・・・・・・・	・・・・・・・
B	xxx,xxx	xxx,xxx	・・・・・・・	・・・・・・・
:				

- 純投資目的から政策保有目的に変更した場合の開示事項は、現状通り、(a) ～ (c) の事項。
- 企業内容等開示ガイドラインにおいて、「純投資目的」とは「専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすること」であり、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的とはいえないことを明確化。

株式報酬に係る開示規制の見直し・スタートアップへの成長資金の供給促進に係る政府令等改正の概要

（資料2）

□ 「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」（2023年12月公表）及び「規制改革実施計画」（2024年6月公表）を踏まえ、関連政令・内閣府令等を改正（2025年2月公布・施行）。

1. 株式報酬に係る開示規制の見直し

➢ 上場会社が**役員・従業員に対する報酬**として株式を交付する場合、その株式に一定の**譲渡制限期間**（※）が付されていることを条件として、**有価証券届出書提出を不要**とする特例措置について、以下の見直しを実施。

※ 有価証券報告書等で必要な情報が開示されないまま、役員等を介して当該株式が一般投資家に広まるのを防ぐ趣旨。

- 上半期に株式を交付する場合の**譲渡制限期間を短縮**
- **役員・従業員の範囲**を、完全子会社以外の子会社の役員・従業員にまで**拡大**
- 役務の対価として付与されるユニット等に応じて株式が交付される場合も**特例が適用されることを明確化**

2. スタートアップへの成長資金の供給の促進

① **プロ向け私募**において、有価証券の取得者をプロ投資家に限定すれば、**一般投資家も閲覧可能な方法によるインターネット等での有価証券の情報提供を可能**とする。

② 発行価額総額**5億円未満**の募集の際に提出する有価証券届出書について、記載すべき財務諸表を監査済みの2期分を含む5期分から**監査済みの最近1期分（含前年度との比較数値）**とするほか、**サステナビリティ情報の記載の任意化**、**コーポレートガバナンス関係の事項を会社法上の事業報告と同様の内容で可**とするなど、簡素化を実施。

③ **投資型クラウドファンディング**について、発行総額の上限（現行1億円）を**5億円**に、1人当たり投資額の上限（現行50万円）を**最高200万円の範囲内で年収・純資産の5%**まで引き上げる。

④ **上場ベンチャーファンド**について、**自己投資口の取得を解禁**。

※ 自己投資口（自社株に相当するもの）の取得についてインサイダー取引規制等の対象とすることを前提とした規制緩和。

サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ

2025年7月17日時点

（資料3）

開示基準の適用

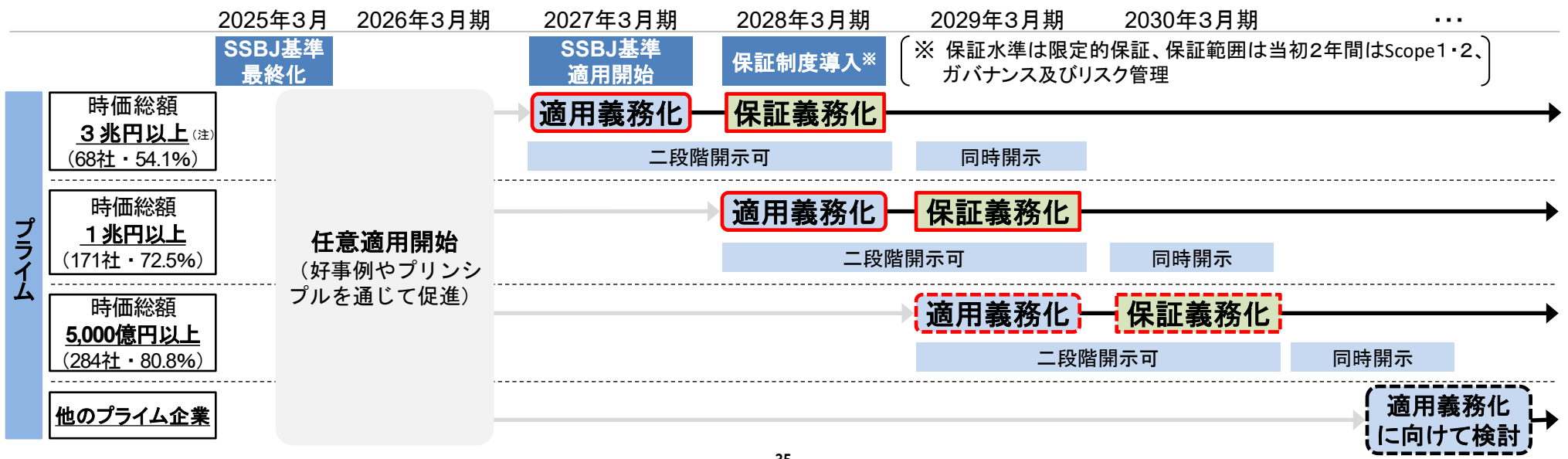
- グローバルな投資家との建設的な対話を志向する**プライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成すること**を義務付ける。
- SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、
  - i. 時価総額**3兆円以上**の企業：**2027年3月期**
  - ii. 時価総額**3兆円未満1兆円以上**の企業：**2028年3月期**
  - iii. 時価総額**1兆円未満5千億円以上**の企業：**2029年3月期**

  からの**適用開始を基本**とし、**iii. の適用時期**は、国内外の動向等を注視しつつ、**引き続き検討**していく。

  （注1） 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。
  （注2） 時価総額の算定方法については、5事業年度末の平均値等を参考としつつ、検討。
- 経過措置としての**二段階開示**は、**適用開始から2年間**とする。
- **有価証券報告書の提出期限の延長**については、本WGで**引き続き検討**していく。

保証

- **開示基準の適用開始時期の翌年**から保証を義務付け。
- 保証水準は**限定的保証**（合理的保証への移行の検討は行わない）、保証範囲は**当初2年間はScope1・2、ガバナンス及びリスク管理**（3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討）とし、**保証の担い手**は本WGで**引き続き検討**していく。



（注）時価総額に応じた適用社数とカバレッジ（Bloomberg Finance L.P.及びJPX公表統計の2025年3月末時点の情報から作成）。

「記述情報の開示の好事例集」の概要

（資料4）

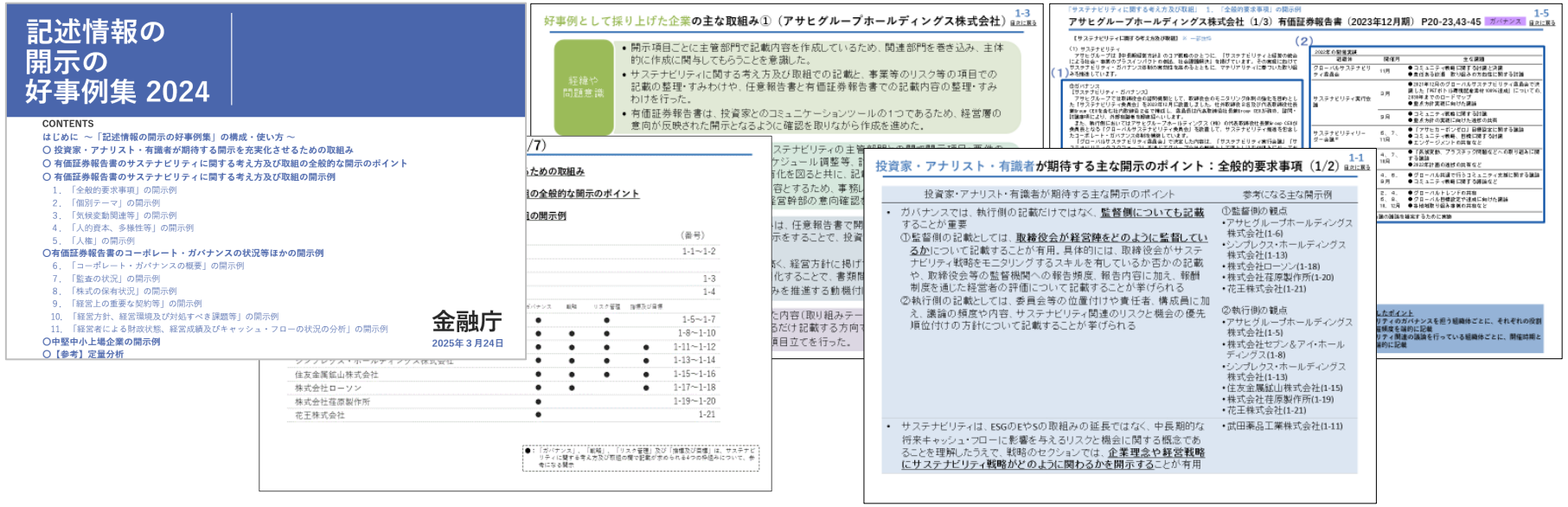
開示の充実化に向けた実務の積上げ・浸透を図る取組として、2018年度から毎年、「記述情報の開示の好事例に関する勉強会」を実施した上で、「記述情報の開示の好事例集」を公表（更新）。

記述情報の開示の好事例集

○ 2024年度は、2023年１月に改正した「企業内容等の開示に関する内閣府令」を踏まえ、有価証券報告書（以下、「有報」）等において新たに開示が求められた「サステナビリティ情報」に関する開示例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2024」として、2024年12月27日までに公表、更新。また、「コーポレート・ガバナンスの状況等」ほかに関する開示例、「中堅中小上場企業の開示」の好事例について、2025年２月３日及び３月24日に更新。

○ 好事例集には「投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント」及び「好事例として取り上げた企業の主な取組み」などを掲載しているほか、それぞれの開示例では、好事例として着目したポイント等を青色のボックスにコメントしている。

⇒好事例集の活用を通じて、各企業の有報等の開示内容に関して、より一層の充実化が図られることを期待。



令和6年度の有価証券報告書レビュー

（資料5）

□ 金融庁は、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容の適正性の確保及び充実化の促進の観点から、各財務（支）局及び沖縄総合事務局と連携して、主に「法令改正関係審査」及び「重点テーマ審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施している。

法令改正関係審査

- 審査内容：**2023年１月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（*1）及び関連する開示項目（「コーポレート・ガバナンスの状況等」における監査役会等の活動状況及び政策保有株式に関連した開示を含む。）**

  （*1）サステナビリティに関する企業の取組（「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」及び「指標及び目標」）の開示、人的資本・多様性（「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」）に関する開示及びコーポレート・ガバナンス（取締役会等の活動状況、内部監査の実効性及び政策保有株式の銘柄毎の保有目的等）に関する開示についての改正

- 対象企業：2024年３月末～2025年３月（３月末日除く）決算の全ての有価証券報告書提出会社
- 審査方法：調査票による審査

重点テーマ審査

- 審査テーマ：**サステナビリティに関する企業の取組の開示（*2）**

  （*2）2023年１月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令により、有価証券報告書において「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設されたことに伴い、その記載内容について、**自主的な改善**に資するよう審査

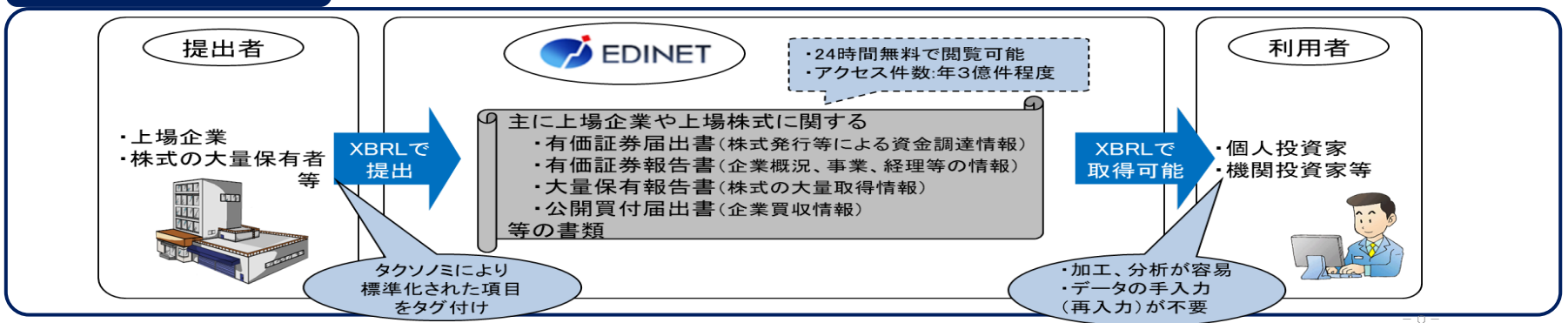
- 対象企業：2024年３月末～2025年３月（３月末日除く）決算の有価証券報告書提出会社から審査対象会社を選定
- 審査方法：質問票による対話型の審査

□ 令和6年度の有価証券報告書レビューについて、複数の提出会社に共通して識別された課題に関し、今後の有価証券報告書の作成にあたって留意すべき事項等を取りまとめて、2025年４月１日に金融庁ウェブサイトにて公表した。

EDINET（電子開示システム）の開発状況等

- EDINETは各種法令改正等に対応するため、2024事務年度においてEDINETの開発を行った。
- 投資家等に対し財務情報等を安定的に提供するため、目標である稼働率99.9%以上（年度ベース）を維持した。

EDINETの概要



EDINETの開発内容

- **有価証券報告書等のサステナビリティ情報の記載欄新設等に伴うシステム改修業務**

  金融商品取引法等の一部を改正する法律（2023年11月成立）の施行に伴う四半期報告書制度の廃止及び企業内容等の開示に関する内閣府令改正（2023年１月）に伴う「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄新設に伴う改修を実施【2024年７月リリース】

- **四半期報告書制度の廃止に伴うタクソノミ開発業務**

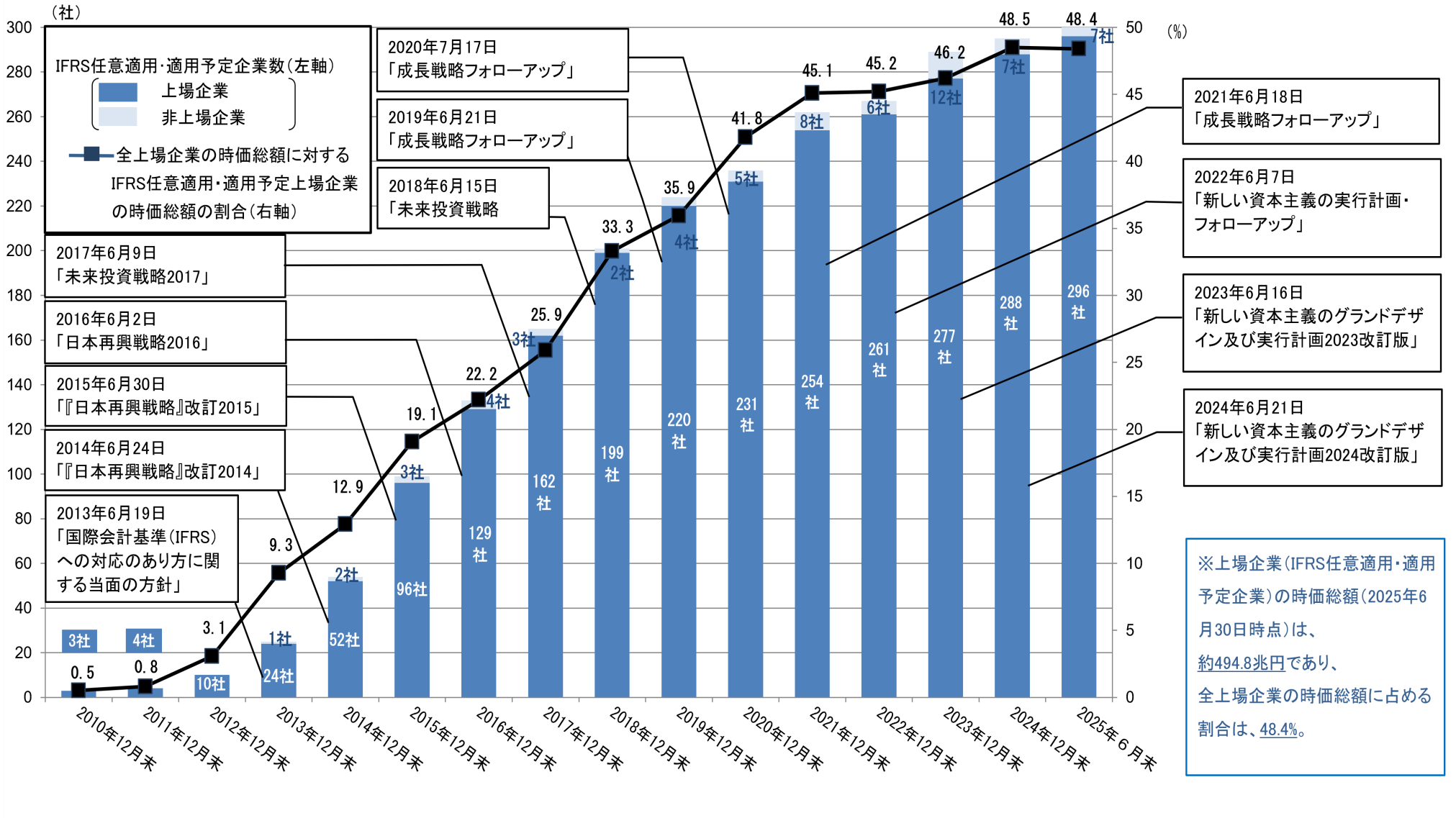
  2025年版EDINETタクソノミの適用へ向け、四半期報告書制度の廃止を踏まえたEDINETタクソノミ等の開発を実施【2025年３月リリース】

- **大量保有報告書及び公開買付届出書の見直しに関する制度改正に伴うシステム改修業務**

  金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（2024年５月成立）の施行に向け公開買付届出書及び大量保有報告書の見直しに関する制度改正対応等の改修を実施【2024事務年度末時点で要件定義まで完了】

我が国におけるIFRS任意適用企業の拡大（2025年6月末時点：303社）

（資料7）



※日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準（IFRS）の任意適用を開始。
※2020年6月末以降は、東証上場会社の決算短信に記載された「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において、IFRSの適用を予定している旨を適用時期を明示したうえで記載した会社を含む。

IFIARを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

（資料8）

- **企業による報告の信頼性を確保する監査**は資本市場を支える根幹。企業活動がグローバル化し、**グローバルに一貫して高品質な監査**を確保する重要性が増す中、IFIAR（※1）の活動は、世界の**資本市場の健全な発展**のためますます重要に。

（※1）IFIAR（International Forum of Independent Audit Regulators：監査監督機関国際フォーラム）：2006年9月に、グローバルな監査品質の向上を目的として設立された、各国・地域の独立した監査監督当局で構成される国際機関。日本（大手町）に常設の本部事務局を置く初の金融関係国際機関であり、監査の検査・監督に係る経験の共有、監査業界への働きかけ、監査を巡る課題への問題意識の発信等を行う。

- 金融庁/公認会計士・監査審査会は、事務局ホスト国及び代表理事国として、**IFIARを通じて国際的に重要な監査・市場関係者との連携を緊密化し、課題設定や議論をリード**。これらの活動によって、**国内外の監査品質の向上**に貢献するとともに、**国際社会における日本のプレゼンスの向上**を図る。

＜2024事務年度の主な取組＞

- 議長国及び代表理事国として、監査を巡る動向や課題に関する議論、IFIARの議論の成果に係る対外的な発信強化等を牽引した（2023年4月から2025年4月までは、長岡総合政策局審議官 兼 公認会計士・監査審査会事務局長（当時）がIFIAR議長を務めた）。
- 特に以下の取組を主導した。
  - 監査法人に対するプライベート・エクイティ（PE）投資に関する声明（※2）の作成・公表（2024年12月）

（※2）欧米法域を中心に監査法人に対するプライベート・エクイティ（PE）投資が急速に進展していることを踏まえ、2024年12月、IFIARはこうした動向が監査品質や監査法人の独立性にもたらし得る影響を注視していくことを示す声明を公表。

  - 監査におけるAI等のテクノロジーの活用に関する報告書の作成・公表（2025年3月）
- また、IFIAR議長として、年に2回行われるIFIAR幹部と各6大国際会計事務所のCEOとの対話を実施し、グローバルな監査品質の向上について、積極的な意見交換を行った。

第２部　金融に関する制度の企画及び立案
第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組
第２節　その他金融・資本市場等に関する各種施策等

Ⅰ　金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討

「金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和５年法律第 79 号）」が 2023 年 11 月に成立し、及び公布されたことを受け、顧客等の最善の利益の勘案義務に係る規定を始めとする関係政府令等の規定の整備を行った。

「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第 32 号）」が 2024 年５月に成立し、及び公布されたことを受け、関係政府令等の規定の整備を行った。主な内容は以下のとおりである。

① 認可を要しない私設取引システム（PTS）運営業務に関する規定の整備（2024 年 11 月公布、同月施行）
② 投資運用関係業務受託業に関する規定の整備（2025 年３月公布、同年５月施行）
③ 投資運用業に関する規定の整備（2025 年３月公布、同年５月施行）
④ 非上場有価証券特例仲介等業務に関する規定の整備（2025 年３月公布、同年５月施行）

「顧客本位の業務運営に関する原則」（2017 年３月策定）について、「資産運用立国実現プラン」（2023 年 12 月）や、「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 報告書 -プロダクトガバナンスの確立等に向けて-」（2024 年７月）を踏まえ、「プロダクトガバナンスに関する補充原則」を新たに定める等の改訂を行った（2024 年９月）。

外貨建国内債（オリガミ債）の発行円滑化について、外国口座管理機関の下位に国内口座管理機関を設置できるよう制度整備を行った（2024 年 11 月施行）。

プロ向けのベンチャーファンドへ出資可能な投資家に関する規制（適格機関投資家等特例業務）について、地域限定で緩和する内閣府令を制定した（2024 年 11 月施行）。

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次中間整理（2022 年 12 月）を踏まえ、私設取引システム（PTS）における競売買方式の売買高上限の緩和等に係る政府令の改正等を行った（2024 年 12 月施行）。

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書（2023 年 12 月）を踏まえ、投資型クラウドファンディングにおける発行総額上限及び投資家による投資上限の引上げ等に係る政府令の改正等を行った（2025 年２月施行）。

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書（2023 年 12 月）を踏まえ、上場ベンチャーファンドにおける自己投資口の取得について、不正防止等の措置等を考慮のうえ、内閣府令の改正を行った（2025 年２月施行）。

金融商品取引法上の「特定投資家」として取り扱われるために必要な「特定の知識経験」の内容を例示し、その範囲の明確化を図るため、「金融商品取引業等に関する Q&A」に Q&A（問４及び問５）を追加した（2025 年３月改訂）。

昨今の暗号資産に係る取引の実態等を踏まえ、暗号資産に関連する制度のあり方について検証し、その結果を、ディスカッション・ペーパーとして公表した（2025 年４月、資料１参照）。

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書（2023 年 12 月）を踏まえ、投資者保護に支障がなく重大な変更に該当しない投資信託約款の変更の類型について明確化等を検討し、内閣府令の改正を行う（2025 年６月施行）とともに、「投資信託に関する Q&A」を改訂した（2025 年６月）。

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告（2022 年 12 月）を踏まえ、顧客との利益相反の可能性に係る事項について、顧客への情報提供を義務付けるため、金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正を行った（2025 年３月公布、同年 12 月施行）。

Ⅱ　金融商品取引所をめぐる動き

１．東京証券取引所のグロース市場の在り方の検討について

東京証券取引所（東証）の市場区分見直しの実効性向上に向けた「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」（2024 年７月以降、３回開催）において、上場会社の企業価値向上やグロース市場の中長期的な機能強化に向けて、関係者と連携し検討を進めた。

２．少額投資の在り方の検討について

東証及び地方取引所における投資単位が高い水準にある上場会社の

投資単位の引下げに向けた取組を促した。また、東証の「少額投資の在り方に関する勉強会」（2024 年７月設置）において、より少額で投資できる方法に関して、関係者と連携し検討を進め、2025 年４月に報告書が取りまとめられた。

３．TOPIX の機能性のさらなる向上

JPX 総研の算出する TOPIX の機能性のさらなる向上に関して、2025 年１月に第一段階の見直しが完了し、第二段階の見直しに向けて関係者と連携し検討を進めた。

Ⅲ　証券決済システムをめぐる動き

株式決済期間の短縮化（T+１化）について、海外市場の動向を注視しながら、市場関係者と連携し、「T＋１化に関する勉強会」（2024 年９月設置）において、実務的な検討を進めた。

Ⅳ　国際金融センターの実現

我が国は、確固たる民主主義、法治主義に支えられた安定した司法制度、良好な治安や生活環境等が強みである。また、大きな実体経済と株式市場、約 2,000 兆円という家計金融資産は、資産運用ビジネスにとっての大きなポテンシャルとなっている。

１．海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備

こうした、我が国の強みやポテンシャルを背景に、国際金融センターとしての日本の地位を確立すべく、海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備に関する以下の各施策を実施した。

（１）投資運用業をはじめとした金融商品取引業の登録手続に関する情報提供を行うことを目的として公表している「投資運用業等　登録手続ガイドブック」について、2025 年５月に施行された資産運用業に関連する金融商品取引法の改正を反映するための改訂等を行った。（2025 年３月及び７月）。

（２）拠点開設サポートオフィスについて、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、ワンストップ対応による業登録が９件完了した（2024 年７月～2025 年６月の件数。変更登録含む。なお 2021 年１月の拠点開設サポートオフィス立ち上げから 2025 年６月までの累計数は 47 件、海外投資家等特例業務に関する届出累

計数は１件）。

（３）縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的としたモデル事業を実施し、英語での業登録・届出支援が５件完了した（2024 年７月～2025 年６月の件数）。

２．海外資産運用業者等に対する直接の働きかけの強化

各取組を充実させることに加え、その認知や利用を拡大することも同様に重要であることから、以下の各施策を実施した。

（１）海外の投資家や資産運用会社等を集中的に日本に招致し、国際金融センター及び資産運用立国の実現に向けた施策や、日本の金融資本市場の魅力を情報発信するため、2024 年９月 30 日から 10 月４日をコアウィークとし、２回目となる Japan Weeks を開催した。コアウィーク期間中、日本の資産運用業の改革に関する対話の場として「資産運用フォーラム」が立ち上げられたほか、前後週も含め、日本経済・金融市場、資産運用立国やサステナブルファイナンス等に関する各種イベントが実施された。

（２）現地金融事業者との面会やイベントでの登壇など、プロモーション活動を実施した（2024 年９月以降、６回出張（ニューヨーク、香港、ロンドン））。

Ⅴ　金融・資産運用特区の取組

「金融・資産運用特区実現パッケージ」（令和６年６月４日）に記載された規制改革等の施策の実現に向けて、関係省庁や特区自治体（北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市）と共に着実に各種取組を進めた。令和７年６月末時点における各施策の進捗状況については、以下の金融庁ウェブサイトにて公表済み。

https://www.fsa.go.jp/policy/pjlamc/special_zones/index.html

（資料１）

ディスカッション・ペーパー
「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」
（概要）

令和７年４月10日

金融庁
Financial Services Agency, the Japanese Government

暗号資産の取引の動向等

現状認識等

①暗号資産の投資対象化の進行

- ◆ 2019年金商法改正時と比べ、暗号資産を巡る状況が変化。**暗号資産の投資対象化が進展**し、少なからぬ内外の投資家において**暗号資産が投資対象と位置付けられる状況**が生じている。
- ◆ 国内では、暗号資産交換業者における**口座開設数が延べ1,200万口座超**、**利用者預託金残高は5兆円以上**に達し、投資経験者の**暗号資産保有者割合は約7.3%**で、FX取引や社債等よりも保有率が高くなっている。また、米国では、ビットコイン現物ETFに投資する**機関投資家が1,200社を超えている**。

②ブロックチェーン技術等の発展／健全な暗号資産投資

- ◆ **Web3の健全な発展**は、わが国が抱える**社会問題を解決**し、**生産性を向上**させる上で重要。ブロックチェーン技術を基盤とする暗号資産取引の拡大は、**デジタルエコノミーの進展**につながり得る。

※ 暗号資産には大きく分けて、（ⅰ）基盤となるブロックチェーン・ネットワークにおいて広く流通しているもの（ビットコインやイーサ等）と、（ⅱ）その流通を前提として特定の目的（プロジェクト運営等）のために発行されるものがある。

- （ⅱ）の暗号資産の取引が活性化することは、プロジェクト等を通じたイノベーションの促進に寄与する。
- （ⅰ）の暗号資産は、（ⅱ）の暗号資産の発行・流通の基盤を担うとともに、その流動性の高さから暗号資産間や法定通貨との交換等において重要な役割を果たしている。

- ◆ 暗号資産はボラティリティが相当程度高いものの、その取引に係る適切な**投資環境整備**を図ることで、オルタナティブ投資の一部として、リスク判断力・負担能力のある投資家による資産形成のための分散投資の対象にもなり得る。

③詐欺的な投資勧誘等

- ◆ 国民の投資対象としての認識が広まっている反面、**詐欺的な投資勧誘も多数**。金融庁にも、**暗号資産等に関する苦情相談等**が継続的に寄せられている（足下、**月平均で300件以上**）。
- ◆ 暗号資産取引に関する投資セミナーやオンラインサロン等も存在。中には利用者から金銭を詐取するなどの違法な行為が疑われるものも生じている。

環境整備の必要性

- 今後、暗号資産取引市場が健全に発展するためには、更なる**利用者保護**が図られ、暗号資産取引について**国民から広く信頼**が得られることが不可欠。その信頼を失って我が国における**イノベーションへのモメンタム**が損なわれることのないよう、必要な環境整備を行っていくことが必要。
- 一方、規制を過重なものにすると、利用者や事業者の海外流出を招くことで結果的に**わが国の競争力**を削いでしまいかねないことにも留意しながら、諸外国の規制動向も踏まえた検討が必要。

⇒ **利用者保護とイノベーションの促進のバランス**の取れた環境整備が重要。

暗号資産投資を巡る喫緊の課題（※1）

①情報開示・提供の充実

- 暗号資産発行時の**ホワイトペーパー（説明資料）等の記載内容が不明確**であったり、**記載内容と実際のコードに差があることが多い**との指摘がある
- 現状の交換業者に対する自主規制では、**暗号資産の発行者に正確な情報開示・提供義務がない**

②利用者保護・無登録業者への対応

- 近年、海外所在の業者を含め、交換業の登録を受けずに（**無登録**で）**暗号資産投資への勧誘を行う者**が現れているほか、金融庁にも**詐欺的な勧誘に関する相談等が多数**寄せられている

> ➢ 政府広報オンラインや東京都消費生活総合センター等においても、詐欺や悪質なトラブル等への注意喚起を実施

③投資運用等に係る不適切行為への対応

- 暗号資産取引についての**投資セミナーやオンラインサロン**等も出現。中には利用者から金銭を詐取するなど**違法な行為**が疑われるものもある

④価格形成・取引の公正性の確保

- 米国等でビットコイン等の現物ETFが上場されるなど、**国際的に暗号資産の投資対象化が加速**
- **IOSCO**（※2）等で、伝統的な金融市場と同程度のインサイダー取引も含めた**詐欺・市場乱用犯罪**への対応強化等が勧告されている。また、欧州等でも法制化等の動きがある

※1：①～④の課題のほか、組織的な詐欺等の犯罪収益の移転のために暗号資産が悪用されていることや、事業者がハッキングを受けて暗号資産が流出することによりテロ資金の供与につながる懸念も存在する。この点、暗号資産に関する規制は一定の整備がなされており、引き続き、交換業者における業務の健全かつ適正な運営が確保されるよう、実務面での取組みが期待される。

※2：証券監督者国際機構(IOSCO) "Policy Recommendations for Crypto and Digital Asset Markets", Final Report（2023年11月）

規制見直しの基本的な考え方

- 前頁で記載した諸課題は、情報開示や投資詐欺、価格形成の公正性等に関するものであるため、**伝統的に金商法が対処してきた問題と親和性**があり、**金商法の仕組みやエンフォースメントを活用**することも選択肢の一つ。
- 規制見直しを図る対象を検討する場合、暗号資産の**性質に応じた規制**とする観点や取引等の**実態面にも着目**し、以下のような**2分類（類型①、②）**に区分して検討することが考えられるか。
- 具体的な規制の見直しに当たっては、**暗号資産が株式等の典型的な有価証券とは異なる特性を有する**ことを踏まえながら、適切な規制のフレームワークを検討する必要。

検討の方向性

	性質面に着目した分類	**実態面に着目した規制見直しの必要性**
類型① 【資金調達・事業活動型】	• **資金調達の手段**として発行され、その**調達資金がプロジェクト・イベント・コミュニティ活動等に利用**されるもの	• 調達資金の利用目的や調達資金を充てて行うプロジェクト等の内容について、暗号資産の保有者（利用者）との**情報の非対称性等を解消**する必要性が高いのではないか
類型② 【上記以外の暗号資産】 （非資金調達・非事業活動型）	• 類型①に該当しないもの（例：ビットコインやイーサのほか、いわゆるミームコイン等を含む。）	• 実態としてビットコイン等は**流通量が多く**、利用者が安心して暗号資産の取引できるよう適切な規範を適用するなどの環境整備を行っていくことが重要ではないか • また、いわゆるミームコインを対象としたり、ビットコイン投資等を名目とする**詐欺的な勧誘等による利用者被害も多く**生じており、ビットコイン等に限らず、広く規制対象として利用者保護を図る必要性が高いのではないか

＜留意点＞

- ✓ 分散化の進行により暗号資産の性質が類型①から類型②へ移行し得ることも念頭において整理を行う必要。
- ✓ 資金決済法上の暗号資産に該当しないNFT（Non Fungible Token（非代替性トークン））の利用の実態面に着目すると、何らかの財・サービスが提供されるものが多く、またそうしたNFTの性質は様々であるため、一律に金融法制の対象とすることには慎重な検討を要するのではないか。現状では、規制見直しの対象は資金決済法上の暗号資産の範囲を前提に検討を進めることが考えられるのではないか。
- ✓ いわゆるステーブルコイン（デジタルマネー類似型）は、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの（及びこれに準ずるもの）であり、広く送金・決済手段として用いられる可能性がある一方、投資対象として取引されることは現時点において想定しにくいため、規制見直しの対象とする必要性は乏しいのではないか。

情報開示・提供規制のあり方

□ 情報の非対称性を解消し、投資者（暗号資産の保有者）が投資に際して暗号資産の機能や価値を正しい情報に基づいて判断できるよう、情報開示・提供規制を強化する必要があるのではないか。

検討の方向性

類型①

【資金調達・事業活動型】

- 暗号資産への投資に当たり、暗号資産の信頼性と価値に影響を与える情報が重要。具体的には、暗号資産に関する情報（そのルールやアルゴリズムの概要等）や暗号資産の関係者の情報、プロジェクトに関する情報、リスクに関する情報等が考えられるか。
- こうした情報を最も正確に開示・提供できる者は、当該暗号資産の発行により資金調達する者であるため、当該者に対し、投資者との情報の非対称性を解消するための規制を設けることが考えられるのではないか。
- 一方、全ての暗号資産の発行を一律に規制するのではなく、多数の一般投資家に対し勧誘が行われる暗号資産の発行等について規制することが考えられるのではないか。

＜留意点＞

✓ 情報開示・提供の方法や内容等については、暗号資産が株式等の典型的な有価証券と異なる特性を有することを踏まえ、トークンビジネスの発展に過度な制約とならないよう留意することも重要。

✓ 開示・提供される内容の正確性の担保については、監査法人による監査やコード監査等は現実的ではないとの指摘もあり、交換業者や自主規制機関により一定の確認を行うことも選択肢として考えられるか。

類型②

【上記以外の暗号資産】（非資金調達・非事業活動型）

- 類型①の暗号資産とは異なり、特定の発行者を観念できないものが多く、その発行者に対して情報開示・提供義務を設けることは馴染みにくいと考えられる。
- 当該暗号資産を取り扱う交換業者に対し、暗号資産に関する情報の説明義務や、価格変動に重要な影響を与える可能性のある情報の提供を求めることが考えられるか。

＜留意点＞

✓ 自ら暗号資産の発行やその設計等に関与していない交換業者に対し、どこまで継続的に情報提供を求めることが適当であるかについて留意が必要。

✓ 情報提供に際して交換業者は公開情報に頼らざるを得ないことや、同じ暗号資産を扱う交換業者が多数あること等を考慮する必要。

業規制のあり方

□ 暗号資産が投資対象となっている現状を踏まえ、<u>利用者保護</u>の観点から、発展途上であるトークンビジネスやイノベーションへの影響にも配慮しつつ、<u>暗号資産投資に係る業規制を強化</u>する必要があるのではないか。

検討の方向性

- 現行法上、暗号資産の売買・交換等を業として行う行為には、法令に基づく交換業規制及び日本暗号資産等取引業協会（JVCEA）の自主規制が課されている。こうした規制を全体として見ると、金商法令に基づく規制と概ね同様の規制体系が整理されている。一方、<u>当該自主規制の中には金商法では法令レベルのものもある</u>が、利用者保護を図る観点から、これをどのように考えることが適当か検討が必要ではないか。

- <u>無登録業者による違法な勧誘を抑止</u>するため、より<u>実効的かつ厳格な規制</u>の枠組みが必要ではないか。

＜参考＞

- 資金決済法上、無登録で暗号資産交換業を行った場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科（第107条第12号）。
- 金商法では、無登録で金商業を行った場合の罰則は5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科（第197条の2第10号の4）。無登録で金商業を行う旨の表示や勧誘をすることについても1年以下の懲役等の対象（第200条第12号の3）。
- 金商業者については監視委の検査対象となり、無登録金商業者に対しては裁判所の緊急差止命令（の申立て）も可能（金商法第192条）。

- 暗号資産取引についての投資セミナーやオンラインサロン等が出現している現状に鑑みれば、暗号資産交換業に該当しない現物の<u>暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為</u>について規制対象とすることが適当ではないか。

- また、組織的な詐欺等の犯罪収益の移転のために暗号資産が悪用されていることや、事業者がハッキングを受けて暗号資産が流出することによりテロ資金の供与につながる懸念も存在する。この点、暗号資産に対する規制は一定の整備がなされており、引き続き、交換業者における業務の健全かつ適正な運営が確保されるよう、実務面での取組みが期待される。

＜留意点＞

- ✓ 金商法では、業務内容に応じた参入規制等の緩和類型や顧客の属性に応じた行為規制の緩和類型が設けられており、規制の見直しを検討するに当たっては、こうした規制の柔構造化を図ることも適当ではないか。
- ✓ 上記のような業規制のあり方の検討は、交換業者が基本的にゲートキーパーとしての役割を果たしている現状を踏まえたものであり、ノンカストディアル・ウォレットに基づくDEX（分散型取引所）での取引が将来的に拡大する可能性もあることから、将来の実務の進展に留意する必要。

市場開設規制のあり方

- 多数の当事者を相手方とする集団的な取引の場を提供する場合、**適切な価格形成や業務運営の公正性・中立性**は重要であることから、金商法では取引プラットフォームに市場開設規制が課されている。
- 暗号資産に関しては、**暗号資産証拠金取引**について、現在、一部の業者は顧客同士の注文のマッチング（板取引）を行っているが、「金商法上の『市場』とまでは評価される状況にない」との整理の下、取引所の免許を求めていない。
- **暗号資産現物取引**において、顧客同士の注文のマッチング（板取引）を行っている暗号資産交換業者も存在。

検討の方向性

- 顧客同士の注文のマッチング（板取引）は、一定の価格形成機能を有するとも考えられる。一方で、多くの暗号資産について、**同一の銘柄が海外の取引所も含めた多数の取引所（暗号資産交換業者）で取引**されている現状に鑑みれば、個々の取引所の**価格形成機能は限定的**とも考えられる。
- 他の交換業者でも取引されている暗号資産については、仮にその交換業者が倒産した場合でも、**顧客にとって取引を行う場所は他にも確保され**ており、また、他の交換業者で取引されていない暗号資産であっても、暗号資産の取引は**交換業者を通さず取引し得る**ものであることも、**暗号資産取引の特性**として挙げられる。
- こうした点を踏まえると、多数の当事者を相手方とする集団的な取引の場を提供する以上、**適切な取引管理やシステム整備が必要**ではあるものの、現時点では、こうした暗号資産の取引所に対して、金融商品取引所に係る免許制に基づく規制や金商業者に係るPTSの規制のような**厳格な市場開設規制を課す必要性は低いと考えられる**のではないか。

暗号資産のインサイダー取引への対応

- 暗号資産に係る不公正取引については、金商法において、上場有価証券等に係る規制と同様に、不正行為の禁止に関する一般規制等が設けられているが、インサイダー取引を直接の規制対象とする規定はない（※）。

※：金商法上、上場有価証券等について未公表の重要事実を知った内部者は、その事実の公表前に取引を行うことが禁止されている。また、証券会社、金融商品取引所と証券取引等監視委員会の有機的な連携に基づく市場監視により、規制の実効性の確保を図っている。

- IOSCO勧告や欧韓の法制化の動き等も踏まえ、暗号資産に係るインサイダー取引について抑止力を高める観点から何らかの対応強化を検討することが必要ではないか。
- 様々な課題があるため、規制や市場監視態勢のあり方について更に検討を深めていく必要がある。
- いずれにせよ、インサイダー取引を含め、不公正取引規制の実効性を確保する観点から、業界・当局の市場監視態勢の向上も重要ではないか。

	検討	留意点
案A	・上場有価証券等のインサイダー取引規制と同様、重要事実等をできるだけ具体化した形式犯的規定を導入。	・暗号資産の仕組みや関係者の多様性を踏まえた個別具体的な要件の定立が必要。
重要事実	・暗号資産の類型毎に規定しつつ、バスケット条項で補完。	・暗号資産の類型毎にどこまで重要事実を個別列挙できるか。 ・短期間で価格変動要因が変わり得る点に留意が必要。
内部者	・開発者等の内部情報を知り得る立場にある者を規定。	・暗号資産の仕組みや関係者の多様性を踏まえ、内部者について過不足なく規定する必要。
公表	・暗号資産の類型毎に公表主体と公表方法を規定。 類型①：発行体による交換業者等のHP等での公表があり得るか。 類型②：「不特定多数の者が当該事実を知り得る状態になったとき」等とすることがあり得るか。	・SNS等で多くの情報が発信されている実態をどう考えるか。 ・抽象的な規定の場合、処罰対象の明確性についてどう考えるか。
案B	・EU・韓国と同様、重要事実等を具体的に列挙するのではなく、抽象的・実質犯的規定を導入。 （情報の「利用」等を要件とし、例えば「重要事実」については「投資判断に重要な影響を与えうる未公表の事実」と抽象的に規定。）	・上場有価証券等に係る規定と異なる規定振りとすることへの合理的説明が必要。 ・抽象的な規定の場合、処罰対象の明確性についてどう考えるか。
案C	・米国と同様、不正行為一般の禁止規定（不正の手段等の禁止）を活用。 （特に悪質な行為をガイドライン等で明記）	・処罰範囲が不明確とならないようにどこまで明確に書けるか。 ・暗号資産の仕組みや関係者の多様性を踏まえつつ、悪質な行為をどの程度具体的に列挙できるか。

保険業法の一部を改正する法律の概要

2025年5月30日
成立

保険金不正請求事案と保険料調整行為事案の再発防止を図るため、顧客本位の業務運営を徹底し健全な競争環境を実現する観点から、大規模乗合の損害保険代理店及び保険会社等に対する体制整備を強化するとともに、保険契約の締結等に関する禁止行為について、対象となる行為等の範囲を拡大する。

顧客本位の業務運営の徹底（保険金不正請求事案関連）

損害保険代理店に対する体制整備義務の強化

■ 損害保険代理店のうち、複数の保険会社の商品を扱う（乗合）形態であって規模が大きい代理店（**特定大規模乗合損害保険代理店**）に対して、**下記の体制整備を義務付け**

- 自動車修理業などを兼業している場合に、**保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう、兼業業務を適切に監視するための体制整備**
- （営業所ごとに）**法令等遵守責任者**、（本店等に）その**統括責任者の設置**
- 苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な体制整備

※生命保険代理店に対しても、政令において上記と同じ措置を規定する予定

保険会社等に対する体制整備義務の強化

■ 保険会社等に対して、自動車修理業などを兼業している特定保険募集人に関連して、**顧客の利益が不当に害されないよう、業務の適切な管理その他の必要な体制整備を義務付け**

※内閣府令において、保険金支払管理の適切性確保の観点から、兼業業務に係る損害保険代理店の上記の体制整備状況の監視や、保険金支払管理部門と営業部門の適切な分離等を規定する予定

健全な競争環境の実現（保険料調整行為事案関連）

保険会社等から保険契約者等への過度な便宜供与の禁止

■ 現行では、保険会社や保険募集人が、

- 保険契約者又は被保険者に対して [対象]
- 保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供 [行為]

を行うことを禁止しているが、それらに以下を**追加**

[対象]

- 保険契約者又は被保険者と**密接な関係を有する者**

※内閣府令において、保険契約者のグループ会社等を規定する予定

[行為]

- **取引上の社会通念に照らし相当であると認められない物品の購入や役務の提供**（いわゆる便宜供与）

※その他、販売面での競争促進の観点から、保険仲立人への規制を見直し、供託金の最低金額の引下げ［政令事項］等による規制緩和を図る一方、届出事項を内閣府令により追加可能とする規定を整備（不祥事件に関する届出義務を課す予定）

資金決済に関する法律の一部を改正する法律の概要

金融のデジタル化等の進展に対応し、**利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進**するため、暗号資産・電子決済手段（ステーブルコイン）関連の規制と資金移動業関連の規制を見直す。

暗号資産・電子決済手段関連

暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入

■ 暗号資産の現物のみを取り扱う暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者が破綻した場合等に国内利用者への資産の返還を担保するため、暗号資産のデリバティブ等を取り扱う金融商品取引業者に対する規定と同様に、**資産の国内保有命令を発出できるようにする**。

信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付け資産の管理・運用の柔軟化

■ 現在、全額を要求払預貯金のみで管理することを求めている特定信託受益権の裏付け資産について、国際的な動向を踏まえ、**発行額の50%を上限に、元本を毀損しない形で、国債及び定期預金による運用を認める**。

暗号資産等取引に係る仲介業の創設

■ 暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者と暗号資産等の売買・交換を行いたい利用者を引き合わせる行為（媒介）のみを行う**仲介業（登録制）を創設**する。

- 利用者への説明義務や広告規制について、暗号資産交換業者等と同様の規制を設ける。
- 利用者の資産を預からないため、財務規制は設けない。

※マネー・ローンダリング規制は暗号資産交換業者等に義務付けられているため、仲介業者には課さない。

資金移動業関連

国境を跨ぐ収納代行への規制の適用

■ 自身が関与しない取引の決済のために国際送金を行う収納代行業者について、**利用者保護やマネー・ローンダリング等のリスクへの対応の観点から、資金移動業の規制を適用**する。

（参考）2024年12月、金融安定理事会（FSB）が「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告」を公表。同勧告では、国際送金のリスクに対して整合的な規制・監督を求めている。

破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

■ 資金移動業者の破綻時等の利用者資金の早期返還のため、**銀行等の保証機関や信託会社等による資産保全について**、既存の供託を経由する返還手続に加え、**新たに利用者に直接返還する方法を認める**。

信託業法の一部を改正する法律の概要

「公益信託に関する法律」（令和6年5月成立）（注）により公益信託に係る行政庁（内閣府又は都道府県）による認可制度及び受託者規制等が設けられることを踏まえ、**信託業法を改正**し、**公益信託の引受けについて同法を適用除外とする**等の所要の措置を講ずる。

（注）同法に基づく新しい公益信託制度が令和8年4月から開始される予定

公益信託に係る信託業法の規制の見直し

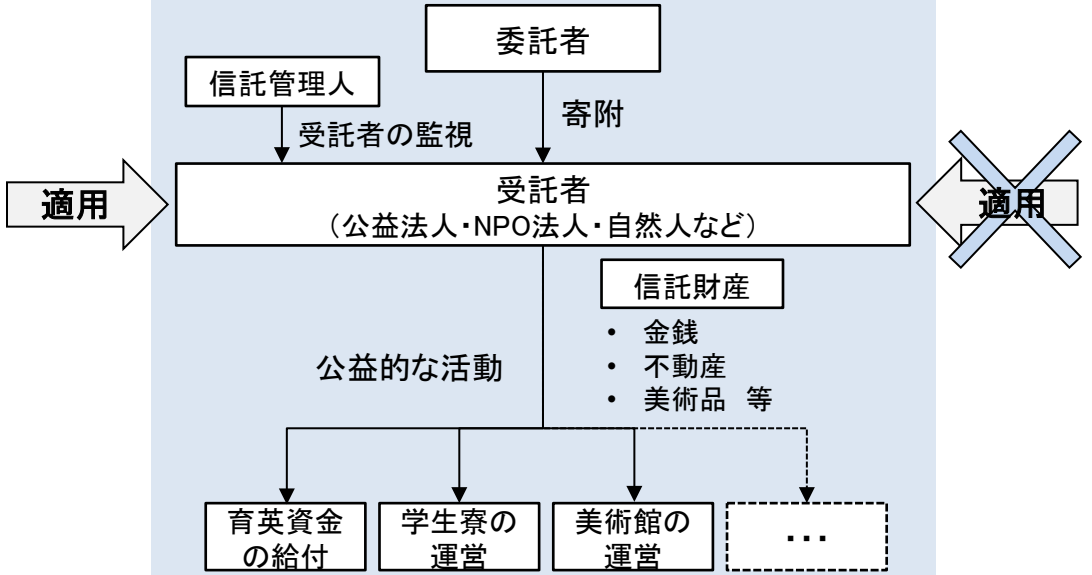
■ 「公益信託に関する法律」の規制を前提に、**公益信託の引受け**や**公益信託に係る信託契約の締結の代理・媒介**について、**信託業の免許**や**信託契約代理業の登録**等に係る**信託業法の規定の適用を除外**

新しい公益信託制度における規制関係

公益信託に関する法律

- 公益信託の公益性や受託者の業務遂行能力等を公益信託ごとに行政庁が審査し、第三者機関（公益認定等委員会等）の諮問を経て認可
- 受託者に対する規制として、受託者が委託者（寄附者）に対して不適切な勧誘を行うことを禁止
- 行政庁による監督・検査権限

新しい公益信託



信託業法

- 信託の引受けを営業として行う者は、原則、信託業の免許を受ける必要があり、株式会社であることや、最低資本金・純資産規制等の要件を規定
- 委託者に対する事前説明義務や禁止行為などの行為規制を措置
- 金融庁・財務局による監督・検査権限

事業性融資の推進等に関する法律施行令・内閣府令等について

- **事業性融資の推進等に関する法律の施行に向け、以下の政令･内閣府令等を公布・公表。**
  - ・事業性融資の推進等に関する法律施行令
  - ・企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令
  - ・事業性融資の推進等に関する法律第十二条第一項に規定する主務省令で定める契約等を定める命令
  - ・信託会社等に関する総合的な監督指針（一部改正）
  - ・事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）
- **施行日は、令和８年５月25日を予定（法律の施行日と同日）。**

企業価値担保権に関する信託業務の基本的な考え方

- **事業性融資の推進等に関する法律は、会社の総財産を目的とする企業価値担保権の設定にあたっては、債務者との信託契約によると定めており、当該信託契約の受託者（担保権者）となるための新たな信託業を設け、これに簡素な規制を課すことで、制度の適切な運用の確保を図っている。**
- **具体的には、企業価値担保権に関する信託業務の内容は、法定の定型的事務に限定され、追加的な負担としては、借り手への説明義務や実行後に受領した配当金の分別管理･分配など簡素なものに留まる。**（※）特に預金取扱金融機関の場合、融資担当者が当該信託業務を兼務することを想定している。

企業価値担保権に関する信託業務を営める者等

- **法第32条の免許を受けた会社のほか、以下の者が営むことができる。**【法第33条、内閣府令第４条】
  - **担保付社債信託法第３条の免許を受けた者、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第１項の認可を受けた金融機関、信託業法第３条・第53条の免許を受けた者**　（届出不要）
  - **銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、系統（中央）機関、保険会社、信託会社等**　（届出により免許付与）
- **事業報告書の引受け件数の記載は、個社毎の件数把握自体が目的ではないこと等の事業報告書の取扱いに係る留意事項を規定。**【監督指針13-５-４】

破産手続等の公正な実施のために留保する額

- **破産手続等の公正な実施のため、一定額を担保権者への弁済に充てないこととしており**（不特定被担保債権留保額の設定）**、その額の算定方法を定めている。**【施行令第２条】

※　最低額を70万円とし、配当可能額が低ければ割合が高く、配当可能額が高ければ割合が低いという関係を設定（右図参照）。

配当可能額	割合
500万円以下	30%
500万円を超え1,000万円以下	15%
1,000万円を超え5,000千万円以下	5%
5,000万円を超え１億円以下	1.5%
１億円を超え５億円以下	0.3%
５億円超	0.05%

その他

- **法第12条に定める経営者保証契約等の利用制限の例外として、粉飾・使い込み等の場合を定める。**【命令第２条】

第２部　金融に関する制度の企画及び立案
第５章　審議会等の活動状況
第１節　金融審議会等

１．総会・金融分科会合同会合

（１）第 53 回総会・第 41 回金融分科会合同会合（2024 年８月 26 日開催）
メンバー：（資料１参照）
議事次第：（資料２参照）

（２）第 54 回総会・第 42 回金融分科会合同会合（2025 年２月 19 日開催）
メンバー：（資料３参照）
議事次第：（資料４参照）

（３）第 55 回総会・第 43 回金融分科会合同会合（2025 年６月 25 日開催）
メンバー：（資料５参照）
議事次第：（資料６参照）

２．ワーキング・グループ等

（１）資金決済制度等に関するワーキング・グループ
開催実績：2024 年９月以降、７回にわたり、開催。
メンバー：（資料７参照）
報告書：
・「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（2025 年１月 22 日公表）（資料８参照）

（２）損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ
開催実績：2024 年９月以降、６回にわたり、開催。
メンバー：（資料９参照）
報告書：
・「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告（2024 年 12 月 25 日公表）（資料 10 参照）

（３）サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ
開催実績：2024 年 10 月以降、５回にわたり、開催。
メンバー：（資料 11 参照）

（４）サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ
開催実績：2025 年２月以降、４回にわたり、開催。
メンバー：（資料 12 参照）

３．その他の研究会等
（１）ベンチャーキャピタルに関する有識者会議
開催実績：2024 年４月以降、３回にわたり、開催。
メンバー：（資料 13 参照）
報告書：
・ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項（2024 年 10 月 17 日公表）（資料 14 参照）

（２）スチュワードシップ・コードに関する有識者会議
開催実績：2024 年 10 月以降、３回にわたり、開催。
メンバー：（資料 15 参照）
発表：
・スチュワードシップ・コード第三次改訂（2025 年６月 26 日公表）（資料 16 参照）

（３）スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会
開催実績:2025 年１月以降、６回にわたり、開催（同年６月時点）。
メンバー：（資料 17 参照）

（資料１）

金融審議会委員名簿

令和６年８月２６日現在

会　　長	神田　秀樹	東京大学名誉教授
委　　員	岩下　直行	京都大学公共政策大学院教授
	翁　百合	株式会社日本総合研究所理事長
	加藤　貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川口　恭弘	同志社大学法学部教授
	河村　芳彦	株式会社日立製作所シニアエグゼクティブアドバイザー
	北尾　早霧	政策研究大学院大学政策研究科教授
	河野　康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	小林　いずみ	ANAホールディングス株式会社社外取締役
	佐古　和恵	早稲田大学理工学術院教授
	佐々木　百合	明治学院大学経済学部教授
	冨田　珠代	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長
	星　岳雄	東京大学大学院経済学研究科教授
	松井　智予	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山本　和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	山本　眞弓	弁護士（銀座新明和法律事務所）
	吉戒　孝	トパーズ・リージョナル・パートナーズ株式会社パートナー
	渡辺　安虎	東京大学大学院経済学研究科教授

［計18名］

（敬称略・五十音順）

第 53 回金融審議会総会・第 41 回金融分科会
議事次第

日時：令和６年８月 26 日（月）13：30～15：00

場所：中央合同庁舎第７号館 13 階　共用第１特別会議室
及び オンライン形式

１．開会

２．政務挨拶及び諮問

３．諮問事項にかかる報告

４．討議

５．閉会

（資料３）

金融審議会委員名簿

令和７年２月19日現在

委　員	岩下　直行	京都大学公共政策大学院教授
	上田　亮子	京都大学経営管理大学院客員教授
	翁　百合	株式会社日本総合研究所理事長
	加藤　貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川口　恭弘	同志社大学法学部教授
	河村　芳彦	株式会社日立製作所シニアエグゼクティブアドバイザー
	神作　裕之	学習院大学法学部教授
	北尾　早霧	政策研究大学院大学政策研究科教授
	河野　康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	小林　いずみ	ANAホールディングス株式会社社外取締役
	佐古　和恵	早稲田大学理工学術院教授
	冨田　珠代	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長
	野澤　康隆	株式会社浜銀総合研究所代表取締役会長
	星　岳雄	東京大学大学院経済学研究科教授
	松井　智予	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山本　和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	山本　眞弓	弁護士（アルク法律事務所）
	渡辺　安虎	東京大学大学院経済学研究科教授

［計18名］

（敬称略・五十音順）

第 54 回金融審議会総会・第 42 回金融分科会
議事次第

日時：令和７年２月 19 日（水）10：30～12：00

場所：中央合同庁舎第７号館 13 階　共用第１特別会議室
及び オンライン形式

１．開会

２．政務挨拶

３．会長互選

４．諮問事項にかかる報告

５．信託業法の一部改正について

６．討議

７．閉会

（資料５）

金融審議会委員名簿

令和７年６月25日現在

会　長	神作　裕之	学習院大学法学部教授
委　員	岩下　直行	京都大学公共政策大学院教授
	上田　亮子	京都大学経営管理大学院客員教授
	翁　百合	株式会社日本総合研究所理事長
	加藤　貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川口　恭弘	同志社大学法学部教授
	河村　芳彦	株式会社電通グループ独立社外取締役
	北尾　早霧	政策研究大学院大学政策研究科教授
	河野　康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	小林　いずみ	ANAホールディングス株式会社社外取締役
	佐古　和恵	早稲田大学理工学術院教授
	冨田　珠代	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長
	野澤　康隆	株式会社浜銀総合研究所代表取締役会長
	星　岳雄	東京大学大学院経済学研究科教授
	松井　智予	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山本　和彦	中央大学法務研究科教授
	山本　眞弓	弁護士（アルク法律事務所）
	渡辺　安虎	東京大学大学院経済学研究科教授

［計18名］

（敬称略・五十音順）

第 55 回金融審議会総会・第 43 回金融分科会
議事次第

日時：令和７年６月 25 日（水）10：00～12：00

場所：中央合同庁舎第７号館 13 階　共用第１特別会議室
及び オンライン形式

１．開会

２．挨拶及び諮問

３．討議

４．閉会

（資料７）

「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」

メンバー等名簿

2025 年 1 月 22 日現在

座　　長	森下　哲朗	上智大学法学部教授
委　　員	伊藤　亜紀	弁護士（片岡総合法律事務所）
	井上　　聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
	岩下　直行	京都大学公共政策大学院教授
	小川　恵子	公認会計士（EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社）
	長内　　智	株式会社大和総研主任研究員
	加藤　貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神作　裕之	学習院大学法学部教授
	河野　康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	坂　勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）、東京経済大学教授
	杉浦　宣彦	中央大学大学院戦略経営研究科教授
	永沢裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人
	堀　　天子	弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）
	松元　暢子	慶應義塾大学法学部教授

オブザーバー	国際銀行協会	新経済連盟	信託協会
	全国銀行協会	日本 IT 団体連盟	日本暗号資産等取引業協会
	日本暗号資産ビジネス協会	日本貸金業協会	日本資金決済業協会
	Fintech 協会		
	経済産業省	警察庁	厚生労働省
	財務省	日本銀行	預金保険機構

（敬称略・五十音順）

「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告の概要
①送金・決済サービス

（資料８）

資金移動業

破綻時における利用者資金の返還方法の多様化

資金移動業者の**破綻時**には、供託手続を通じて国が各利用者に対して保全された資金の還付手続を実施することとされており、**利用者への資金の還付手続に最低170日の期間**を要する。

新たに以下の返還方法の選択肢を設けるべき。

① **銀行等による保証**の場合、既存の供託を経由する返還方法に加え、**保証機関**による直接返還

② **信託**の場合、既存の供託を経由する返還方法に加え、**信託会社等**による直接返還

クロスボーダー収納代行への規制のあり方

クロスボーダー収納代行について、現行制度上、資金移動業登録は必ずしも必要ではないが、**海外オンラインカジノ**や**海外出資金詐欺**等に用いられる事例が存在し、金融安定理事会（FSB）の勧告も踏まえた**利用者保護やマネロン等のリスク**への対応が必要。

商品・サービスの取引成立に関与しない者が行うクロスボーダー収納代行については、基本的には、**資金移動業の規制を適用**すべき。

（※）クロスボーダー収納代行とは、国内と国外との資金移動であって、収納代行の形式で行われるもの。

第一種資金移動業の滞留規制の緩和

高額送金が可能な第一種資金移動業に課せられる**極めて厳格な滞留規制**について、利用者の利便性等の観点から課題。

（※）現行制度上、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間に限って滞留が認められている。

滞留規制の趣旨を踏まえつつ、利用者利便を向上させる観点から、以下の見直しを行うべき。

① 上記の破綻時における利用者資金の**新たな返還方法**を採用する場合、利用者資金の**最長２か月**の滞留を認める。

② 送金日のみならず、**送金期限の指定**も認める。

前払式支払手段（プリカ）の寄附への利用

前払式支払手段（プリカ）は、一般的な送金手段として認められていないことから、**寄附に利用**することができない。

マネロンや詐欺等のリスクにも留意し、**国・地方公共団体や認可法人等**の寄附金受領者を対象に１回当たり１～２万円を上限に**プリカによる寄附を認める**べき。

「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告の概要
②暗号資産・電子決済手段（ステーブルコイン）

暗号資産

暗号資産交換業者等の破綻時等の資産の国外流出防止

暗号資産交換業者等が破綻等した場合、暗号資産交換業者等に対する**資産の国内保有命令を発出できない**。

（※）暗号資産デリバティブも取り扱う暗号資産交換業者は、金融商品取引業者（金商法）の登録を受けているため、同法により国内保有命令の発出が可能。

国内利用者への資産の返還を担保するため、暗号資産交換業者等に対して**資産の国内保有命令を発出することができるよう**にすべき。

暗号資産等に係る事業実態を踏まえた規制のあり方

暗号資産交換業者等と利用者をつなぎ、暗号資産等の**売買・交換の媒介のみ**を行う場合であっても、暗号資産交換業者等の**登録**が必要。

暗号資産等の売買等の媒介のみを業として行う**新たな仲介業**を創設し、**必要限度での規制**を適用すべき。

電子決済手段（ステーブルコイン）

特定信託受益権（３号電子決済手段）の発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化

特定信託受益権の発行見合い金について、**全額銀行等への要求払預貯金**で管理することが求められている。

（※）電子決済手段は、法定通貨と連動する価値を有し額面で償還を約するもの等。

満期・残存期間**３か月以内の日本国債（米ドル建ての場合は米国債）**と一定の定期預金による運用を認めるべき（ただし、その**組入比率は、50%を上限**とする）。

特定信託受益権におけるトラベルルールの適用

特定信託受益権について、**受益権原簿がない**場合は、信託会社等が**保有者の情報を把握することができない**。

受益権原簿がない特定信託受益権について、**トラベルルールの適用**等を通じて電子決済手段等取引業者等に**送付人及び受取人の情報を把握**させ、**適切に監督**すべき。

（※）トラベルルールとは、電子決済手段等取引業者に対して、電子決済手段の移転時に送付人及び受取人の情報の把握を求めるもの。

「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」
メンバー等名簿

（2024 年 12 月 25 日現在）

座　　長	洲崎　博史	同志社大学大学院司法研究科教授
委　　員	上杉めぐみ	東京経済大学現代法学部教授
	大村由紀子	弁護士（三浦法律事務所）
	沖野　眞已	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小畑　良晴	一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部長
	片山　銘人	日本労働組合総連合会総合政策推進局 経済・社会政策局長
	神作　裕之	学習院大学法学部教授
	小林いずみ	ANA ホールディングス株式会社社外取締役
	嶋寺　　基	弁護士（大江橋法律事務所）
	滝沢　明子	デロイト・トーマツ・コンサルティング合同会社 執行役員
	中出　　哲	早稲田大学商学学術院教授
	松井　智予	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	柳瀬　典由	慶應義塾大学商学部教授
	山下　徹哉	京都大学大学院法学研究科教授

（敬称略・五十音順）

オブザーバー	日本損害保険協会	外国損害保険協会	生命保険協会
	日本保険仲立人協会	日本損害保険代理業協会	保険乗合代理店協会
	全国銀行協会	全国地方銀行協会	日本自動車販売協会連合会
	損害保険料率算出機構	経済産業省	国土交通省
	財務省		

「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書の概要
【顧客本位の業務運営の徹底】関連

（資料10）

大規模乗合代理店に対する体制整備の強化等

- 複数の所属保険会社等を有する保険代理店（乗合代理店）のうち、特に規模の大きな保険代理店（以下「特定大規模乗合保険募集人」）に対し、内部管理体制の強化（法令等遵守責任者の設置や苦情処理体制の整備等）等を求める。
- 「特定大規模乗合保険募集人」のうち保険金から修理費等の支払いを受ける事業（保険金関連事業）を兼業する者に対しては、上記管理体制の一環として、（ⅰ）不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害するおそれのある取引を特定した上で、（ⅱ）それを適切に管理する方針を策定・公表するとともに、（ⅲ）不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害することを防止するための体制整備を求める。
- 「特定大規模乗合保険募集人」に対しては、当局による定期的なヒアリング等を通じたモニタリングにより、体制整備の実効性を確保する。
- 「特定大規模乗合保険募集人」以外に対しても、事業報告書の記載項目を拡充するとともに、当局による機動的なリスクベースのモニタリングを行っていく。

保険会社による指導等の実効性の確保等

- 保険会社に対して、以下の措置を求める。
  - 保険金等支払管理部門と営業部門とを適切に分離する。また、上記の保険金関連事業を兼業する全ての委託先保険代理店について、不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害するおそれのある取引を特定し、それを適切に管理する方針を策定・公表する。
  - 委託先である「特定大規模乗合保険募集人」の法令等遵守態勢等を検証する管理責任者の設置等を求める。
  - 求償権行使に関する考え方を整理し、全保険募集人に対する求償権の行使状況についての把握・管理を求める。

乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保

- 顧客が重視する項目を丁寧かつ明確に把握した上で、顧客の意向に沿って保険商品を絞り込み、推奨することを求める。

損害保険分野における自主規制のあり方の整理

- 今後の制度・監督上の対応や業界の取組み等の効果を検証した上で、要否を改めて検討する。

「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書の概要
【健全な競争環境の実現】関連

保険仲立人の活用促進

- 企業向け保険について、保険仲立人が顧客からも手数料を受領できるよう見直す。
- 保険仲立人に義務付けられる供託金の最低金額を引き下げる（2,000万円→1,000万円）。
- 保険契約者の誤認防止措置を前提として、保険仲立人と保険代理店等の協業を認める。
- 当局による個別審査の上で許可を受けて、企業等が外国保険業者と保険契約を締結する場合、保険仲立人による当該契約締結の媒介を可能とする。
- 保険仲立人が不祥事件を起こした場合、当局にその旨を届け出る義務を課す。

企業内代理店に関する規制の再構築

- 特定契約比率規制(注1)について、3年程度の準備期間を設けた上で、経過措置(注2)を撤廃するとともに、「特定者」の範囲を連結の範囲に拡大する。

  （注1）親会社等を保険契約者とする保険契約を一定割合に抑制する規制。「保険代理店の自立の促進」と「保険料の実質的な割引の防止」を目的とするもの。

  （注2）同規制の導入時に既に存在していた損害保険代理店に対し、同比率を低く抑える（同比率の計算対象を自動車・火災・傷害保険に限定）ことを許容。
- 他方で、一定の要件（「一定の態勢整備」と「手数料の適正化」）を満たす企業内代理店は、上記規制の適用除外とする。今後、当局において要件の具体化を進める。
- 企業内代理店の提供した役務に見合う額を超える手数料を保険会社が支払うことは、企業（保険契約者等）に対する「特別の利益の提供」として禁止されている旨を明確化する。

保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止

- 「特別の利益の提供」として禁止される行為に、過度な便宜供与（物品の購入、役務の提供等）を新たに加える。
- 特別の利益の受け手に、保険契約者等の「グループ企業」を追加する。

火災保険の赤字構造の改善等

- 損害保険会社の企業向け商品開発管理態勢等に係る当局のモニタリングの高度化を図る。
- 損害保険料率算出機構において、火災保険参考純率に将来の気候変動による影響を反映するための手法の検討をさらに進める。
- 参考純率算出及び標準約款作成の対象となる保険種目を拡大する。また、損害保険料率算出機構におけるデータバンク機能の強化を図る。

「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する ワーキング・グループ」メンバー名簿

2025 年 7 月 17 日現在

座　　長	神作　裕之	学習院大学法学部　教授
委　　員	浅川　健一	一般財団法人日本品質保証機構　地球環境事業部部長
	井口　譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 執行役員　チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー
	上田　亮子	京都大学経営管理大学院　客員教授
	近江　静子	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社 インベストメント・スチュワードシップ統括責任者　エグゼクティブ　ディレクター
	柿原　アツ子	川崎重工業株式会社　取締役　監査等委員
	清原　　健	清原国際法律事務所　代表弁護士
	小林　いずみ	オムロン株式会社　社外取締役
	阪　　智香	関西学院大学商学部長　教授
	三瓶　裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社　代表
	関口　智和	有限責任あずさ監査法人　常務執行役員　パートナー
	芹口　尚子	野村證券株式会社　IB ビジネス開発部　財務戦略グループリーダー 兼　サステナブル・ビジネス開発部　エグゼクティブ・ディレクター 公益社団法人日本証券アナリスト協会　サステナビリティ報告研究会　委員
	高村　ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター　教授
	田代　桂子	株式会社大和証券グループ本社　取締役兼執行役副社長
	永沢　裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）　世話人
	藤本　貴子	公認会計士
	堀江　正之	日本大学商学部　特任教授
	松井　智予	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
	森内　　譲	公益財団法人日本適合性認定協会　代表理事　専務理事
	弥永　真生	明治大学専門職大学院会計専門職研究科　教授
	吉元　洋志	ソニーグループ株式会社 法務部コーポレート法務グループ ゼネラルマネージャー

オブザーバー

サステナビリティ基準委員会　東京証券取引所　日本監査役協会　日本経済団体連合会
関西経済連合会　日本公認会計士協会　日本労働組合総連合会　日本銀行　法務省
財務省　経済産業省　環境省

（敬称略・五十音順）

「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」メンバー名簿

令和７年２月 12 日現在

座　　長	堀江　正之	日本大学商学部　特任教授
委　　員	浅川　健一	一般財団法人日本品質保証機構 地球環境事業部次長
	井口　譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 執行役員　チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー
	上田　亮子	京都大学経営管理大学院　客員教授
	植村　一之	パナソニックホールディングス株式会社 グループ経理渉外部長
	岡崎　久喜	ビューローベリタスジャパン株式会社 システム認証事業本部カスタマイズドサービス部　部長
	甲斐　幸子	公認会計士
	清原　　健	清原国際法律事務所　代表弁護士
	阪　　智香	関西学院大学商学部　教授
	関口　智和	有限責任 あずさ監査法人　常務執行理事　パートナー
	芹口　尚子	野村證券株式会社 IBビジネス開発部 財務戦略グループリーダー 兼 サステナブル・ビジネス開発部 エグゼクティブ・ディレクター 公益社団法人日本証券アナリスト協会 サステナビリティ報告研究会 委員
	髙村　ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター　教授
	田辺　蘭子	ソニーグループ株式会社グローバル経理センター ESG Controllership 部　統括部長
	筒井　裕子	日本郵船株式会社　執行役員
	林　　隆敏	関西学院大学商学部　教授・副学長
	藤本　貴子	公認会計士
	町田　祥弘	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科　教授
	松本　祥尚	関西大学大学院会計研究科　教授
	森内　　譲	公益財団法人日本適合性認定協会　代表理事　専務理事
	弥永　真生	明治大学専門職大学院会計専門職研究科　教授

オブザーバー

サステナビリティ基準委員会　東京証券取引所　日本監査役協会　日本経済団体連合会　関西経済連合会　日本公認会計士協会　日本労働組合総連合会　日本銀行　法務省　財務省　経済産業省　環境省

（敬称略・五十音順）

「ベンチャーキャピタルに関する有識者会議」メンバー名簿

2024 年 10 月 17 日現在

座　　長	幸田　博人	京都大学経営管理大学院特別教授
メンバー	片岡　正史	第一生命保険株式会社 オルタナティブ投資部長
	片田江　舞子	CORE Partners 合同会社 CEO
	佐村　礼二郎	エー・アイ・キャピタル株式会社 代表取締役
	田中　光江	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
	玉木　諒	株式会社 SmartHR 取締役常勤監査等委員
	藤本　貴子	有限責任監査法人トーマツ パートナー（日本公認会計士協会 副会長）
	増田　徹	三井住友信託銀行株式会社 執行役員
	村田　祐介	インキュベイトファンド 代表パートナー
	山口　好生	株式会社日本政策投資銀行 担当部長
	渡辺　大	株式会社デライト・ベンチャーズ マネージングパートナー

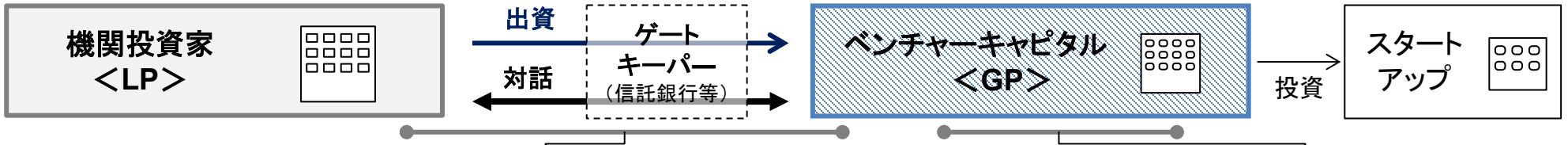
（敬称略・五十音順）

オブザーバー　信託協会　　スタートアップエコシステム協会　　生命保険協会
全国銀行協会　　日本取締役協会　　日本取引所グループ
日本ベンチャーキャピタル協会　　Fintech 協会

※　ベンチャーキャピタルに関する有識者会議は、金融庁及び経済産業省の共催として、事務局は金融庁が担当

「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」（概要）

□ 国内外の機関投資家の資金がベンチャーキャピタル（VC）に円滑に供給されるよう、広く内外機関投資家から資金調達を目指すVCについて、ファンドへの投資者（LP）及びファンド運営管理者（GP）の「推奨・期待される事項」を策定



概要

位置づけ

■ VCのガバナンス等が向上することで、**内外機関投資家によるVCへの円滑な資金供給**、スタートアップへの全般的な出資機能の強化、**スタートアップエコシステムの進化**を目的とする

■ 広く内外機関投資家から資金調達を目指すVCにおいて、VCの実態に応じ、**LP及びGPにより活用されるもの**として作成

■ VCの規模や特性等に照らし満たすことが望ましくない事項については**実施しない**こともあり得る。その場合は、理由や将来展望等を**LP及びGPの間で意思疎通される**ことが期待される

対象となるVC

■ **広く内外機関投資家から資金調達を目指すVC**

※ **CVC、金融系・大学系VC、初期段階のVCは**、本業とのシナジーや資金調達状況等を踏まえた運営体制を取ることが想定される
一方、LPの意向やGPの将来展望等を踏まえ、**必要に応じて推奨・期待される事項が参照される**ことも期待される

推奨・期待される事項の内容

■ 広く内外機関投資家から資金調達を目指すVCとして**備えることが「推奨される事項」**と、**スタートアップエコシステムの発展に寄与し、LPの中長期的なリターンを向上させるものとしてVCに一般的に「期待される事項」**の二段構成

推奨される事項

受託者責任・ガバナンス	● 受託者責任の認識・LPへの説明 ● 持続可能な経営体制（キーパーソン等）の構築 ● コンプライアンス管理体制の確保 ● LPの権利の透明性確保
利益相反管理等	● 利益相反管理体制の整備（LPへの諮問等） ● GPによる出資コミットメント等
情報提供	● 保有資産の公正価値評価 ● 四半期ごとのファンド財務情報等の提供

期待される事項（※）

投資先の企業価値向上	● スタートアップの成長に資する投資契約 ● 投資先の経営支援（人材紹介、ノウハウ提供等） ● 投資後の継続的な資本政策支援等（フォローオン投資、ファンド期間の延長、M&A含む最適なエグジット手法・時期の検討） ● 投資先の上場後の対応（クロスオーバー投資）
その他	● ESG・ダイバーシティ

※ 目指すべき全体的な方向性を示すものであり、個別のVCの戦略は多様であることに留意

スチュワードシップ・コードに関する有識者会議　メンバー名簿

令和６年 10 月 18 日現在

座長	神作　裕之	学習院大学法学部　教授
メンバー	井口　譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 執行役員 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー
	上田　亮子	京都大学 経営管理大学院　客員教授
	大場　昭義	一般社団法人日本投資顧問業協会　会長
	翁　百合	株式会社日本総合研究所　理事長
	三瓶　裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社　代表
	ジェン シッソン	Chief Executive Officer, International Corporate Governance Network （ICGN）
	高山 与志子	ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社　副会長
	武井　一浩	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　弁護士
	田中　亘	東京大学社会科学研究所　教授
	佃　秀昭	株式会社ボードアドバイザーズ　代表取締役社長
	西村　義明	住友理工株式会社　特別顧問
	藤本　宣人	一般社団法人生命保険協会　財務委員会 委員長 日本生命保険相互会社　代表取締役副社長執行役員
	北後 健一郎	企業年金連合会 年金運用部 ヘッジファンド投資担当部長、コーポレートガバナンス担当部長
	松岡　直美	ソニーグループ株式会社　執行役員
	松下　浩一	一般社団法人投資信託協会　会長
オブザーバー	東京証券取引所	信託協会　全国銀行協会　法務省　厚生労働省 経済産業省
事務局	金融庁	

（敬称略・五十音順）

スチュワードシップ・コード第三次改訂（2025年６月）のポイント

（資料16）

① 実質株主の透明性向上

➢ **企業と投資家の対話や相互の信頼関係の醸成を促進する**観点から、以下の指針を規定。

（改訂後）

４－２.　機関投資家は、投資先企業との間で建設的に対話を行うために、投資先企業からの求めに応じて、自らがどの程度投資先企業の株式を保有しているかについて企業に対して説明すべきであり、投資先企業から求めがあった場合の対応方針についてあらかじめ公表すべきである。

② 協働エンゲージメントの促進

➢ **企業と投資家の建設的な目的を持った対話を促進する**観点から、以下の指針を規定。

（改訂後）

４－６.　機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、他の機関投資家と協働して対話を行うこと（協働エンゲージメント）も重要な選択肢である。対話のあり方を検討する際には、投資先企業の持続的成長に資する建設的な対話となるかを念頭に置くべきである。

③ コードのスリム化／プリンシプル化

➢ コード策定・改訂時から一定期間が経過し実務への浸透が進んだ箇所などを中心に、プリンシプルベースの趣旨に立ち返り、記載を**削除・統合・簡略化**。

「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」メンバー名簿

2025 年９月５日現在

座　　長	神田　秀樹	東京大学　名誉教授
座長代理	加藤　貴仁	東京大学大学院　法学政治学研究科　教授
委　　員	有吉　尚哉	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー　弁護士
	今村　直喜	今村証券株式会社　代表取締役社長
	落合　孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士　シニアパートナー
	木地　佳彦	大和証券株式会社　執行役員 グローバル・インベストメント・バンキング担当
	坂　勇一郎	東京合同法律事務所　弁護士 東京経済大学現代法学部　教授
	柴原　祐喜	株式会社 FUNDINNO　代表取締役 CEO
	ｽﾋﾟﾘﾄﾞﾝ　ﾒﾝｻﾞｽ	HiJoJo Partners 株式会社 代表取締役共同社長執行役員
	関　雄太	株式会社野村資本市場研究所　シニアフェロー
	永沢　裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会　世話人
	永見　世央	ラクスル株式会社　代表取締役社長グループ CEO
	藤野　英人	レオス・キャピタルワークス株式会社 代表取締役社長
	松尾　順介	桃山学院大学　経営学部経営学科 大学院　経営学研究科　教授
	宮田　昇始	Nstock 株式会社　代表取締役 CEO
	村上　朋久	野村證券株式会社　常務 インベストメント・バンキング・プロダクト担当
	村田　祐介	インキュベイトファンド株式会社　代表パートナー 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会　理事

オブザーバー　一般社団法人スタートアップエコシステム協会
一般社団法人スタートアップ協会
一般社団法人投資信託協会
株式会社東京証券取引所
経済産業省

第２部　金融に関する制度の企画及び立案

第５章　審議会等の活動状況

第２節　自動車損害賠償責任保険審議会（資料１～２参照）

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

（令和７年１月８日時点）

会　長	藤田　友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委　員	大野　澄子	弁護士
	加藤　憲治	一般社団法人日本自動車会議所保険特別委員長
	金子　晃浩	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	京井　和子	NPO法人いのちのミュージアム事務局
	慶島　譲治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	角野　隆宏	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	武田　涼子	弁護士
	寺田　一薫	福島学院大学マネジメント学部地域マネジメント学科教授
	波多江　久美子	明治学院大学法学部教授 弁護士
	細川　昭子	弁護士
	細島　英一	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	唯根　妙子	特定非営利活動法人消費者機構日本理事
特別委員	川口　伸吾	損害保険料率算出機構専務理事
	坂口　正芳	一般社団法人日本自動車連盟会長
	外﨑　信子	NPO法人高次脳機能障害友の会ナナ理事長
	細川　秀一	公益社団法人日本医師会常任理事
	宮木　由貴子	第一生命経済研究所常務取締役 ライフデザイン研究部長兼 首席研究員
	麦倉　泰子	関東学院大学社会学部教授

（敬称略・五十音順）

第150回・第151回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

1．　令和７年１月10日14時00分から第150回自動車損害賠償責任保険審議会、令和７年１月17日15時00分から第151回自動車損害賠償責任保険審議会、それぞれが開催されました。

2．　第150回自動車損害賠償責任保険審議会では、令和６年度料率検証結果の報告が行われました。報告された損害率（※１）は次のとおりです。

契約年度	令和６年度	令和７年度
前回（令和５年４月）改定時予定損害率	133.5%	
令和６年度検証結果による損害率	131.5%	130.0%

（※１）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

3．　令和５年４月の基準料率改定時の予定損害率との乖離は令和６年度で▲1.5%、令和７年度で▲2.6%に留まっており、検証結果を受けた基準料率の改定は必要ないものとされました。

4．　また、第149回自動車損害賠償責任保険審議会において検討を要請されていた「自賠責保険における経費計算基準の見直し等」について、日本損害保険協会からその検討結果の報告がありました。

5．　第151回自動車損害賠償責任保険審議会では、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収受等を可能とするために、共済規程を一部変更することについて、行政庁が行う認可に対して同意することに関して諮問が行われました。
　審議の結果、特段異議はないものとして了承されました。

（参考）諮問に対しての答申、議事要旨、及び議事録については後日公表します。

令和７年１月27日更新内容

令和７年度の損害率に誤りがありましたので修正しました。（130.3% → 130.0%）

お問い合わせ先

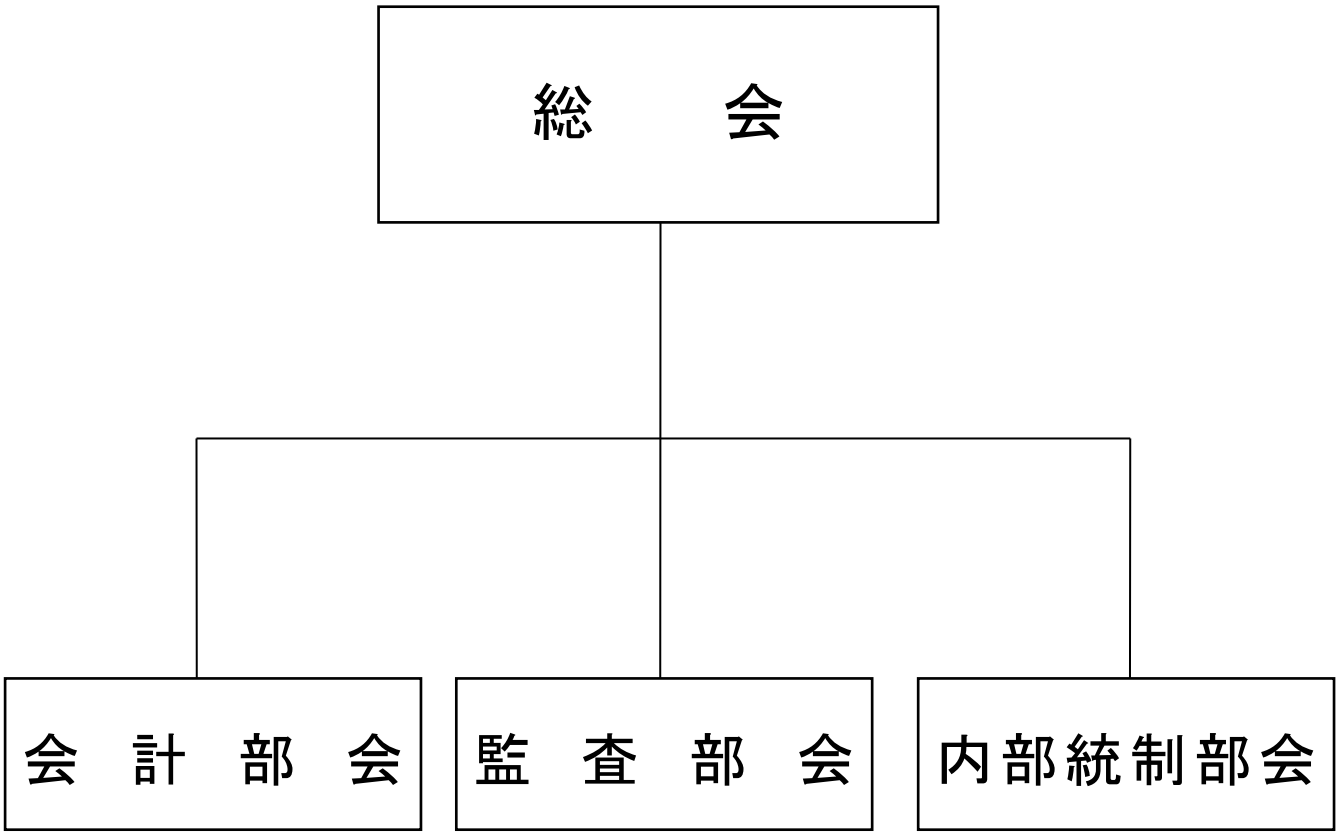
金融庁　Tel：03-3506-6000（代表）
監督局保険課（内線3859、3496）

第３節　企業会計審議会

企業会計審議会は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議などを行うこととされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（別添参照）

（別添）

企 業 会 計 審 議 会 の 組 織



第２部　金融に関する制度の企画及び立案

第５章　審議会等の活動状況

第４節　金融トラブル連絡調整協議会

金融トラブル連絡調整協議会[1]は、2000 年９月７日の第１回会合以降、これまで 68 回の協議会を開催してきた。

第 67 回金融トラブル連絡調整協議会

2025 年２月 12 日、第 67 回金融トラブル連絡調整協議会を開催した。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和６年度上半期）、「「金融機関とのトラブルに関する相談・苦情窓口（金融 ADR 機関）一覧」の作成について」及び「指定紛争解決機関における苦情処理手続の対応について」等に係る報告・意見交換を行った。

第 68 回金融トラブル連絡調整協議会

同年６月 23 日、第 68 回金融トラブル連絡調整協議会を開催した。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和６年度）及び「ADR 機関の連携について」等に係る報告・意見交換を行った（資料２、３参照）。

[1] 座長は、神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授。金融審議会答申（2000 年６月）を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげることを目的として、消費者団体、学識経験者、業界団体・自主規制機関、関係行政機関等の参加により、同年９月より開催している。（資料１参照）

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

（資料1）

令和7年6月23日現在

	（消費者行政機関等）	
	消費者庁地方協力課長	赤　井　　久　宣
	国民生活センター　審議役 兼 紛争解決委員会事務局長	浦　川　　有　希
	東京都消費生活総合センター所長	小　菅　　秀　記
	日本司法支援センター本部第一事業部情報提供課長	山　口　　昭　典
	（消費者団体）	
	全国消費者団体連絡会政策スタッフ	大　出　　友　記　子
	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会　元理事	唯　根　　妙　子
	全国消費生活相談員協会参与	渡　邊　　千　穂
	（指定紛争解決機関）	
	全国銀行協会金融ＡＤＲ部長	寺　内　　美　穂　子
	信託協会信託相談所長	岩　田　　和　郎
	生命保険協会生命保険相談室　室長	小　峰　　雄　一
	日本損害保険協会理事　損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長	森　脇　　隆　正
	保険オンブズマン専務理事	種　村　　尚
	日本少額短期保険協会専務理事	大　槻　　正　志
	証券・金融商品あっせん相談センター事務局長	丸　野　　雅　人
	日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長	菅　原　　健
	（業界団体・自主規制機関）	
	全国信用金庫協会業務管理部長	関　谷　　祐　樹
	全国信用組合中央協会しんくみ相談所　所長	阿　部　　雅　彦
	全国労働金庫協会 法務部長	大　島　　ひ　ろ　み
	日本商品先物取引協会相談センター長	小　河　　哲
	農林中央金庫経営企画部部長（農漁協系統金融機関代表）	間　崎　　久
	不動産証券化協会市場基盤ディビジョン長（資格制度担当）兼苦情相談室長	深　津　　明
	日本資金決済業協会事務局長	鈴　木　　徹
	日本暗号資産等取引業協会管理部部長	舟　田　　仁
	日本金融サービス仲介業協会事務局長	小　柳　　雅　彦
	電子決済等代行事業者協会事務局長	正　木　　道　治
	（弁護士）	
	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	斎　藤　　輝　夫
	東京合同法律事務所	坂　勇　一　郎
	（学識経験者）	
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	沖　野　　眞　已
【座長】	学習院大学大学院法務研究科教授	神　作　　裕　之
	一般社団法人メディエーターズ代表理事	田　中　　圭　子
	上智大学法学部教授	森　下　　哲　朗
	京都大学大学院法学研究科教授	山　田　　文
	（金融当局）	
	金融庁総合政策局リスク分析総括課長	大　城　　健　司
	金融庁企画市場局総務課長	繁　本　　賢　也
	金融庁監督局総務課長	木　村　　隆
	金融庁総合政策局コンダクト監理官	小　畠　　貴　志
	金融庁金融サービス利用者相談室長	森　田　　哲　次
	経済産業省経済産業政策局産業資金課　課長補佐	松　村　　光　泰
	厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐	村　瀬　　友　哉
	国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課不動産投資推進室課長補佐	大　西　　良　宜
	総務省情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室長	芥　唯　一　郎
	農林水産省経営局金融調整課組合金融調査官	安　田　　知　己

〔計42名〕

	（事務局）	
	金融庁金融トラブル解決制度推進室長	髙　島　　さ　や　香

〔合計43名〕

（敬称略、順不同）

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

（資料2）

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

1．苦情処理手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）苦情処理手続件数（当期の状況）						（2）苦情処理手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）								（3）苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	111	1,041	4%	1,152	1,058	94	0	803	61	0	34	0	160	1,058	764	150	105	39	1,058
信託協会	2	3	▲50%	5	3	2	0	3	0	0	0	0	0	3	1	0	1	1	3
生命保険協会	340	1,226	3%	1,566	1,245	321	0	753	374	0	7	0	111	1,245	393	317	371	164	1,245
日本損害保険協会	1,542	4,526	▲1%	6,068	4,374	1,694	0	3,792	305	0	246	0	31	4,374	1,101	1,673	766	834	4,374
保険オンブズマン	24	130	▲7%	154	132	22	4	79	13	0	35	0	1	132	48	56	25	3	132
日本少額短期保険協会	7	45	29%	52	45	7	0	13	28	0	0	0	4	45	17	19	7	2	45
証券・金融商品あっせん相談センター	136	696	▲22%	832	752	80	0	583	169	0	0	0	0	752	410	216	107	19	752
日本貸金業協会	1	64	94%	65	64	1	0	46	1	1	16	0	0	64	59	4	0	0	63
合計	2,163	7,731	▲1%	9,894	7,673	2,221	4	6,072	951	1	338	0	307	7,673	2,793	2,435	1,382	1,062	7,672

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
○解　決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
○移　行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
○不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
○不　調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの（移行を除く）。
○移　送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
○その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（資料3）

2. 紛争解決手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）紛争解決手続件数（当期の状況）						（2）紛争解決手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）									（3）紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
							成立		成立以外											
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	50	67	▲26%	117	86	31	38	0	42	0	6	0	0	0	86	0	28	10	48	86
信託協会	0	0	増減なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険協会	231	382	1%	613	325	288	18	70	227	0	10	0	0	0	325	11	35	137	142	325
日本損害保険協会	241	640	18%	881	607	274	202	1	374	0	27	0	0	3	607	4	87	324	192	607
保険オンブズマン	5	15	▲38%	20	15	5	10	0	5	0	0	0	0	0	15	0	8	6	1	15
日本少額短期保険協会	4	28	65%	32	27	5	3	8	15	1	0	0	0	0	27	4	11	10	2	27
証券・金融商品あっせん相談センター	82	170	▲23%	252	199	53	149	0	46	0	3	0	0	1	199	0	15	114	70	199
日本貸金業協会	1	3	▲40%	4	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	2
合計	614	1,305	2%	1,919	1,261	658	422	79	709	1	46	0	0	4	1,261	19	184	603	455	1,261

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○和　　解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
○特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
○見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
○双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
○一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
○不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
○移　　送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
○そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組

第１節　政府全体の成長政略等における金融庁の取組

Ⅰ　「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（2025 年６月 13 日閣議決定）（資料１参照）

Ⅱ　「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（2025 年６月 13 日閣議決定）（資料２参照）

Ⅲ　「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」（2023 年 12 月 26 日閣議決定）（資料３参照）

Ⅳ　「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年６月 13 日閣議決定）（資料４参照）

Ⅴ　「規制改革実施計画」（2025 年６月 13 日閣議決定）（資料５参照）

Ⅵ　「地方創生 2.0 基本構想」（2025 年６月 13 日閣議決定）（資料６参照）

Ⅶ　「資産運用立国実現プラン」（2023 年 12 月 13 日）

「資産運用立国実現プラン」に基づき、これまでの施策の進捗・効果を評価するとともに、更なる施策を検討すべく、2025 年３月、内閣官房・新しい資本主義実現会議の下に、「資産運用立国推進分科会」を設置。（資料７参照）

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（2025年6月13日閣議決定）における金融庁の主な施策

（資料１）

II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画の推進

- □ 地域金融機関による中小企業への政府支援等の紹介、支援ツールを活用を通じた生産性向上支援を進める。
- □ 地域企業経営人材マッチング促進事業等について、支援内容の見直し・拡充を図る。
- □ 地域金融機関職員の副業・兼業の普及を進める。
- □ 地域金融機関に対し、中小企業の計画的な事業承継・M&Aを積極的に支援するよう促す。
- □ 経営者保証に依存しない融資及び事業承継・M&Aの際の経営者保証解除の可能性の検討を促進する。

III. 投資立国の実現

- □ 暗号資産を金融商品として業法に位置づけ、投資家保護のための制度を整備する法案の早期国会提出を図りつつ、税務当局への報告義務の整備等を行ったうえで、税制面の見直しの検討も併せて行う。

IV. 「スタートアップ育成５か年計画」の強化

１．地方におけるスタートアップの創出など人材・ネットワークの構築

- □ インパクトの測定・管理に必要なデータ・指標の整理やインパクトの創出のための実務的な投融資手法の確立等を通じて、インパクト投資市場の形成を後押しする。

２．資金供給の強化と出口戦略の多様化

- □ のれんの会計処理の在り方に関し、企業会計基準設定主体における議論において、のれん償却費の計上区分の営業外費用への変更及びのれんを非償却とすること等について提案を行っているスタートアップ関係者の問題意識が十分くみ取られ、適切な議論が行われるよう、検討プロセスも含めフォローする。
- □ 東証はグロース市場について、高い成長を目指す上での着眼点や好事例の周知等の上場企業に対する伴走支援を早期に行うとともに、十分な助走期間の確保等の措置を講じつつ、上場維持基準を早期に見直す。
- □ 個人がプロ投資家へ移行できる要件の周知等を行い、スタートアップ投資家の裾野を広げる。
- □ ベンチャーキャピタルのガバナンス向上を図るため、「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」の普及等に取り組む。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（2025年6月13日閣議決定）における金融庁の主な施策

Ⅵ．人への投資・多様な人材の活躍推進

□ 有価証券報告書における人的資本に関する情報開示の充実を図ることを検討する。

Ⅶ．資産運用立国の取組の深化

１．資産運用立国の更なる推進

□ Japan Weeks 2025及び資産運用フォーラムにおける海外向け情報発信を充実する。

□ 不公正取引等の違反事案に対し抑止力を高める観点から、課徴金の在り方等について検討する。

２．家計の安定的な資産形成

□ J-FLEC（金融経済教育推進機構）は、地方における活動の底上げを図り、情報発信を強化する。高齢者保護の観点から、詐欺被害対策を含め、金融経済教育を徹底する。

□ NISAの利便性向上に向けて、NISAの効果検証を行うとともに、対象商品の多様化を検討する。対象商品拡大を含むNISA制度の充実を検討するなど、退職後の生活の安定にも資する資産運用サービスの充実を検討する。NISAの活用を含め、次世代の資産形成の推進のための方策を検討する。

□ 家計の収支管理等が容易になるよう、個人が自身の金融資産やキャッシュフロー等の状況を容易に把握できるためのデータ集約の仕組み等を整える。

□ 個人投資家が投資しやすい環境を整備するため、東証は、上場株式の投資単位のさらなる引下げを検討する。

３．中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供

□ 発行開示書類の届出免除基準額の見直しを図る。

□ 企業価値担保権付き融資の活用を後押しする。

□ 新株予約権付融資の法的論点等（新株予約権の利息該当性や価格算定方法）を検討する。

４．企業価値の向上・コーポレートガバナンス

□ 経営資源の適切な配分が行われているかの検証・説明責任の明確化を含むコーポレートガバナンス・コードの見直しの検討等、コーポレートガバナンスに関する新たな政策パッケージを取りまとめる。

□ 有価証券報告書の株主総会前の開示に向けた環境整備に向け制度横断的な検討を進める。

□ 規模の大きい上場企業におけるサステナビリティ情報の開示・保証に係る制度整備を図る。

5．資産運用業・アセットオーナーシップの更なる高度化

- □ 大手金融グループにおける資産運用力向上等の取組や新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）の取組事例をフォローアップする。
- □ 資産運用業界の人材の充実及び、資産運用のインフラとなっている業務・システムの合理化に向け実態把握を進める。
- □ 金融・資産運用特区地域への金融・資産運用業者の新規参入促進に向けて、特区地域のプロモーション施策を実施する。
- □ アセットオーナー・プリンシプルの受入れを促進する。

Ⅷ．地方経済の高度化

2．企業資金の地方への呼び込み

- □ 地域金融機関による融資にとどまらない金融仲介機能の発揮を監督指針等により後押しするとともに、地域金融機関自体の経営基盤を強化する。そのため「地域金融力強化プラン」を年内に策定し、推進する。
- □ 企業の積極的な投資による地方における拠点整備等が、中長期的な企業価値の向上につながることをコーポレートガバナンス・コードの見直し等により明らかにする。

3．地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保

- □ REIT（不動産投資信託）の保有資産にデータセンターを組み入れるための環境整備を行う。
- □ 再生可能エネルギー発電設備への投資を含む上場インフラファンド市場の活性化に取り組む。

経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）における金融庁の主な施策 （資料２）

１．物価上昇を上回る賃上げの普及・定着
～賃上げ支援の総動員～

（２）三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

- □ 地域金融機関のIT化を進め、予兆管理を強化
- □ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立
- □ 社会的インパクト評価を資金調達につなげる環境整備

２．地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

（１）地方創生2.0の推進　～令和の日本列島改造～

- □ 地域金融力の強化
- □ 地域金融機関職員の副業・兼業を可能とする環境整備

３．「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

（５）スタートアップへの支援

- □ 非上場株式の流通活性化
- □ ベンチャーキャピタル（VC）のガバナンス向上
- □ のれんの会計処理の在り方に関する関係者の議論を後押し
- □ インパクトの測定・管理に必要なデータ・指標の整備

（７）資産運用立国の実現

- □ NISA制度の一層の充実の検討
- □ 金融資産やキャッシュフローの状況を容易に把握できる環境の整備
- □ 金融経済教育の充実
- □ 東証グロース市場の機能向上
- □ インパクト投資市場の拡大
- □ データセンターのREITへの組入促進
- □ 有価証券報告書の株主総会前の開示の後押しにつながる制度横断的な検討
- □ コーポレートガバナンス改革
- □ 「金融・資産運用特区」の広報・誘致活動の充実
- □ アセットオーナー・プリンシプルの受入促進
- □ Japan Weeksや資産運用フォーラムを通じた情報発信
- □ 金融庁の体制拡充

４．国民の安心・安全の確保

（６）「世界一安全な日本」の実現

- □ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進
- □ 詐欺への対策強化

デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）

〔令和５年 12 月 26 日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

第２章　デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向

１．取組方針

（３）デジタル人材の育成・確保

④デジタル人材の地域への還流促進

（現状と課題）

デジタル田園都市国家構想の実現に向けては、各地域において、デジタル人材の育成・確保を行うとともに、特に高度なデジタル技術が駆使できるような、いまだ希少なデジタル人材を地域の課題解決に参画させるため、地方へのデジタル人材の還流を促進していくことが重要である。

（施策の方向）

地域企業等において、デジタル人材の確保に向けた取組を進めるために、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等のマッチング支援を強化していく。具体的には、プロフェッショナル人材のマッチングで高いノウハウと実績を有するプロフェッショナル人材戦略拠点と、取引先とのネットワークを有し地域企業の経営課題等に精通する地域金融機関、大企業の人材プラットフォームを整備する株式会社地域経済活性化支援機構が緊密に連携して行う取組を強化する。また、地方からデジタル実装を進めるためには、地域においてイノベーションを担うスタートアップにも人材が適切に供給される必要がある。こうした観点から、プロフェッショナル人材戦略拠点及び地域金融機関に加え、スタートアップの実情を把握するベンチャー・キャピタルやスタートアップ専門の職業紹介事業者等とも連携して人材マッチングを支援する。

さらに、デジタルを活用した地域の社会課題解決を実現するため、その中核的な役割を担う地方公共団体に対しても、高いスキルを有する外部人材の派遣が促進されるよう、民間事業者等とも連携しながら取組を推進する。

くわえて、地方創生移住支援事業により、デジタル人材等の地方移住を支援するとともに、地方創生起業支援事業により、デジタル等を活用した地域の社会課題の解決を目指す起業等を支援する。

これらの取組を「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」として期限を区切って集中的に実施し、地域へのデジタル人材等の還流、地域人材市場の育成及びマッチングビジネスの早期市場化・自立化を図る。

【参考】第４章（金融庁関連部分抜粋）

※　今般の改訂で第４章は削除されたところ、改定後の総合戦略において「今般の総合戦略の改訂後においても、2022 年 12 月に策定した総合戦略第４章に基づき、引き続き各分野の施策の推進を図る」としているため、参考情報として第４章（金融庁関連部分抜粋）を掲載する。

第４章　各分野の施策の推進

２．分野別の施策の推進

（１）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

①地方に仕事をつくる

ア　地域資源・産業を生かした地域の競争力強化

ⅱ地域企業の生産性革命の実現に向けた重点支援

【具体的取組】

⑹事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

・「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月５日公表）及び「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」（令和元年 12 月 20 日中小企業庁公表）の活用等を通じ、経営者保証に依存しない融資慣行を確立していくとともに、円滑な事業承継を促す。

（金融庁監督局総務課監督調査室、中小企業庁事業環境部金融課）

⑽地域企業を支援する体制の構築

・関係省庁や地方支分部局、地方公共団体、地域金融機関、企業等とのネットワーク機能を活用し、地域企業の価値創造や課題解決等に向けた「つなぎ役」を果たすほか、公務員や金融機関職員、企業関係者等の連携・交流の推進に取り組み、地方創生を担う企業等の取組を支援する。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、金融庁監督局総務課地域金融支援室、財務省大臣官房地方課）

・一部の金融機関を対象に、法人企業貸出に係る高粒度データを試行的に収集し、企業個社の外部データと紐付け、感染症や資源高・原材料高が企業セクターに与える影響等について詳細な分析を行い、その結果を活用しながら金融機関と対話をすること等を通じて、企業への金融面での支援を促す。

（金融庁総合政策局リスク分析総括課）

・地域企業の成長・生産性向上を実現するため、地域金融機関が AI などのデジタル技術を活用し、事業者支援を効率的・効果的に実施していくために必要な調査・研究を実施する。

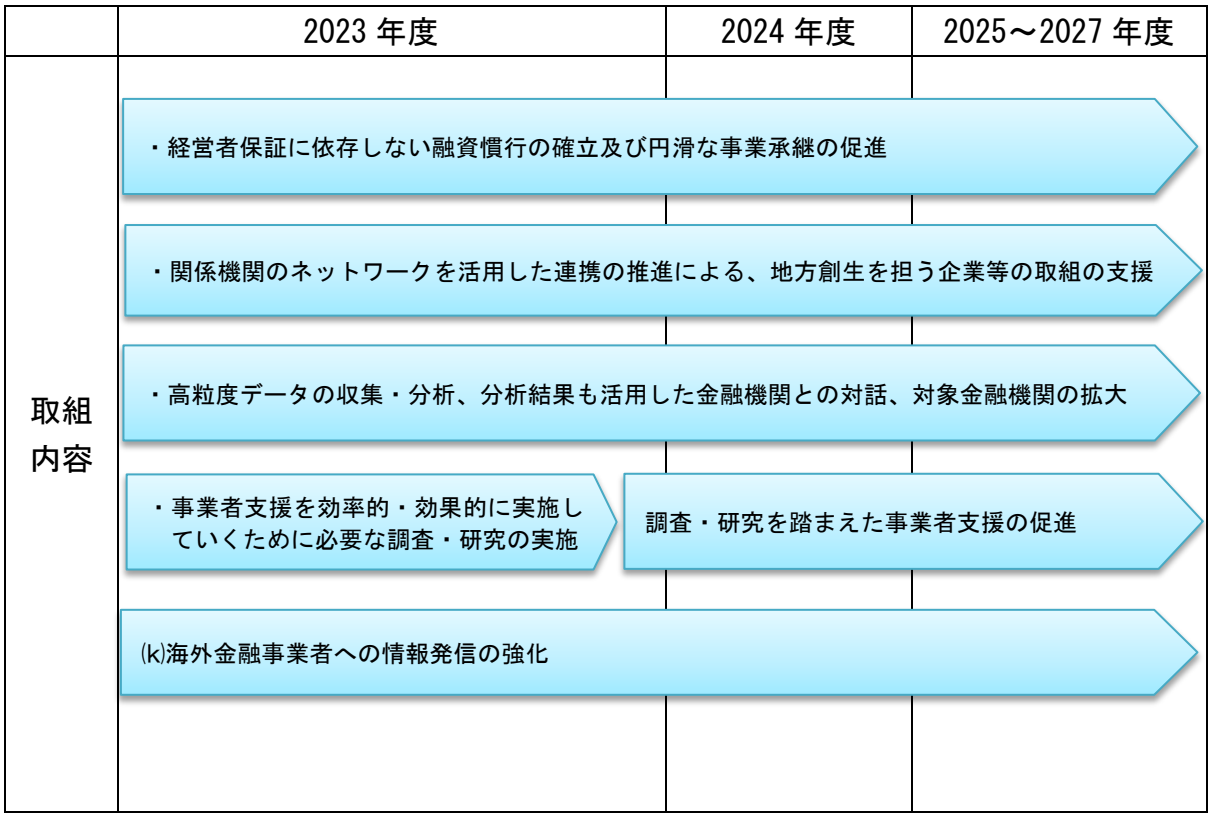
（金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室）

⑹参入海外金融事業者向け情報発信事業

・法人設立、金融業の登録、在留資格、生活環境等に関する情報を集約した、国際金融センター専用ウェブサイトの利便性向上や、更なる情報発信強化に努めていく。

（金融庁総合政策局総合政策課）

■工程表



②人の流れをつくる

ア　地方移住・移転の推進

ⅰ地方移住の推進

【具体的取組】

⑹地方の仕事に従事する機会の拡大

・REVIC が行う「地域企業経営人材マッチング促進事業」による、大企業人材と地域企業をつなぐ人材プラットフォームの整備及び経営人材を確保した地域企業への給付等を通じ、転籍や副業・兼業、出向といった様々な形でのマッチングを推進するなど、地域金融機関の人材仲介機能の強化を図ることで、「先導的人材マッチング事業」や「プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じた、地域企業の経営人材の確保を加速させ、地域企業によるデジタルを活用した成長・生産性向上の実現を目指す。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課人材マッチング推進室）

■工程表

	2023 年度	2024 年度	2025～2027 年度
取組内容	・地域企業への経営人材マッチングの促進		

（３）デジタル人材の育成・確保

④デジタル人材の地域への還流促進

ア　「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」の推進

【具体的取組】

(c)地域企業のデジタル人材のマッチング支援

・REVIC が行う「地域企業経営人材マッチング促進事業」による、大企業人材と地域企業をつなぐ人材プラットフォームの整備及び経営人材を確保した地域企業への給付等を通じ、転籍や副業・兼業、出向といった様々な形でのマッチングを推進するなど、地域金融機関の人材仲介機能の強化を図ることで、「先導的人材マッチング事業」や「プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じた、地域企業の経営人材の確保を加速させ、地域企業によるデジタルを活用した成長・生産性向上の実現を目指す。【再掲】

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課人材マッチング推進室）

■工程表

	2023 年度	2024 年度	2025～2027 年度
取組内容	・地域企業への経営人材マッチングの促進 ・地域企業のデジタル人材のマッチング支援		

４．デジタル実装の基礎条件整備に係る施策間連携・地域間連携の推進

（１）デジタル基盤の整備

【具体的取組】

⑹デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）

・デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の策定に当たっては、例えば、地域においてデジタル社会実装基盤を活用してサービスを提供しようとする事業者等が存在するか、当該サービスが持続的に提供され得るか、地域経済への波及効果が見込まれるか、といった点も踏まえ、官民が適切な役割分担の下でデジタル社会実装基盤の整備を進めていくことが想定される。最終的に目指すべきゴールは、首都圏や一部都市圏だけではなく、地域の自主性も尊重しながら、全国津々浦々にデジタル社会実装基盤を整備することで、各地域がデジタル化の恩恵を享受でき、地域社会・経済の発展につながっていくことにある。例えば、人口減少・高齢化の進行する地域における人流・物流に係るサービスの維持・発展を実現するためには、ドローンを使った生活必需品の配送、自動運転によるデマンド交通サービス等の継続的提供が欠かせない。これらのサービスの継続的提供を支えるためには、情報処理・情報通信等のハードインフラにとどまらず、ドローン等の運航に必要となる地物・気象等の情報を統合した３次元空間情報基盤等のソフトインフラや、地域を越えて安全・安心なサービスの提供を担保するための認定・認証制度等のルール整備が必要となるが、デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の目指すべきゴールは、これらの地域横断的な課題解決が必要となる分野において、複雑なシステムやルールの全体像を俯瞰した上で最適な社会システムの見取り図を作成し、時間軸・空間軸を意識しつつ、地域の自主性も尊重しながら、全国津々浦々にデジタル社会実装基盤を整備していくことにある。なお、３次元空間情報基盤の整備は、これまで２次元で行ってきた国土管理やインフラ（電力・ガス・情報通信・水道等）の管理を３次元での管理にアップデートするものであり、新たな基盤インフラとしても防災等の多様な分野においても利活用が期待されるため、各セクターにおいて、取組の現状を踏まえつつ、必要に応じて今後検討を深めていく。

・デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）におけるルール面での取組として人流・物流等の DX を実現すべく、安全性と両立する形でイノベーションを促進するアジャイルガバナンス（様々な社会システムにおける設計及び運用のサイクルを、マルチステークホルダーで継続的かつ高速に回転させていくガバナンスモデル）の社会実装も進めていく。具体的には、マルチステークホルダーで機動的にガバナンスを行う仕組みとして、運用パフォーマンスベースで

各ステークホルダーが安全をマネジメントする仕組みやそれを促すインセンティブを要する保険の開発・普及等を行う。なお、これらの検討に際しては、既存ルールの趣旨・効用等を考慮した上でデジタル社会に最適なルールを設計し、地域の自主性も尊重しながら、必要な措置を講じていくことが重要である。また、デジタル臨時行政調査会において、活用可能なデジタル技術及びサービスを整理したテクノロジーマップ及び技術カタログを整備・更新するとともに、デジタル化の制約となる規制の見直しを進めていく。

・デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）におけるデジタル社会実装基盤とは、情報処理、情報通信、エネルギー、交通・物流に関するインフラ等のハードインフラに加え、アプリケーション、データ連携、データ、クラウド等のソフトインフラや、技術仕様・制度等に関するルールも含めたものを指す。デジタル社会実装基盤は、地域におけるビジョン、ユースケースからバックキャストし、どれだけのスペックのものが必要とされているかを特定した上で、地域ごとにレジリエンスの観点や再生可能エネルギーの拡張性のある環境等も踏まえつつ全国での最適整備を進めていくことが必要となる。また、デジタル社会実装基盤については、規格等がバラバラになると投資が進まないおそれがあるため、標準化や公有資産の民間活用等も検討する。その際、デジタル社会実装基盤やサービスの稼働率を上げることが極めて重要であるところ、インフラシェアリング（インフラを複数の事業者で共同利用すること）や、モビリティ領域におけるマルチパーパス（一度の運行で複数の目的を達成すること）等の取組を推進する必要がある。また、デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の策定については、デジタル田園都市国家インフラ整備計画等の既存計画や施策との整合性を確保しながら検討を進めていく。さらに、計画の策定で終わらないように、関係省庁等が参加するデジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の実行状況・実行方針を確認するためのフォローアップを行う会議体も併せて整備し、官民が適切な役割分担の下で各構成要素の整備に取り組むことで、地域の自主性も尊重しながら、全国津々浦々にデジタル社会実装基盤整備を完遂する。

表　デジタル社会実装基盤（例）

	項目	具体例
ソフト	アプリケーション	オープンソースソフトウェア、共通 API 等
	データ連携（データスペース含む）	三次元空間情報基盤、次世代取引基盤、モビリティデータ基盤、資源循環情報流通プラットフォーム等

	データ	3D 都市モデル、気象データ、衛星データ、ダイナミックマップ、ドローン・空飛ぶクルマ航路等
	クラウド	ハイブリッドクラウド、超分散クラウド等
ハード	情報処理に関するインフラ	次世代コンピュータ、データセンター、MEC 等
	情報通信に関するインフラ	通信網（５G 基地局、信号５G、海底ケーブル等）等
	エネルギーに関するインフラ	スマートメーター、蓄電池、送配電網、充電器等
	交通・物流に関するインフラ	スマートポール、モビリティハブ、物流センター等
ルール	技術仕様に関するルール	識別子、データ項目、トラスト等
	制度に関するルール	デジタルを制約する規制の改革、データガバナンスルール、認定・認証制度等

※上記の表における具体例については、データセンター等、複数の項目に跨るものがあるものの、便宜的に一つの項目に記載している。

・現在、（独）情報処理推進機構に設置したデジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）において、産学官からリーダーシップや高度な専門性を有する参加者を募り、前記の各領域について社会システムの見取り図を作成し、社会実装に向けた取組を進めている。例えば、人流・物流に関して、自動運転車、ドローン、空飛ぶクルマ、サービスロボットといった自律移動ロボットに関わるモビリティ領域、屋内でもシームレスにヒトやモノの流れを円滑にするスマートビル領域及びこれらの領域を横断して必要となる空間情報領域について、関係機関等とも連携しつつ、社会実装に向けた実証等に取り組んでいる。また、地域企業の事業生産性を向上させるとともに、脱炭素社会や循環経済、人権の尊重といったサステイナビリティに関する価値観の実現に向けた各種社会要請への対応が求められる商流・金流に関して、企業間取引に関する領域（契約・決済、サプライチェーン）についても、同様の取組を進めている。これらの取組を更に加速するとともに、デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）策定に当たっても、これまで DADC に蓄積されてきた知見・人財を最大限活用し、DADC 中心に産学官が共創して、検討を具体化していく必要がある。同時に、（独）情報処理推進機構に蓄積された DX 推進施策やデジタル人材育成の知見を、更なる DX 促進のために活用していく。

（警察庁長官官房技術企画課、交通局交通規制課、金融庁監督局銀行第一課、デジタル庁国民向けサービスグループモビリティ班、企業間取引班、デジタル臨時行政調査会事務

局、総務省情報流通行政局情報通信政策課、総合通信基盤局総務課、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課、製造産業局自動車課、ロボット政策室、次世代空モビリティ政策室、商務情報政策局情報経済課、サイバーセキュリティ課、情報技術利用促進課、情報産業課、商務・サービスグループ物流企画室、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課、電力・ガス事業部電力産業・市場室、電力基盤整備課、国土交通省都市局都市政策課、国土地理院地理空間情報部）

■工程表

	2023 年度	2024 年度	2025～2027 年度
取組内容	⑹デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の策定	地方ごとの計画の策定	会議体におけるフォローアップの実施

デジタル社会の実現に向けた重点計画

〔令和７年６月 13 日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

第１　目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

１．重点計画に基づいた我が国のデジタル化の取組

（１）我が国の強み

②アナログ規制の見直し

デジタル技術の実装を阻み、社会のデジタル化の阻害要因となっているアナログ規制について、目視規制、定期検査・点検規制等の代表的な７類型の規制及び FD 等記録媒体規制に関する法令等約１万条項を見直し、見直しが必要とされた 8,162 件について約 98%（8,162 件のうち 7,983 件、2025 年５月末時点）の見直しが完了している。

４．取組の方向性と重点的な取組

（１）AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進

③ AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進

ア　個人向けの行政手続のデジタル完結の推進

（ア）マイナンバー制度の推進

（略）

2024 年に実施したマイナンバー制度の利用可能性の悉皆的な調査等を踏まえ、2025 年の法改正においてマイナンバーの利用が可能な事務が追加されることとなった。これを踏まえマイナンバーを正確かつ効率的に収集した上で、添付書類の省略等を徹底するための環境整備や運用改善を進める。また、公金受取口座は、緊急時の給付金をはじめとする公的給付に係る政策推進のインフラとして重要であり、公金受取口座登録や預貯金口座付番等を引き続き推進する。

（略）

（２）AI-フレンドリーな環境の整備（制度、データ、インフラ）

② AI・デジタル等テクノロジーの徹底活用を阻む制度の見直し

（略）

また、地方公共団体における条例等の見直しの促進や、テクノロジーマップ・技術カタログ等を活用したデジタル技術の実装に向けた情報発信等に取り組む。あわせて、新たな政策立案・制度創設等において、AI・デジタル等のテクノロジーの利活用が妨げられることがないように、新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス（デジタル法制審査）の機能等を強化する。

④ オープンデータの推進

法令データについては今後、生成 AI と組み合わせた一層の利活用が想定されるところ、法制事務の業務フローの見直し、法令編集機能や法令 API の改善等を進め、法令データを利活用したサービスの開発の促進を行うとともに、告示について官報電子化の取組も踏まえ、2026 年度中目途で告示のベース・レジストリの提供開始を目指す。

（３）競争・成長のための協調

① データ連携・利活用推進

人口減少が加速する中で、豊かな生活を維持し、また産業競争力を強化するには、AI の最大限の利活用と併せ、AI に学習させるデータの整備と利活用が必須となる。デジタル社会の生産手段であるデータが事業者や業界の壁を越えて社会全体で広く利活用されるようにするため、AI 時代にふさわしいデータ連携・利活用を「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき推進し、その中で医療、金融、教育、農業、公共事業、産業などの各分野における取組も実施していく。

⑤「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化の推進

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（2024 年６月 21 日閣議決定）に基づき共通化の対象となる業務・システムは、次のとおりである。これらの業務・システムについては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の同意が得られた共通化推進方針に基づき、国と地方が協力して取組を推進する。共通化の対象となる業務・システムの制度所管府省庁は、当該取組について、定期的に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会に対し進捗報告を行う。

令和７年度決定分

① 入札参加資格審査システム
② 環境法令に係る申請・届出システム
③ 建築確認電子申請システム等
④ 預貯金照会のオンライン化の拡大
⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム
⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム
⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大
⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等
⑨ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）
⑩ 重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム
⑪ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム

第２　重点政策一覧

〇[No.1-18] web3 の推進/web3 の環境整備

・web3 と呼ばれる新技術を活用した分散アプリケーション環境下で構築される世界観では、革新的なサービスが生まれる可能性が指摘されており、これらを実現するためには、コンテンツに係る関係者の権利保護及び海外展開支援や web3 の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大を図りつつ、関連する人材の育成・確保にも取り組む必要がある。

・同時に、NFT や DAO などの新しいデジタル技術を様々な社会課題の解決を図るツールとするとともに、web3 の健全な発展に向けて、引き続き、安全安心な利用環境整備などの観点を踏まえつつ、様々なチャレンジが不合理な障壁なく行える環境整備に取り組む必要がある。

・相談窓口の整備、ユースケース創出、技術開発・人材育成、グローバル化、地方創生などに係る様々な取組を行っていく。

具体的な目標：web3 の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大・・・Web3.0・ブロックチェーン技術が社会実装された件数の増大

相談窓口　・・・相談対象者の拡大

主担府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、文部科学省、経済産業省

〇[No.1-34] 公金受取口座の登録、利用及び預貯金口座付番の推進

・金融機関経由での登録受付が 2025 年度より開始されたことも踏まえ、公金受取口座の登録・利用を引き続き推進し、給付事務の更なる効率化を図る。

・行政機関経由登録（含む特例制度）については、システム開発完了後、施策実施の準備が整い次第、速やかに開始する。

・他金融機関を含めた預貯金口座付番及び災害時・相続時口座照会が 2025 年度より開始されたことも踏まえ、相続時や災害時における有用性など、預貯金口座への付番のメリットの周知を進める。

具体的な目標：公金受取口座情報を利用可能な公的給付の支給等の種類の数/制度上定められた公的給付の支給等の種類の数

2026 年度：100%

主担府省庁：デジタル庁

関係府省庁：金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省

〇[No.1-71] 犯収法等における非対面本人確認方法の原則 JPKI 一本化及び対面本人確認方法の IC チップ読み取りの義務化

・犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認方法について、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。また、対面の本人確認方法においても

マイナンバーカード等の IC チップ情報の読み取りを犯収法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付けるための取組を進める。

具体的な目標：犯収法、携帯電話不正利用防止法における非対面の本人確認方法の見直し

・犯収法（2027 年４月１日）
・携帯電話不正利用防止法（2026 年４月１日）

対面の本人確認方法の見直し

・犯収法（2027 年４月１日）
・携帯電話不正利用防止法（2026 年４月１日）

主担府省庁：警察庁、デジタル庁、総務省
関係府省庁：金融庁

○[No.1-81] デジタルインボイスの定着/企業間決済のデジタル化の推進

・デジタルインボイスについては、令和７年度税制改正において、その標準仕様（JP PINT）に対応した電子計算機処理システムを使用して電子取引データの授受・保存を行うことで、電子帳簿保存法上の重加算税の加重措置の特例や青色申告特別控除（65 万円）の適用を受けることが可能とされた。そのため、引き続き、JP PINT の安定的な管理を実現するとともに、ユーザーの声や事業者のグッドプラクティスなどの情報発信を積極的に行い、デジタルインボイスの利用の定着を図る。
・手形・小切手の電子化等を通じ企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、請求分野とのデータ連携や DI-ZEDI を含む全銀 EDI の利活用を通じた企業間取引のデジタル完結とデータ相互運用性の確保を目指した関係事業者による取組を引き続き後押しする。

具体的な目標：Peppol e-invoice（JP PINT)の標準仕様の管理・運用

デジタルインボイス導入事業者のグッドプラクティスなどの情報発信

企業間取引のデジタル完結とデータ相互運用性の確保を目指した関係事業者による取組の継続的な後押し

手形・小切手の全面電子化に向けたフォローアップ（2021 年７月、「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」（事務局：一般社団法人 全国銀行協会）が策定した自主行動計画（2025 年３月改定）を踏まえ、2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目指す。）

主担府省庁：デジタル庁
関係府省庁：金融庁、財務省

○[No.1-88] 行政手続のデジタル完結

・年間件数１万件以上の申請等及びそれに基づく処分通知等について、2023 年 12 月に取りまとめた「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」に基づきオンライン化に取り組み、工程表に定められたデジタル完結を実現する。

具体的な目標：オンライン化する手続件数：2025 年度末 1,162 件
主担府省庁：デジタル庁
関係府省庁：人事院、内閣府、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

○[No.1-95] 刑事手続のデジタル化

・刑事手続において、書類の電子データ化やオンラインでの発受、非対面・遠隔での手続を可能とするなど情報通信技術を活用することにより、円滑・迅速な手続の実施等を通じて安全・安心な社会を実現するとともに、関与する国民の負担軽減等を図るため、法務省・警察庁は、最高裁判所・デジタル庁等と連携しつつ、法令及び高い情報セキュリティを備えた IT 基盤の整備を強力かつ迅速に推進する。矯正及び更生保護行政においても引き続きデジタル化に向けた取組を推進する。

具体的な目標：刑事手続のデジタル化の実現のための法律施行に向けた準備を行うとともに、2026 年度中のシステム一部運用開始に向けた IT 基盤の整備を進める。

また、各種犯則調査を所管する省庁等については、刑事手続のデジタル化実現のための法整備の状況を踏まえて、可及的速やかに法令整備を実現する。IT 基盤の整備については、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮し、2027 年度中の一部省庁でのデジタル化試行を念頭にデジタル庁とも連携して対応を行っていく。

主担府省庁：法務省
関係府省庁：公正取引委員会、警察庁、金融庁、デジタル庁、財務省

○[No.1-109] 簡易な送金決済インフラの構築と国際的な実証

・任意の共通 ID と認証の仕組みを用いて簡易な送金・決済サービスを実現するインフラの構築に向け、既存の国際送金サービスの状況や、国際的な相互運用性等の確保に関する国際的な議論の動向等を踏まえつつ、海外展開を図る民間事業者の送金ニーズを踏まえた実証の具体化について検討を進める。

具体的な目標：令和 7 年度中に、実証の具体化について検討を進め、結論を得る。
主担府省庁：デジタル庁
関係府省庁：金融庁

○[No.2-10] アナログ規制の横断的な見直し

・アナログ規制の見直しについては、引き続き「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直し作業を進め、工程表に定められたアナログ規制見直しを完了する。

具体的な目標：デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し条項：2025 年度末 6,254 条項
主担府省庁：デジタル庁
関係府省庁：内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、

外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

○[No.2-12] デジタル法制審査

・新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス（デジタル法制審査）について、各府省庁は、デジタル規制改革推進の一括法を踏まえ、指針に基づき、テクノロジーマップ・技術カタログを適切に活用しつつ、アナログ規制について点検するとともに、法令等の立案段階からデジタル原則に適合した運用を見据えた業務・システムの設計等が行われるように情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定等について点検を実施し、点検結果をデジタル庁に提出する。
・デジタル庁は、これまでのアナログ規制の見直しやそのための技術実証の結果等を踏まえ、各府省庁や地方自治体に対して、業務・システムを含む法令の運用面での更なるデジタル化の促進、アナログ規制点検ツールの開発・展開等の支援を行うとともに点検結果を公表する。

具体的な目標：アナログ規制を課す条項の新設防止
主担府省庁：デジタル庁
関係府省庁：内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

○[No.2-13] テクノロジーマップ等の整備

・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 17 条に基づき、2023 年度に整備・公表したテクノロジーマップ・技術カタログ等について、掲載されるデジタル技術の情報の充実やこれらを掲載するポータルサイトの改善等を通じた効果的な情報提供に継続して取り組みつつ、地方公共団体、規制対象事業者と技術保有企業等がマッチングし、デジタル技術の実装が進むよう情報解説・発信等を行う。

具体的な目標：技術カタログへ収載された製品・サービス件数：2025 年度 50 件
主担府省庁：デジタル庁
関係府省庁：内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

○[No.2-17] 法制事務デジタル化及び法令データの整備・利活用推進

・法制事務デジタル化及び法令データの利活用促進に向け、「法令」×「デジタル」ハッカソンにおいて提案のあった生成 AI 等の技術を用いた作品も参考にしつつ、中期的課題について技術検証を行い、法制事務の業務フローの見直し、法令編集機能や法令 API の改善等、優先順位を付けて順次開発・実装を行うとともに、法令データを利活用したサービスの開発の促進を行う。また、告示について官報電子化の取組も踏まえ、デジタル庁、法務省等関係府省庁が連携し、法規的告示を念頭に整備を行う対

象範囲について検討するとともに、公開するデータ形式等について整理し、体制等を整備した上で、2026 年度中目途で告示のベース・レジストリの提供開始を目指す。

具体的な目標：法令データに対する国民のアクセスの実現、比較的実装が容易な機能による法案誤りの防止や法制執務の効率化

主担府省庁：デジタル庁、総務省

関係府省庁：内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

○[No. 3-97] 政府情報システムの一元的なプロジェクト監理の実施等

・各府省庁は、標準ガイドライン等を踏まえ、利用者の満足度やニーズ等を分析しつつ、ガバメントクラウドの利用検討の義務化も踏まえたシステム構造の最適化等に取り組むとともに、情報システムライフサイクル全体の費用対効果（将来コストの抑制、行政効率化等）の可視化を徹底し、コスト削減と効果の最大化を図る。

・デジタル庁は、後年度負担の増大等によりコスト構造が不適切とならないよう、新規投資や更改を中心に予算要求・執行等の各段階においてメリハリのあるレビューを実施するとともに、デジタル庁のレビュー結果も踏まえた予算編成が行われるよう、財務省との連携を更に強化する。積算根拠及び費用対効果の妥当性が確認できない場合は、原則、予算要求を認めない。また、プロジェクト計画書等のデータを集約・利活用して、統括監理を強化する。

具体的な目標：・重点監理対象に対する予算要求レビュー実施割合の 100%を目指す。

・2020 年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費計約 5,400 億円を、2025 年度までに３割削減することを目指す。

・新たに整備する情報システムや一定規模の情報システムを対象に、プロジェクト計画書等に基づき、情報システム経費や費用対効果を明らかにした行政事業レビューシートを作成し公表する。

主担府省庁：デジタル庁

関係府省庁：内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

第３　工程表

デジタル社会の実現に向けた重点計画_工程表（案）

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																		主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
1-15	地域幸福度（Well-Being）指標の更なる推進	対象自治体の拡大、活用支援	■	■			■	■			■	■			■	■			■	■			デジタル庁	内閣官房
		指標サイトの運用	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	内閣官房
		指標の改善	■		■		■		■		■		■		■		■		■		■		デジタル庁	内閣官房
1-16	デジタルライフライン全国総合整備計画	デジタルライフライン全国総合整備計画の策定	■																				経済産業省	－
		アーリーハーベストプロジェクトを通じた先行地域における社会実装		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省	－
		デジタルライフライン全国総合整備計画のフォローアップ			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省	－
		全国展開の促進（先行地域の横展開を含む）					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省	－
1-17	web3技術の活用による地方に眠る価値のグローバル価格化	web3技術の活用による地方に眠る価値のグローバル価格への引き直し	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	－
1-18	web3の推進/web3の環境整備	Web3.0の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					経済産業省	－
		相談窓口の拡大	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					デジタル庁	－

デジタル社会の実現に向けた重点計画_工程表（案）

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																				主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
1-34	公金受取口座の登録、利用及び預貯金口座付番の推進	施行準備（政省令、システム対応等）	■	■	■	■																	デジタル庁	金融庁、財務省、総務省、農林水産省、厚生労働省
		公金受取口座登録の推進 各種事務での登録口座情報の利用	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					デジタル庁	金融庁、財務省、総務省、農林水産省、厚生労働省
		他金融機関を含めた預貯金口座付番の推進 災害時・相続時口座照会の実施					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					デジタル庁	金融庁、財務省、総務省、農林水産省、厚生労働省
1-35	自動物流道路の構築	自動物流道路の構築に向けた検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省	内閣官房
		実証実験に向けた検討					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					国土交通省	内閣官房
1-36	マイナンバーカードの普及及び利用の推進	マイナンバーカードの普及利活用の推進	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	総務省
		マイナンバーカードの本人確認機能の利用の普及への取組	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	―
1-37	マイナポータルAPI接続による健診等情報の利活用	マイナポータルAPIを通じてデータを取得している民間PHR事業者への調査	■	■	■	■																	総務省、経済産業省、厚生労働省、デジタル庁	―
		事業者調査及び「基本的指針」の改定版を踏まえた、審査オペレーション等の運用改善					■	■	■	■													総務省、済産業省、厚生労働省、デジタル庁	―
		マイナポータルAPI経由で取得したPHRデータの利活用促進に向けたルールの検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■									総務省、経済産業省、厚生労働省、デジタル庁	―
1-38	救急時における医療機関への医療情報共有	救急時における医療情報を閲覧できる仕組みの検討	■	■	■	■	■	■	■														厚生労働省	―
		設計開発	■																				厚生労働省	―
		結合テスト・総合テスト	■	■																			厚生労働省	―
		医療機関等運用テスト		■																			厚生労働省	―
		システム・リリース、保守・運用等			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					厚生労働省	―
1-39	診断書等の電子的な提出	必要なシステムに係る仕様の検討及び改修等に係る調整	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	厚生労働省、デジタル庁	―
		運用開始・対象文書の拡大				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	厚生労働省、デジタル庁	―

デジタル社会の実現に向けた重点計画_工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																				主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
1-71	犯収法等における非対面本人確認方法の原則JPKI一本化及び対面本人確認方法のICチップ読み取りの義務化	非対面の本人確認についてパブリックコメントの上、改正内容決定		■	■	■																	デジタル庁、警察庁、総務省	金融庁
		非対面の本人確認について十分な準備期間を確保した上で施行					■	■	■	■	■	■	■	■									デジタル庁、警察庁、総務省	金融庁
		対面の本人確認についてパブリックコメントの上、改正内容決定	■	■	■	■	■	■	■	■													デジタル庁、警察庁、総務省	金融庁
		対面の本人確認について十分な準備期間を確保した上で施行					■	■	■	■	■	■	■	■									デジタル庁、警察庁、総務省	金融庁
1-72	マイナンバーの在留関連手続への活用	主務省令の改正作業（例年実施）			■	■	■		■	■	■		■	■	■		■	■					出入国在留管理庁	－
		システムに係る企画	■	■																			出入国在留管理庁	－
		システム設計			■	■	■	■	■														出入国在留管理庁	－
		システム開発							■	■	■	■	■	■									出入国在留管理庁	－
1-73	在留関係手続のデジタル化	利便性向上に係るシステム開発	■	■	■	■	■	■	■	■													出入国在留管理庁	デジタル庁
		対象手続の追加や更なる利便性向上のための検討								■	■	■	■	■									出入国在留管理庁	デジタル庁
		更なる利便性向上のための対応策の整理													■	■	■	■	■	■	■	■	出入国在留管理庁	デジタル庁
1-74	マイナンバーカードの国外継続利用	システム仕様検討（国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請）	■	■	■	■																	総務省	外務省
		システム改修（国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請）					■	■	■	■	■												総務省	外務省
		運用開始（国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請）									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	総務省	外務省
		システム仕様検討（国外転出者向けマイナンバーカードへの旧氏及びその振り仮名の記載）					■	■	■	■													総務省	デジタル庁
		システム改修（国外転出者向けマイナンバーカードへの旧氏及びその振り仮名の記載）									■	■	■	■	■	■	■	■					総務省	デジタル庁
		運用開始（国外転出者向けマイナンバーカードへの旧氏及びその振り仮名の記載）																■	■	■	■	■	総務省	デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画_工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																				主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
1-81	デジタルインボイスの定着/企業間決済のデジタル化の推進	企業間取引の取組後押し	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	―
		手形・小切手フォローアップ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■									デジタル庁	金融庁
		デジタルインボイスの定着	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	国税庁
1-82	事業者向け行政手続・補助金の電子申請対応	DXSでの各省庁の状況調査	■	■	■	■																	デジタル庁	―
		DXSを用いた各省庁の事業者向けの行政手続の電子申請化支援		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■									デジタル庁	―
		DXSを用いた各省庁の事業者向けの補助金の電子申請化支援		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■									デジタル庁	―
1-83	国際的な商流・物流に係る貿易プラットフォーム・ビジネスに関連する取組	貿易手続のデジタル化に向けたアクションプラン作成	■																				経済産業省	―
		荷主企業・フォワーダーの貿易PFの利活用推進	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省	―
		国連CEFACTに対する貿易分野の国際標準改定の働きかけ	■	■	■	■																	経済産業省	―
		日本企業の国際標準の実装に向けたガイドラインの作成					■	■	■	■													経済産業省	―
		ガイドラインの普及									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	経済産業省	―
1-84	デジタル化による農林水産省所管の行政手続のオンライン化	農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の利用者からのニーズに応じた改修	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	農林水産省	―
		農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の本格運用・利用拡大に向けた普及推進	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	農林水産省	―

デジタル社会の実現に向けた重点計画_工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																				主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
1-85	Jグランツの利便性向上	パフォーマンス改善																					デジタル庁	―
		代理申請機能の開発																					デジタル庁	―
		継続的なUI/UX改善																					デジタル庁	―
		事業者の口座存在確認機能の開発																					デジタル庁	―
		補助金等の検索性向上																					デジタル庁	―
		審査業務支援機能の検討・開発																					デジタル庁	―
		外部システム連携による業務効率化の検討																					デジタル庁	―
		不正対策強化の検討																					デジタル庁	―
1-86	社会保険・税手続のオンライン・デジタル化	処理件数の多い手続を中心に、継続的にオンライン・デジタル化を推進																					デジタル庁	国税庁
		関係省庁との調整（対象手続の拡大に応じて、戦略、予算、調達等の対応）																					デジタル庁	国税庁、厚生労働省
1-87	障害者手帳情報のマイナンバー連携の普及	マイナンバー連携の取組状況の情報収集・情報提供の実施																					厚生労働省	デジタル庁
1-88	行政手続のデジタル完結	申請等及びそれに基づく処分通知等のオンライン化																					デジタル庁	内閣府、宮内庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院
		各府省における取組状況のフォローアップ																					デジタル庁	内閣府、宮内庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院
1-89	番号利用法に基づく情報連携における利便性の向上	番号利用法に基づく情報連携の利便性向上に係る検討																					デジタル庁	―
		番号利用法に基づく情報連携の利便性向上に係る改善整備																					デジタル庁	―
		番号利用法に基づく情報連携の利便性向上に係る運用の実施																					デジタル庁	―

デジタル社会の実現に向けた重点計画_工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																				主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
1-94	特許事務システムに係るプロジェクトの推進	審判システムの一部先行稼働																					経済産業省	―
		審判システムの総合テスト等																					経済産業省	―
		意匠商標システムの詳細設計・製造																					経済産業省	―
		意匠商標システムの総合テスト等																					経済産業省	―
1-95	刑事手続のデジタル化	システムの設計・開発等に関する調達（調達手続）																					法務省、警察庁	デジタル庁
		システムの基本設計・詳細設計																					法務省、警察庁	デジタル庁
		システムの開発・テスト																					法務省、警察庁	デジタル庁
		警察・検察・裁判所間のシステム連係テスト																					法務省、警察庁	デジタル庁
		システム稼働																					法務省、警察庁	デジタル庁
1-96	独立行政法人のDXの推進	必要なデータの整理・最適なデータ処理方法の検討等の調査研究																					総務省	―
		システム構築																					総務省	―
		システム運用																					総務省	―
		人材の育成支援																					総務省	―
1-97	民事裁判手続のデジタル化	民事訴訟におけるオンライン申立て等の本格的な利用を可能にするための環境整備																					法務省	デジタル庁
		民事執行等の民事裁判手続の期日におけるウェブ会議・電話会議の利用拡大の運用開始に向けた準備																					法務省	デジタル庁
		裁判所間のオンライン情報連携（正本等の提出省略）の運用開始に向けた準備																					法務省	デジタル庁
		民事訴訟以外の民事裁判手続におけるオンライン申立て等の本格的な利用を可能にするための環境整備																					法務省	デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画_工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																				主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
1-108	人文学・社会科学のDX化に向けた研究開発推進事業	デジタル・ヒューマニティーズ・コンソーシアムの設置			■	■																	文部科学省	–
		デジタル・ヒューマニティーズ・コンソーシアムの運営				■	■	■	■	■	■	■	■	■									文部科学省	–
		モデルガイドライン策定、ユースケース創出（領域①）				■	■	■	■	■	■	■	■	■									文部科学省	–
		モデルガイドライン策定、ユースケース創出（領域②）				■	■	■	■	■	■	■	■	■									文部科学省	–
		人材育成プログラムの開発に向けた調査			■	■																	文部科学省	–
		人材育成プログラムの開発・実施					■	■	■	■	■	■	■	■									文部科学省	–
		人材育成プログラムの検証									■	■	■	■									文部科学省	–
		「書籍」に係る指標開発に向けた調査			■	■	■	■															文部科学省	–
		「書籍」に係る指標の分析					■	■	■	■	■	■	■	■									文部科学省	–
		新たな指標の調査			■	■	■	■	■	■	■												文部科学省	–
		新たな指標の検証・提案							■	■	■	■	■	■									文部科学省	–
1-109	簡易な送金決済インフラの構築と国際的な実証	海外送金の実態調査・ニーズ検討	■	■																			デジタル庁	–
		プロトタイプを用いた送金実証			■	■	■																デジタル庁	–
		実証事業						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	–
2-1 2-2 3-69	教育現場におけるICT利活用環境の強化など GIGAスクール構想の基盤整備 パブリッククラウド環境を前提とした次世代校務DX環境への移行	次世代の校務デジタル化推進実証事業の実施	■	■	■	■																	文部科学省	内閣官房
		次世代の校務デジタル化推進実証事業の成果の普及	■	■	■	■	■	■	■	■													文部科学省	内閣官房
		事業成果等を踏まえた次世代校務DX環境の実装									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	文部科学省	内閣官房

デジタル社会の実現に向けた重点計画_工程表（案）

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																				主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
2-10	アナログ規制の横断的な見直し	デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し																					デジタル庁	内閣官房、内閣府、警察庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁、防衛省、人事院
2-11	地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直し支援	地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに向けた継続的な支援の実施																					デジタル庁	－
2-12	デジタル法制審査	2024年通常国会提出予定法案の審査																					デジタル庁	全府省庁
		2024年臨時国会提出予定法案の審査																					デジタル庁	全府省庁
		2025年通常国会提出予定法案の審査																					デジタル庁	全府省庁
		2025年通常国会より後に提出される予定の法案の審査																					デジタル庁	全府省庁
2-13	テクノロジーマップ等の整備	テクノロジーマップ・技術カタログの情報拡充（更新）																					デジタル庁	内閣官房、内閣府、警察庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁、防衛省、人事院
		技術検証事業の実施																					デジタル庁	内閣官房、内閣府、警察庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁、防衛省、人事院
		デジタル技術の実装のための情報解説・発信等の実施																					デジタル庁	内閣官房、内閣府、警察庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁、防衛省、人事院

デジタル社会の実現に向けた重点計画_工程表（案）

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																				主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
2-15	登記情報システムに係るプロジェクトの推進	登記情報連携の利用促進に係る各府省への働きかけ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					法務省	デジタル庁
		登記情報連携の利用拡大に係る対象地方公共団体の選定	■																				法務省	デジタル庁
		利用開始に向けた対象地方公共団体との調整		■	■	■	■																法務省	デジタル庁
		対象地方公共団体での利用開始			■	■	■	■	■	■													法務省	デジタル庁
		登記情報連携の対象地方公共団体の更なる拡大					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					法務省	デジタル庁
		公用請求の代替としての登記情報連携の活用の検討・試行実施	■	■	■	■																	法務省	デジタル庁
		運用等経費の削減の検討	■	■	■	■	■	■	■	■													法務省	デジタル庁
2-16	オープンデータの推進	自治体アンケート等の課題への対応検討・反映	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	－
		オープンデータ基本指針の推進	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	－
2-17	法制事務デジタル化及び法令データの整備・利活用促進	法令編集・管理機能等に係る共通情報検索システムの機能向上開発事業の実施	■	■	■	■																	デジタル庁、総務省	－
		第二期法制事務のデジタル化及び法令データの整備・利活用に関する調査・実証事業の実施	■	■	■	■																	デジタル庁、総務省	－
		法令編集・管理機能等に係る共通情報検索システムの機能向上開発					■	■	■	■													デジタル庁、総務省	－
		正確かつ最新の法令データの迅速な提供、ベースレジストリの拡充、法制事務の効率化及び将来像等に関する技術検証					■	■	■	■													デジタル庁、総務省	－
		法制事務における生成AIの活用等に関する技術検証					■	■	■	■													デジタル庁、総務省	－
		上記対応事項に関する更なる機能向上事業の実施									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁、総務省	－
		上記対応事項に関する更なる技術検証事業の実施									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁、総務省	－

デジタル社会の実現に向けた重点計画_工程表（案）

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																				主担当府省庁	関係府省庁
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
3-97	政府情報システムの一元的なプロジェクト監理の実施等	デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの改定案の検討	■	■	■		■	■	■		■	■	■		■	■	■		■	■	■		デジタル庁	全府省
		デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの改定作業・公表				■				■				■				■				■	デジタル庁	全府省
		統括・監理支援システムの整備			■	■			■	■			■	■			■	■			■	■	デジタル庁	全府省
		統括・監理支援システムの運用	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	全府省
		政府情報システムの一元的なプロジェクト監理の実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	全府省
		予算要求レビュー	■	■			■	■			■	■			■	■			■	■			デジタル庁	全府省
3-98	サービスデザイン体制の強化及び行政機関へサービスデザインの浸透	サービスデザインの並走支援実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	―
		デザインプロセスガイドの提供・更新	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	デジタル庁	―
		研修プログラムの提供	■		■		■	■	■		■	■	■		■	■	■		■	■	■		デジタル庁	―
		事業者向け勉強会の実施					■				■				■				■				デジタル庁	―
		意見交換の実施		■	■	■		■	■	■		■	■	■		■	■	■		■	■	■	デジタル庁	―
3-99	国税情報システムに係るプロジェクトの推進	製造・テスト	■	■	■	■																	財務省	デジタル庁
		機器調達・設置	■	■	■	■																	財務省	デジタル庁
		職員テスト・移行（リハーサル含む）					■	■	■	■	■	■											財務省	デジタル庁
		運用開始										■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	財務省	デジタル庁

第４　オンライン化を実施する行政手続の一覧等

Ⅱ　オンライン化を実施する行政手続等

１．国民等、民間事業者等と国等との間の手続

1. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答

（１）オンライン化対象手続

（略）

（２） 取組内容

（１）に記載した 67 手続を始めとする金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務について、その多くは書面により行われている。2019 年 11 月に金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、金融庁）において公表した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を踏まえ、当該照会・回答事務のデジタル化に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について検討した。
今後、デジタル化の実現に向けた課題を解消し、行政機関と金融機関が足並みを揃えながら、取組を推進していくことが重要である。行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る。
また、2024 年度共通化対象の一つに「預貯金照会のオンライン化の拡大」が選定され、今後のスケジュールを記した共通化推進方針を策定した。本方針に基づき、デジタル庁と制度所管省庁が連携し、引き続き、行政機関及び金融機関におけるオンライン照会サービスの活用を推進する。

（３） KPI

オンライン照会サービスを利用する行政機関及び金融機関において、預貯金照会・回答業務の効率化のニーズが高い分野からオンライン化を進めていく方針であるが、同サービスを利用するか否かは導入機関側での経営判断もあることから、具体的な数値目標は設定しないこととする。

第５　データ利活用制度の在り方に関する基本方針

５．先行個別分野の改革事項（重点領域におけるデータスペースの整備）

（２）金融分野

（金融データ利活用の現状）

○「資産運用立国」の柱の一つである家計の安定的な資産形成を実現する上では、個人が自身のライフプランを検討し、また、アドバイスを受けられるための環境を整えることが有用である。このため、個人が自らの金融資産の状況や、日々の収入・支出といったキャッシュフロー等の金融データを、それぞれの金融データの性質等を踏まえて、一覧性をもって把握できることが望ましい。

○ただし、現状では、個人の金融資産やキャッシュフロー等の状況に関する情報は、様々な事業者等がそれぞれの事情に応じた形で提供されており、これらの金融データを一覧性をもって把握できるための仕組みが整っていない。

○金融分野のデータをサードパーティ経由で利活用する方法（金融事業者から顧客が直接データの提供を受けるのではなく電子決済等代行業者等の第三者を経て利活用する方法）は、2017 年の銀行法等の改正により、大きく進展した。データ連携の方法は必ずしも API に限られるものではないが、銀行分野では、金融機関と外部のフィンテック企業との間で API によるデータ連携が進み、顧客が家計簿アプリ等を利用して口座残高や入出金明細の取得が可能となるなど、データ利活用が実現している。しかし、API によるデータ連携は主として銀行分野に限られ、クレジットカード、電子マネー、証券及び保険といった他の金融分野でのデータ連携は限定的である。

○特にクレジットカード分野では、政府は「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、API 連携の促進やデータフォーマット統一などの環境整備を基本方針に掲げ、ガイドラインや電文標準仕様等が策定され、大手事業者を中心に API によるデータ連携が進んでいる一方で、API 連携を行っていない事業者も存在している。

（今後の取組）

○金融庁は、家計の収支管理やライフプランの設計・点検を容易に行えるよう、このために必要な金融情報の「見える化」に向けて、金融経済教育推進機構（J-FLEC）を中心に関係省庁・関係金融団体等から構成される会議体を設置し、2025 年度中に議論を開始する。その際、家計の収支管理やライフプランの設計・点検を容易に行える観点からデータ連携の利用の目的や連携対象データの範囲、データの標

準規格等を論点に盛り込むことに留意する。

○経済産業省は、クレジットカード分野について、これまでのガイドラインに基づく自主的取組や検討会の設置による業界間の協議の促進を行ってきたが、API 連携を行っていない事業者が存在する現状を踏まえ、API 接続を用いた電子的なデータ連携の実現に向けた課題等について多角的な議論を改めて行い、API 導入の努力義務等法的措置を含めた制度的対応の要否などを検討し、2025 年度中にそれら課題への対応の方向性や工程をとりまとめる。

○内閣官房は、上記の議論の結果について適切にフォローアップするとともに、デジタル庁と連携し、適切な対応を行う。

資料５

「規制改革実施計画」

〔令和７年６月 13 日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

Ⅱ 実施事項

１．地方創生

（５）国家戦略特区

７　**地域通貨による寄附**【令和７年目途措置】

地域通貨を含む前払式支払手段による寄附については、為替取引に関する規制の潜脱防止や寄附スキームを悪用したマネー・ローンダリングや詐欺等のリスクにも留意しつつ、適切に寄附が行われる具体的な枠組みについて、金融庁「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（令和７年１月 22 日）を踏まえ検討を行い、令和７年度中に必要な措置を講ずる。

８　**インバウンド向けのデジタル地域通貨の取扱いの明確化について**【令和７年目途措置】

インバウンド向けのデジタル地域通貨である前払式支払手段について、出国予定の確認等により、前払式支払手段に関する内閣府令（平成 22 年内閣府令第３号）第 42 条第１項第３号の「やむを得ない事情」に該当すると判断された場合は払戻しが可能であることについて、提案主体による令和７年度中のデジタル地域通貨のサービス開始に向けて、金融庁から提案主体に適切に助言等を行う。

２．賃金向上、人手不足対応

（４）デジタル・AI

７　**超高齢社会に対応した親族間での信託の活用による柔軟な財産管理の推進**【a:令和７年度措置 b:a の措置後、速やかに措置】

b　金融庁は、金融機関において民事信託が十分に認知されておらず、また、認知されていても民事信託の活用方法の理解が十分でないため、民事信託において利用されている信託口口座の開設に金融機関が消極的であるとの指摘があるほか、信託口口座では受託者に加え、委託者及び受益者の情報も把握しておく必要があるなど他の預金口座に比べて口座管理に手間がかかることや、民事信託終了時の口座解約手続などにおける信託口口座の取扱いが不明確であるとの声があることも踏まえ、金融機関において信託口口座の開設を円滑に行うことができるよう、a の措置によるパンフレットなども活用し、金融機関に対し、民事信託が認知症などに備えた財産管理として有効な手段であることを、その制度の趣旨及び内容と併せて周知するとともに、信託口口座の開設に積極的な金融機関の実態を踏まえ、信託

口口座の口座名義人の管理方法や、民事信託終了時の口座解約手続における留意点など、円滑かつ適切な信託口口座の管理に資する情報などについて周知する。

＜参考＞

a　法務省は、国民が認知症などに備えた財産管理を行うに当たり、民事信託（親族間で活用する信託をいう。以下同じ。）が有効であるものの、信託制度自体が国民に十分認知されておらず、また、認知されていても信託制度の内容の理解が十分でないため、活用が進んでいないとの指摘があることを踏まえ、金融庁と連携し、国民向けに信託制度や民事信託の活用方法を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、法務省ウェブサイトに当該パンフレットを掲載することなどを通じ、広く周知する。

その際、弁護士や司法書士などの士業が依頼者のニーズに合わせて適切に民事信託の活用を案内することも可能となるよう、民事信託の活用例（親族間の財産管理、承継への活用など）や、民事信託が法定後見制度、遺言など他の財産管理等の手段と併せて活用可能であること、民事信託の開始から終了までの流れ、民事信託を活用する上での注意点など、民事信託を活用するに当たって参考となる情報を盛り込むものとする。

３．投資大国

（２）スタートアップ・イノベーション促進

１　超高齢社会に対応した親族間での信託の活用による柔軟な財産管理の推進【b：継続的に措置】

b　金融庁は、我が国会計基準におけるのれんの会計処理の在り方に関する提案がなされた場合には、ＡＳＢＪにおける議論において、こうした提案を行っているスタートアップ関係者の問題意識が十分くみ取られ、適切な議論が行われるよう、検討プロセスも含めフォローする。

２　スタートアップへの資金供給手段の拡大【a：令和７年度措置　b：令和７年調査・検討開始、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

a　法務省ウェブサイトに当該パンフレットを掲載することなどを通じ、広く周知する。法務省及び金融庁は、融資と新株予約権の付与を組み合わせた資金調達方法である新株予約権付融資について、融資を実行する銀行等の金融機関において、スタートアップから交付される新株予約権が、上限金利を定める利息制限法（昭和 29 年法律第 100 号）及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号。以下「出資法」という。）における利息に該当するかどうかが不明確であること、また、新株予約権が利息に該当する場合において、新株予約権の標準的な価格算定方法が定まっていないことが、金融機関が新たに新株予約権付融資を行う上での障害となっているとの指摘があることを踏

まえ、スタートアップに対する新株予約権付融資の法的安定性を向上させ、その活用促進を図る観点から、民間事業者団体が設置予定の新株予約権付融資の普及における課題に関する検討会に参加し、以下を含む論点の明確化に資するよう、法令解釈に係る意見、助言、情報提供その他の協力を行う。

①利息制限法第１条及び出資法第５条第２項に定める利息の意義及び新株予約権付融資における新株予約権が利息制限法及び出資法において定める利息に該当するか否か（以下「利息該当性」という。）の判断基準。特に（ｉ）融資が予定どおりに返済された際に貸手が新株予約権を放棄することをあらかじめ新株予約権交付契約において定めている場合（新株予約権交付契約において、新株予約権が融資に対する保全の性質を有する場合）の利息該当性、（ⅱ）新株予約権の交付時点で換価性が極めて低く、かつ、権利行使を借手の上場時やＭ＆Ａ完了時などに限定している場合の利息該当性、（ⅲ）融資契約と新株予約権交付契約が別契約であり、かつ、新株予約権の交付が融資に連動しない場合の利息該当性。

②①において新株予約権が利息に該当する場合における、新株予約権付融資全体の貸出金利が利息制限法第１条及び出資法第 ５条第２項に掲げる上限金利内であることの疎明方法。具体的には、金利計算時における新株予約権の価格算定の在り方。

③借手が融資契約に定める期限に先立ち融資を弁済した場合における、貸手における金利の再計算の必要性。その必要がある場合における、実務的に実施可能な再計算の方法。当該再計算の結果、上限金利を超過した場合における、貸手利益の保護の方策。

b　金融庁は、ＡＩも活用した新たな審査手法を用いて融資を行うフィンテック事業者等を含め、預金等を受け入れないで与信業務を営む企業（以下「ノンバンク」という。）が行うスタートアップ等への融資において、当該融資を行うノンバンクが社債による資金調達を行う場合には、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成 11 年法律第 32 号。以下「ノンバンク社債法」という。）第６条第１項第２号及び金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（平成 11 年政令第 156 号）第４条により、資本金又は出資の額が 10 億円以上との要件（以下「資本金・出資額要件」という。）を満たす必要があるが、融資を行うノンバンク自身がスタートアップである場合には当該資本金・出資額要件を満たすことが困難であり、このため資金調達を十分に行うことができず、融資を求めるスタートアップへの資金供給を断念する場合があるとの指摘や、金融庁「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（令和７年１月 22 日）において、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）により、貸金業者が行う貸付に対して、借手の属性や貸付の態様等にかかわらず、基本的に各種の規制を一律に課していることについて、「リスクに応じた適切な規制が課されるよう、貸金業法の柔構造化についても、今後中長期的に検討を深めていくことが望ましい」とされ

ていること等を踏まえ、スタートアップを含め貸手企業と借手企業が直面する融資等に係る貸金業法、ノンバンク社債法その他関係法令に関する課題について調査を行うとともに、借手の適切な保護を前提とした上で、スタートアップへの資金供給の拡大を図る観点から、調査結果を踏まえて明らかになった課題に対する対応策を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。その際、資本金・出資額要件の見直しの要否についても検討を行う。

３　**スタートアップを生み育てるエコシステムの健全な発展に向けたハラスメント防止及び救済のための環境整備**【a：（前段）令和 ７年度措置、（後段）速やかに結論 d：令和７年度措置】

a　経済産業省は、金融庁、法務省及び厚生労働省と連携して、起業家に対するハラスメントを防止し、また、被害にあった起業家が迅速かつ適切な救済を受けることができる環境を整えるため、起業家や投資家・ベンチャーキャピタル、顧客・取引先、メンター・アドバイザー等の様々な関係者（以下「スタートアップ関係者」という。）を対象に、ハラスメントの経験の有無やその内容を含む起業家の抱える課題やスタートアップ向け相談窓口を含む対策へのニーズなどに関する必要な調査を行う。

また、経済産業省は、金融庁、法務省及び厚生労働省と連携して、当該調査結果を踏まえ、速やかにハラスメントの防止及び救済のために必要な措置について検討し、結論を得る。

d　金融庁及び経済産業省は、「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」（令和６年 10 月 17 日ベンチャーキャピタルに関する有識者会議）の周知・普及に際しては、ベンチャーキャピタルに推奨されるコンプライアンス管理の体制確保には、投資先企業との関係においても、ハラスメント防止を含め、コンプライアンス管理の体制整備を行うことが含まれる旨を明確にする。

５　**非上場株式の発行・流通の活性化**【令和７年度結 論、結論を得次第速やかに措置】

金融庁は、投資家保護の要請を踏まえつつ、スタートアップへの資金供給の拡大の観点から、令和６年６月の規制改革実施計画に基づく、非上場株式の発行市場及び流通市場の活性化に係る以下の事項について検討の加速化を行い、令和７年度中に結論を得る。当該結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

①事業者において株式による資金調達を行う際に過大な手続コストがかかるという指摘を踏まえ、令和７年度中に実施する当該資金調達時にかかる手続コストなど事業者負担に関する実態調査の結果も踏まえた上で、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「金商法」という。）第４条第１項第５号に基づく有価証券届出書の届出免除基準について、当該基準の引上げを含めた制度の在り方及び同法第５条第２項に基づく少額募集における段階的かつ合理的な開示制度の在り方（例えば、少額募集の上限を 20 億円程度まで引き上げ、１億円から５億円未満、５億円から 10 億円未満、10 億円から 20 億円未満の金額帯で開示を簡素化する

案等）。

②スタートアップ等が株式による資金調達を行いやすくする観点から、金商法第２条第３項第１号及び金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）第１条の５に基づく少人数私募における人数要件（49 名以下）の緩和並びに人数計算を勧誘者基準から取得者基準に変更する等の私募の在り方。

③スタートアップ・エコシステムを進化させ、特定投資家の裾野拡大を通じて資金調達環境を整備する観点から、金商法第 34 条の４に基づき特定投資家以外の顧客である個人がその投資判断能力・リスク許容度に応じて特定投資家とみなされる場合の要件の在り方。

7　**バーチャルオンリー社債権者集会の実現**【（前段）措置済み、（後段）令和６年度検討開始、令和８年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置】

法務省は、会社法では開催が認められていない、場所の定めのない社債権者集会（以下「バーチャルオンリー社債権者集会」という。）について、その実施が可能となるよう、以下の各事項を含む会社法等の改正を検討し、法制審議会への諮問を行う。法務省は、法制審議会（同審議会から調査審議を付託された会社法制（株式・株主総会等関係）部会を含む。）において、以下の各事項を含む会社法等の改正を検討し、令和８年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、速やかに必要な法案を国会に提出する。

①会社法改正前に募集された社債についても、会社法改正後に募集された社債との間でバーチャルオンリー社債権者集会の開催のしやすさに差異が生じないよう、会社法改正後に求められるバーチャルオンリー社債権者集会の実施を可能とするための要件（例：社債の募集事項への記載）を満たしたものと扱うための規定又は経過措置を設けること。

②通信回線やソフトウェアの障害などの会社の責めに帰すことが適切ではない通信障害により、社債権者が議事を十分に視聴できなかったり、議決権を適時に行使できなかった場合であっても社債権者集会の決議に係る裁判所の認可が得られるよう、場所の定めのない株主総会におけるセーフハーバールール（通信回線やオンライン会議に関するソフトウェアの障害などの当該株主総会を開催した株式会社の責めに帰すことが適切ではない通信障害により、株主が議事を十分に視聴できなかったり、議決権を適時に行使できなかった場合であっても、当該株主総会の決議の効力が影響を受けないよう、例えば、株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じた場合に限り、株主総会決議の取消事由とすることなどの規定）を参考として必要な規定を設けること。

③社債権者であることの証明を書面で行うこととしている、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）について、社債権者集会において議決権を行使するための証明に書面が要求されるため、社債権者集会の電子化及び効率化の妨げとなっているとの意見があることを踏まえ、金融庁とも連携し、同法

の改正により、電磁的方法による証明など簡易かつ迅速な方法で社債権者であることの証明を可能とすること。

８　持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けた株式会社と株主との建設的かつ実効的な対話の促進【b：令和７年開始、改正会社法施行まで継続的に措置】

b　法務省は、導入後の実質株主確認制度が円滑に機能するよう、効率的な運用及び運用スキームを検討するための名義株主となる金融機関を始めとした民間事業者団体の取組に対し、金融庁と連携しつつ、法制審議会における議論状況の適時の共有その他の協力を行う。

７　賃金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大【c：令和７年上期に検討開始、結論を得次第速やかに措置】

c　厚生労働省は、令和５年６月の規制改革実施計画で「制度施行から２年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する」とされていることを踏まえ、金融庁と連携し、労働者の賃金の安全性・確実性を担保しつつ賃金のデジタル払いの社会実装を実効的に促進する観点から、以下の各事項の見直しの要否を含め検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。

① 資金移動業者の破綻時の資産保全要件金融審議会資金決済制度等に関するワーキング・グループにて議論されている、資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化が実現した場合、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第59 号）上の資産保全方法において保証会社等による労働者に対する直接返還が可能となり、資金移動業者の破綻時に労働者への迅速な資金返還が担保されることを踏まえ、資産保全要件の廃止又は大幅な緩和を行うこと。その際、破綻時に６営業日以内に労働者に弁済するとの要件についても、併せて見直しを行うこと。

② 指定代替口座の必置要件

外国人を含む銀行口座を持たない労働者であっても賃金デジタル払いの対象とするため、当該労働者の利益を適切に代弁する者の意見を十分に踏まえ、指定代替口座については預貯金口座等に限定するとの要件を見直し、例えば当該外国人が本国に有する銀行口座への送金、ＡＴＭによる返還等の代替的手法を認めること。

③ その他の要件

労働働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令 第 23 号）が定める資金移動業者が技術的 能力・社会的信用を有しているか否かの 判断において、個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証（プライバシーマ ーク）を求めないこと、また、賃金デジタル払いの口座からの現金での払出方法においては１円単位での払出要件を廃止し、例えば紙幣単位での払い出しを認めること。

地方創生2.0基本構想における金融庁の主な施策について

第３章 地方創生**2.0**の起動

４．各主体が果たす役割

（１）国の役割

④　財政・金融による支援等

・　地域金融機関が地方創生に資する役割を一層果たすための「地域金融力強化プラン」を策定・推進

・　インパクト投資の担い手育成と実践を後押し

６．政策パッケージ

（２）稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～

②　人材の「新結合」：多様な主体の連携による地域の支援体制の構築とイノベーティブな人材の呼び込み

ⅰ．地域経済の更なる成長に向けた地域金融力の強化

・　地域金融機関による地域の事業者に対する経営改善・事業再生等の支援や事業性融資の推進を含めた地方創生の取組の後押しとともに地域金融機関自身の経営基盤強化（資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保策を含む資本参加制度や資金交付制度の延長・拡充等の検討）を柱とする地域金融力強化プランの策定、推進

【当面の目標：2026年通常国会へ関連法案の提出を目指す】

・　金融・資産運用特区の活用や周知の強化も通じた内外からの資金の呼び込み

（３）人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

④　関係人口の量的拡大・質的向上

ⅴ．都市部人材の地方での活用促進

・　自らの能力やスキルを活用して地域貢献を行う意欲のある都市部の経営人材、輸出等の知見を有する人材、デジタル人材等の地域企業での活躍を促すため、REVICareer （レビキャリ）等において、登録人材の増加に向けた大企業等への働き掛けを強化するとともに、民間データベースとの双方向の活用の有り方を含めた事業間連携を進める

【当面の目標：2027年度までの３年間でレビキャリの大企業人材の登録を１万人を目指す】

（参考）基本構想施策集に含まれる金融庁関連の施策

- 地域金融力の強化に向けた政策パッケージの推進
- 金融・資産運用特区の実現・発展
- 地域におけるインパクト投資の機運醸成・裾野拡大
- 地域金融機関による事業性融資の推進
- 地域金融機関による地域資源の活用や地域課題の解決
- 地域企業経営人材マッチング促進事業の活用
- 地域金融機関の事業者支援の取組推進
  （経営改善・事業再生、事業承継支援等）

地方創生 2.0 基本構想・本文（令和７年６月 13 日）（金融庁関連・抜粋）

第３章 地方創生 2.0 の起動

１．目指す姿

（３）「新しい日本・楽しい日本」

【10 年後に目指す姿】

○ 都市と地方が互いに支え合い、一人一人が活躍できる社会をつくる

・ 人材が希少となる中で、一人一人が活躍できる

： 希望する職員の副業・兼業が可能な職場環境を整備した事業者数を 10 割とする

４．各主体が果たす役割

（１）国の役割

④財政・金融による支援等

地域が自律的に成長していくためには、暮らしやすさや地域の魅力を高めて人材や資金を呼び込むことが不可欠である。そのために、新しい地方経済・生活環境創生交付金等について、地方の声を踏まえ使い勝手の向上を図りつつ、その活用を推進し、地域の自主性と創意工夫に基づく独自の取組について、本基本構想に沿って重点的に支援する。

さらに、地域課題の解決に向けた民間資金の新たな流れを創り、企業の自主的な取組を促す必要がある。そのため、企業版ふるさと納税の更なる活用促進等を図るとともに、政策金融の活用や、地方公共団体と金融機関の連携を促進しながら、地方創生に資する利子補給制度の予算の一本化など資金ニーズに応じた柔軟な支援が可能となる仕組みなどを通じて、地域課題解決への金融機関の主体的な連携・参画を後押しする。さらに、地域金融機関が地方創生に資する役割を一層果たしていくための「地域金融力強化プラン」を策定・推進するとともに、地域等における課題解決と企業価値の向上を目指す企業への投資（インパクト投資）の担い手育成と実践の後押しを行う。

６．政策パッケージ

（１）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

②魅力ある働き方・職場の創出

ⅱ．副業・兼業の推進

地域で活躍する人材の層を厚くし、また、個人の多様な働き方を広げる観点から、地域内外の両面において副業・兼業を推進する。地域内人材の副業・兼業推進については、地方公共団体や地域金融機関、ＪＡ等において、希望する職員の副業・兼業が可能となるよう、許可基準の弾力化や就業規則の改定を促進することを含め、必要な環境整備を進めていく。また、地域外人材（都市部等）の副業・兼業推進については、都市部等の専門人材と地域企業とのマッチングをサポートするプロフェ

ッショナル人材事業等において、地域企業が副業・兼業人材を初めて活用する場合に必要経費の補助を行うなど、副業・兼業人材の活用促進に向けた重点措置を講ずる。

ⅳ．ローカル・ゼブラ企業の活躍環境整備による魅力ある職場づくり

ローカル・ゼブラ企業は、若者や女性を始め多くの人たちにとって魅力的 な地域の仕事・職場を創出し、地域の社会課題解決の新たな担い手となる重 要な存在である。ローカル・ゼブラ企業を育成するエコシステム強化のため、 多様なファイナンス手法や社会的インパクト評価手法の検討・整理、地域や 業種を越えたコミュニティの形成促進等の環境整備に取り組む。

（２）稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～

②人材の「新結合」: 多様な主体の連携による地域の支援体制の構築とイノベーティブな人材の呼び込み

ⅰ．地域経済の更なる成長に向けた地域金融力の強化

地域経済の更なる成長に向け、地域金融が地域の多様なステークホルダーと連携しつつ、融資にとどまらない多様な金融仲介機能を発揮することが重要であり、今後、地方創生 2.0 に向けた地域金融力を強化するため、地域の事業者に対する経営改善・事業再生等の支援や事業性融資の推進を含めた地域金融機関による地方創生の取組の後押しとともに地域金融機関自身の経営基盤強化（資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保策を含む資本参加制度や資金交付制度の延長・拡充等の検討）を柱とする地域金融力強化プランを策定し、推進する。あわせて、金融・資産運用特区の活用や周知の強化も通じた内外からの資金の呼び込みを図るとともに、地方公共団体、金融機関、政府系金融機関、企業等の連携を通じたエコシステム形成を促進する。

【当面の目標：2026 年通常国会へ関連法案の提出を目指す】

（３）人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

④関係人口の量的拡大・質的向上

ⅴ．都市部人材の地方での活用促進

自らの能力やスキルを活用して地域貢献を行う意欲のある都市部の経営人材、輸出等の知見を有する人材、デジタル人材等の地域企業での活躍を促すため、REVICareer[56]（レビキャリ）やプロフェッショナル人材事業・（プロ人事業）等において、登録人材の増加に向けた大企業等への働き掛けを強化するとともに、民間データベースとの双方向の活用の在り方を含めた事業間連携を進める。また、副業・兼業人材の活用促進を図るセミナー等の開催やインセンティブ措置を講ずるなど、

[56] 株式会社地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。

副業・兼業による専門人材の活用促進に向けた重点措置を講ずる。

くわえて、地域の企業や関係機関（地方公共団体・経営支援機関・教育機関等）が一体となって人材の確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組モデルを普遍化し、全国に展開する。

【当面の目標：2027 年度までの３年間でレビキャリの大企業人材の登録を１万人、プロ人事業等における副業・兼業による専門人材の活用を１万人とすることを目指す】

viii. 地域における事業承継の担い手の確保

地域が有する優れた技術や人材の喪失を防ぎ、地域の経済基盤を維持するため、地域において円滑な事業承継ができる環境づくりに関係者が一体的に取り組む。そのため、商工団体や地域金融機関等による事業承継ネットワークを通じた地域の事業承継支援ニーズの掘り起こし、各都道府県に設置した事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化に加え、市町村による人材マッチング支援の取組を後押しする。また、事業承継税制を含め、事業承継に係る政策の在り方について検討を深めるとともに、地域の企業や関係機関が一体となって後継者人材の確保・育成等を行う取組を重点的に支援する。

地方創生 2.0 基本構想・施策集（令和７年６月 13 日）（金融庁関連・抜粋）

２．稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生 ～地方イノベーション創生構想～

（59）地域金融力の強化に向けた政策パッケージの推進

地方創生 2.0 に向けた地域金融の地域経済に貢献する力（地域金融力）を強化するため、金融機関による地域資源の活用や地域課題の解決、地方への新しい人の流れの創出、地域の事業者に対する経営改善・事業再生等の支援、地域の事業に対する事業性融資の推進といった地域金融機関による地方創生の取組の後押しとともに地域金融機関自身の経営基盤強化（資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保策を含む資本参加制度や資金交付制度の延長・拡充等の検討）を柱とする地域金融力強化プランを策定し、推進する。

（金融庁監督局銀行第二課、協同組織金融室、企画市場局総務課信用制度参事官室）

（60）金融・資産運用特区の実現・発展

金融サービスや資産運用セクターの発展に向け、各地方公共団体と国が連携して、規制改革や各地域独自の取組を通じ、魅力的なビジネス・生活環境を整備し、金融・資産運用業者を特定地域へ集積させる。そうした取組を通じて、国内外の投資資金を呼び込みながら、地域の産業・企業が発展しやすい環境を整備する。

（金融庁総合政策局総合政策課）

（61）地域におけるインパクト投資の機運醸成・裾野拡大

投資家、金融機関、企業、ＮＰＯ、地方公共団体等の幅広い関係者からなる「インパクトコンソーシアム」を通じて、各関係者におけるインパクト投資に関する理解の促進、具体的な取組事例やノウハウ等の共有等を行い、地域におけるインパクト投資の担い手の育成とインパクト投資の実践を後押しする。当該取組により、民間の金融の流れを変えていくことを通じて、様々な地域の社会・環境課題の解決に向けた民間企業の自主的かつ持続的な取組を促す。

（金融庁総合政策局総合政策課サステナブルファイナンス推進室）

（62）地域金融機関による事業性融資の推進

地域の中小事業者が、不動産担保や経営者保証によらずに、事業の成長可能性に基づく資金調達ができるよう、地域金融機関による事業の実態や将来性に着目した融資（事業性融資）の取組を後押しする必要がある。有形資産に乏しいスタートアップや、経営者保証により思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するため、無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）の円滑な施行など、一層の環境整備を推進する。

（金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室、企画市場局総務課信用制度参事官室）

（63）地域金融機関による地域資源の活用や地域課題の解決

地域経済の回復・成長を支える地域経済の「要」である地域金融機関が、地域商社等の銀行業高度化等会社や投資専門子会社等を通じて、地域資源の活用（伝統産業を用いた付加価値創出等）や地域課題の解決（後継者不足の解決支援等）に取り組むように促す。人口減少・少子高齢化が進む中においても、専門人材の育成・確保や外部連携などを促し、地域金融機関が地域資源の活用や地域課題の解決に取り組むことにより、高付加価値型の産業・事業の創出を後押しする。

（金融庁監督局銀行第二課、協同組織金融室）

３．人や企業の地方分散 ～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

（23）地域企業経営人材マッチング促進事業の活用

都市圏の大企業人材が、転籍・副業・兼業・出向など様々な形態で地域の中堅・中小企業の経営人材として活躍するための取組を推進する。具体的には、株式会社地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）が整備する大企業人材を登録するプラットフォームである REVICareer[24]（レビキャリ）の登録促進等を通じ、地域における人材マッチングを推進する。

（金融庁監督局総務課人材マッチング推進室、経済産業省経済産業政策局産業創造課）

（33）地域金融機関の事業者支援の取組推進（経営改善・事業再生、事業承継支援等）

事業者が円滑に経営改善や事業再生、事業承継等を行えるよう、金融機関による一歩先を見据えた早期の事業者支援を促しつつ、「経営者保証に関するガイドライン」や「経営者保証改革プログラム」等に沿った経営者保証に依存しない融資慣行の確立を図る。こうした取組を通じて、人口減少や経営者の高齢化が一層進む中でも、事業者が経営改善や事業再生、事業承継といった幅広い経営課題に対して、失敗を恐れずに取り組むことのできる環境整備を進める。

（金融庁監督局総務課監督調査室）

[24] ＲＥＶＩＣのデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。

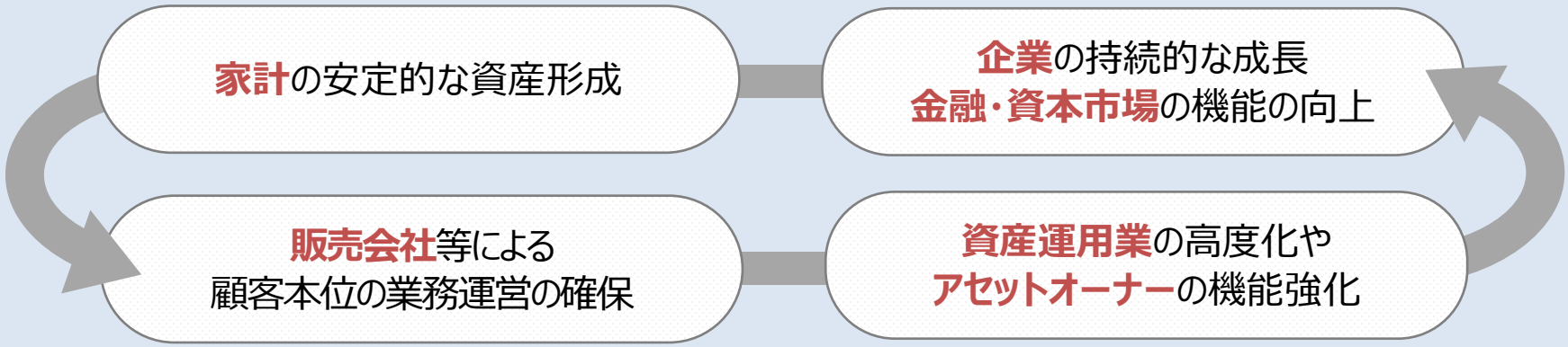
資産運用立国のコンセプト

○ 「**成長と分配の好循環**」を実現し、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげていく。

- 家計が、安定的な資産形成に向け、より多くの資金を貯蓄から投資に向ける。
- 販売会社は家計へ多様な資産形成手段を提供し、運用会社等は受益者の最善の利益を実現できるよう資金を運用する。
- 企業が、その資金を成長投資に回し、企業価値を向上させる。
- その恩恵が資産所得という形で家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる。

○ このため、**家計**、金融商品の**販売会社**、**企業**、**資産運用会社**、**アセットオーナー**など、インベストメントチェーンを構成する各主体をターゲットとした取組を進めていく。

資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）



資産運用立国に向けた主な取組の進捗

家計の安定的な資産形成の支援

新NISA
24/1開始

○ 25/6末で、口座数：**2,696万口座**、総買付額：**63兆円**
- １年６ヶ月で、＋571万口座（＋27%）、＋28兆円（＋79%）
- 総買付額は政府目標である56兆円を突破
- 18歳以上の国民の４人に１人が口座を保有する状況

政府目標
27年末に
・3,400万口座
・56兆円

iDeCo
（個人年金）
27年の控除分からの実現を目指して準備

○ **拠出限度額の引き上げを予定**
- 厚生年金被保険者（企業年金なし）：月2.3万円 → 月6.2万円
- 同　（企業年金あり）：月2.0万円 → 月6.2万円（企業年金と合算した上限）
- 国民年金第１号被保険者：月6.8万円 → 月7.5万円（国民年金基金と合算した上限）

○ 加入可能年齢の上限引き上げを予定（65歳未満→70歳未満）

金融経済教育

○ 24/4に**金融経済教育推進機構（J-FLEC）**を設立。

○ 学校・企業への講師派遣（目標:年１万回、75万人参加）や、電話や対面・オンラインでの個別相談、学校教育へのアドバイス提供、全国各地での教育イベントを展開。

コーポレートガバナンス改革

○ 自律的な改革の実践に向け、以下を実施。

●「**コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025**」を策定（25/6公表）
（企業と投資家の対話の促進に向けて、コーポレートガバナンス・コードの見直し等、必要な環境整備を推進。）

● **スチュワードシップ・コードを見直し**（実質株主の透明性向上等）（25/6公表）

● **政策保有株式の開示事項を追加**（25年3月期より適用開始）
（５年以内に純投資目的に変更した株式の銘柄、株式数、保有目的の変更理由や変更後の保有・売却方針など）

○ 東証の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」要請（23/3）に係る取組もフォロー。

※　PBR等の改善計画を開示したプライム上場企業　23/12：49% → 25/6：91%

資産運用サービスの高度化 （既存の事業者の運用力向上と新規参入・競争の促進）	○ 金融庁の要請に基づき、昨年より順次、大手金融グループにおいて運用力向上・ガバナンス改善等を図るためのプランを公表。そのフォローを行うとともに、金融機関の**資産運用サービス**の高度化に向けた**横断的なモニタリング**を実施中（2024事務年度のモニタリング結果は25/6に公表） ○ 24/6に「**金融・資産運用特区**実現パッケージ」を公表（北海道・札幌市、東京都、大阪府・市、福岡県・市を対象地域に決定）し、パッケージに基づき、規制改革等を順次実施。 今後、４自治体と連携し**プロモーション施策**を実施予定。 ○ 新興運用業者が運用等に専念できるような環境を整備し、**新規参入を促進するための規制緩和** （法令遵守事務・計理業務の外部委託による要件緩和、運用権限の全部委託を可能とする措置） （24/5に法改正、25/5に施行） ○ 日本に新規参入する海外事業者の事前相談や、登録手続、登録後の監督を切れ目なく英語で対応する**「拠点開設サポートオフィス」**を21/1に日本橋兜町に開設。25/4に、札幌と大阪に**地方支部**を設置（当面は東京からのリモート運用が中心）。25/6末時点で47件の登録を完了。 ○ 金融業の柱の１つとして資産運用業の発展を継続して推進するため、**金融庁に「資産運用課」を設置予定** （令和７年７月）
アセットオーナーの機能向上	○ 24/8に「**アセットオーナー・プリンシプル**」（アセットオーナーに係る共通の原則）を策定。 関係省庁が連携して周知を行っているところ。 ※アセットオーナーの例：公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド、学校法人　等 ※25/6末時点で、219の機関が受入表明（公的年金等:14、企業年金:143、保険:34、学校法人等:27、その他:１） ○ **企業年金**の運用状況等の情報の**他社と比較できる「見える化」**を実施予定（厚労省が情報を集約・公表） （25/6に年金制度改正法が成立。今後、システム開発に着手）

資産運用立国の今後の取組の方向性

○ **家計の安定的な資産形成**

- NISAについて、2024年1月、新NISAの開始により、18歳以上の国民の４人に１人がNISA口座を保有するに至ったが、現役世代が中心。
- 金融経済教育について、2024年4月に設立された金融経済教育推進機構（J-FLEC）において取組が進められているが、職域における金融経済活動の提供、教育・相談体制の地域格差、学校教育の充実等が課題。

⇒ **全世代の国民**が**金融リテラシーを向上**させながら、**一人一人のライフプランに沿った形で資産形成**を行えるようにすることが重要。

○ **資産運用業の高度化**

- 大手金融グループにおける運用力向上・ガバナンス改善等を図るためのプランを策定・公表しているほか、新興運用業者の参入促進のための規制緩和（2025年5月1日施行）等が進められている。

⇒ 各金融機関等の取組をフォローアップし、家計金融資産等の運用を行う**資産運用業の高度化**を後押しし続けていくいくことが必要。

○ **アセットオーナーの機能強化**

- 2024年8月、アセットオーナー・プリンシプルが策定され、公的年金等は受入れ済であるが、企業年金は資産ベースで３分の１、学校法人はまだ１％未満の状況。

⇒ アセットオーナーが受益者等に適切な運用の成果をもたらす等の責任を果たすよう、**アセットオーナー・プリンシプルの更なる受入れ**と、これを踏まえた運用の高度化を促進する必要。

○ **コーポレートガバナンス改革**

- 「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025」の下で、取組を推進。

⇒ 企業と投資家の**「緊張感ある信頼関係」に基づく対話**を促進するため、**コーポレートガバナンス・コードの見直し**等を検討。

これまでの施策の進捗・効果を評価するとともに、更なる施策を検討すべく、2025年３月、内閣官房・新しい資本主義実現会議の下に、**「資産運用立国推進分科会」を設置**。

資産運用立国推進分科会の開催について

（令和５年１０月４日
新しい資本主義実現会議議長決定
令和７年３月１９日
一部改正）

１　「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」（令和６年６月 21 日閣議決定）において、資産運用立国の推進について、「インベストメント・チェーンを構成する各主体をターゲットとした取組をパッケージとして推進すべく」、「資産運用立国実現プラン」（令和５年 12 月 13 日資産運用立国分科会取りまとめ）に基づき、「その後深掘りした内容を含め」、「具体策を実施する」とされた。このため、資産運用立国に関する施策の進捗状況及び効果を評価するとともに、更なる施策について検討すべく、新しい資本主義実現会議の下に、資産運用立国推進分科会（以下「分科会」という。）を開催する。

２　分科会の構成員は、次のとおりとする。ただし、分科会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができるものとする。

分科会長	内閣府特命担当大臣（金融）	
構成員	安藤　聡	金融経済教育推進機構理事長
	大槻　奈那	名古屋商科大学大学院教授
	大場　昭義	日本投資顧問業協会会長
	佐藤　久恵	国際基督教大学評議員
	中曽　宏	株式会社大和総研理事長
	中村　明弘	企業年金連合会運用執行理事
	野崎　浩成	東洋大学国際学部教授
	藤田　薫	ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社マネージング・ディレクター/プライベート・ウェルス・ソリューションズ日本責任者

３　分科会の庶務は、金融庁、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局において処理する。

４　前三項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、分科会長が定める。

附　則

１　この規程は、決裁の日から施行する。

２　資産所得倍増分科会の開催について（令和４年 10 月 17 日新しい資本主義実現会議議長決定）は廃止し、これまで同分科会において検討した事項等については、分科会に引き継がれるものとする。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和７年度改訂）
（金融庁関連箇所抜粋）

2025 年６月６日

Ⅱ　施策

３　ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

（２）具体的施策

オ ライフステージに共通する取組

○　訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。

〔国土交通省、金融庁、法務省、外務省〕《施策番号 113》

○　関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、やさしい日本語を含む 16 言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等（送金・口座振替・デビットカードの利用を含む）の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローンダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図る。

また、金融機関に対しては、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、引き続き、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促していく。

さらに、外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促していく。

〔金融庁〕《施策番号 119》

○　資金移動業者の口座への賃金支払について、適正な制度運用や、労働者、使用者、資金移動業者等への周知を実施する。特に外国人労働者に対しては、多言語の外国人向けリーフレットも活用しながら、理解の促進を図る。

〔厚生労働省、金融庁〕《施策番号 121》

（以　上）

令和7（2025）年度税制改正について

ー税制改正大綱における金融庁関係の主要項目ー

2024年12月
金　融　庁

１．「資産所得倍増プラン」・「資産運用立国」の実現

◆ NISAの利便性向上等〔金融庁〕

【現状及び問題点】

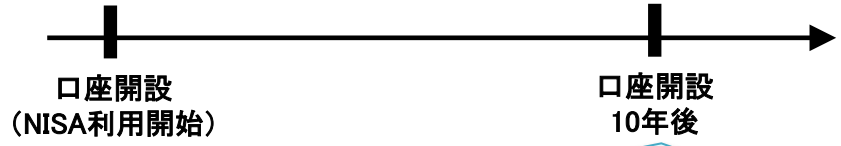
○ 2024年１月から新しいNISAが開始され、2024年６月末時点でNISA口座数が約2,428万口座、買付額は約45兆円となるなど、NISAは国民の安定的な資産形成の手段の一つとして受け入れられつつある。

○ 国民の安定的な資産形成を引き続き支援していくため、**NISAに関する手続の更なる簡素化・合理化や対象商品（ETF）の要件の見直しなど**に取り組み、利便性の向上を図る必要。

◎ 口座開設10年後の所在地確認の廃止

【大綱の概要】

NISA口座の開設後10年経過時等に金融機関が行う顧客の所在地等の確認については、金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないよう実効性のある代替策の検討を含め、そのあり方の検討を行う。



金融機関が郵送等により利用者の所在地確認が必要

廃止してはどうか

【廃止する理由】

- 死亡・転居があった場合には、顧客に**届出義務**
- 海外出国者等を捕捉する目的に比して、投資家や金融機関に**過度な負担**
- 確認が取れない場合は新規買付ができなくなり、**国民の安定的な資産形成を阻害**

◎ 金融機関変更時の即日買付

【大綱の概要】

NISA口座（勘定）は、金融機関変更手続の実施日に設けられることとし、**即日買付を可能**とする。

仮に二重口座等であった場合には、変更手続時まで遡って課税口座（特定口座又は一般口座）へ移管。



②即日買付が可能に

改正前は⑤後に買付可能
（①から約１～２週間後）

【仮に、二重口座等であった場合】
変更手続時まで遡及して課税口座へ移管

課税口座

◆ NISAの利便性向上等〔金融庁〕

◎ つみたて投資枠で投資可能なETFに係る要件の見直し

【大綱の概要】

○ 従来の買付方法（定額買付※1）に加えて、**設定金額内で取得可能な最大口数での買付を可能**とする。

○ 上記の最大口数買付による場合の**対象商品の要件を以下のとおり設定**する。

- 届出前1か月間の平均及び届出前営業日の公表最終価格1万円以下
- 一定の場合を除き、届出後の公表最終価格が3万円以下

○ 従来の買付方法（定額買付）による**最低取引単位（※2）を**「1千円以下」から**「1万円以下」に引き上げる**。

＜金融庁注＞

※1 一定額での定期買付（定額買付）を可能とするには、市場の取引単位（口数単位）での買付けと異なり、証券会社等のシステム構築が必要なため、現状、つみたて投資枠で投資可能なETFの取扱が限定的。

※2 顧客が取引を開始できる最低額。低く設定する程、少額からの投資が可能となるが、「1千円以下」の要件は、買付金額としては小さすぎるため、現状、証券会社等による取扱が進んでおらず、却って顧客の利便性を損なうこととなっていた。

○ 新たに可能とする買付方法（設定金額内の最大口数買付）



<顧客の積立設定内容（例）>
毎月**3万円で買付可能な口数**を買付

市場価格が1口4,000円のとき
7口買付（2.8万円分）

（注）買付方法の説明のため内容を簡略化しており、実際の買付結果等とは異なる場合がある。

【対象商品の要件】
・届出時の市場価格を1万円以下
・届出後の市場価格を3万円以下

少額からの投資を可能としつつ、多様な商品提供を促すための**新たな要件を設定**

⇒ こうした買付方法の柔軟化を通じ、より多様な商品の提供が期待される。

◆企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置〔厚生労働省主担、金融庁が共同要望〕

【現状及び問題点】

○ 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であるところ、家計の資産形成の更なる環境整備を進めていくため、企業年金・個人年金の充実を図る必要性が高まっている。

○ 個人型確定拠出年金（iDeCo）については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）や「新しい資本主義のグランドデザイン」（令和6年6月21日閣議決定）では、**拠出限度額等について2024年中に結論を得る、拠出限度額の引上げ等について大胆な改革を検討し結論を得る**などとされている。

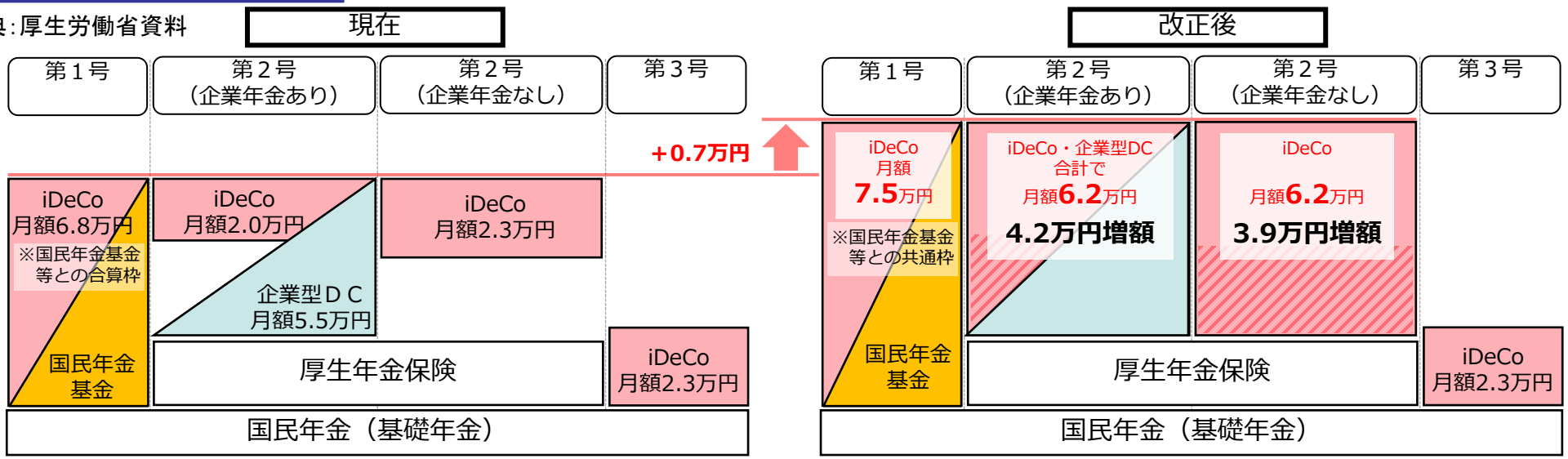
○ 企業年金・個人年金制度の見直しの議論の結果等を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

【大綱の概要】

確定拠出年金法等の改正を前提に、**企業型確定拠出年金（企業型DC）・個人型確定拠出年金（iDeCo）等の拠出限度額の引上げやiDeCoの加入可能年齢の引上げ等**の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

拠出限度額の見直し内容

出典：厚生労働省資料



【その他の見直し内容】

○ iDeCoの加入条件について、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金やiDeCoを受給していない70歳未満までの者を加入可能とし、その拠出限度額については月額6.2万円とする。

○ 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

◆ 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）〔金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望〕

【現状及び問題点】

○ 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年１月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。

○ しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等について、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は、道半ば。

○ 特に、デリバティブ取引については、ヘッジや分散投資として活用されることで、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成に資することが期待されるが、現状、個人投資家による活用が限定的。

○ なお、暗号資産取引に係る課税上の取扱いについては、暗号資産を国民の投資対象となるべき金融資産として取り扱うかなどの観点を踏まえ、検討を行っていく必要。

【大綱の概要】

○ デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。

【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	**申告分離**	**申告分離**
特定公社債・公募公社債投信	2016年１月～ 源泉分離→**申告分離**	2016年１月～ 非課税→**申告分離**
デリバティブ取引	**申告分離**	
預貯金等	**源泉分離**	―

⇐ 現在、損益通算が認められている範囲

【参考：令和7年度与党税制改正大綱　第三　検討事項】

○ 暗号資産取引に係る課税については、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をするとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備等をすることを前提に、その見直しを検討する。

２．「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現

◆クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続の見直し〔金融庁〕

【現状及び問題点】

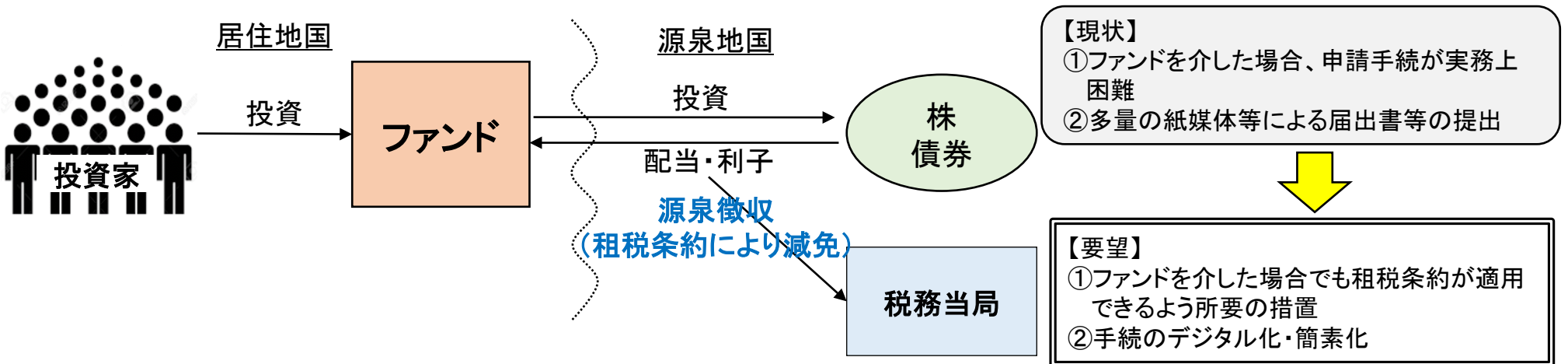
○ 我が国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が盛り込まれているところ。

○ しかしながら、**ファンドを介したクロスボーダー投資**については、原則として、ファンドレベルではなく、投資家レベルで租税条約の申請手続をすることとされている。このため、投資家が多数となるファンドにおいては、**投資家レベルで申請手続を行うことが実務上困難**であり、**租税条約を適用することができない**状況にある。

○ また、**租税条約に関する届出**については、本体の届出書以外にも様々な添付書類の提出が必要とされるなか、大部分は紙媒体や光ディスクで提出せざるを得ず、支払の取扱者である金融機関（サブ・カストディアン）や税務署では**多量の紙媒体等の管理・保管を余儀なくされている**現状。

【要望結果】

租税条約等の円滑な適用のため、まずは、一定の金融機関（サブ・カストディアン）が行う租税条約に係る手続について、デジタル化・簡素化を行うことを要望したところ、△（**長期検討**）とされた 。



３．安心な国民生活の実現

◆ 生命保険料控除制度の拡充 〔金融庁主担、農林水産省・厚生労働省・経済産業省・こども家庭庁が共同要望〕

【現状及び問題点】

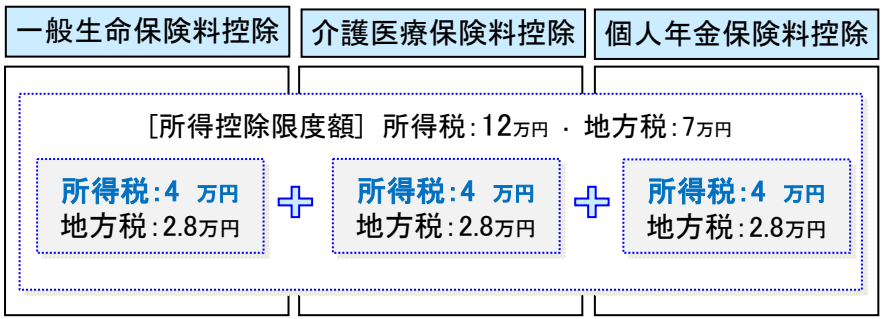
子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、こどもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、生命保険料控除制度においても、こうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要。

【大綱の概要】

○ 所得税法上の一般生命保険料について、居住者が**年齢23歳未満の扶養親族を有する場合**には、**令和8年分**における当該控除の**最高限度額を6万円**（現行4万円）とする。

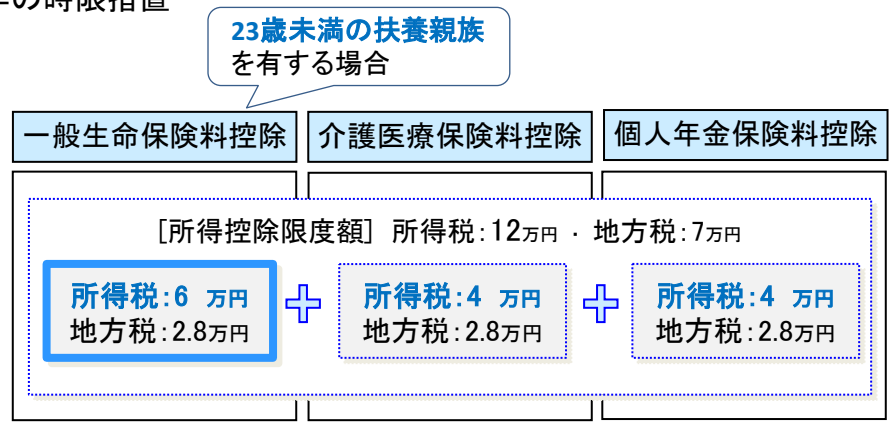
【現行】

※2012年1月以降の契約について



【改正後】

※令和8年の時限措置



◆ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実〔金融庁〕

【現状及び問題点】

損害保険会社の異常危険準備金については、大型台風、雪害、洪水等の自然災害への保険金支払いが近年増大しており、その残高が低水準となっていることから、十分な残高の確保・維持を図る措置が必要。

【大綱の概要】

○ 「火災・風水害」及び「動産総合・建設工事・貨物・運送」の区分に係る無税積立率の**割増措置を3年延長**する。

○ 低水準となっている残高を早期回復し、高額化する保険金支払いを踏まえた残高を確保する観点から**各保険区分の残高管理**（取崩単位等の適用区分）**を一本化**するとともに、**取崩基準損害率を55%**（現行50%）に引き上げる。

【現行】

保険区分	無税積立率（本則２%）	残高管理	取崩基準
火災・風水害	10%（R6年度まで）	区分毎	50%
動産総合・建設工事・貨物・運送	６%（R6年度まで）	区分毎	50%
賠償責任	２%	区分毎	50%

【改正後】

保険区分	無税積立率（本則２%）	残高管理	取崩基準
火災・風水害	10%（３年延長）	一本化	55%
動産総合・建設工事・貨物・運送	６%（３年延長）		
賠償責任	２%		

金融経済教育推進に関する金融庁主催イベント等の実施状況

開 催 日	イ ベ ン ト 名 称	開 催 場 所
2024 年９月 25 日	～将来を見据えたおかねのキホン～NISA と iDeCo で始める資産形成セミナー	文部科学省講堂 （東京都千代田区） 及びオンライン
2025 年２月 13 日	今からでも遅くない！知って得する NISA のコト～とある喫茶店で描く自分の未来～	CBGK シブゲキ！ （東京都渋谷区） 及びオンライン
2025 年３月９日	ピースウイングで学ぶ！未来のためのお金の教室	エディオンピースウイング広島 （広島県広島市）
2025 年３月 22 日	親子で学ぼう！おかねってなぁに？	二子玉川ライズ （東京都世田谷区）
2025 年５月 31 日	ワニーサと学ぶ 未来のためのお金の教室 in 福岡	イオンモール福岡 （福岡県糟屋郡粕屋町）
2025 年６月 21 日	ワニーサと学ぶ 未来のためのお金の教室 in 岡山	イオンモール岡山 （岡山県岡山市）

金融経済教育推進機構（J-FLEC）の組織概要

名称

金融経済教育推進機構
(英)J-FLEC: Japan Financial Literacy and Education Corporation

設立

2024年4月5日

資本金

10 億 5,729 万 6 千円

政府	:10 億 729 万 6 千円	(5,000 万円)
日本銀行	:2,500 万円	(2,500 万円)
全国銀行協会	:1,250 万円	(1,250 万円)
日本証券業協会	:1,250 万円	(1,250 万円)

（注）(　)内は、政府による設立にかかる初期費用を除くベース

職員数

約70名

ウェブサイト

https://www.j-flec.go.jp/

J-FLEC公式Xアカウント

https://x.com/J_FLEC?s=09

根拠法

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律
（2024年2月1日施行）

目的

適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導(金融経済教育)を推進すること。

所在地

室町古河三井ビルディング（コレド室町2）
東京都中央区日本橋室町2－3－1　9F



J-FLECの主な取組み

1 講師派遣事業

◆ 全国の企業や学校等に、J-FLEC講師を派遣し、金融経済に関する出張授業（無料）を展開。

2 イベント・セミナー事業

◆ 全国各地で、社会人の方や事業会社（経営者の方）、教員の方などを対象とした、お金に関する無料イベント・セミナーを開催。

3 「J-FLECはじめてのマネープラン」無料体験事業

◆ J-FLEC相談員（J-FLEC認定アドバイザー）による個別相談の無料体験を、J-FLECにおいて、対面またはオンラインで実施。

4 「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン配布事業

◆ クーポン対象事業者（J-FLEC認定アドバイザー）による有料の個別相談をはじめて利用する方を対象に、相談料が80%オフ（1時間あたり最大8,000円まで割引）になる電子クーポン（3時間分）を配布。

5 学校等への支援事業

◆ 金融経済教育に関する研究活動などに取り組む学校を指定し、教育研究費の助成やアドバイス提供を実施。

J-FLEC認定アドバイザーの認定状況①（2025年6月末時点）

- 2025年6月末時点で、合計1,290名のJ-FLEC認定アドバイザーを認定済。
- J-FLECのウェブサイト上において、J-FLEC認定アドバイザーのリスト及びプロフィールを公開中。

【J-FLEC認定アドバイザー（1,290名）の属性】（2025年6月末時点）

（性別）

男性	女性
826名 （64.0%）	456名 （35.3%）

※このほか無回答8名あり

（年代）

20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上
5名 （0.4%）	57名 （4.4%）	176名 （13.6%）	414名 （32.1%）	529名 （41.0%）	109名 （8.5%）

（保有資格）※複数の資格を保有している場合は、左側のものから優先してカウント。

CFP	AFP	FP技能検定 （2級以上）	消費生活 相談員等	外務員 （1種）	士業（注）	証券 アナリスト	その他
626名 （48.5%）	268名 （20.8%）	241名 （18.7%）	41名 （3.2%）	43名 （3.3%）	48名 （3.7%）	21名 （1.6%）	2名 （0.2%）

88.0%

（注）税理士、司法書士、社会保険労務士など

J-FLEC認定アドバイザーの認定状況②（2025年6月末時点）

【J-FLEC認定アドバイザー(1,290名)の都道府県分布】(2025年6月末時点)

都道府県名	人数	都道府県名	人数	都道府県名	人数	都道府県名	人数
北海道・東北ブロック		**北信越ブロック**		**近畿ブロック**		**四国ブロック**	
北海道	32	新潟	17	滋賀	10	徳島	9
青森	8	富山	15	京都	30	香川	13
岩手	5	石川	13	大阪	94	愛媛	12
宮城	17	福井	5	兵庫	57	高知	2
秋田	6	長野	10	奈良	18	**九州・沖縄ブロック**	
山形	9	**中部ブロック**		和歌山	8	福岡	32
福島	7	岐阜	13	**中国ブロック**		佐賀	17
関東ブロック		静岡	27	鳥取	6	長崎	14
茨城	19	愛知	51	島根	6	熊本	18
栃木	14	三重	10	岡山	11	大分	14
群馬	11			広島	27	宮崎	7
埼玉	67			山口	17	鹿児島	15
千葉	59					沖縄	7
東京	274						
神奈川	153						
山梨	4						

講師派遣事業の状況（2025年6月末時点）

■ 全国各地で、講師派遣を実施中。

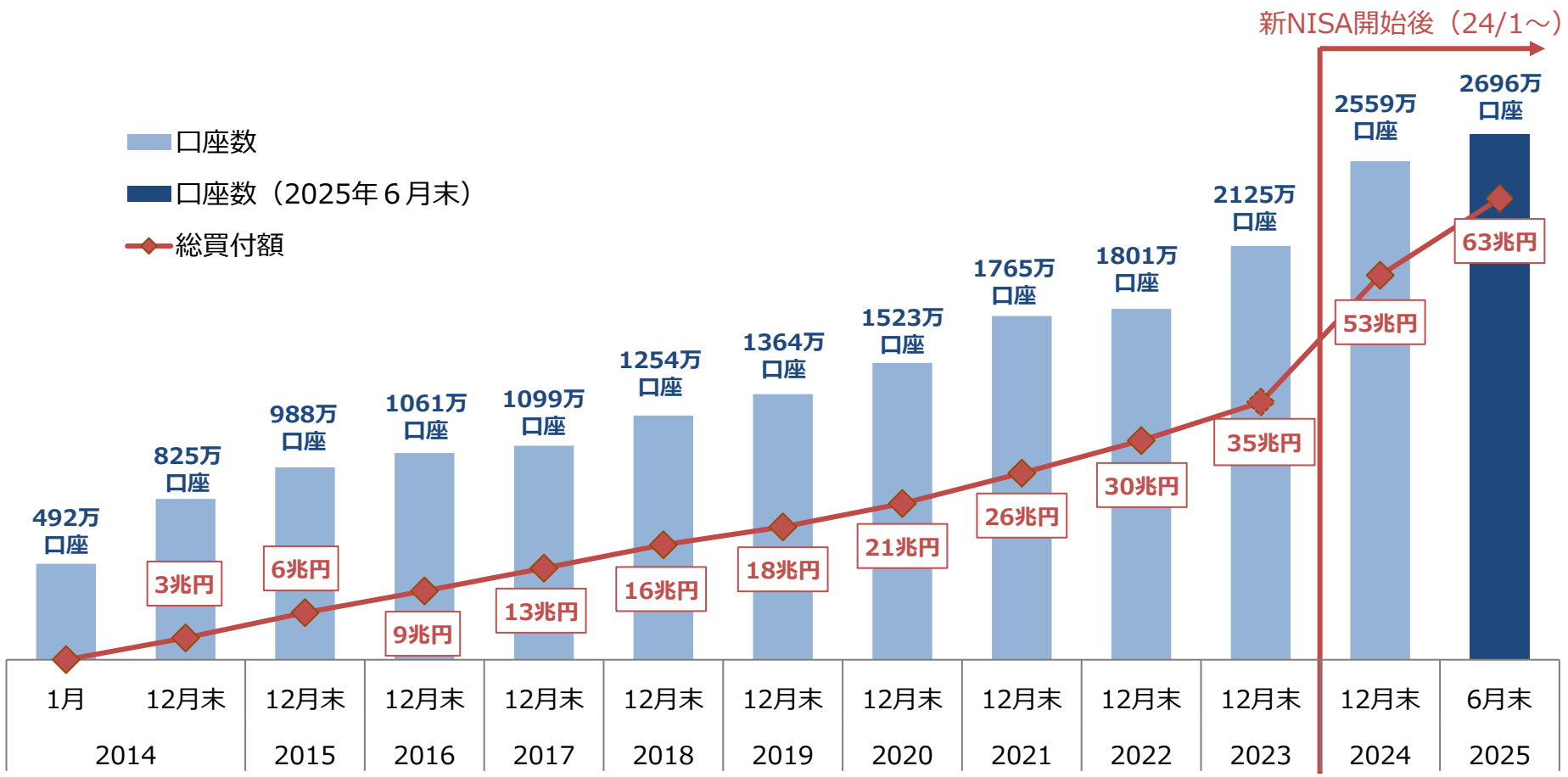
都道府県名	件数	都道府県名	件数	都道府県名	件数	都道府県名	件数
北海道・東北ブロック		**北信越ブロック**		**近畿ブロック**		**四国ブロック**	
北海道	12 (46)	新潟県	6 (81)	滋賀県	5 (35)	徳島県	1 (13)
青森県	13 (8)	富山県	12 (19)	京都府	8 (31)	香川県	7 (28)
岩手県	21 (111)	石川県	11 (47)	大阪府	26 (107)	愛媛県	5 (34)
宮城県	2 (20)	福井県	6 (27)	兵庫県	19 (73)	高知県	2 (13)
秋田県	12 (23)	長野県	12 (26)	奈良県	5 (21)	**九州・沖縄ブロック**	
山形県	3 (21)	**中部ブロック**		和歌山県	2 (37)	福岡県	13 (26)
福島県	4 (45)	岐阜県	7 (43)	**中国ブロック**		佐賀県	4 (48)
関東ブロック		静岡県	8 (26)	鳥取県	7 (31)	長崎県	8 (16)
茨城県	8 (28)	愛知県	21 (169)	島根県	0 (51)	熊本県	3 (11)
栃木県	15 (120)	三重県	6 (39)	岡山県	13 (42)	大分県	6 (35)
群馬県	8 (27)			広島県	16 (74)	宮崎県	6 (31)
埼玉県	36 (59)			山口県	14 (33)	鹿児島県	3 (11)
千葉県	28 (94)					沖縄県	17 (108)
東京都	123 (238)						
神奈川県	22 (61)						
山梨県	5 (19)						

合計：591件 （2,306件）

（注）上記は、2025年度にJ-FLECとして講師を派遣した件数である。()内は2024年度の件数。

NISAの利用状況

○ NISA口座数は、2025年6月末で**2,696万口座**（政府目標：2027年12月末までに3,400万口座）
○ NISA買付額は、2025年6月末で累計**63兆円**（政府目標：2027年12月末までに56兆円）



（注）2023年12月末以前の口座数及び総買付額については、一般NISAとつみたてNISAの合計値を示している。

第６節　規制・制度改革等に関する取組

Ⅰ　規制・制度改革に関する取組

１．概要

政府においては、「規制改革推進会議」やその下に設置された WG 等において、規制・制度改革に関する議論を進め、各重点分野から構成される「規制改革実施計画」を策定している。

なお、同計画に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

また、広く国民の声を集めて、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結びつけるため、2020 年９月に開設された「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」（2013 年３月に開設された「規制改革ホットライン」を改組）には、規制改革・行政改革に関する提案が定期的に寄せられている。

２．実績

（１）2024 年「規制改革実施計画」（2024 年６月 21 日閣議決定）に盛り込まれた事項について、一部規制の見直しを行った。

※詳細については「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」を参照
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_plan_followup.html

（２）「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」に寄せられた金融庁関連の提案について、2024 事務年度においては、162 件の回答を行い、その一部について、規制の見直しを行った。

※詳細については内閣府ホームページを参照
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/hotline/h_index.html

Ⅱ　産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

１．概要

産業競争力強化法（2014 年１月 20 日施行）において、新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「新事業特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「新事業特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。手続きの流れとしては、事業者が事業所管省庁に照会や要望をし、事業所管省庁が規制所管省庁に確認等を求める形となっている（通常、照会等を受け付ける前に事前相談が行われる）。

また、生産性向上特別措置法（2018 年６月６日施行）に基づき、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度（いわゆるプロジェクト型「規制のサンドボックス制度」）が創設され、内閣官房に一元的窓口が設置された。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備することで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進するものである。なお、生産性向上特別措置法は、2021 年６月 16 日に廃止されたものの、同制度は、産業競争力強化法（2021 年６月 16 日改正）に移管され、恒久化された。

２．実績

2024 事務年度において、金融庁は事業所管省庁として、グレーゾーン解消制度に基づく照会書を新たに１件受け付け、１件回答した。新事業特例制度に基づく要望については提出を受けなかった。規制のサンドボックス制度についても、金融庁として新たに認定した実証計画はなかった。

コーポレートガバナンス改革推進の経緯

2013年 6月 **日本再興戦略** 機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップ・コード）について検討し、取りまとめる。

2014年 2月 **スチュワードシップ・コード策定**

6月 **日本再興戦略 改訂2014** 上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。

2015年 6月 **コーポレートガバナンス・コード適用開始**

日本再興戦略 改訂2015 両コードが車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。

8月 **スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議設置**

2016年 6月 **日本再興戦略 2016** コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。

2017年 5月 **改訂版スチュワードシップ・コード公表**

6月 **未来投資戦略 2017** コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、引き続き、フォローアップ会議における議論・検討等を通じて、機関投資家・企業による取組みの強化を促していく。

12月 **新しい経済政策パッケージ** 投資家と企業の対話の際の「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。

2018年 6月 **改訂版コーポレートガバナンス・コード、「投資家と企業の対話ガイドライン」公表**

未来投資戦略 2018 環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEO の選解任、取締役会の多様性確保（ジェンダーや国際性の面を含む）、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。

2019年 6月 **成長戦略（2019年）** 投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020 年度内を目途に、スチュワードシップ・コードの更なる改訂を行う。

2020年 3月 **再改訂版スチュワードシップ・コード公表**

7月 **成長戦略フォローアップ（2020年）** 「コーポレートガバナンス・コード」について、更なる中長期的な企業価値の向上を目指し、事業ポートフォリオ戦略の実施など資本コストを踏まえた経営の更なる推進（…（中略）…事業再編を促進するための実務指針との連携も検討する。）、上場子会社の取扱いの適正化を含むグループ・ガバナンスの強化、監査の信頼性の確保、中長期的な持続可能性（サステナビリティ）についての考慮や社外取締役の質の向上などの論点につき検討を行った上で2021年中に改訂を行う。

2021年 6月 **再改訂版コーポレートガバナンス・コード、改訂版「投資家と企業の対話ガイドライン」公表**

成長戦略実行計画（2021年） 中長期的な企業価値の向上に向けて、改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づき以下の取組を推進する。取締役会がその機能を適切に発揮するため、プライム市場上場会社は、独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任する。上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示する。

2023年 4月 **「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」公表**

6月 **新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（2023年）** コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラムを踏まえ、収益性・成長性やサステナビリティを意識した経営や、企業と投資家との建設的な対話を促していく。

2024年 6月 **「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」公表**

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（2024年） 昨年4月に策定した「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を本年6月にアップデートしたところであり、企業と投資家に対し、その着実な実践を促す。その一環として、企業と投資家の建設的な対話の促進に向け、より多くの企業において有価証券報告書の開示が株主総会前のタイミングになるよう、環境整備について検討を進める。また、協働エンゲージメントの促進や実質株主の透明性確保に向け、スチュワードシップ・コードの見直しを検討する。

2025年 6月 **第三次改訂版スチュワードシップ・コード公表**
「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2025」公表

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（2025年） 企業や投資家の形式的な対応をより実質的なものに変えていくため、独立社外取締役等が取締役会で機能を発揮するために必要な取締役会事務局の取組や、投資家と企業とのエンゲージメントについての好事例や投資家と企業の認識にギャップがある事例を公表し、関係者に周知・浸透させる取組を進める。また、企業の稼ぐ力を更に向 上させるため、経営資源の配分先には設備投資・研究開発投資・地方拠点の整備・スタートアップ等を含む成長投資、人的資本や知的財産への投資等を含む多様な投資機会があることを認識することが重要であり、経営資源の適切な配分が行われているかの検証・説明責任の明確化を含むコーポレートガバナンス・コードの見直しを検討する。

コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025

- 企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、 2023年４月、2024年６月に策定した「アクション・プログラム」を踏まえて実質化・実践に向けた取組みを実施。
- 企業と投資家の自律的な意識改革に基づく**コーポレートガバナンス改革の実質化**を引き続き促しつつ、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に真に寄与する「緊張感ある信頼関係」に基づく対話の促進に向け、**コーポレートガバナンス・コード見直し（第三次改訂）**を行う他、必要な環境整備を推進する。

課題	これまでの取組み	今後の主な方向性
稼ぐ力の向上	✓ 東証の要請を踏まえ、多くの企業が企業価値向上に取組み	✓ **経営資源の適切な配分を通じた投資の促進**（現預金を含め、現状の資源配分が適切かの検証等） ✓ 有価証券報告書において、企業戦略と関連付けた**人材戦略**や**従業員給与・報酬の決定に関する方針、従業員給与の平均額の前年比増減率**等の開示事項を拡充
情報開示の充実・投資家との対話促進	✓ 協働エンゲージメントの促進、実質株主の透明性向上、コードのスリム化／プリンシプル化に向けスチュワードシップ・コードを改訂 ✓ 有価証券報告書の株主総会前の開示に向けた環境整備の検討・実務上の課題の洗い出し	✓ **有価証券報告書の株主総会前の開示**に関し、対応状況をフォローアップするとともに、更なる環境整備等を検討 ✓ **総会資料の書面交付の不要化を含めた総会に係る法制面の整理**等の推進策について、関係省庁（法務省・経済産業省）と連携 ✓ **有価証券報告書の記載事項を整理（スリム化含む）**
取締役会等の機能強化	✓ 取組みの実践を促進するため、社外取締役と投資家の対話や、実質的な議論を促すための取締役会事務局による取組み等、具体的な好事例を共有	✓ 社外取締役や取締役会事務局（コーポレートセクレタリー）の機能強化について、共有する好事例を更に充実させるべく、企業の実務担当者や様々な関係者の議論の場として**コンソーシアムを立上げ**
市場環境上の課題の解決	✓ 政策保有株式について、有価証券報告書における保有目的変更に係る開示規制を強化 ✓ 「共同保有者」の定義を明確化（協働エンゲージメントの促進、複数の投資家による潜脱的な行為への対応）	✓ **政策保有株式**の開示に関する課題や開示例等を公表 ✓ **大量保有報告制度違反の課徴金引上げ**を検討 ✓ 東証において、**親子上場、グループ経営**等に関する検討・開示を推進し、**少数株主保護の観点から必要な上場制度整備**を検討
サステナビリティを意識した経営	✓ 国際的な比較可能性を確保したサステナビリティ開示・保証制度のあり方を検討 ✓ 取締役会・役員におけるジェンダーを含めた多様性確保、コーポレート・カルチャーを意識した経営や対話等、具体的な好事例を共有	✓ **サステナビリティ開示・保証制度**について更に議論を深め、特に**有価証券報告書における非財務情報の虚偽記載等の責任のあり方を検討（セーフハーバー・ルールの整備）** ✓ **人的資本**に関する**国際的な基準開発への意見発信**

コーポレートガバナンス・コードの概要

2015年 6月 1日 適用開始
2018年 6月 1日 改訂
2021年 6月11日再改訂

上場企業が、**幅広いステークホルダー（株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等）と適切に協働**しつつ、実効的な経営戦略の下、**中長期的な収益力の改善**を図るための行動原則

枠組み

- 東京証券取引所が定める有価証券上場規程の一部であり、コードの規定にコンプライするか、しない場合のエクスプレインを上場会社に義務付けている。
- **プリンシプルベース・アプローチ**及び**コンプライ・オア・エクスプレイン**の手法を採用。

概要

1. 上場会社は、**株主の権利・平等性**を確保すべき。
   - **政策保有株式**の保有目的や保有に伴う便益・リスクの検証と政策保有に関する方針の明確化　等
2. 上場会社は、従業員、顧客、取引先、地域社会などの**ステークホルダーとの適切な協働**に努めるべき。
3. 上場会社は、利用者にとって**有用性の高い情報の提供**に取り組むべき。
4. 取締役会は、会社の持続的成長を促すため、**企業戦略等の大きな方向性**を示すことや、**実効性の高い監督**を行うことなどの役割・責務を果たすべき。
   - 持続的成長に資するような**独立社外取締役の活用**　等
     （建設的な議論に貢献できる人物をプライム市場上場会社は**3分の1以上（必要に応じて過半数）**の独立社外取締役を設置すべき（その他の市場の上場会社は**2名**）
5. 上場会社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、株主と**建設的な対話**を行うべき。

スチュワードシップ・コードの概要

2014年 2月 26日　策定
2017年 5月 29日　改訂
2020年 3月 24日　再改訂
2025年 6月 26日　第3次改訂

機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか、運用戦略に応じた**サステナビリティ**（**ESG要素**を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく「**建設的な対話**」を通じて、**企業の持続的成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大**という責任（スチュワードシップ責任）を果たすための行動原則

枠組み

- 機関投資家がコードを**受け入れるかどうかは任意**。ただし、金融庁がコードの**受入れを表明した「機関投資家のリスト」を公表**する仕組みを通じて、コードの受入れを促す。
- **プリンシプルベース・アプローチ**及び**コンプライ・オア・エクスプレイン**の手法を採用。

概要

機関投資家は、

1. スチュワードシップ責任を果たすための「**基本方針**」を策定し、これを公表すべき。
2. **顧客・受益者の利益を第一**として行動するため、「**利益相反**」を適切に管理すべき。
3. 投資先企業の**ガバナンス、企業戦略**等の状況を的確に**把握**すべき。
4. **建設的な対話**を通じて投資先企業と**認識を共有**し、**問題の改善**に努めるべき。
5. 「**議決権行使**」の**方針**と**行使結果**を**公表**すべき。
6. 顧客・受益者に対して、自らの活動について**定期的に報告**を行うべき。
7. **投資先企業に関する深い理解**に基づき、適切な対話と判断を行うための**実力を備える**べき。

機関投資家向けサービス提供者は、

8. **機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすにあたり、適切にサービスを提供**するように努めるべき。

株主総会前の適切な情報提供に係る要請について

- 2025年3月28日、加藤金融担当大臣名で、**全上場会社に対して要請文**を発出。
- 有価証券報告書の提出は、**株主総会の3週間以上前が最も望ましい**ことを示しつつ、企業の実務負担も考慮し、**取組の第一歩として、今年から、まずは株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討**を要請。
- 金融庁としては、企業負担の軽減を図りつつ、2025年3月期以降の**有価証券報告書の提出状況を把握**し、**有価証券報告書レビューにおいて調査を行うなどの対応**を検討。

株主総会前の適切な情報提供について（要請） ＜全文＞

有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家がその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれており、上場会社においては、投資家が株主総会の前に有価証券報告書を確認できるようできる限り配慮することが望ましいと考えられます。

この点、有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられますが、多くの上場会社がただちにこうした対応を行うことには実務上の課題も存在すると承知しており、現在、金融庁では、官民の関係者と連携し、企業負担の合理的な軽減策を含め、課題の洗い出しや対応策の検討等を行っているところです。

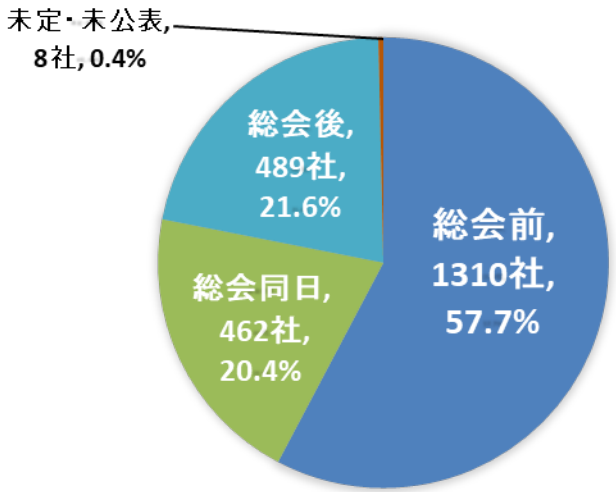
他方、足元の有価証券報告書の提出状況を見ると、株主総会同日又は数日以内の提出が9割以上を占めていることから、現状でも、株主総会の前日ないし数日前に提出することには日程上の大きな支障はないのではないかと考えられます。これまで株主総会前の開示に取り組んでいない上場会社におかれましては、有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩として、今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することをご検討いただくようお願いいたします。

なお、金融庁としては、2025年3月期以降の有価証券報告書の提出状況について実態把握を行い、有価証券報告書レビューの重点テーマ審査において株主総会前の提出を行わなかった場合の今後の予定等について調査を行うなどの対応を検討してまいります。

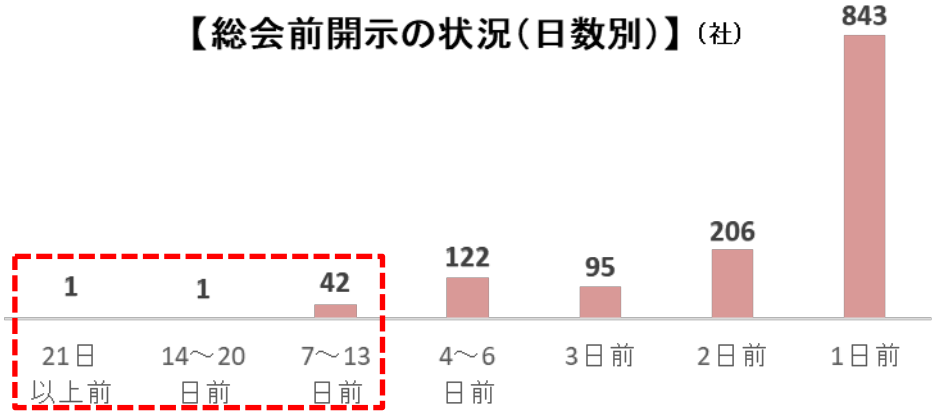
2025年3月期に係る総会前開示の状況

- 大臣要請を受け、有価証券報告書の定時株主総会前の開示（以下「総会前開示」という。）を行った3月期決算会社は**全体の57.7%となり、前期に比して著しく増加**（前期は1.8%）。
- 市場別で見ると、**プライム上場企業の69.6% が総会前開示**を行った。
- 総会数日前の開示であることが多いが、**1週間以上前に開示した会社も44社に増加**（前期は11社）。
- 日経225を構成する企業のうち**81.2%が総会前開示**を行った（前期は10.5%）。

【有価証券報告書の開示時期】



【総会前開示の状況（日数別）】（社）



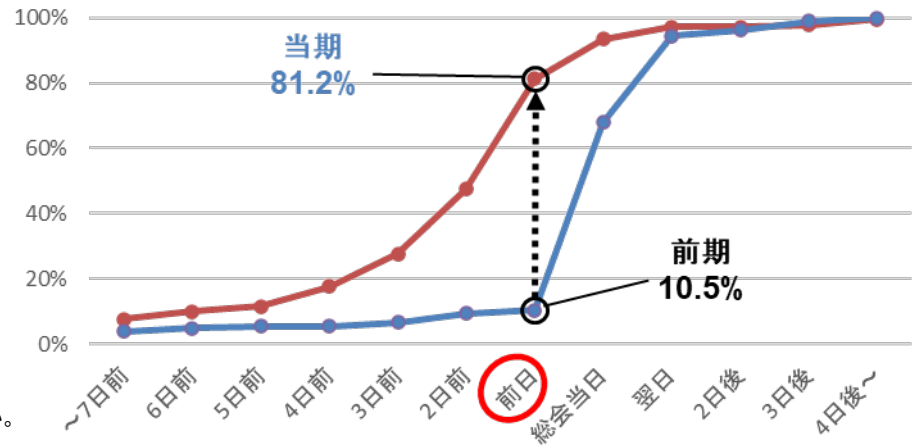
【総会前開示の状況（市場別）】

（社）

	21日以上前	14～20日前	7～13日前	4～6日前	3日前	2日前	1日前	総会前会社数	総会同日総会後	合計	総会前割合
3月期決算会社	1	1	42	122	95	206	843	1,310	951	2,269	57.7%
プライム	1	1	33	81	62	138	460	776	336	1,115	69.6%
スタンダード	0	0	7	32	23	62	311	435	482	922	47.2%
グロース	0	0	1	7	8	5	52	73	105	178	41.0%
その他市場	0	0	1	2	2	1	20	26	28	54	48.1%

（注）「合計」欄には、集計時点で有価証券報告書を開示していない会社を含む。個別事情のある会社は総会前に含めていない。

【有価証券報告書の累積開示率】（日経225銘柄・3月期決算会社）



（出典）3月末日を決算期とする上場会社の有価証券報告書及び臨時報告書。2025年6月末時点で集計。

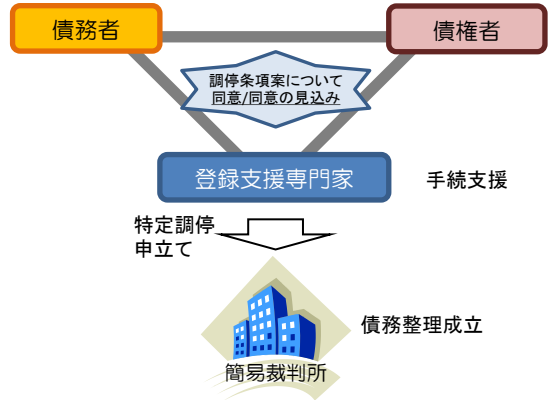
「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について（平成27年12月25日策定、平成28年4月1日適用開始）

（資料1）

■ ガイドラインの概要

○ 本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27年12月に取りまとめられ、平成28年4月より適用が開始された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。

○ 本ガイドラインにより債権者（金融機関等）との合意に基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続による不利益（信用情報への登録など）を回避しつつ、債務免除等を受けることが可能。



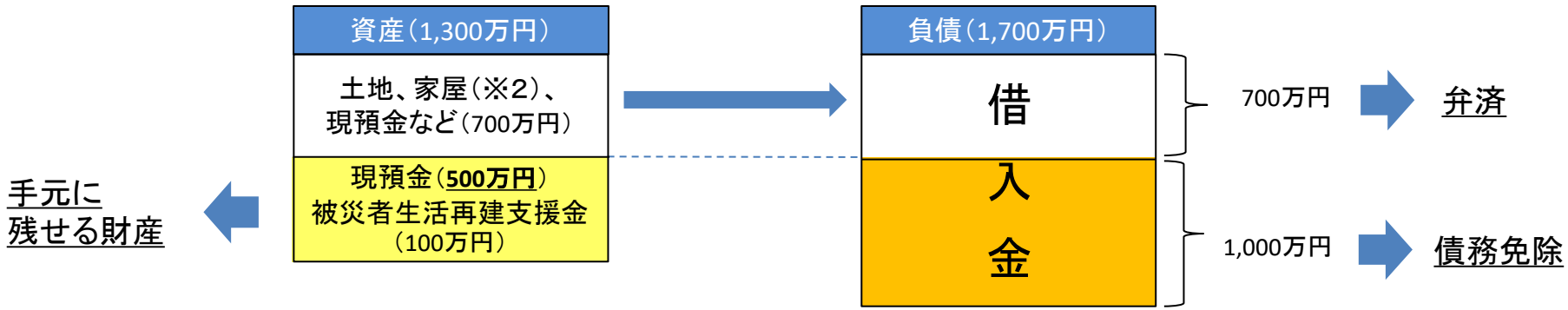
■ ガイドラインによる債務整理のメリット

○ 被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。

○ 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。

○ 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

■ 債務整理のイメージ（例） ※1



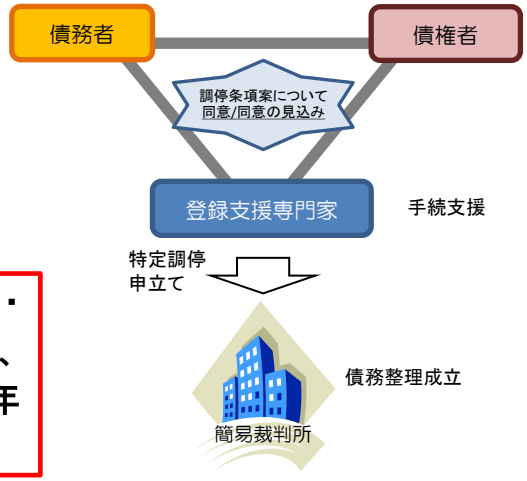
※1 上記の例はあくまでもイメージであり、実際に債務の免除等を受けるためには、ガイドラインに定める一定の要件を満たす必要があり、債務免除の額等については、債務者の被災状況、生活状況などの個別事情により異なる。
※2 保有する資産（自宅跡地等）については、「公正な価額」（時価に相当する額）を分割弁済することにより、換価処分せずに手元に残すことが可能。

（資料2）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人・個人事業主に対する「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」による支援のための特則について（令和2年10月30日制定、令和2年12月１日適用開始）

■ 自然災害ガイドラインの概要とコロナ特則

○ **自然災害ガイドラインは、全国銀行協会等による民間の自主的なルール。**災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者を対象とし、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続によらず債務免除等を受けることが可能。



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、法的整理の要件に該当することになった個人・個人事業主についても、同ガイドラインの支援対象に追加するため、関係機関と調整の上、**令和2年10月30日に特則を制定・公表し、生活や事業の再建の支援を実施する（令和2年12月１日より適用開始）。**

■ コロナ特則の支援対象

○ 新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された令和2年2月１日を基準日とし、同日以降に失業や収入・売上が大きく減少するなどにより、債務が弁済困難となるなど、法的整理の要件に該当する個人・個人事業主が支援対象。

■ 主なポイント

○ 従来の支援スキームに加え、**民事再生法の住宅資金特別条項と同様の支援スキーム（※）の導入により、住宅を手放すことなく生活や事業の再建ができる。**

※住宅資金特別条項による支援スキーム：住宅資金貸付債権（住宅ローン）については、従来どおり又はリスケジュールして弁済を継続することにより、住宅を手放すことなく、住宅ローン以外の債務を整理することができるしくみ。

○ 特別定額給付金等の差押禁止財産に加え、財産の一部をローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。

○ 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。

○ 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

（資料３）

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン等の運用状況（2025 年６月 30 日時点）

		自然災害 （2016 年４月～）	コロナ特則 （2020 年 12 月～）	合計
登録支援専門家に手続き支援を委嘱した件数		1,492	2,503	3,995
	うち、手続き中の件数	192	227	419
債務整理成立件数		626	489	1,115

（資料４）

災害等に対する金融上の措置要請の状況
（2024 年７月１日～2025 年６月 30 日）

○2024 年７月９日からの大雨

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
島根県	７月９日（７月 10 日）	中国財務局	７月 11 日

○2024 年７月 25 日からの大雨

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
秋田県	７月 25 日（７月 25 日）	東北財務局	７月 25 日
山形県	７月 25 日（７月 25 日）	東北財務局	７月 25 日

○2024 年台風第 10 号

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
愛知県	８月 27 日（８月 28 日）	東海財務局	８月 28 日
鹿児島県	８月 28 日（８月 28 日）	九州財務局	８月 28 日
宮崎県	８月 28 日（８月 28 日）	九州財務局	８月 29 日
大分県	８月 29 日（８月 29 日）	九州財務局	８月 29 日
福岡県	８月 28 日（８月 29 日）	福岡財務支局	８月 30 日
静岡県	８月 29 日（８月 29 日）	東海財務局	８月 30 日
神奈川県	８月 30 日（８月 30 日）	関東財務局	８月 30 日
岐阜県	８月 31 日（８月 31 日）	東海財務局	９月２日

○低気圧と前線による大雨

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
石川県	９月 21 日（９月 21 日）	北陸財務局	９月 24 日

○2024 年 11 月８日からの大雨

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
鹿児島県	11 月８日（11 月９日）	九州財務局	11 月 11 日

○2024 年 12 月 28 日からの大雪

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
青森県	１月４日（１月７日）	東北財務局	１月７日

○2025 年２月４日からの大雪

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
新潟県	２月７日（２月７日）	関東財務局	２月７日
福島県	２月７日（２月７日）	東北財務局	２月 10 日

○流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
埼玉県	１月 29 日（２月 11 日）	関東財務局	２月 12 日

○2025 年２月 17 日からの日本海側を中心とした大雪

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
新潟県	２月 20 日（２月 20 日）	関東財務局	２月 21 日
青森県	２月 25 日（２月 25 日）	東北財務局	２月 25 日

○2025 年岩手県大船渡市における大規模火災

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
岩手県	２月 26 日（２月 26 日）	東北財務局	２月 27 日

○2025 年３月 23 日に発生した林野火災

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
愛媛県	３月 23 日（３月 26 日）	四国財務局	３月 27 日

金融庁におけるサステナブルファイナンスの推進に関する足元の主な取組

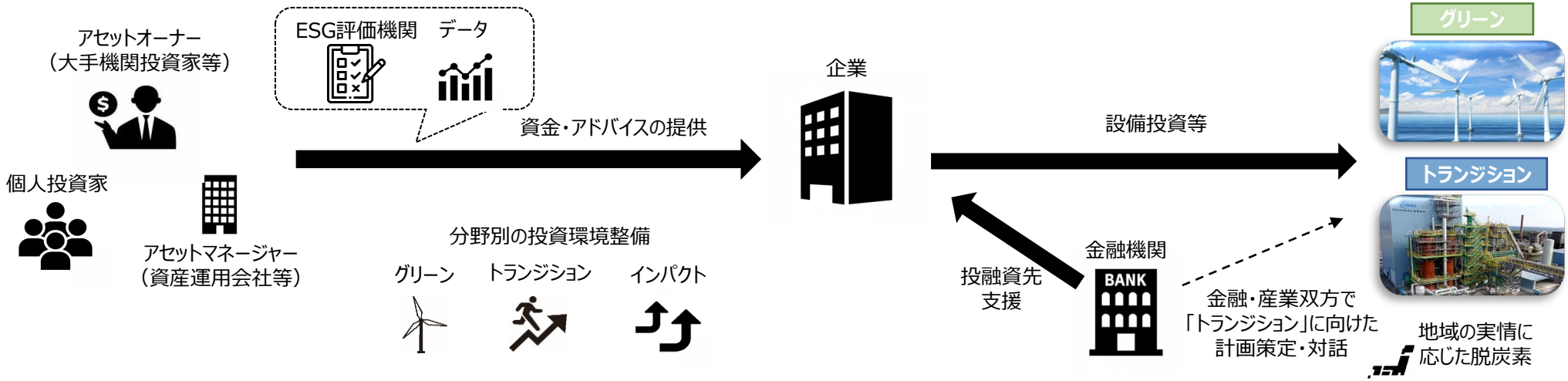
■ 気候変動等の社会・環境課題の重要性が増す中、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）を更に推進する。

市場制度の整備

- 金融審議会で、**本邦におけるサステナビリティ開示の実施時期や対象、保証のあり方等**について議論
- **「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」**（22年12月策定）を踏まえた対応状況等を把握し、更なる対応の要否等を今後検討

幅広いステークホルダーへの浸透

- **幅広い投資家への投資機会の拡充**に向けた、**投資家の特性等を踏まえた投資機会のあり方等**について、サステナブルファイナンス有識者会議で報告書を公表



分野別の投資環境整備

- 政府全体でGX2040ビジョン等が策定される中、関係省庁と連携し、指針改訂等を通じ、**トランジション・ファイナンスを推進**。**国際的にも、「アジアGXコンソーシアム」を通じて発信**
- **インパクト投資**の「基本的指針」を策定（24年３月）し、データ・指標、投資手法、地域の事例等につき**官民協働の「インパクトコンソーシアム」**で議論

脱炭素に係る取組

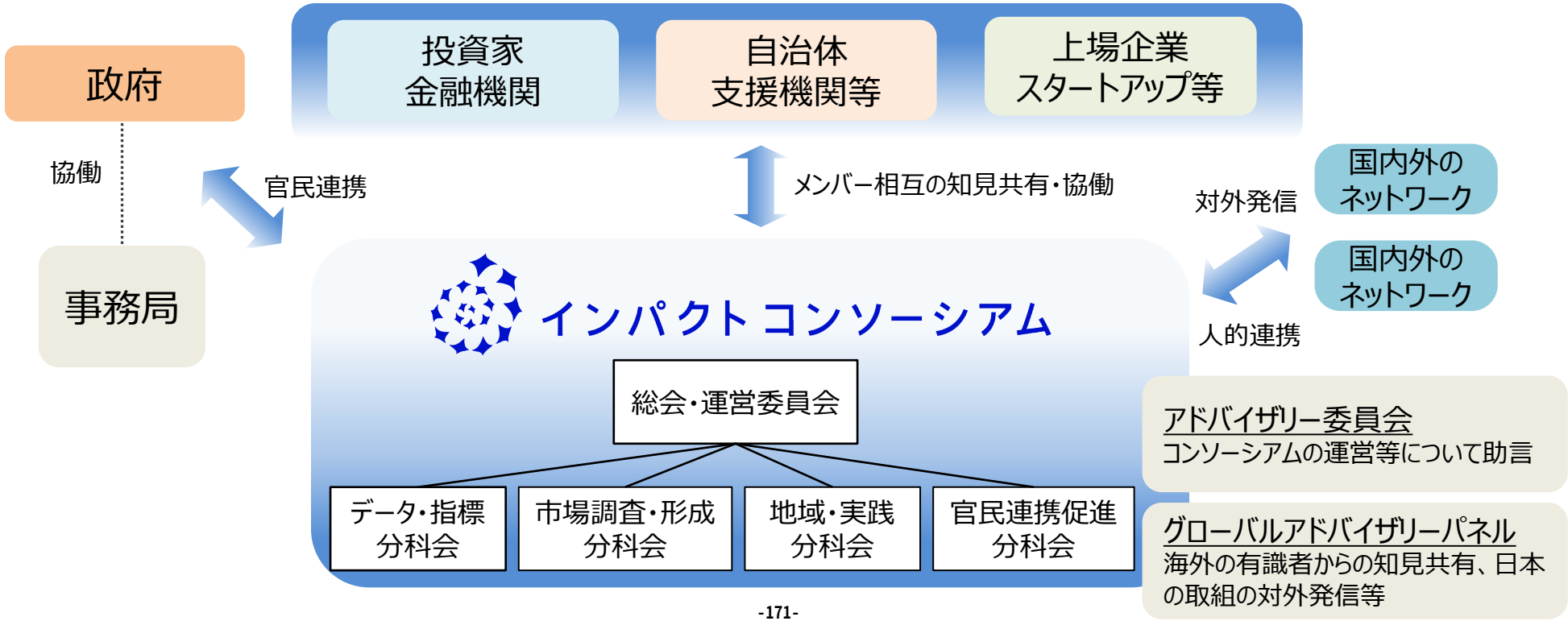
- 金融機関における気候変動対応についての基本的な考え方（「ガイダンス」）を策定（22年７月）。**金融機関における気候関連金融リスク管理、顧客の気候関連のリスクへの対応を支援する取組等を体系的に確認**し、報告書を公表
- **カーボン・クレジット取引の透明性・健全性等を確保する取引インフラや市場慣行のあり方**等について、「検討会」で報告書を公表

（参考）サステナブルファイナンスの推進に関する取組の全体像

		2024年７月までの取組の進捗	2024年７月以降実施された/実施予定の取組
市場制度の整備	企業開示	■ サステナビリティ開示基準の草案の提示（24年３月）〔SSBJ〕 ■ 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWG」の設置（24年３月）	■ サステナビリティ開示基準の最終化（25年３月）〔SSBJ〕 ■ サステナビリティ開示の実施時期や対象、保証のあり方等につきWGで議論
	データ基盤	■ 温室効果ガス排出量データの把握・開示の拡充〔投資家・企業等〕 ■ 国際的データプラットフォームによる試行的なデータ提供〔NZDPU〕	■ 官民関係者によるデータ整備のあり方等に係る議論等 ■ 国内の制度整備の状況を踏まえ、NZDPUのデータの拡充に貢献
	評価機関	■ 「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」の策定（22年12月） ■ 評価機関26社、データ提供機関16社が行動規範に賛同（24年12月末時点）	■ 行動規範に賛同したESG 評価・データ提供機関における態勢整備の状況等について実態把握、更なる対応の要否等を今後検討
関係者への浸透		■ サステナビリティ投資商品のあり方につき「ダイアログ」で議論 「ダイアログ」の「対話から得られた示唆」の公表（24年7月）	■ 投資家の特性等を踏まえた投資機会のあり方等につきサステナブルファイナンス有識者会議で報告書を公表（25年６月）
分野別の投資環境整備	グリーン	■ 国際原則との整合に向けたグリーンボンド等ガイドライン等の見直し〔環境省〕	■ グリーンボンド等ガイドラインの改定（24年11月）、「グリーンプロジェクトに寄与する事業の考え方」の公表（25年５月） グリーンファイナンス市場の中長期的な発展に向けた報告書を公表〔環境省等〕
	トランジション	■ 「GX推進戦略」（23年７月）、「分野別投資戦略」の公表等（同年12月）〔経済産業省等〕	■ 「GX2040ビジョン」の策定（25年２月）〔経済産業省等〕 ■ 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」の改訂（25年３月）〔経済産業省等〕
	インパクト	■ 官民連携の「インパクトコンソーシアム」の立ち上げ（23年11月） ■ インパクト投資の「基本的指針」の策定（24年３月）	■ インパクト投資の地域の取組事例や投資手法につき「インパクトコンソーシアム」で議論・とりまとめ（25年６月）
	ソーシャル	■ 「ソーシャルボンドガイドライン」（21年10月）、「指標例」の公表（22年７月）〔金融庁等〕	■ 民間当事者での発行の実務拡充等
脱炭素に係る取組	金融機関のリスク管理	■ 金融機関における気候変動対応についての基本的な考え方（「ガイダンス」）の策定（22年７月） ■ シナリオ分析の試行的取組を実施し報告書を公表（22年８月）	■ 「気候関連リスクモニタリング室」の設置（24年８月） ■ 金融機関における気候関連リスク管理、顧客の気候関連のリスクへの対応を支援する取組等を体系的に確認し報告書を公表（25年６月） ■ 第２回シナリオ分析を実施し報告書を公表（25年６月）
	国際展開	■ 23年６月に発足した「GFANZ日本支部」等も通じた本邦からの発信〔大手金融機関等〕 ■ 「アジアGXコンソーシアム」キックオフ会合の開催（24年３月）〔金融庁、経済産業省等〕	■ 「アジアGXコンソーシアム」の設立（24年10月）、トランジション・ファイナンスの国際的な推進に向けた更なる議論 ■ 第２回AZEC首脳会合での共同声明（24年10月）
	地域GX	■ 地域企業への支援策の浸透等〔地域金融機関等〕	■ 地域金融機関等向けの説明会等を通じた、関係省庁と連携した補助事業の展開支援（25年３月）等
	カーボン・クレジット市場	■ 取引所での市場取引の開始（23年10月）〔東京証券取引所〕 ■ GX推進戦略やGXリーグにおける議論の進展〔経済産業省等〕 ■ 「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」での議論の開始（24年６月）	■ 「GX2040ビジョン」の策定（25年２月）、排出量取引制度の詳細を定めるGX推進法の改正（25年５月）〔経済産業省等〕 ■ カーボン・クレジット取引の透明性・健全性等を確保する取引インフラや市場慣行のあり方等につき検討会で報告書を公表（25年６月）

インパクトコンソーシアム

- インパクト実現を図る経済・金融の多様な取組みを支援し、**インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進**していくため、**投資家・金融機関、企業、NPO、自治体等の幅広い関係者が協働・対話を図る場**として、23年11月、官民連携の**「インパクトコンソーシアム」**を設置（2025年８月末で計428法人等が参画）。
- 運営については、官民連携の場として政府から支援を行いつつ、参加者の自主的な課題設定・議論を旨とし、投資指標や事例、対話・支援手法等の産金間の実践上の知見・課題の収集・発信を中心としつつ、インパクト実現の取組支援につながる幅広い事項に係る議論を行う。また、必要に応じ、政策発信を含む対外メッセージの発信等を検討していく。
- 各分科会において、**投資時に活用できる指標・データの整備、投資手法やインパクト評価を企業価値向上につなげる企業戦略のあり方、地域における官民連携の促進やインパクトを考慮した事業評価の視点**等について、市場関係者の多様性と自主性に留意しつつ、議論を積み上げる。



インパクトコンソーシアム　各分科会の昨年度成果と今年度方向性

1．データ･指標分科会

テーマ：インパクト企業及び投資家がインパクトの測定･管理に活用できる実践的なデータ･指標の整備のあり方

〔昨年度の成果物の内容〕

- インパクトの測定･管理に活用可能な**国内外の指標一覧･データベースの整理**
- インパクト創出を意図する企業･投資家において**関心の高い課題分野の特定**（※）、当該分野に係るデータ･指標の整備に向けた**課題の整理**

（※）気候変動･生物多様性、健康･医療、インフラ整備･都市開発

〔今年度の方向性〕

- **関心の高い分野のインパクト指標･データ･事例の整理**、**インパクトデータベースの案内板の活用**に向けた議論

2．市場調査･形成分科会

テーマ：特に投資実務が定まっていないとされる上場企業へのインパクト投資手法のあり方

〔昨年度の成果物の内容〕

- **インパクト及びインパクト投資の定義･考え方**、**インパクトに取り組む意義･メリット**の整理
- 上場企業へのインパクト投資に係る**課題へのアプローチ**の紹介
  - **多角的に事業を営む場合**のインパクトの**特定･測定･管理**
  - インパクトの**開示**、企業と投資家間の**対話**
  - **アセットオーナーによるインパクト投資**

〔今年度の方向性〕

- **インパクトの評価･開示等に関する事例研究･知見共有**

3．地域･実践分科会

テーマ：地域のインパクト企業･金融機関等のケーススタディやフィールドワークを通じた、地域におけるインパクト投資の機運醸成･裾野拡大のあり方

〔昨年度の成果物の内容〕

- 地域内外の幅広い関係者間での**共通理解を得る方法論**や、**インパクトを事業評価に加味する視点**等の整理
- 地域における**取組事例集**

〔今年度の方向性〕

- **地域におけるインパクト投資に係るファイナンス手法**の事例共有･議論

4．官民連携促進分科会

テーマ：地方自治体とインパクトスタートアップの連携による社会課題の解決の促進に向けた課題の構造化や課題解決の方向性と手法の検討

〔昨年度の成果物の内容〕

- 地方行政におけるインパクトスタートアップのソリューションの活用に向けた**官民連携のノウハウ･事例等の情報を集約**
- **今後の事例創出に繋げる**ことを目指して、**官民連携に資するノウハウや手法の普及･活用促進方法**を検討

〔今年度の方向性〕

- 「実践ガイド」を踏まえた**自治体とスタートアップの連携の促進**

アジアＧＸコンソーシアム

■ **目的：**

- アジア地域が世界の温室効果ガス排出量の約半分を占めていることや今後の経済成長の見通しを踏まえると、世界の脱炭素化に貢献し成長機会を取り込むためには、**アジアにおけるグリーン・トランスフォーメーション（GX）投資を推進**していくことが重要
- こうした観点から、アジア地域において、企業の脱炭素への移行の取組を支援するファイナンス手法である**トランジション・ファイナンス(TF)**を推進すべく、**金融庁とASEAN金融当局が主導**し、アジア開発銀行、グラスゴー金融同盟(GFANZ)及びアジアで活動する金融機関等の参画を得て、**アジアにおける事例等をベースに実務的な議論を行い、具体的な手法の形成や案件組成に繋げていくため**の枠組みを構築

■ **経緯：**

- 令和６年３月13日：キックオフ会合を開催
- 同年10月２日：**「ハイレベル会合」を開催し、コンソーシアムを設立**
  - ✓ **Japan Weeksの一環としてグローバルな関係者に向け発信**
  - ✓ これまでのテクニカルミーティングでの議論を事務局でとりまとめた**「The Working Paper Regarding Practical Approach to Transition Finance in Asia」（ワーキングペーパー）**を公表



ハイレベル会合（令和６年10月２日実施）の様子

- 同年10月22日：ACMF（ASEAN Capital Market Forum）20周年の式典にて、本コンソーシアムの設立が歓迎

■ **10月2日ハイレベル会合における主なメッセージ：**

- **アジアにおけるTFの拡大**は**世界の脱炭素達成**のために重要であり、**地域における大きな投資機会**ともなる
- コンソーシアムでは、アジアにおける**多くの国・地域を巻き込み**ながらTFを推進する観点から、**アジアの文脈を踏まえて**議論を行っていく
- アジアにおいては、**排出目標に現時点では未整合だが整合するために所要の取組みを行っている企業への資金動員**が特に重要
- TF案件を経済的に実現可能なものとするうえで、**官民金融関係者がリスクを共有するブレンデッド・ファイナンス**は重要。様々な手法・関係者が存在する中、コンソーシアムは、アジアで**これらを調整するハブ**としての重要な役割を果たしていく

■ **参加者：**

金融庁・ASEAN金融当局（※）・ADB・GFANZ・アジアで活動する金融機関(MUFG・SMFG・MHFG・JBIC・DBJ・JICA、野村證券、大和証券、日本生命)等

（※）ASEAN金融当局は、ACMF及びWC-CMD（Working Committee on Capital Market Development）の協働参加。コンソーシアムでのアジアの金融当局や民間金融機関との連携を通じ、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）等の取組にも貢献

カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会　報告書（概要）

■ **カーボン・クレジット**は、脱炭素の取組へのインセンティブの付与等、**2050年カーボンニュートラル実現において重要な役割を担う**ことが期待されている。2026年度からの排出量取引制度の本格稼働を契機として、より一層の**取引の拡大・多様化**が見込まれる。こうした状況の下、他の金融資産同様、**カーボン・クレジット取引の健全な発展のためには、その透明性・健全性（Financial Integrity）の向上による投資家保護の確保**が重要。

■ こうした観点から、2024年６月より本検討会を開催。金融界を中心とする関係者へのヒアリングを通じて把握されたカーボン・クレジットの取引実態等を踏まえ、**取引の透明性・健全性の向上において重要と考えられる論点を整理し、2025年６月に報告書として公表**。

I. 足許の取引に係るストックテイクの成果

取引プラットフォーム、売買に係る仲介、組成支援、金融関連商品の組成、リスク管理、信頼性評価、テック活用等の実態・事例

II. 論点整理の骨子

1.取引の透明性・健全性を確保する上での基本的事項

- ✓ 適切な情報開示、利益相反の防止、関係法令の遵守
- ✓ 取引参加者の知識・経験等の適格性
- ✓ 円滑且つ健全な市場形成に向けた実務の創意工夫・関係者間の連携
- ✓ 法的性質・会計上の位置付け

2.取引仲介者・クレジット売主に関する事項

- ✓ 顧客属性等に応じた適切な商品説明・販売
- ✓ 顧客本位の業務運営の確保
- ✓ 取引仲介者におけるリスク管理

3.取引所・取引インフラに関する事項

- ✓ 登録簿の正確性の確保、公正な市場アクセス・取引の確保
- ✓ 取引所・決済インフラのリスク管理
- ✓ 取引の標準化（データ・契約書・商品設計等）
- ✓ デリバティブ取引に係る留意事項
- ✓ クレジット評価機関の透明性・公平性

4.クレジット買主に関する事項

- ✓ クレジット評価や保険サービスの活用のあり方
- ✓ カーボン・オフセットに係る情報開示のあり方（クレジットの性質等）
- ✓ 利用者の気候戦略におけるクレジットの位置付け

第２部　金融に関する制度の企画及び立案

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組

第 10 節　デジタル・イノベーションの推進（資料１～７参照）

2024 事務年度においては、以下の取組を推進した。

①　事業者支援
②　調査・研究
③　ステークホルダーとの対話

１．事業者支援

「令和６年度実績評価書」横断的施策－１[1]を参照。

２．調査・研究

「令和６年度実績評価書」横断的施策－１[1]を参照。

３．ステークホルダーとの対話

「Japan Fintech Week 2025」を開催し、FIN/SUM を中核イベントとして各国大使館、地方公共団体、業界団体、大使館等と連携し、約 80 のフィンテック関連イベントを集中的に開催。地方や海外を含め延べ約 20,000 人の方が参加し、多面的な議論とネットワーキングを行った。その他の取組に関しては、「令和６年度実績評価書」横断的施策－１[1]を参照。

[1] 「令和６年度実績評価書」
https://www.fsa.go.jp/seisaku/siryou/202508/r6jissekihyouka.pdf

デジタル・イノベーションの推進に向けた取組み

（資料1）

■ デジタライゼーションを金融サービスに取り入れ、利用者利便を飛躍的に向上させる。そのために、事業者によるイノベーションを支援し、利用者目線での金融サービス高度化を実現させる。また、自発的・能動的な情報収集を通じて、国内外における先進的な金融サービスの事例を常に把握し、当庁の政策立案機能を強化する。

事業者支援

- FinTechサポートデスク
- FinTech実証実験ハブ
- FinTechサポートデスク・FinTech実証実験ハブ出張相談

調査・研究

- ブロックチェーン国際共同研究

ステークホルダーとの対話

- Japan Fintech Week 2025及びFIN/SUM2025
- 金融庁と国内フィンテック事業者とのミートアップ
- 庁外拠点を活用したフィンテック事業者との対話
- 各国当局等が主催するフィンテックイベントへの参加・登壇
- Blockchain Governance Initiative Network（BGIN）

FinTechサポートデスク

（資料2）

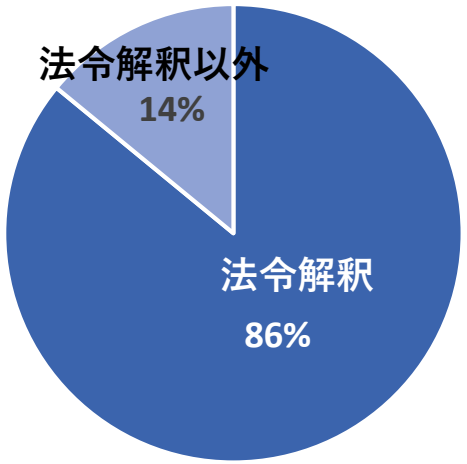
- フィンテックに関する事業を営んでいる、または、新たな事業を検討している事業者等からの開業規制の法令解釈等に関する相談に**ワンストップ**で対応する窓口として、2015年12月14日、「FinTechサポートデスク」を開設。

  TEL：03-3506-7080

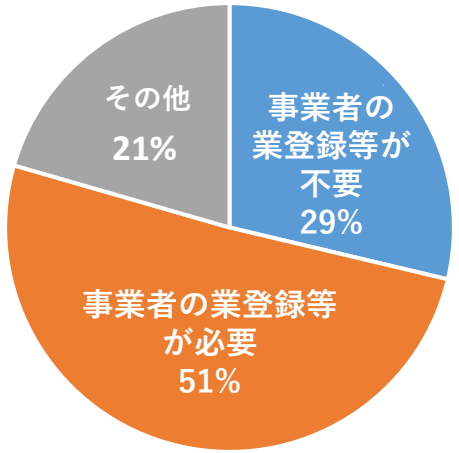
- 既存の法令に触れないこと等の法令解釈の明確化や、個別事案のガイダンスについて、**平均５営業日以内**に対応。
- IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促進。

- ✓ 開設（2015年12月14日）以来、2025年６月末までに、**問合せ総数は2,491件**。
- ✓ 法令解釈に関する問合せ2,141件の内、開業規制（事業開始にあたっての許可・登録の要否）に関するものが約８割（1,676件）。行為規制に関するものは約２割（465件）。
- ✓ 相談終了済案件（1,610件）の内、規制がかからないとの回答をしたものは約３割、**回答期間は平均５営業日以内**。

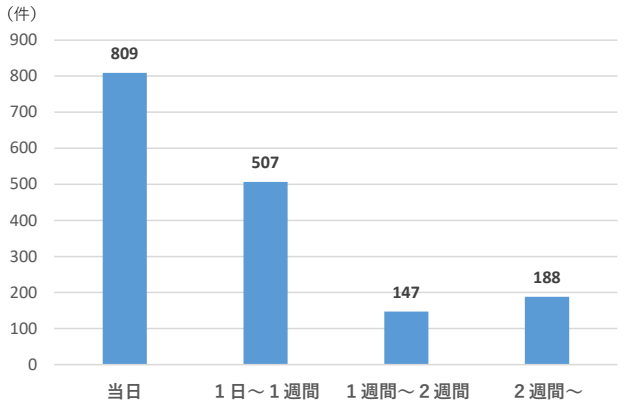
【法令解釈類型別（2,184件）】



【相談終了済案件の内訳（1,651件）】



【相談終了済案件の対応期間（1,651件）】



➡ 平均５営業日以内

※ 2017年7月以降の相談終了済案件（1,610件）についてのみ対応期間を集計

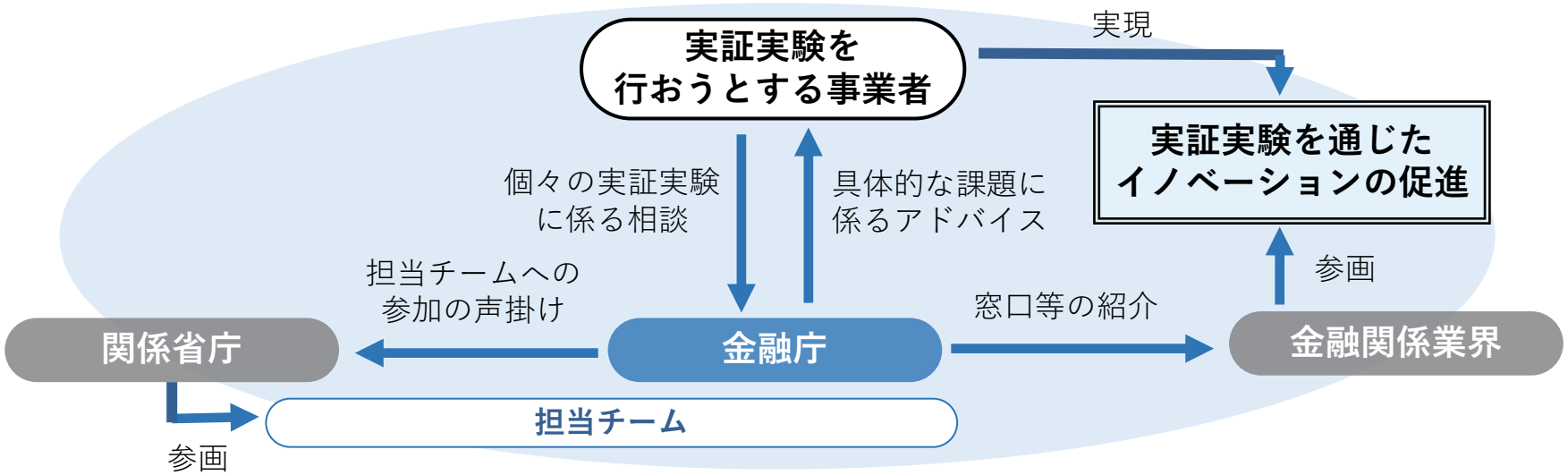
FinTech実証実験ハブ

（資料3）

- フィンテック企業や金融機関が、**前例のない**実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、2017年９月21日、「FinTech実証実験ハブ」を開設。

TEL：03-3581-9510
Email：pochub@fsa.go.jp

- ①明確性、②社会的意義、③革新性、④利用者保護、⑤実験の遂行可能性の観点から、支援の可否を判断。
- 個々の実験ごとに、
  - ✓ 金融庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁とも連携し、フィンテック企業や金融機関がイノベーションに向けた実証実験を行うことができるよう、支援。
  - ✓ 実験中及び終了後も、継続的にアドバイスを行うなど、一定期間にわたってサポート。



FinTech実証実験ハブにおける受付状況

（資料4）

	申込者	実証実験概要	支援決定 公表日	実験結果 公表日
1	みずほﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ、三井住友ﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ、三菱UFJﾌｨﾅﾝｼｬﾙ･ｸﾞﾙｰﾌﾟ、ﾃﾞﾛｲﾄ ﾄｰﾏﾂ ｸﾞﾙｰﾌﾟ　等	ブロックチェーン技術を用いて、顧客が、ある金融機関において行った本人確認の結果を、他の金融機関との取引にも利用できる仕組みの構築に係る実証実験	2017年 11月2日	2018年 7月17日
2	大日本印刷、西日本ｼﾃｨ銀行	顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器の実用化に係る実証実験	2018年 3月16日	2018年 10月24日
3	FRONTEO、三菱UFJ銀行、りそな銀行、横浜銀行、SMBC日興証券	人工知能を用いた金融機関のコンプライアンス業務の効率化に向けた実証実験	2018年 5月7日	2018年 8月1日
4	日本通信、群馬銀行、千葉銀行、徳島銀行、ﾏﾈｰﾌｫﾜｰﾄﾞ、ｻｲﾊﾞｰﾄﾗｽﾄ	スマートフォンのSIMカードを用いた利用者認証の仕組みに係る実証実験	2018年 5月31日	2019年 1月24日
5	TORANOTEC、GMOﾍﾟｲﾒﾝﾄｹﾞｰﾄｳｪｲ、ｾﾌﾞﾝ銀行、ﾎﾟｹｯﾄﾁｪﾝｼﾞ	買い物の際に生じたおつり等の小銭を投入することによって、そのまま投資に回せる装置の導入に係る実証実験	2018年 11月8日	2021年 12月24日
6	みずほ銀行、ｸﾞｰｸﾞﾙ・ｸﾗｳﾄﾞ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ、野村総合研究所、大日本印刷	顧客の生体情報とスマートフォン等の位置情報を活用した、本人認証及び顧客管理の高度化に係る実証実験	2020年 4月10日	2022年 3月25日
7	新生銀行、三井住友DSｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ、ｺﾞｰﾙﾄﾞﾏﾝ・ｻｯｸｽ・ｱｾｯﾄ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ、ｱｽﾄﾏｯｸｽ投信投資顧問	投資信託の目論見書に係る電子交付の高度化に向けた実証実験	2020年 5月29日	2022年 6月28日
8	三菱UFJ信託銀行、BHI	購買履歴情報を活用した情報銀行サービスの実施に向けた実証実験	2020年 8月27日	2022年 7月29日
9	三菱UFJ信託銀行、NTTデータ、オリエントコーポレーション、山陰合同銀行、静岡銀行、常陽銀行、セブン銀行、大和証券、千葉銀行、TOPPANエッジ、日本住宅ローン、日本生命、ふくおかフィナンシャルグループ　等	分散型アイデンティティ及び検証可能な資格情報技術を利用した犯罪収益移転防止法上の取引時確認の方法に係る実証実験	2024年 12月23日	
10	SBI VCトレード、ソニー銀行、大和証券グループ本社、野村ホールディングス、ビットバンク、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、KPMGジャパン	トークンを活用した、金融機関等による本人確認が行われた顧客等に対するAMM機能を用いたサービスの提供ならびにML/FTのリスク低減に係る実証実験	2025年 6月6日	

Japan Fintech Week 2025の開催（３月３日～７日）

（資料5）

Japan Fintech Weekとは

○ フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、「Japan Fintech Week」を2025年３月３日～７日（Core week）に開催。

○ 自治体や業界団体、大使館等と連携し、約80のフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、国内外からのべ約20,000人がJapan Fintech Weekに参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。



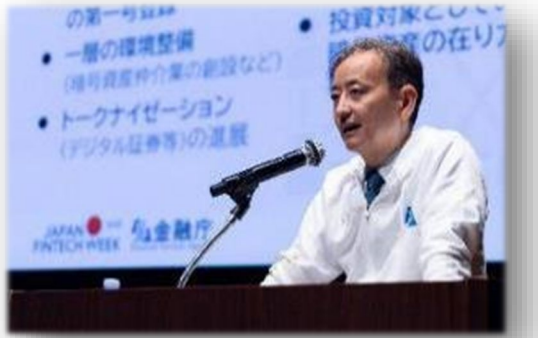
○ 中核イベントとして開催したFIN/SUM 2025（金融庁、日本経済新聞社の共催）は、のべ来場者数約4,700名となり、Japan Fintech Week 2025との同時開催の効果もあり、過去最大規模の参加者数となった。

○ 「“真のマネタイズ”に挑む、次世代フィンテック」をテーマに、顧客価値の最大化や社会貢献と両立させる長期・持続的な真の意味での収益化（マネタイズ）の重要性と真のマネタイズの実現に必要な要素や課題について議論。

○ 生成AI、デジタル資産、地域、保険、金融犯罪などをテーマに様々な視点から議論を実施。



石破総理挨拶


井藤長官基調講演


金融犯罪パネルの様子


ブロックチェーンラウンドテーブルの様子

来年も開催決定！

Japan Fintech Week 2026　2026年2月24日から3月６日

FIN/SUM 2025 パネルディスカッション

（資料6）

【主な金融庁セッション】 *モデレーター

＜3月4日（1日目）＞

石破総理挨拶（ビデオメッセージ）　内閣総理大臣　石破 茂

加藤大臣挨拶（ビデオメッセージ）　財務大臣 内閣府 特命担当大臣（金融）　加藤 勝信

単独公演　金融庁長官　井藤 英樹

対談　レオ シン チョン（シンガポール金融管理局）、三好 敏之（金融庁）

パネル：若者よ大志を抱け～経験者から学ぶグローバル起業
横川 毅（Alpaca）、瀧川 永遠希（Outerport）、長谷川 潤（Opn）、*稲田 史子（ビー・インフォマティカ）

パネル：“真のマネタイズ”を実現する金融・保険と官民連携の新たな挑戦
柳瀬 護（金融庁）、上ノ山 信宏（みずほフィナンシャルグループ）、二見 通（アフラック生命保険）、政井 貴子（SBI金融経済研究所）、*小川 恵子（EYストラテジー・アンド・コンサルティング）

瀬戸副大臣挨拶　内閣府 副大臣（金融担当）瀬戸 隆一

＜3月5日（2日目）＞

パネル：「日本発AI x 金融・保険」が世界に羽ばたく日
生田目 雅史（東京海上ホールディングス）、山本 忠司（三菱UFJフィナンシャル・グループ）、伊藤 錬（Sakana AI）、柳瀬 護（金融庁）、*羽深 宏樹（スマートガバナンス）

パネル：Human in the loopの先へ：AI時代の人とAIの最適なバランスとは？
白石 直樹（三井住友フィナンシャルグループ）、小林 裕宜（Citadel AI）、中原 新（ServiceNow Japan）、*五十嵐 ほづえ（金融庁）

パネル：ブロックチェーンがもたらすエンタメ・コンテンツ新時代
増澤 晃（テレビ朝日）、原井 義昭（コロプラ）、成本 治男（TMI総合法律事務所）、*黒田 千春（ＫＤＤＩ）

パネル：量子コンピュータによるサイバーセキュリティ脅威の到来
平 将明（デジタル大臣 (ビデオ登壇)）、屋敷 利紀（金融庁）、河原 淳平（リーテックス）、藏本 雄一（日本アイ・ビー・エム）、河津 拓哉（リーテックス）、*小倉 隆志（リーテックス）

＜3月6日（3日目）＞

パネル：金融審議会から紐解くデジタル金融法制の未来①：デジタル資産
若原 幸雄（金融庁）、落合 孝文（渥美坂井法律事務所）、岩下 直行（京都大学）、ヤム・キ・チャン（Internet Financial (Circle)）、*小川 恵子（EYストラテジー・アンド・コンサルティング）

パネル：金融審議会から紐解くデジタル金融法制の未来②：資金移動業、クロスボーダー送金
三浦 知宏（金融庁）、クリスト・カーマン（Wise）、アヌパム・パウジャ（NIUM）、夏目 英治（リクルートMUFGビジネス）、*堀 天子（森・濱田松本法律事務所）

パネル：グローバル暗号規制の動向
有泉 秀（金融庁）、リム・タン・リー（Monetary Authority of Singapore）、ジェーン・ムーア（Financial Conduct Authority）、*クリス・ブルーマー（米ジョージタウン大）

パネル：政府・日銀本音トーク　～新時代のマネーとフィンテック
鳩貝 淳一郎（日本銀行）、津田 夏樹（財務省）、牛田 遼介（金融庁）、楠 正憲（デジタル庁）

＜3月7日（4日目）＞

パネル：新しい市場の創り方
佐々木 大輔（フリー）、青柳 直樹（newmo）、入戸野 真弓（まちのわ）、齊藤 達哉（Progmat, Inc.）、北澤 直（Eight Roads Ventures Japan）

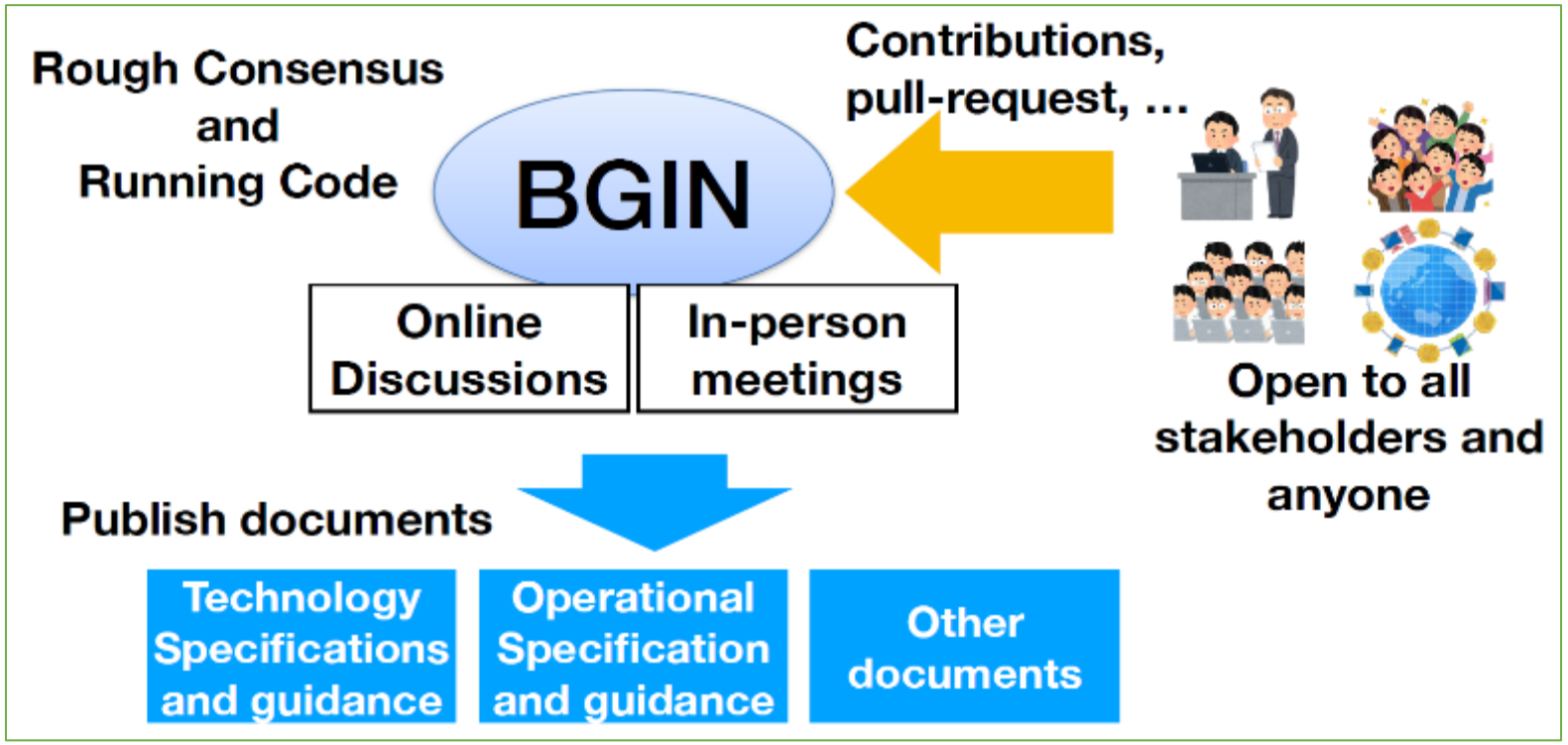
パネル：デジタル社会の金融犯罪に挑む　～テクノロジーを活用したリスクへの対応
斎藤 豊（金融庁）、千葉 孝浩（TRUSTDOCK）、鈴木 秀俊（PayPay）、阿部 耕一（マネー・ローンンダリング対策共同機構）、*高田 貴生（野村総合研究所）

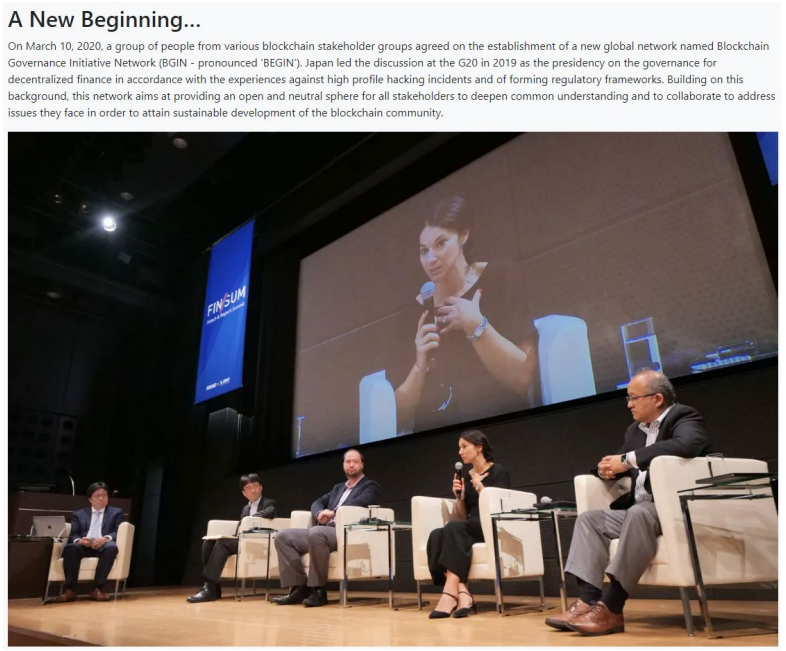
パネル：地域DXの成功要因を探る
山寺 雅彦（山梨中央銀行）、榊田 隆之（京都信用金庫）、萬國谷 久美子（セールスフォース・ジャパン）、岡田 大（金融庁）、*藤野 宙志（グッドウェイ）

BGIN[Blockchain Governance Initiative Network]

（資料7）

- ブロックチェーンコミュニティの持続的な発展のため、全てのステークホルダーの共通理解の醸成や直面する課題解決に向けた協力を行うためのオープンかつ中立的な場を提供することを目的として2020年３月に設立。2019年のG20大阪首脳宣言とも整合的な取組みであり、金融庁からも初期メンバー（Initial Contributors）として２名が参加し、事務局機能の中心的役割も担っている。
- 2025年３月にはJapan Fintech Weekのイベントの一つとしてBlock#12 Conferenceを東京で開催。





https://bgin-global.org

活動目標

- **オープンかつグローバルで中立的**なマルチステークホルダー間の対話形成
- 各ステークホルダーの多様な視点を踏まえた**共通な言語と理解の醸成**
- オープンソース型のアプローチに基づいた**信頼できる文書とコードの不断の策定**を通じた学術的基盤の構築

第３部　金融検査・監督等

第７章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第１節 モニタリングの高度化に向けた取組

Ⅰ モニタリングを巡る最近の動き

検査マニュアル廃止後の検査・監督については、金融機関との対話のための材料となる文書として、分野別の「考え方と進め方」（ディスカッション・ペーパー）等を順次公表[1]しており、2025 年３月にはマネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理を公表した。また、モニタリングで得られた知見を整理し、テーマ毎のプログレスレポート等を公表している。

Ⅱ 日本銀行との連携

日本銀行との連携については、2021 年３月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づき、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取組を進めた。

また、こうした取組の実効性を継続的に確保するため、金融機関との意見交換会を開催し、これまでの連携強化の取組の評価とともに、一層の負担軽減の要望などを聴取した。

[1] 2023 事務年度までに、コンプライアンス・リスク管理態勢、健全性政策、IT ガバナンス、融資、気候変動対応、オペレーショナル・レジリエンス、商品等のライフサイクル管理の７つのディスカッション・ペーパーを公表している。

第３部　金融検査・監督等

第７章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第２節　マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策

取組の詳細は、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025 年６月）」（2025 年６月 27 日公表）[1]を参照。

また、疑わしい取引の届出制度については、国家公安委員会にて作成している「犯罪収益移転防止法の概要」[2]及び「令和６年犯罪収益移転危険度調査書」[3]を参照。

疑わしい取引の届出の概況については、国家公安委員会にて作成している「令和６年犯罪収益移転危険度調査書」及び「犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和６年）」[4]を参照。

[1] 「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025 年６月）」
https://www.fsa.go.jp/news/r6/20250627/20250627.html
[2] 「犯罪収益移転防止法の解説等」https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/law_com.htm
[3] 「令和６年犯罪収益移転危険度調査書」
https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk061128.pdf
[4] 「犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和６年）」
https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/data/jafic_2024.pdf

第３部　金融検査・監督等

第７章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第３節　サイバーセキュリティ、IT ガバナンス及びシステムリスク管理態勢

Ⅰ　金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組

取組の詳細は「「令和６年度実績評価書」」の横断的施策－３の主な事務事業の取組内容・評価の②（３～７、９～12 ポツ）[1]を参照。

なお、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall）の参加金融機関数の推移は以下のとおり。

	2021 年 DeltaWall Ⅵ	2022 年 DeltaWall Ⅶ	2023 年 DeltaWall Ⅷ	2024 年 DeltaWall Ⅸ
参加 金融機関数	150	160	165	170

Ⅱ　金融分野における耐量子計算機暗号（PQC）対応に関する取組

取組の詳細は「「令和６年度実績評価書」」の横断的施策－３の主な事務事業の取組内容・評価の②（８ポツ）[1]を参照。

Ⅲ　IT ガバナンスに関する対話

取組の詳細は「「令和６年度実績評価書」」の横断的施策－３の主な事務事業の取組内容・評価の②（13 ポツ）[1]を参照。

Ⅳ　システムリスク管理態勢の強化

取組の詳細は「「令和６年度実績評価書」」の横断的施策－３の主な事務事業の取組内容・評価の②（15～19 ポツ）[1]を参照。

Ⅴ　オペレーショナル・レジリエンス

取組の詳細は「「令和６年度実績評価書」」の横断的施策－３の測定指標⑦[1]を参照。

[1] 「令和６年度実績評価書」https://www.fsa.go.jp/seisaku/siryou/202508/r6jissekihyouka.pdf#page=122

Ⅵ　金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク

「金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク」では、旧基幹系システム・フロントランナー・サポートハブから引継いだ支援プロジェクト１件を終了し、2024 年 12 月に最終報告書[2]を公表した。

[2] 「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」支援終了案件について
https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241226/20241226.html

第３部　金融検査・監督等

第７章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第４節　経済安全保障上の対応

経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度（基幹インフラ制度）の円滑な運用を図るため、相談窓口を通じて関係事業者に必要な助言を行った。基幹インフラ事業者による重要なシステムの導入やその維持管理等の委託について、外部からの妨害・加害行為を防止する観点から審査を実施した。

（基幹インフラ制度の届出件数）

年度	事前届出件数※１		事後報告件数
	導入	重要維持管理等	
2024 年度※２	33	353	62

※１　事前届出件数は導入等計画書の届出件数のほか、導入等計画書の変更の案の届出件数（重要な変更の届出件数）も含まれる。

※２　2024 年５月 17 日（制度開始日）から 2025 年３月 31 日まで

また、関係省庁と連携し、重要経済安保情報保護活用法の施行（令和７年５月 16 日）に向けて規程の整備や指定対象情報の検討等について適切に対応した。

第３部　金融検査・監督等

第７章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第５節　気候関連リスクへの対応

「令和６年度実績評価書」13 頁[1]も併せて参照。

Ⅰ　金融機関における取組と課題の実態把握

取組の詳細は「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題（令和７年６月）」[2]を参照。

Ⅱ　シナリオ分析

取組の詳細は「気候関連リスクに係る第２回シナリオ分析【銀行セクター】（令和７年６月）」[3]および「気候関連リスクに係る第２回シナリオ分析【保険セクター】（令和７年６月）」[4][5]を参照。

[1]「令和６年度実績評価書」（13 頁）
https://www.fsa.go.jp/seisaku/siryou/202508/r6jissekihyouka.pdf#page=14
[2]「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」の公表について
https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250620/20250620.html
[3]「気候関連リスクに係る第２回シナリオ分析【銀行セクター】」の公表
https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250620/20250620.html
[4]「気候関連リスクに係る第２回シナリオ分析【保険セクター】」の公表
https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250620/20250620.html
[5]「2025 年 保険モニタリングレポート」（30～31 頁）
https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250704/02.pdf#page=31

第３部　金融検査・監督等

第７章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第６節　販売・組成会社における顧客本位の業務運営について

販売・組成会社における顧客本位の業務運営の確保に向けた取組は、「令和６年度実績評価書」の施策Ⅱ－１[1]を参照。

また、2025 年７月に「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」[2]を公表した。

加えて、2025 年６月に「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」[3]を公表した。

[1] 「令和６年度実績評価書」https://www.fsa.go.jp/seisaku/siryou/202508/r6jissekihyouka.pdf#page=46

[2]「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果について（2024 事務年度）」https://www.fsa.go.jp/news/r6/kokyakuhoni/20250701.html

[3] 「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250625-2/20250625-2.html

第３部　金融検査・監督等

第７章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第７節　データ活用の高度化

「令和６年度実績評価書」の横断的施策－１、金融庁の行政運営・組織の改革－１[1]も併せて参照。

Ⅰ　データを活用した多面的な実態把握

金融庁が実施したデータ分析の一部は「FSA Analytical Notes－金融庁データ分析事例集－」[2]として公表。

Ⅱ　データインフラ整備

取組の詳細は「共同データプラットフォームによる本格的なデータ収集の開始（2025 年８月）」[3]を参照。

[1] 「令和６年度実績評価書」
https://www.fsa.go.jp/seisaku/siryou/202508/r6jissekihyouka.pdf

[2] 「FSA Analytical Notes－金融庁分析事例集－ について
https://www.fsa.go.jp/common/about/kaikaku/fsaanalyticalnotes/index.html

[3] 「共同データプラットフォームによる本格的なデータ収集の開始」
https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250801/20250801.html

第３部　金融検査・監督等

第７章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第８節　早期是正措置・社外流出制限措置について

Ⅰ　早期是正措置の概要及び運用

１．早期是正措置の趣旨

早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合に監督上の措置を発動する制度であり、1998 年４月に導入されている（銀行法第 26 条第２項等）。

なお、国際統一基準行（海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等）に対しては、2019 年３月より、レバレッジ比率も基準として用いられている。

（注）保険会社については、1999 年４月に「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」という基準を用いる早期是正措置を導入している。

現行規制上、銀行がこれらの基準の最低所要水準を下回った場合に金融庁が発動しうる早期是正措置は、その区分（単体・連結共通）に応じて、以下のような内容となっている（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第１条）。

	自己資本比率		
	国際統一基準行	国内基準行	措置の内容
第１区分	普通株式等 Tier１比率： 2.25%以上 4.5%未満 Tier１比率：３%以上６%未満 総自己資本比率：４%以上８%未満	２％以上４％未満	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第２区分	普通株式等 Tier１比率：1.13%以上 2.25%未満 Tier１比率： 1.5%以上３%未満 総自己資本比率：２%以上４%未満	１％以上２％未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等

第２区分の２	普通株式等 Tier１比率：０％以上1.13%未満 Tier１比率：０％以上1.5%未満 総自己資本比率：０％以上２％未満	０％以上１％未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第３区分	普通株式等Tier１比率：０％未満 Tier１比率：０％未満 総自己資本比率：０％未満	０％未満	業務の全部又は一部の停止

	レバレッジ比率 国際統一基準行	措置の内容
第１区分	最低レバレッジ比率未満	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第２区分	最低レバレッジ比率の二分の一の比率未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第２区分の２	最低レバレッジ比率の四分の一の比率未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第３区分	０%未満	業務の全部又は一部の停止

（注）「最低レバレッジ比率」は、原則３％（ただし、2024 年４月以降、例外的なマクロ経済環境その他の事情を勘案し、日銀預け金をエクスポージャー額（分母）から除外しつつ、同比率を 3.15%としている）。

２．発動実績

2024 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

（参考）早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	０件
信用組合	69 件
系統金融機関	３件

保険会社	１件

（注）労働金庫および労働金庫連合会については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、農林中央金庫については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

Ⅱ　社外流出制限措置の概要及び運用

１．社外流出制限措置の趣旨

社外流出制限措置は、国際統一基準行について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して、「資本バッファー比率」が一定の水準を下回った場合、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである（銀行法第 26 条第２項等）。

なお、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対しては、2023 年３月より、「レバレッジ・バッファー比率」も基準として用いられている。

【参考】資本バッファー比率、レバレッジ・バッファー比率の算式

$$\text{資本バッファー比率} = \frac{\text{資本バッファーに係る普通株式等 Tier１資本の額}}{\text{リスクアセット額}}$$

レバレッジ・バッファー比率

$$= \frac{\text{Tier１資本の額}}{\text{総エクスポージャーの額}} - \text{最低レバレッジ比率}$$

現行規制上、銀行がこれらの基準の最低所要水準を下回った場合に金融庁が発動しうる社外流出制限措置は、その区分（単体・連結共通）に応じて、以下のような内容となっている（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第１条）。

資本バッファーの充実の状況に係る区分	資本バッファー比率	措置の内容	
		社外流出制限割合	
資本バッファー第１区分	2.5%未満	40%	社外流出額の制限に係る内容を含む資本

資本バッファー第２区分	1.875%未満	60%	バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令
資本バッファー第３区分	1.25%未満	80%	
資本バッファー第４区分	0.625%未満	100%	
	※早期是正措置における第１区分～第３区分に該当する場合、同時に資本バッファー第４区分にも該当する。 この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む１つの命令を発出することが想定される。		

（注）上記の数値は、資本保全バッファー2.5%分のみを勘案した例示であり、（銀行によって所要水準が異なる）カウンター・シクリカル・バッファーおよびG-SIBs/D-SIBsバッファーは含んでいない。

レバレッジ・バッファーの充実の状況に係る区分	レバレッジ・バッファー比率	措置の内容	
		社外流出制限割合	
レバレッジ・バッファー第１区分	最低レバレッジ・バッファー比率未満	40%	社外流出額の制限に係る内容を含むレバレッジ・バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令
レバレッジ・バッファー第２区分	最低レバレッジ・バッファー比率の四分の三の比率未満	60%	
レバレッジ・バッファー第３区分	最低レバレッジ・バッファー比率の二分の一の比率未満	80%	
レバレッジ・バッファー第４区分	最低レバレッジ・バッファー比率の四分の一の比率未満	100%	
	※早期是正措置における第１区分～第３区分に該当する場合、同時にレバレッジ・バッファー第４区分にも該当する。 この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む１つの命令を発出することが想定される。		

（注）「最低レバレッジ・バッファー比率」は、G-SIBs バッファーの 50%の水準。

２．発動実績

2024 事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

行政処分の件数（2002年4月～2024事務年度）

	2001事務年度（2002年4月1日～6月30日）	2002事務年度	2003事務年度	2004事務年度	2005事務年度	2006事務年度	2007事務年度	2008事務年度	2009事務年度	2010事務年度	2011事務年度	2012事務年度	2013事務年度	2014事務年度	2015事務年度	2016事務年度	2017事務年度	2018事務年度	2019事務年度	2020事務年度	2021事務年度	2022事務年度	2023事務年度	2024事務年度	合 計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	**53**
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	**10**
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**43**
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	**86**
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**1**
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	**66**
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	**21**
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**2**
労働金庫	0	10	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**24**
政府系金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	**2**
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**20**
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**65**
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**1**
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**21**
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2	**7**
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	**2**
暗号資産交換業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	2	0	1	0	7	2	1	**40**
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	6	25	1	5	6	5	3	3	9	11	1	**471**
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	13	10	6	9	0	2	1	0	6	0	**117**
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	4	9	6	5	8	16	0	2	2	6	4	**185**
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	0	2	0	0	2	3	3	2	0	0	**67**
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**9**
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	1	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	**16**
適格機関投資家等特例業務届出者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,165	37	32	8	11	10	9	21	14	**1,307**
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**1**
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	**5**
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**1**
高速取引行為者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	**2**
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	0	**34**
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6	4	**71**
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**15**
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	2	2	3	5	0	0	**15**
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	**3**
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	**9**
合 計	**20**	**65**	**107**	**90**	**253**	**129**	**80**	**87**	**104**	**70**	**58**	**53**	**49**	**27**	**47**	**1,185**	**83**	**62**	**41**	**23**	**26**	**43**	**56**	**34**	**2,792**
うち業務停止以上	**9**	**20**	**29**	**30**	**91**	**40**	**33**	**26**	**40**	**30**	**23**	**22**	**20**	**8**	**17**	**582**	**24**	**24**	**18**	**7**	**9**	**16**	**19**	**10**	**1,147**

（注1）ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。
（注2）複数の行政処分（例：業務停止命令と業務改善命令）を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。
（注3）合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。
（注4）主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。
（注5）前払式支払手段発行者のうち2010年4月以前の件数は、前払式証票発行者の処分件数。
（注6）資金移動業者の処分件数は、2010年4月より資金決済法が施行されたため、2010年4月からの計上となっている。
（注7）暗号資産交換業者の処分件数は、2017年4月より改正資金決済法が施行されたため、2017年4月からの計上となっている。
（注8）第一種金融商品取引業者のうち2007年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。
（注9）第二種金融商品取引業者のうち2007年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。
（注10）投資助言・代理業者のうち2007年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。
（注11）投資運用業者のうち2007年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。
（注12）金融商品仲介業者（2007年9月以前は証券仲介業者）の件数は、2004年4月より証券仲介業制度が導入されたため、2004年4月からの計上となっている。
（注13）高速取引行為者の処分件数は、2018年4月より登録制度が導入されたため、2018年4月からの計上となっている。
（注14）生命保険会社の件数は、保険持株会社に対する行政処分の件数を含む。
（注15）少額短期保険業者等の件数は、2006年4月より少額短期保険業制度が導入されたため、2006年4月からの計上となっている。

第３部　金融検査・監督等

第７章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第 10 節　金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

Ⅰ 外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価

2024 事務年度においては、外部機関による評価は行わなかったものの、金融庁幹部等による金融機関代表者等へのヒアリングや金融庁・財務局職員に対するアンケート調査等を実施した。

Ⅱ 意見申出制度

2024 事務年度は、意見申出がなかった。

第３部　金融検査・監督等

第７章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第 11 節　金融モニタリング情報の収集状況

「金融モニタリング情報収集窓口[1]」の 2024 事務年度の総収集件数は 844 件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が 757 件（89.7%）、保険会社等に関する情報が 43 件（5.1%）、証券会社や暗号資産交換業者等に関する情報が 44 件（5.2%）であった。

[1] 当窓口の概要は、「金融モニタリング情報収集窓口」（https://www.fsa.go.jp/receipt/k_jyouhou/index.html）を参照。なお、2024 年 12 月 25 日より、「金融モニタリング情報収集窓口」にて受け付けていた金融機関に関する情報は、金融サービス利用者相談室（https://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html）にて受け付けており、上記件数は 2024 年７月１日から 2024 年 12 月 25 日窓口切り替えまでの金融庁受付件数及び 2024 年７月１日から 2025 年６月 30 日までの財務局受付件数を集計。

第８章　預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第１節　預金取扱等金融機関の概況

Ⅰ　再編等の状況

１．銀行業の免許

2025 年２月 28 日、０１Ｂａｎｋ設立準備株式会社に対し、銀行法第４条第１項の規定に基づく銀行業の免許を付与した。

https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250228/20250228.html

２．主要行等の再編等

2024 年７月以降、主要行等における再編等は行われていない。

３．地域銀行の再編等

2024 年７月以降に行われた地域銀行における再編等は、以下のとおりである。

株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行

（内容）2025 年１月１日に株式会社青森銀行と株式会社みちのく銀行が合併

合併後の会社名：株式会社青森みちのく銀行

https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20241220/20241220.html

株式会社愛知銀行、株式会社中京銀行

（内容）2025 年１月１日に株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行が合併

合併後の会社名：株式会社あいち銀行

https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20241224/20241224.html

４．外国銀行の参入

2024 年７月以降、以下のとおり、新たに銀行業の免許を付与した（2025 年６月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は 55 行）。

銀行名	免許付与日	営業開始日
ナティクシス（フランス）東京支店	2025 年５月 30 日	2025 年７月１日

５．外国銀行の退出

2024 年７月以降、外国銀行支店において銀行業の廃止及び事業の全部譲渡はない。

Ⅱ　不良債権処理等の状況等（資料１、２参照）

金融庁
Financial Services Agency

令和６年９月 24 日
（令和６年 10 月 10 日更新）
金融庁

令和６年３月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

１．金融再生法開示債権の状況

令和６年３月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 9.6 兆円であり、令和５年３月期の 8.8 兆円と比べ 0.8 兆円の増加となっています。

令和６年３月期 金融再生法開示債権残高	9.6 兆円	（前年比＋0.8 兆円）
うち要管理債権	2.3 兆円	（　同　＋0.2 兆円）
うち危険債権	6.0 兆円	（　同　＋0.5 兆円）
うち破産更生等債権	1.2 兆円	（　同　＋0.0 兆円）

２．個別貸倒引当金の状況

令和６年３月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 2.3 兆円であり、令和５年３月期の 2.1 兆円と比べ 0.2 兆円の増加となっています。

３．不良債権処分損の状況

令和６年３月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は 0.8 兆円であり、令和５年３月期の 0.5 兆円と比べ、0.3 兆円の増加となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

（資料２）

金融庁
Financial Services Agency

令和７年２月 28 日
金融庁

令和６年９月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

〇金融再生法開示債権の状況

令和６年９月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 9.1 兆円であり、令和６年３月期の 9.6 兆円に比べ 0.5 兆円の減少となっています。

令和６年９月期 金融再生法開示債権残高	9.1 兆円	（前期比▲0.5 兆円）
うち要管理債権	2.1 兆円	（ 同 ▲0.2 兆円）
うち危険債権	5.8 兆円	（ 同 ▲0.2 兆円）
うち破産更生等債権	1.1 兆円	（ 同 ▲0.1 兆円）

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

「金融庁の１年（2024 事務年度版）」第３部第８章第２節

2024事務年度における金融モニタリングの実施状況（業態別・地域別）

業態	地域	対象機関数 （2025年6月30日現在）	検査実施機関数
銀行持株会社	全国	33	9
主要行等	全国	33	17
地域銀行	関東	21	5
	近畿	8	3
	北海道	2	0
	東北	14	3
	東海	10	3
	北陸	6	0
	中国	9	1
	四国	8	1
	九州	20	3
	計	98	19
信用金庫	関東	72	10
	近畿	29	6
	北海道	20	4
	東北	27	6
	東海	34	7
	北陸	15	2
	中国	20	5
	四国	10	6
	九州	27	4
	計	254	50
信用組合	関東	49	11
	近畿	21	3
	北海道	7	5
	東北	15	4
	東海	15	4
	北陸	6	2
	中国	10	3
	四国	3	1
	九州	17	2
	計	143	35
外国金融機関等	全国	57	0
生命保険会社	全国	41	0
損害保険会社	全国	57	0
その他金融機関	全国	4	1
政策金融機関等	全国	12	0

1. 本表には、財務局検査を含む。
2. 地域は財務局管轄区域で区分し、本店所在地により分類。
   九州には、九州財務局管内、福岡財務支局管内及び沖縄総合事務局管内を含む。
3. 対象機関数は、2025年６月30日現在。
   主要行等とは都市銀行、信託銀行（外資系信託銀行を除く）、決済・IT専業銀行、整理回収機構及びゆうちょ銀行をいう。
   外国金融機関等とは、外国銀行支店（複数支店を有する外国銀行は１店として計上）及び外資系信託銀行をいう。
   その他金融機関とは、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫及び全国信用協同組合連合会をいう。
   政策金融機関等には、独立行政法人を含む。
4. 同一年度に複数の検査を実施した機関は、実施機関数１件として計上する。
5. 2024事務年度に金融庁が通年・専担検査の対象としたグループは、みずほフィナンシャルグループ、
   三菱 UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、りそなホールディングス、
   三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、ゆうちょ銀行、SBI新生銀行グループ、あおぞら銀行グループの9グループ。

第３部　金融検査・監督等

第８章　預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第３節　自己資本比率規制等（バーゼル規制）[1]

Ⅰ　関連告示等の整備

2017 年 12 月に国際合意されたバーゼルⅢ等に基づき、関係者と十分な対話を行なったうえで、2024 年３月までに全業態の自己資本比率規制関連告示等を整備しており、2025 年３月にマーケット・リスク計測手法に係る経過措置等の一部見直しを行った。

また、2024 年７月に BCBS が公表した国際合意文書「銀行勘定の金利リスクに係る金利ショックの水準再調整」を踏まえた金利リスクの計測に用いる金利ショックの水準の修正を行うため、2025 年３月に自己資本比率規制告示を改正した。

Ⅱ　自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績

信用リスクの基礎的内部格付手法	２先（第四北越フィナンシャルグループ・第四北越銀行）
オペレーショナル・リスクの標準的計測手法における内部損失乗数の算出に係る内部損失データの利用	17 先（九州フィナンシャルグループ、十六フィナンシャルグループ、ちゅうぎんフィナンシャルグループ、岩手銀行、大垣共立銀行、鹿児島銀行、京葉銀行、十六銀行、住信 SBI ネット銀行、セブン銀行、千葉興業銀行、中国銀行、トマト銀行、名古屋銀行、肥後銀行、ゆうちょ銀行、信金中央金庫）

[1] バーゼル規制とは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）によって策定された、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第１の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第２の柱）、「市場規律の活用」（第３の柱）という３つの柱から構成される。
我が国では、銀行法 14 条の２等に基づき経営の健全性を判断するための基準を定めること等により、①自己資本比率規制、②流動性比率規制、③レバレッジ比率規制等を導入している。

第４節　資本増強制度等の運用状況

Ⅰ　旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

１．資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

2024 年９月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年 12 月 20 日に、2025 年３月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年６月 26 日に、報告内容を公表[1][2]した。

２．公的資金の返済状況

2024 事務年度においては、公的資本増強行である SBI 新生銀行から、2025 年３月 28 日に公的資金約 1,000 億円の返済が行われた。

この結果、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額（約 12.3 兆円）に対して、2025 年６月末時点で約 12.2 兆円が返済されており、残額は約 0.1 兆円となっている（金額はいずれも額面ベース）。また、既に返済されている約 12.2 兆円に対し、約 1.5 兆円の利益（キャピタルゲイン）が発生している。

なお、SBI 新生銀行及び親会社の SBI ホールディングスは、2025 年３月に国と締結した「確定返済スキームに関する合意書」[3]に基づき、同年７月 31 日に残りの約 2,300 億円を返済し、同行の公的資金が完済された[4]。

Ⅱ　金融機能強化法

１．資本参加制度

（１）資本参加の決定

2024 事務年度においては、金融機能強化法に基づき、以下の金融機関に対して資本参加を決定し、公表[5]した。

2025 年２月 21 日決定：全国信用協同組合連合会（資本参加額 96.8 億円）

（２）経営強化計画等の承認・公表等

きらやか銀行より、じもとホールディングスと連名で提出された変更後の「経営強化計画」（コロナ特例）及び、きらやか銀行、仙台銀行より、それぞれじもとホールディングスと連名で提出された新たな「経営強化計画」（以上、震災特

---

1 「経営健全化計画の履行状況報告について」https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20241220-3/20241220.html
2 「経営健全化計画の履行状況報告について」https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250626-2/20250626.html
3 「株式会社 SBI 新生銀行の公的資金返済に係る「確定返済スキームに関する合意書」の締結について」https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250307-1.html
4 「株式会社 SBI 新生銀行の公的資金完済について」https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20250731.html
5 「全国信用協同組合連合会に対する優先出資の引受け等の決定について」https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250221-1.html

例）について、2024 年９月 20 日に承認・公表[6]した。

また、山梨県民信用組合及びぐんまみらい信用組合（以上、本則）の新たな経営強化計画等について、2024 年９月 20 日に公表[7]した。

加えて、相双五城信用組合より提出された「特別経営強化計画」等について、2025 年２月 21 日に認定・公表[8]した。

（３）資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき国が資本参加を行った金融機関から経営強化計画等の履行状況報告がなされ、2024 年３月期（20 金融機関）については同年９月 20 日に、同年９月期（19 金融機関）については 2025 年３月 28 日に報告内容を公表[9][10]した。

（４）公的資金の返済状況

2024 事務年度においては、金融機能強化法に基づき国が資本参加を行った金融機関からの公的資金の返済はなかった。

金融機能強化法に基づく資本参加額[11]（7,257.2 億円）に対して、2025 年６月末時点で残額は 4,012.2 億円となっている。

２．資金交付制度

（１）資金交付制度に係る実施計画の認定

金融機能強化法に基づく資金交付制度の活用に向けて、以下の金融機関に対し、実施計画を認定・公表[12]した。

2024 年９月 20 日認定：福井銀行・福邦銀行（交付予定額 27.67 億円）

2024 年９月 20 日認定：荘内銀行・北都銀行（交付予定額 30 億円）

また、福邦銀行より提出された変更後の「実施計画」について、2024 年９月 20 日に認定・公表[13]した。

（２）資金交付した金融機関の実施計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき実施計画を認定した金融機関から実施計画の履行状況報告がなされ、2024 年３月期については５件（８金融機関）を同年９月 20 日に、同年９月期については５件（８金融機関）を 2025 年３月 28 日に報告内容を公表[14][15]した。

---

[6] 「経営強化計画の承認等について」https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20240920/20240920-3.html
[7] 「経営強化計画の承認等について」https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20240920/20240920-3.html
[8] 「特別経営強化計画等の公表について」https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250221-2.html
[9] 「経営強化計画等の履行状況（令和６年３月期）について」https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20240920/20240920-4.html
[10] 「経営強化計画等の履行状況（令和６年９月期）について」https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250328/20250328-1.html
[11] 国負担分
[12] 「実施計画の認定について」https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20240920/20240920-5.html
[13] 「実施計画の認定について」https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20240920/20240920-5.html
[14] 「実施計画の履行状況（令和６年３月期）について」https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20240920/20240920-6.html
[15] 「実施計画の履行状況（令和６年９月期）について」https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250328/20250328-2.html

第５節　金融仲介機能の質の改善等に向けた取組

Ⅰ　企業アンケート調査（資料１参照）

Ⅱ　企業価値担保権制度の施行に向けた環境整備（資料２参照）

Ⅲ　人材マッチングに関する取組（資料３参照）

Ⅳ　事業者支援を後押しする取組（資料４参照）

Ⅴ　地域課題解決支援（資料５、６参照）

Ⅵ　経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組（資料７～13 参照）

Ⅶ　中小企業の事業再生等（資料 14～17 参照）

Ⅷ　金融仲介の質の向上に向けた取組等

各財務（支）局において、地域の実情や課題に応じ、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する取組み（各種会議の開催等）を実施した（2024 年７月～2025 年６月）。具体的には、有識者による事業者支援の取組みに関する勉強会や、支援機関と金融機関の職員間の意見交換会、関係省庁とも連携した政府施策の説明会等を実施し、金融仲介の質の向上に向け、関係者間の連携強化に取り組んだ。

Ⅸ　金融の円滑化に向けた取組

１．中小企業金融の現状（資料 18～資料 23 参照）

２．金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

（１）金融機関トップへの直接の要請（資料 24 参照）

2024 年 11 月 28 日、事業者支援の促進及び金融の円滑化について、政府当局者と金融関係団体等の代表者との意見交換会を開催。金融担当大臣等から、物価高騰や人手不足の影響等により依然として厳しい状況に置かれている事業者が存在する中、資金需要の高まる年末・年度末に向けて事業者への資金繰り支援を徹底することに加え、事業者の経営課題が多様化する中、経営改善支援や事業再生支援、再チャレンジ支援等を先延ばしすることなく、事業者に寄り添いながら一歩先を見据えて取り組むこと等を要請した。

（２）文書による要請（資料 25 参照）

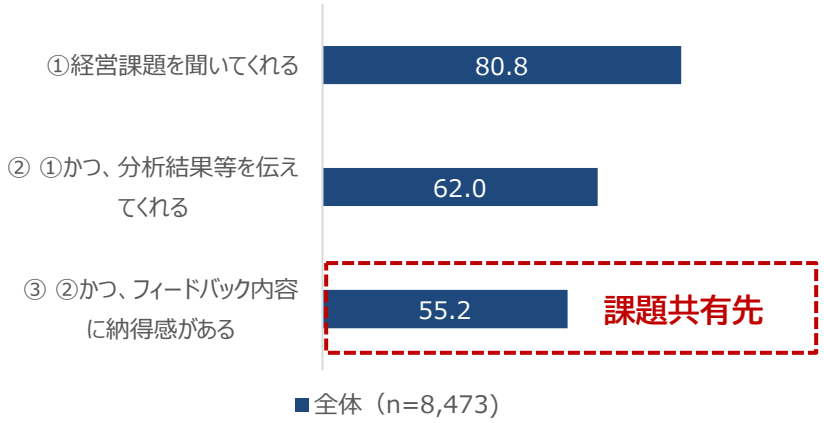
2024 年 11 月 28 日をはじめとして、累次にわたり、金融機関に対し、事業者に対する金融の円滑化等に一層努めるよう要請する文書を発出した。

企業アンケート調査　（資料１）

■　地域金融機関の金融仲介の取組みに対する顧客からの評価等を確認するため、毎年、企業アンケート調査を実施している。
2024事務年度は、メインバンクに対する評価に加え、事業性評価に基づく融資への認識等について調査した。

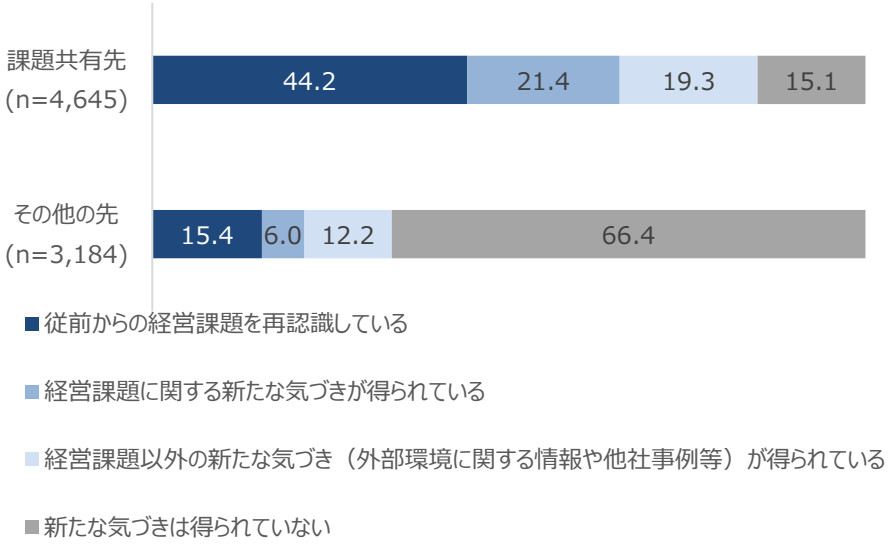
✓　企業アンケート調査：地域金融機関等をメインバンクとする中堅・中小規模企業約3万社に調査票を送付し、10,740社から回答を得た。
（回答率：約35%、調査期間：2025年1月6日～1月31日）

メインバンクに対する評価

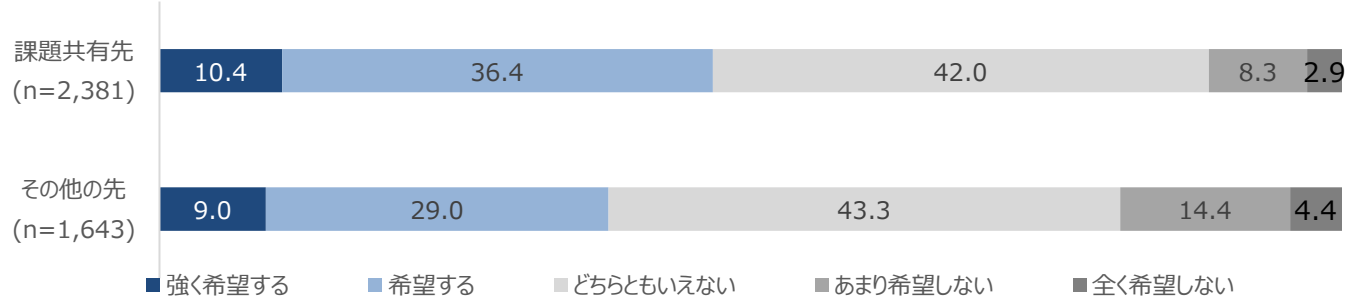


（※）課題共有先：「経営課題・悩みを聞いてくれる」、「経営課題の分析結果を伝えてくれる」、「伝えられた評価に納得感がある」の全ての質問に肯定的に回答した企業

メインバンクからの指摘による経営課題の認識



事業性を評価した、担保・保証によらない融資を望む企業の割合



（資料）金融庁

企業価値担保権制度の施行に向けた環境整備　（資料２）

- 2026年５月に施行される事業性融資の推進等に関する法律に基づき、事業の実態や将来性に着目した融資（事業性融資）を行う選択肢として、事業全体を担保とする制度である企業価値担保権が導入される。
- 2024事務年度においては、企業価値担保権制度の施行に向けた環境整備の一つとして、企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方を整理し、公表した。

企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について

背景・位置付け

■ 企業価値担保権は、不動産担保等と性質が大きく異なるため、融資の評価や引当の方法等について、多くの金融機関から、疑問が寄せられている。

（主な疑問）・自己査定･償却･引当において、不動産担保等と同様に、一般担保（客観的な処分可能性がある担保）として扱っていいのか。
・一般担保として扱えないのであれば、無担保と変わらないのではないか。

■ これらの疑問に対する金融庁の基本的な考え方を整理するもの。

基本的な考え方

■ 「企業価値」は、将来見通し等の主観に大きく依存し、また、事業停止時には価値を見込むことが難しいため、一般担保（客観的な処分可能性がある担保）として扱うことは困難。

（注）総財産の中に一般担保の要件を満たす不動産等があれば、その分は一般担保として考慮できる。

また、無担保融資とは、融資の性格が、以下のような点において、大きく異なる。

■ 企業価値担保権は、法的な裏付けをもって（借り手の総財産への担保設定を通じ）、借り手と貸し手の間に特別に緊密な関係を構築することを可能とする制度。

貸し手には、借り手の経営実態等を適切に把握し適切に支援することで、将来において経営困難に至るリスク（倒産確率等）を低減すること等が期待される。また、他の貸し手による担保実行を停止させる権限や、事業譲渡に係る実行手続を開始する権限等が付与される。

→ 借り手・貸し手双方が、将来見通しにコミットしやすくなり、債務者区分・格付の判定等において、将来・定性情報を適切に反映できる前提条件が満たされる。

具体的な反映方法（例）

■ 具体的な反映方法は、以下の例も参考にしつつ、各金融機関における検討を期待。

・米国実務を参考とする例

（日本のような債務者区分の判定→債権格付という段階を踏むことなく）融資の回収可能性を直截に評価することとし、将来キャッシュフローの予測など、将来・定性情報を最初から明示的に反映し、評価する。

・従来からの日本の方法をベースとする例（債務者区分の判定→債権格付の段階を踏む例）

例えば、外形的な財務情報（債務超過等）だけでは、要注意先・破綻懸念先となる借り手であっても、緊密な関係を築いている中で、事業の見通し（キャッシュフロー創出能力）が見込めるのであれば、正常先・要注意先と判定するなど、債務者区分の判定の際に、将来・定性情報を適切に反映させる。

適切性の確保

■ 各金融機関は、恣意的な運用にならないよう、評価や引当の方法等に係る適切なルールを定め、文書化と組織内の共有を図るほか、事後的な検証･(必要な場合は)ルールの見直しを行う。

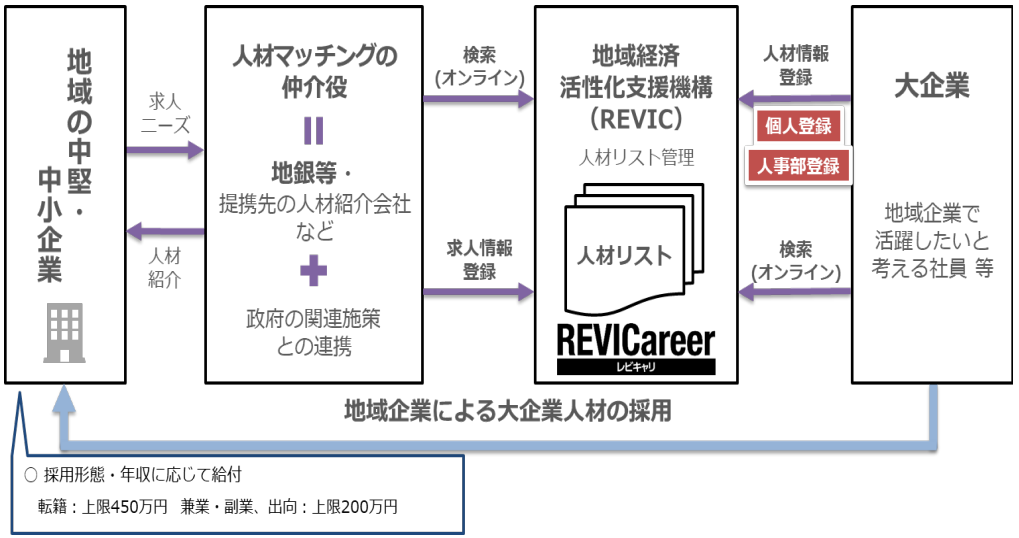
■ 金融庁は、各金融機関が定めたルールを尊重しつつ、その運用実態、事後的な検証の結果に照らしたルールの見直しの要否等を継続的に対話する。

人材マッチングに関する取組　（資料３）

■ 地域経済活性化支援機構（REVIC）が整備・運用している大企業人材の求職情報等を登録・集約する人材プラットフォーム（REVICareer（レビキャリ））を活用し、地域金融機関の仲介により、経営人材の確保を考える地域企業と、地方での活躍を考える大企業人材とのマッチングを促進する事業。

■ 2024年度は、レビキャリの促進に向けて、登録や給付の要件緩和、普及啓発に取り組んだことで、登録人材やマッチング件数が大幅に増加した。また、2025年４月（令和６年度補正予算事業）から経済産業省と連携し、事業を推進している。

レビキャリの概要



レビキャリのこれまでの実績

		2024.6末時点	2025.6末時点
登録件数	大企業人材（累計）	3,159　人	4,755　人
	地域金融機関	131　機関	183　機関
	求人票（累計）	2,064　件	3,860　件
マッチング件数		97　件	204　件

事業者支援を後押しする取組　（資料４）

■　現場職員が事業者支援の適切な初動対応を行うため、業種別に基礎的な着眼点を整理した『**業種別支援の着眼点**』を公表。

（飲食業の例）

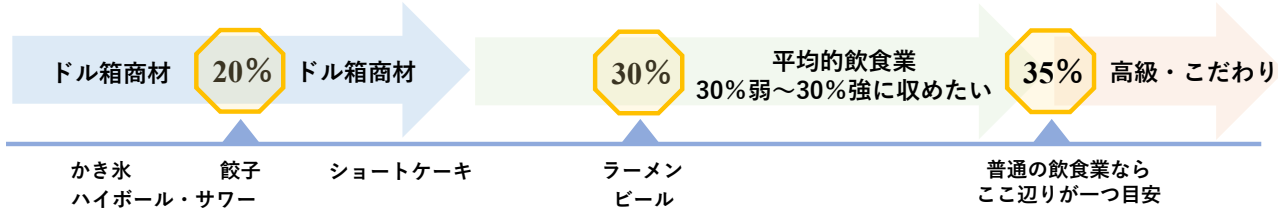
1　原価率

□　同業種の業界平
□　原価率20%・3
□　原価率＝売上原
□　原価の構成にも

- 必ずしも数字に表れないポイントなど、指標を理解するための背景情報も提供
- 経営改善支援に向けた具体的なイメージも記載

売上高は「客数×客単価」に起因し、実態把握をヒアリングで行う必要があります（後述）ので、まずは、原価率を決算資料等で確認しましょう。業種と原価率の関係に着目し、専門書等を参考に確認してみましょう。商品別・業態別の大まかな目安は下図のとおりです。

どのような材料で構成されているかについても、原価を構成する重要な要素です。例えば焼肉であれば、ほぼ肉で構成されますが、かつ丼であれば種類もより増えます。どの材料が原価に大きく影響しているかについても、併せてヒアリングできるとよいと思います。



（『業種別支援の着眼点』のポイント）

- 10業種（建設業、飲食業、小売業、卸売業、運送業、製造業、サービス業、医療業、介護業、宿泊業）に関してとりまとめ
- 若手や経験年数が浅い現場職員が手に取りやすい分量とレベル
- AI音声による読み上げ動画版や、編集可能なPowerPoint版も公表

業種別支援の着眼点

■　地域金融機関が過去に実施した経営改善・事業再生支援による経済的効果を定量的に計測して**「見える化」する研究**を開始。

背景・問題意識

経営改善・事業再生支援は
- 取り組みの**効果が中長期的にしか発現しない**
- 取り組みの**経済的な効果を定量化しづらく、支援による明確な収益（リターン）の認識が難しい**

全行レベルで人的リソースの確保が課題となっている中、
- 支援するインセンティブが働きづらい**経営改善・事業再生支援についてリソースが十分に配分されていない可能性**

研究概要（委託調査）

【目的】
- 収益機会等について適切な認識を促し、支援体制が整備されることで、**厳しい経営環境にある地域の事業者・地域産業の回復・下支えにつながることを期待**

【内容】
- **取引先企業に経済的効果の高い経営改善・事業再生支援を**、統計的手法によって**定量的に可視化**
- 上記の分析結果を踏まえ、**地域金融機関の財務や業績等にもたらされる経済的効果をシミュレーション**
- インタビュー等により、**定性面での調査も実施**

地域課題解決支援　（資料５）

Ｍ＆Ａ・事業承継の取組み等に関する実態把握

- 円滑な事業承継や事業者の成長・生産性の向上等の手段としてM&Aの重要性が増す中、金融機関が、顧客事業者に対するコンサルティング機能の強化の一環として、M&A支援に積極的に取り組むことや、そのための体制整備を図ることへの期待が高まっている。
- 2024事務年度は、８月に、金融機関におけるＭ＆Ａ支援の促進等に関して「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正（2024年10月適用）を行った。
- さらに、地域金融機関等によるM&A支援に関して、地域金融機関をメインバンクとする事業者や地域銀行を対象としたアンケートを実施したほか、地域金融機関やM&A専業業者等を対象としたヒアリングにより、M&A支援に積極的な地域金融機関の取組事例を収集・整理した。これらに合わせて、事業承継ファンド等を通じた事業者への投資等の実績や、投資等を行う上での課題等についても収集・整理した。
- こうした取組みや、収集整理した積極的な取組事例等の横展開を通じてM&A・事業承継に係る取組みを促した。

金融機関が抱える課題	ヒアリングを通じて把握した積極的な取組み
悪質なM&A業者等への対応	●日常的に顧客事業者と接点を有する金融機関間での業務提携等 ●金融機関によるマッチングした買い手事業者の所在地に赴き営業確認をする態勢を整備
M&A支援手法の拡大	●地域金融機関等が事業者の買い手となり、譲渡を検討している事業者に対し、M&A支援・ファンド等による資金支援・経営人材の派遣など、一貫して支援する態勢を整備 ●買い手側事業者への支援として、資本提携したい企業の明確化を支援
専門人材の不足に対する対応	●人事ローテーションの長期化・人事異動のない専門職制度の導入 ●金融機関本体での役員登用も視野に入れたキャリアパス制度の導入 ●M&A・事業承継の専門会社設立に合わせた人事制度の導入
適時のM&A支援提供のための事業者の状況把握	●関係する全ての事業者に対してM&A支援の意向確認を実施。その後も継続できるよう営業店に対する支援態勢を構築し、適宜、顧客の情報を更新 ●経営トップが毎月地区ごとに支店長から案件収集しマッチングまで支援
外部専門家との連携	●M&A業者やコンサルティング会社等と業務提携し、地域の事業者を存続させるべくM&A支援を提供

地域課題解決支援　（資料６）

■ 2024事務年度は、昨事務年度に引き続き、各省庁の関連施策の発信・共有や、各省庁担当者と地域の関係者が地域課題に関する意見交換等を行うイベント（「霞が関ダイアログ」）を開催するなど、地域との対話を重視した取組みを進めた。

■ また、2024事務年度においては、2021事務年度にも実施した、地域金融機関における職員の兼業・副業制度の導入状況に関する実態調査を再度実施し、制度導入の進捗状況を確認した。

霞が関ダイアログ

✓ 各府省庁の担当者の協力を得て、それぞれの施策を地域の関係者に発信し、意見交換。

✓ 2025年６月までに計21回開催。第19回は内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局との共催により、地域金融機関の地方創生に資する特徴的な取組事例を紹介。

✓ また、新たな取組みとして、2025年５月には各府省庁の人材関連施策等の周知を目的としたスピンオフイベントを開催。

霞が関ダイアログの形式

✓ 説明者
各府省庁施策担当者

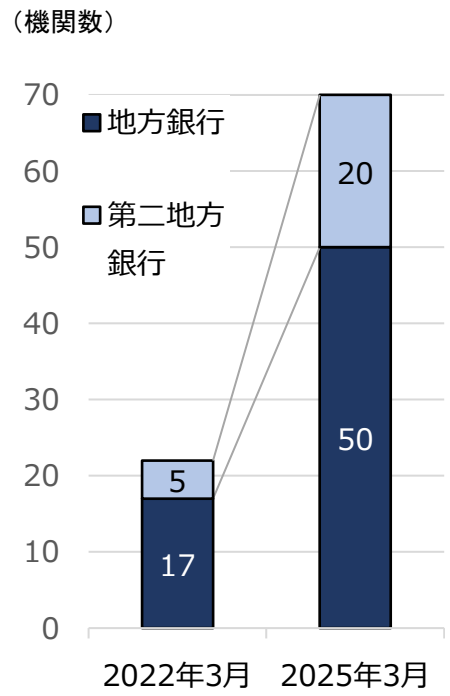
✓ 形　式
施策説明＋双方向＋合同
（説明＋対話＋交流会）

✓ 参加者
施策に関心を持つ**実務担当者**
（自治体職員・金融機関職員等）

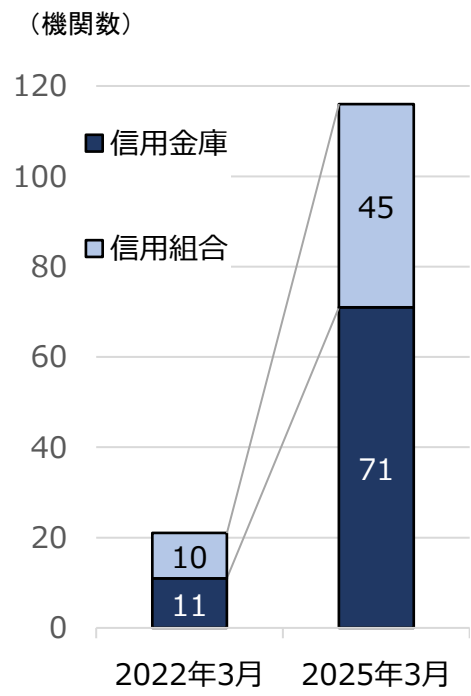


兼業・副業制度の導入状況

地銀・第二地銀



信金・信組



経営者保証改革プログラム

～ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速 ～

2022年12月23日
経済産業省
金融庁
財務省

- 経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題も存在する。
- このような課題の解消に向け、これまでも経営者保証を提供することなく資金調達を受ける場合の要件等を定めたガイドライン（経営者保証ガイドライン）の活用促進等の取組を進めてきたが、**経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速**させるため、経済産業省・金融庁・財務省による連携の下、**①スタートアップ・創業**、**②民間融資**、**③信用保証付融資**、**④中小企業のガバナンス**、の4分野に重点的に取り組む**「経営者保証改革プログラム」を策定・実行**していく。

1. スタートアップ・創業　～経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進～

- 創業時の融資において経営者保証を求める慣行が創業意欲の阻害要因となっている可能性を踏まえ、起業家が経営者保証を提供せず資金調達が可能となる道を拓くべく、**経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資を促進**。

主な施策

① スタートアップの創業から5年以内の者に対する**経営者保証を徴求しない新しい信用保証制度の創設**（保証割合：100％／保証上限額：3500万円／無担保）【相談受付開始：23年2月、制度開始：23年3月】
（※）創業関連保証の利用実績：11,153件（2021年度：法人）

② **日本公庫等における創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない制度の要件緩和**【23年2月～】
（※）創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない融資の実績：約1．6万件（2021年度）

③ **商工中金**のスタートアップ向け融資における**経営者保証の原則廃止**【22年10月～】
（※）スタートアップ向け融資の実績：202件（2021年度）

④ 民間金融機関に対し、経営者保証を徴求しないスタートアップ向け融資を促進する旨を要請【年内】

2. 民間金融機関による融資　～保証徴求手続の厳格化、意識改革～

- **監督指針の改正を行い**、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、**安易な個人保証に依存した融資を抑制**するとともに、**事業者・保証人の納得感を向上させる**。
- また、**「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の作成、公表**の要請等を通じ、経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革を進める。

（1） 金融機関が個人保証を徴求する手続きに対する監督強化

主な施策

① 金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、**事業者・保証人に対して個別具体的に以下の説明をすることを求める**とともに、その**結果等を記録することを求める**。【23年4月～】
- どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
- どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか

② ①の結果等を記録した**件数を金融庁に報告することを求める**。【23年9月期 実績報告分より】
（※）「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」=**100%を目指す**。

③ 金融庁に**経営者保証専用相談窓口を設置**し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。【23年4月～】

④ 状況に応じて、**金融機関に対して特別ヒアリングを実施**。

（2） 経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革 （取組方針の公表促進、現場への周知徹底）

主な施策

① 金融機関に対し、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための**取組方針**」を**経営トップを交え検討・作成し、公表するよう金融担当大臣より要請**。

② 地域金融機関の営業現場の担当者も含め、監督指針改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうべく、金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施。【23年1月～】

③ 金融機関の有効な取組みを取りまとめた「組織的事例集」の更なる拡充及び横展開を実施。

（3） 経営者保証に依存しない新たな融資手法の検討 （事業成長担保権（仮））

主な施策

① 金融機関が、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現に向けた議論を進めていく。【22年11月～】

3. 信用保証付融資　～経営者保証の提供を選択できる環境の整備（希望しない経営者保証の縮小）～

- 経営者保証ガイドラインの要件（①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保）を充たしていれば経営者保証を解除する現在の取組を徹底。
- その上で、経営者保証ガイドラインの要件のすべてを充足していない場合でも、経営者保証の機能を代替する手法（保証料の上乗せ、流動資産担保）を用いることで、**経営者保証の解除を事業者が選択できる制度を創設**。
- 中小企業金融全体における経営者保証に依存しない融資慣行の確立に道筋を付けるため、信用保証制度で一歩前に出た取組を行う。

（1） 信用保証制度における経営者保証の提供を事業者が選択できる環境の整備

主な施策

① 経営者の取組次第で達成可能な要件（法人から代表者への貸付等がないこと、決算書類等を金融機関に定期的に提出していること　等）を充足すれば、保証料の上乗せ負担（事業者の経営状態に応じて上乗せ負担は変動）により**経営者保証の解除を選択できる信用保証制度の創設**【24年4月～】

（※）無担保保険の利用件数:40万件、経営者保証徴求比率92%（ともに2021年度（法人））

② **流動資産（売掛債権、棚卸資産）を担保とする融資（ABL）に対する信用保証制度**において、**経営者保証の徴求を廃止**【24年4月～】

③ 信用収縮の防止や民間における取組浸透を目的に、プロパー融資における経営者保証の解除等を条件に、プロパー融資の一部に限り、**借換を例外的に認める保証制度（プロパー借換保証）の時限的創設**【24年4月～】

④ 上記施策の効果検証を踏まえた更なる取組拡大の検討【順次】　　等

（2） 経営者保証ガイドラインの要件を充足する場合の経営者保証解除の徹底

主な施策

① 金融機関に対し、信用保証付融資を行う場合には、**経営者保証を解除することができる現行制度の活用**を検討するよう**経済産業大臣・金融担当大臣から要請**。【年内】

② 保証付融資が原則として経営者保証が必要であるかのような**誤解が生じない広報の展開**。【年内】

4. 中小企業のガバナンス　～ガバナンス体制の整備を通じた持続的な企業価値向上の実現～

- 経営者保証解除の前提となるガバナンスに関する中小企業経営者と支援機関の目線合わせを図るとともに、支援機関向けの実務指針の策定や中小企業活性化協議会の機能強化を行い、**官民による支援態勢を構築**。

主な施策

① ガバナンス体制整備に関する経営者と支援機関の目線合わせの**チェックシートの作成**【22年12月】

② 中小企業の収益力改善やガバナンス体制整備支援等に関する**実務指針の策定**【22年12月】、収益力改善やガバナンス体制の整備を目的とする支援策（経営改善計画策定支援・早期経営改善計画策定支援）における**支援機関の遵守促進**【23年4月～】

（※）年間計画策定支援件数:2,821件（2021年度）

③ 中小企業活性化協議会における収益力改善支援にガバナンス体制整備支援を追加し、それに対応するため体制を拡充【23年4月～】　等

コロナ資金繰り支援

- 上記のような経営者保証改革に取り組むとともに、「**民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する借換保証制度**（100%保証の融資は100%保証で借換え）」（**コロナ借換保証**）を創設することを決定済。
- **コロナ借換保証**については、来年度の民間ゼロゼロ融資の返済開始時期のピークに備え、**2023年1月10日から運用を開始**。
- また、日本政策金融公庫によるスーパー低利融資については、**債務負担が重い事業者（債務償還年数が13年以上）であれば、売上減少要件を満たしていなくても融資対象となるよう、要件を緩和**。これにより、借換えの円滑化を図る。**2023年2月1日から運用を開始**。

民間金融機関（※1）における「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績

	2023年度		2024年度	
	2023年4月～9月	2023年10月～2024年3月	2024年4月～9月	2024年10月～2025年3月
① 新規に無保証で融資した件数	576,302	585,133	631,802	592,051
② 経営者保証の代替的な融資手法(※2)を活用した件数	2,263	3,072	3,015	4,528
③ 新規融資件数	1,234,665	1,214,785	1,202,891	1,122,953
④ 新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資(※3)件数の割合【 ④ ＝ (①＋②)／③ 】	46.9%	48.4%	52.8%	53.1%
	47.6%		52.9%	
⑤ 新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数と有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数との合計の割合	92.9%	97.2%	99.1%	99.8%
	95.0%		99.4%	
⑥ 保証契約を解除した件数(※4)	67,510	59,269	43,223	38,522
⑦ メイン行(※5)としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	302		358	

【代表者の交代時における対応】

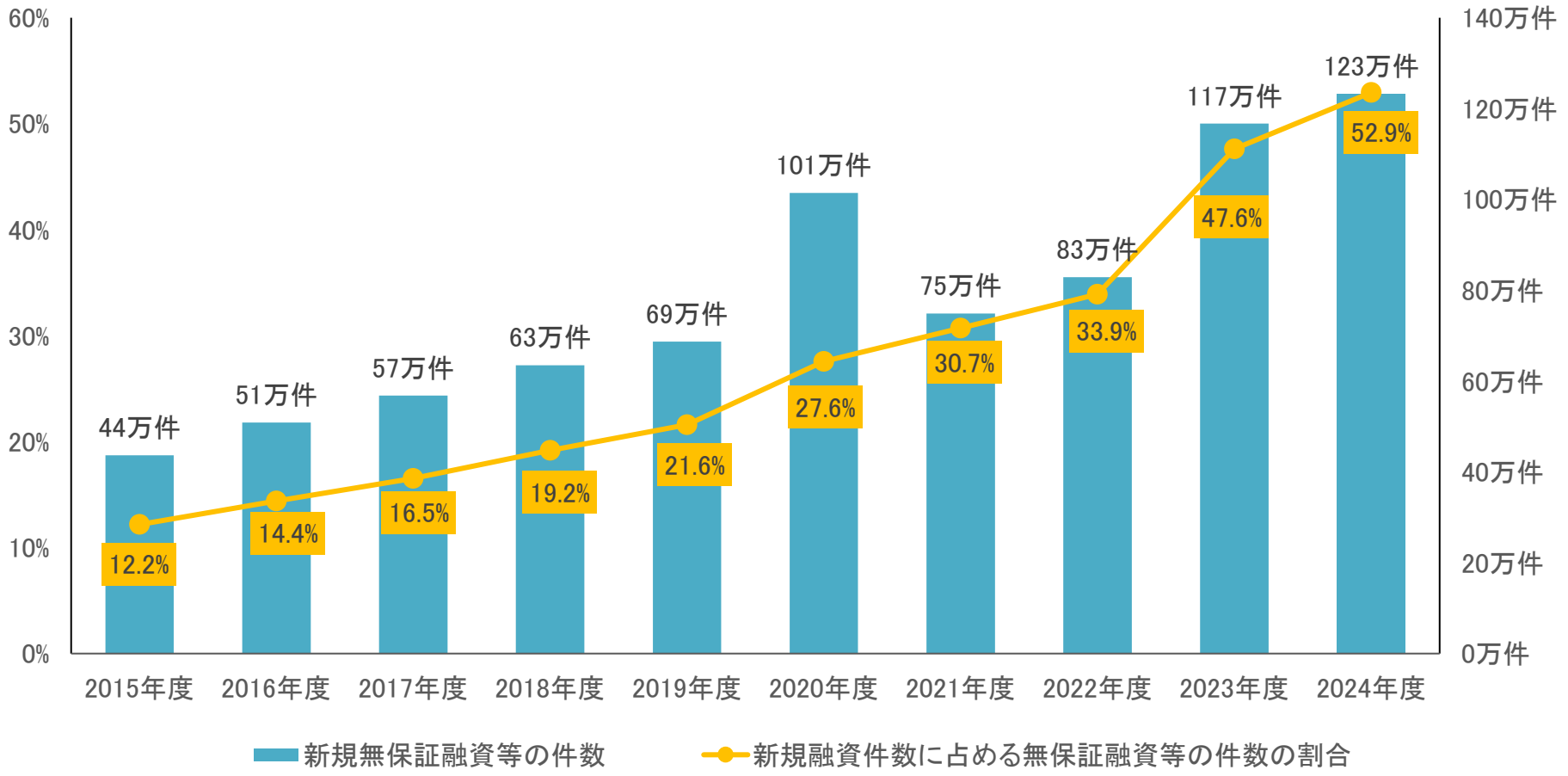
	2023年度	2024年度
⑧ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	8,509	7,196
	(17.2%)	(16.4%)
⑨ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	20,258	17,777
	(40.9%)	(40.4%)
⑩ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	19,425	17,689
	(39.2%)	(40.2%)
⑪ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	1,348	1,345
	(2.7%)	(3.1%)

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行23行、地域銀行98行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合144組合（全国信用協同組合連合会を含む）の合計529機関。
※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、「停止条件付保証契約」、「解除条件付保証契約」及び「ABL」をいう。
※3 「経営者保証に依存しない融資」とは、「無保証融資」及び「経営者保証の代替的な融資手法を活用した融資」をいう。
※4 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。
※5 メイン行の判定については、各金融機関の基準に依る。

(注)【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している融資先において代表者交代手続きが行われたことを民間金融機関が把握した際に、当該融資先に対して当該民間金融機関が実施した対応をいう。

民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績

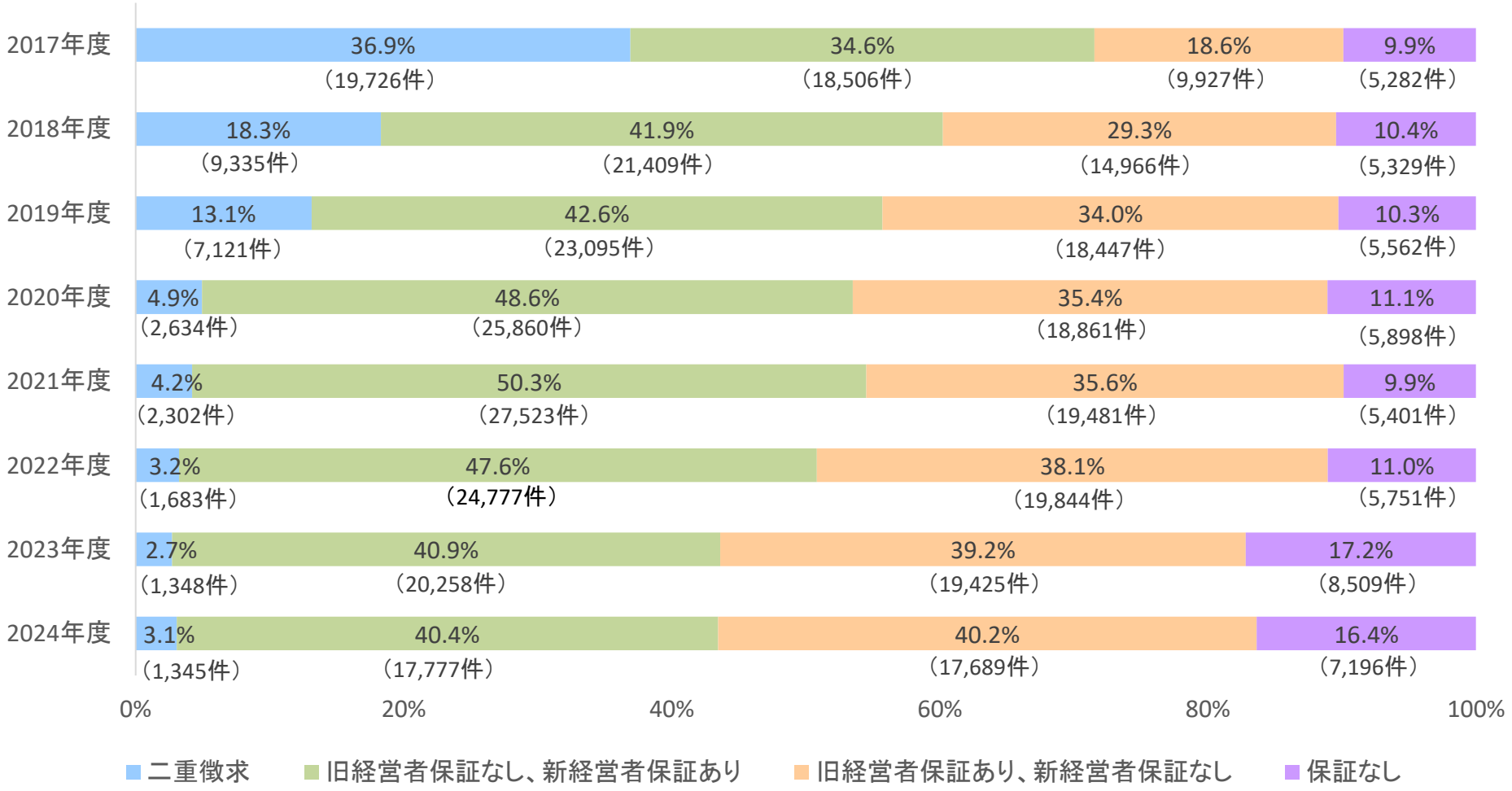
経営者保証に依存しない融資の実績の推移



（注）新規融資件数に占める「無保証融資等の件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数」との合計の割合は、
2023年度実績：95.0% → 2024年度実績：99.4%

民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績

代表者交代時の保証徴求割合の推移



（注）旧経営者が保証を提供している融資先において代表者交代手続きが行われたことを民間金融機関が把握した際に、当該融資先に対して当該民間金融機関が実施した対応に関して、その件数割合を記載したもの。

「経営者保証に関するガイドライン」を浸透・定着させるための取組方針の公表状況

主要行等　　2025年１月31日現在

銀行名	銀行が公表を行ったウェブページアドレス（URL）
みずほ銀行	https://www.mizuhobank.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/initiative.pdf
三菱UFJ銀行	https://www.bk.mufg.jp/houjin/info/pdf/keieishahosho_guideline.pdf
三井住友銀行	https://www.smbc.co.jp/keieisya_hosyou/
りそな銀行	https://www.resonabank.co.jp/hojin/keieisya_hosyo/
三菱UFJ信託銀行	https://www.tr.mufg.jp/ippan/soudan/kinyu_soudan_joukyou.html
みずほ信託銀行	https://www.mizuhobank.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/initiative.pdf
三井住友信託銀行	https://www.smtb.jp/-/media/tb/general/facilitation/pdf/management-guarantee.pdf
SBI新生銀行	https://www.sbishinseibank.co.jp/institutional/sites/keieisyahosyo.html
あおぞら銀行	https://www.aozorabank.co.jp/hojin/guideline/index.html

（注）銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス（URL）は予告なく変更、削除されることがある。

「経営者保証に関するガイドライン」を浸透・定着させるための取組方針の公表状況

地域銀行　　2025年１月31日現在

銀行名	銀行が公表を行ったウェブページアドレス（URL）
北海道銀行	https://www.hokkaidobank.co.jp/keieishahosyo/
北洋銀行	https://www.hokuyobank.co.jp/info/mng_guarantee.html
青森みちのく銀行	https://www.am-bk.co.jp/kojin/support/keieisyahosyou_gideline/pdf/guideline01_20230401.pdf
岩手銀行	https://www.iwatebank.co.jp/company/effort//facilitate.html
東北銀行	https://www.tohoku-bank.co.jp/showimage/pdf?fileNo=1335
北日本銀行	https://www.kitagin.co.jp/company/information/management_guideline/
七十七銀行	https://www.77bank.co.jp/pdf/soudan/guideline_houshin.pdf
仙台銀行	https://www.sendaibank.co.jp/hojin/guideline/
秋田銀行	https://www.akita-bank.co.jp/keiei_hosyo_guideline/
北都銀行	https://www.hokutobank.co.jp/news/localfit.htm
荘内銀行	https://www.shonai.co.jp/information/fiduciary_duty/index.html
山形銀行	https://www.yamagatabank.co.jp/company/csr/smooth/img/20230621.pdf
きらやか銀行	https://www.kirayaka.co.jp/hojin/guideline/pdf/guideline01.pdf
東邦銀行	https://www.tohobank.co.jp/cms_source/data/newsrelease/files/20230516.pdf
福島銀行	https://www.fukushimabank.co.jp/keieisyahosyou/kihon/
大東銀行	https://www.daitobank.co.jp/investor/csr/csr01.html
常陽銀行	https://www.joyobank.co.jp/relationship/relationship_03.html
筑波銀行	https://www.tsukubabank.co.jp/efforts/
足利銀行	https://www.ashikagabank.co.jp/policy/mg_guideline.html
栃木銀行	https://www.tochigibank.co.jp/aboutus/policy/facilitation.html#page_link_01
群馬銀行	https://www.gunmabank.co.jp/enkatu/enkatu.html
東和銀行	https://www.towabank.co.jp/whatsnew/KiEisyHsyGidLine.html
埼玉りそな銀行	https://www.saitamaresona.co.jp/hojin/keieisya_hosyo/index.html
武蔵野銀行	https://www.musashinobank.co.jp/company/keiei_guide.html
千葉銀行	https://www.chibabank.co.jp/company/sustainability/finance/
千葉興業銀行	https://www.chibakogyo-bank.co.jp/relay/enkatsuka.html
京葉銀行	https://keiyobank.co.jp/policy/financial_facilitation/
きらぼし銀行	https://www.kiraboshibank.co.jp/hojin/guidelines.html
東日本銀行	https://www.higashi-nipponbank.co.jp/about/contribution6.html
東京スター銀行	https://www.tokyostarbank.co.jp/hojin/access-corporate/assets/pdf/attempt.pdf
横浜銀行	https://www.boy.co.jp/boy/customer/keieisya-hosyou.html
神奈川銀行	https://www.kanagawabank.co.jp/public/kouken/keiei_hosho.html
第四北越銀行	https://www.dhbk.co.jp/company/csr/pdf/keieishahoshou_202409.pdf
大光銀行	https://www.taikobank.jp/guidelines/
山梨中央銀行	https://www.yamanashibank.co.jp/aboutus/policy/facilitation/
八十二銀行	https://www.82bank.co.jp/law/keieisya_hosyo.html
長野銀行	https://www.naganobank.co.jp/uploaded/attachment/9199.pdf
北陸銀行	https://www.hokugin.co.jp/guideline/financial_transaction/keieisyahosyo.html
富山銀行	https://www.toyamabank.co.jp/pages/kinyu-torikumi/guidelines.pdf
富山第一銀行	https://www.first-bank.co.jp/pdf/keieihosyou.pdf
北國銀行	https://www.hokkokubank.co.jp/company/fsm/
福井銀行	https://www.fukuibank.co.jp/info/2023/keieihoshou_guideline.html
福邦銀行	https://www.fukuho.co.jp/web-box/upload/oshirase/keieisyahosyo_torikumihoushin_20230401_.pdf
大垣共立銀行	https://www.okb.co.jp/assets/pdf/announcement/various/keieisha_01.pdf
十六銀行	https://www.juroku.co.jp/corp/files/torikumi.pdf
静岡銀行	https://www.shizuokabank.co.jp/companyinfo/csr_report/economy/kinyu_enkatsuka.html
スルガ銀行	https://www.surugabank.co.jp/surugabank/corporate/enkatu/guideline.html
清水銀行	https://www.shimizubank.co.jp/aboutus/approach/pdf/guide.pdf
静岡中央銀行	https://www.shizuokachuo-bank.co.jp/mng_guarantee/index.html
あいち銀行	https://www.aichibank.co.jp/company/efforts/guide_line/
名古屋銀行	https://www.meigin.com/pdf/management/guideline.pdf
三十三銀行	https://www.33bank.co.jp/doc/other/keieisyahosyoguideline.pdf
百五銀行	https://www.hyakugo.co.jp/keieisyahosyou/
滋賀銀行	https://www.shigagin.com/pdf/kinyu_gaiyou.pdf
京都銀行	https://www.kyotobank.co.jp/kiyaku_houshin/keieishahosho.html
関西みらい銀行	https://www.kansaimiraibank.co.jp/hojin/keieisya_hosyo/
池田泉州銀行	https://www.sihd-bk.jp/aboutus/policy/management-guarantee-guidelines/
但馬銀行	https://www.tajimabank.co.jp/keieisyahosyou_torikumi.html
みなと銀行	https://www.minatobk.co.jp/important/guarantee_guideline.html
南都銀行	https://www.nantobank.co.jp/company/enkatsuka/pdf/torikumihoushin.pdf
紀陽銀行	https://www.kiyobank.co.jp/recommend/topics_guideline.html
鳥取銀行	https://www.tottoribank.co.jp/torigin/kpi/
山陰合同銀行	https://www.gogin.co.jp/about/policy/action_policy/index.html
島根銀行	https://www.shimagin.co.jp/wp-pe3atrj7db2s/wp-content/themes/shimagin/assets/pdf/toshi/disclosure/discloure/disclosure2024_h.pdf
中国銀行	https://www.chugin.co.jp/news/2353.html?y=2023&c=106
トマト銀行	https://www.tomatobank.co.jp/about/management_guarantee_supported_policy.html
広島銀行	https://www.hirogin.co.jp/company/facilitation/guideline/
もみじ銀行	https://www.momijibank.co.jp/outline/keiho_guideline/
山口銀行	https://www.yamaguchibank.co.jp/outline/keiho_guideline/
西京銀行	https://www.saikyobank.co.jp/personal/information/docs/202304172.pdf
阿波銀行	https://www.awabank.co.jp/assets/news20230403c.pdf
徳島大正銀行	https://www.tokugin.co.jp/newsrelease/keiei/
百十四銀行	https://www.114bank.co.jp/ir/disclosure/pdf/2024disclosure/10.pdf
香川銀行	https://www.kagawabank.co.jp/news/kinkyu/keieihosyo_guidelines.pdf
伊予銀行	https://www.iyobank.co.jp/keieisyahosyou_guide.html
愛媛銀行	https://www.himegin.co.jp/policy/financial/keieihosyou.html
四国銀行	https://www.shikokubank.co.jp/profile/finance/

「経営者保証に関するガイドライン」を浸透・定着させるための取組方針の公表状況

地域銀行　　2025年１月31日現在

銀行名	銀行が公表を行ったウェブページアドレス（URL）
高知銀行	https://www.kochi-bank.co.jp/about/our-approach/management-guarantee-guideline.html
福岡銀行	https://www.fukuokabank.co.jp/pdf/keieisha_hoshou.pdf
筑邦銀行	https://www.chikugin.co.jp/uploads/cont/about/keieisha_hoshou_240729.pdf
西日本シティ銀行	https://www.ncbank.co.jp/corporate/keieishahosho/
北九州銀行	https://www.kitakyushubank.co.jp/outline/keiho_guideline/
福岡中央銀行	https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/other/keieisha_hoshou.html
佐賀銀行	https://www.sagabank.co.jp/guide/hoshou-guideline.html
佐賀共栄銀行	https://www.kyogin.co.jp/guidelines.php
十八親和銀行	https://www.18shinwabank.co.jp/pdf/keieisha_hoshou.pdf
長崎銀行	https://www.nagasakibank.co.jp/top/top02/keieishahosho.html
肥後銀行	https://www.higobank.co.jp/aboutus/information/facilitation/manager_guideline.html
熊本銀行	https://www.kumamotobank.co.jp/pdf/keieisha_hoshou.pdf
大分銀行	https://www.oitabank.co.jp/news/article/topics/2023/20230621_001.html
豊和銀行	https://www.howabank.co.jp/wp-content/uploads/2023/06/20230421-1.pdf
宮崎銀行	https://www.miyagin.co.jp/cms-hieg2ccvg8jv/wp-content/uploads/2024/11/2024.9_guideline.pdf
宮崎太陽銀行	https://www.taiyobank.co.jp/showimage/pdf?fileNo=770
鹿児島銀行	https://www.kagin.co.jp/keieisyahosyou.html
南日本銀行	https://nangin.jp/information/contents/RELEASE_20231201_keieihosyou_guideline_policy.pdf
琉球銀行	https://www.ryugin.co.jp/corporate/news/61750/
沖縄銀行	https://www.okinawa-bank.co.jp/corporate/keieisyahosyo_guideline.html
沖縄海邦銀行	https://www.kaiho-bank.co.jp/pdf/information/2394.pdf

（注）銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス（URL）は予告なく変更、削除されることがある。

金融機関におけるＭ＆Ａ支援の促進等に関する監督指針改正

背景

- ✓ 円滑な事業承継や企業の成長・生産性の向上等の手段としてM&Aの重要性が増す中、金融機関が、顧客企業に対するコンサルティング機能の更なる強化の一環として、**M&A後の事業統合作業（PMI）を含めたM&A支援にもより積極的に取り組むことへの期待が高まっている**。
- ✓ また、**経営者保証がM&A・事業承継の支障となるという指摘がある**。

金融機関におけるＭ＆Ａ支援の促進

事業者に対するコンサルティング機能の発揮に関して、以下の事項に係る金融機関の監督上の着眼点を明確化

- ✓ 事業者のニーズを十分に踏まえながら、**PMIを含むM&A支援に積極的に取り組む**こと
- ✓ また、そのための**専門人材の育成・確保を含む健全かつ適切な業務運営体制の整備を図る**こと

M&A・事業承継における支障（経営者保証）を見直す枠組み

主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した場合において、**どうすれば経営者保証の解除の可能性が高まるか等の説明を事業者にすることを金融機関に求める**

（資料12）

令和６年８月30日

各業界団体等代表者　殿

内閣府
金融庁
財務省
厚生労働省
農林水産省
水産庁
中小企業庁

金融機関におけるM&Ａ支援の促進等について

官民金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいていますことに感謝申し上げます。

円滑な事業承継や企業の成長・生産性の向上等の手段としてM&Ａの重要性が増す中、金融機関が、顧客企業に対するコンサルティング機能の更なる強化の一環として、M&Ａ後の事業統合作業（ＰＭＩ）を含めたM&Ａ支援により積極的に取り組むことへの期待が高まっています。

また、経営者保証を取らない融資は新規融資について進んでいるものの、既存の債務については経営者保証が残っている場合が多く、M&Ａ・事業承継における支障となり得るとの声もございます。M&Ａ・事業承継など、主たる株主等が交代する場合には、経営体制に大きな変更が生じますが、こうした変更が生じた際には、既存の保証契約についても、保証継続の必要性について検討し、事業者等に説明等を行うことが重要であると考えられます。

こうした中、金融庁においては、金融機関によるM&Ａ支援を一層促すとともに、M&Ａ・事業承継時における経営者保証を見直す枠組みを構築すべく、中小企業庁においては、信用保証協会においても金融機関同様に経営者保証を見直す枠組みを構築すべく、監督指針の改正を行いました。

つきましては、今回の改正監督指針の趣旨・内容を踏まえた以下の対応について要請いたしますので、貴機関、貴協会会員金融機関等に対する周知をお願い申し上げます。

記

１．金融機関によるM&Ａ支援促進

民間金融機関においては、自らの規模・特性、顧客企業のニーズ等を踏まえつつ、成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業や事業承継が必要な顧客企業等に対して、ＰＭＩを含むM&Ａ支援が一つの有用な選択肢となり得ることに留意しながら、最適なソリューションの提案について検討すること。

また、M&Ａに関する支援業務を行う場合には、専門的な人材の内部育成や、ノウハウを持つ外部人材の採用、外部専門家・外部機関等との連携など、業務の健全かつ適切な運営の確保を念頭に置きつつ、所要の体制整備を図ること。

その上で、顧客企業に対するM&Ａ支援の一環として、例えば最終契約（株式譲渡契約等）締結に向けた交渉やリスク事項の説明等の支援を行うに当たっては、M&Ａ成立後のトラブ

ルを回避する観点から、「中小M&Aガイドライン」も踏まえ、適切に対応すること。

2.M&A・事業承継時における経営者保証への対応

民間金融機関においては、本年10月に適用予定の改正監督指針の趣旨・内容について営業現場の第一線まで漏れなく説明し、運用開始までに確実に浸透させること。また、事業者等の理解と納得を得ることを目的として、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すなど、事業者等の状況に応じた個別具体的な説明・記録に努めることを、各金融機関の企業文化として定着させるための態勢を整備すること。加えて、本部部署等において、適切に説明・記録が実施されているかどうか、監査やモニタリングにより確認すること。

さらに、今般の監督指針改正を踏まえ、新たに締結する保証契約のみならず、M&A・事業承継など主たる株主等が交代することを金融機関が把握した保証契約や、令和５年３月以前に締結した根保証契約についても、上記の対応を着実に実施すること。

なお、今般の監督指針改正が個人保証を制限する趣旨でないことを十分に理解し、貸し渋り、貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう留意すること。

3.「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知

官民金融機関においては、「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」を踏まえ、経営者保証に依存しない融資を一層浸透・定着させるため、事業者等に対し、積極的に特則の周知を行うとともに、事業者等からの相談にもきめ細かく対応すること。

4.「経営者保証に関するガイドライン」に係る取組方針の見直し

民間金融機関においては、「『経営者保証に関するガイドライン』を融資慣行として浸透・定着させるための取組方針」について、外部環境や経営方針等の変化に応じて継続的に見直しの検討を行うこと。また、当該方針が未策定である場合には、早急に係る策定を行うこと。

5.事例集を活用した態勢整備

民間金融機関においては、令和６年６月 27 日に公表した「『経営者保証改革プログラム』を受けた経営者保証に依存しない融資を促進するための取組事例集」も参考としつつ、規程の整備や研修を実施するなどの態勢整備を進めることで、個人保証に依存しない融資の促進に努めること。

6.信用保証付融資の取扱い

民間金融機関においては、信用保証付融資に関しても、上記事項を踏まえた対応を着実に行うこと。その上で、信用保証協会の審査の結果として経営者保証が必要となる場合には、民間金融機関においては、単に信用保証協会による審査結果のみを事業者等に伝えるのではなく、信用保証協会からの聞き取り等により、経営者保証の必要性に係る個別具体的な説明を行うとともに、信用保証協会においても、係る説明のために必要な協力を着実に行うこと。

また、信用保証協会においては、経営者保証に依存しない融資に際しては、事業者等の状況に応じて、民間金融機関を介するなどして、本年３月に創設した「事業者選択型経営者保証非提供制度」についても活用を促すこと。

7.その他の事業者支援

官民金融機関及び信用保証協会においては、令和６年能登半島地震の影響を受けた事業者の事業再生支援時に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき保証債務の整理を行う際には、係る保証人の被災状況などにも十分に配慮しながら対応すること。加えて、第三者の個人連帯保証に関しても、当該ガイドラインは適用され得るという点に留意し、係る保証履行時等においては、必要に応じて当該ガイドラインの活用を検討すること。

また、民間金融機関においては、令和６年３月８日付[1]並びに令和６年６月７日付[2]で発出した要請文の通り、必要に応じて、本年２月より時限的に対象に追加された「早期経営改善計画策定支援事業」も活用しながら、事業者が抱える課題解決に向けたコンサルティング機能の強化に取り組むこと。なお、当該事業においては、利用実績のある民間金融機関から、職員のスキルアップ、新規顧客の開拓、事業者との相互理解の深化等による予兆管理の質の向上といった声があることも留意しつつ、必要な民間金融機関においては中小企業庁が作成した「早期経営改善計画策定支援事業事例集」も参照の上、組織内での体制構築や計画策定支援が必要となる事業者の選定等の取組を進めること。

以　上

1　“「再生支援の総合的対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について”を参照。
https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240308-1/02.pdf
2　“コロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等について”を参照。
https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240607/yousei.pdf

（資料13）

令和６年 11 月 28 日

各業界団体等代表者　殿

内閣総理大臣　石破　　茂
財務大臣兼金融担当大臣　加藤　　勝信
厚生労働大臣　福岡　　資麿
農林水産大臣　江藤　　拓
経済産業大臣　武藤　　容治

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえた
事業者支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれましては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

足元では、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、物価高や人手不足等の影響により、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在します。そのため、金融機関においては、資金需要の高まる年末、年度末に向けて、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されます。加えて、事業者の経営課題が多様化する中、経営改善支援や事業再生支援、再チャレンジ支援等を先延ばしすることなく、事業者に寄り添いながら一歩先を見据えて取り組むことの必要性も、更に高まっていくと考えられます。

こうした中、政府においては、11 月 22 日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を決定し、事業者の資金調達の円滑化等を図りつつ、その経営改善・事業再生・再チャレンジを支援するための各種施策を行っていくこととしたこと等を踏まえ、以下の事項について、改めて要請いたしますので、本日の「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」における要請事項等とあわせ、貴機関、貴協会会員金融機関等の経営層は勿論のこと、現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

記

１．資金繰り支援

事業者への資金繰り支援について、物価高や人手不足等といった足元の経営環境の変化がある中、資金需要の高まる年末、年度末を迎えることを踏まえ、改めて、中小企業や小規模・零細企業、中小企業組合はもとより、中堅・大企業等も含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰りの相談に丁寧に対応するなど、引き続き、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。

また、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、経営改善につながるよう、丁寧かつ親身に対応すること。特に、各種補助金等の支給までの間に必要となる資金や、賃上げや生産性向上投資等の成長に要する資金等については、引き続き事業者の立場に立った柔軟な資金繰り支援を行うこと。

日本政策金融公庫等においては、令和７年３月末まで申込期限が延長された「セーフティネット貸付（物価高騰対策）」等の活用を促進すること。

２．条件変更、借換え

既往債務の条件変更や借換え等について、引き続き、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、事業者に寄り添った迅速かつ柔軟な対応を継続すること。また、金利見直しの協議に際しては、金融機関が顧客企業に十分に説明を行うことはもとより、事業者の実情を踏まえ、必要に応じて適切な返済計画のアドバイスを行うこと。加えて、事業者の実情に応じて以下①．から③．までに掲げる施策も活用しつつ、その返済負担軽減を図ること。

①．日本政策金融公庫等による「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等（本年 12 月末で申込終了）について、その用途の多くが借換えであることを踏まえて新たに措置する予定の「危機対応後経営安定貸付」

②．経営改善・再生計画の策定を促した上で借換需要にも応える「経営改善サポート保証制度」について、「感染症対応型」の後継として新たに措置する予定の「経営改善・再生支援強化型」

③．信用保証付融資の借換えに活用可能な、小規模事業者向けの「小口零細企業保証」（100%保証）や、認定経営革新等支援機関の支援がある場合に保証料を低減する「経営力強化保証」（80%保証）

３．自然災害の被災者等への支援

令和６年能登半島地震をはじめとする自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった個人の生活や個人事業主の事業の再建に向け、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用も含め、被災した個人や個人事業主に寄り添った支援に努めること。

同じく、災害等の影響を受けた事業者の資金繰り支援に際しては、以下①．から⑤．までに掲げる施策も活用しつつ、引き続き、その資金繰りに重大な支障が生じないよう、また、コロナ融資等の既往債務が負担となって新規資金調達が困難となる等のいわゆる二重債務問題の解消に資するよう、事業者に寄り添ったきめ細かい対応に努めること。

①．一般保証とは別枠での「セーフティネット保証４号」

②．一般保証及びセーフティネット保証とは別枠での「災害関係保証」

③．令和６年能登半島地震の被災地に限り申込期限を延長している「コロナ借換保証」

④．日本政策金融公庫等による「令和６年能登半島地震特別貸付」等（本年９月の「低気圧と前線による大雨に伴う災害」による追加被害を被った事業者の資金繰り支援にも活用可能）

⑤．「能登半島地震復興支援ファンド」

また、本年の令和６年能登半島地震の発生や「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発出を踏まえ、事業継続計画（ＢＣＰ）の点検や見直しをはじめ、災害時への備えを着実に実施すること。

４．経営支援

物価高や人手不足への対応等、事業者の経営課題が多様化していることを踏まえつつ、資金繰り支援に留まらない、事業者の実情に応じた経営改善、事業再生支援、再チャレンジ支援等に早め早めに取り組むこと。その際、以下①．から⑥．までに掲げるような事項も踏まえて対応するとともに、必要に応じて中小企業活性化協議会、事業承継・引き継ぎ支援センター、よろず支援拠点等の中小企業支援機関に早期に相談するよう事業者に促すこと。

①．「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の更なる活用に向けて、その趣旨・内容について、引き続き、営業現場を含めた一層の浸透・定着を図り、円滑な事業再生や廃業に向けた主体的な支援を講じること。その際、金融庁、財務局その他関係機関が提供する機会等も活用しながら、引き続き、地域における事業再生人材の育成や、弁護士等の専門家との連携強化等に努めること。

②．再生可能性の高い中小企業の情報を年金事務所や税務署等の公租公課の徴収現場や金融機関等に共有することで、公租公課の適正な納付計画の策定、関係機関による処理方針や支援の判断・決定を促すことを通じて、公租公課の確実な納付と事業再生の両立を目指す仕組みとして本年６月に創設した「事業再生情報ネットワーク」について、引き続き、事業者等に対して必要な周知を行うとともに、本ネットワークを活用した柔軟な事業者支援に努めること。

③．廃業手続の早期着手により保証人の手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化した「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の趣旨・内容について、引き続き、営業現場を含めた一層の浸透・定着を図るとともに、経営者等の個人破産の回避に向けて誠実に対応すること。加えて、意欲ある経営者等の円滑な再チャレンジに向けた資金繰り支援についても柔軟に対応すること。また、係る保証債務の整理の検討に際して、事業者の実情に応じて、新たに措置する予定の中小企業活性化協議会による再チャレンジ支援制度の活用を検討すること。

④．事業者の抱える課題解決を先送りせず、早め早めの対応を促していく観点から、引き続き、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の早期の策定や必要な見直しに向けて積極的に取り組むとともに、あわせて、係る計画の実現に向けたきめ細かい支援を講じること。

⑤．本年２月より民間金融機関が中小企業に行う計画策定支援も時限的に補助の対象に追加した「早期経営改善計画策定支援事業」については、現場のニーズも踏まえ、係る時限措置の申込期限を令和７年１月から令和 10 年１月まで大幅に延長し、支援対象企業の要件も拡充するこ

とを予定しており、民間金融機関においては、こうした各種支援施策も活用しつつ、自身のコンサルティング機能を発揮して事業者の経営改善・再生支援に努めること。なお、足元では、「早期経営改善計画策定支援事業」を積極的に活用する金融機関において、信用保証付融資に関し、保証承諾時にプロパー融資が無い割合が低い、代位弁済率が低いといった傾向があることも踏まえ、利用実績の乏しい金融機関においてもその積極的な活用に向けて検討すること。

⑥．民間金融機関においては、自らの規模・特性、顧客企業のニーズ等に応じて、成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業や事業承継が必要な顧客企業等に対し、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（本年８月 30 日付改正、10 月１日適用開始）を踏まえ、ＰＭＩを含むM&Ａ支援について検討するとともに、実際に支援を行うに際しては、専門的な人材の内部育成や、ノウハウを持つ外部人材の採用、外部専門家・外部機関等との連携など、業務の健全かつ適切な運営の確保を念頭に置きつつ、所要の体制整備を図ること。その上で、顧客企業に対するM&Ａ支援の一環として、例えば最終契約（株式譲渡契約等）締結に向けた交渉やリスク事項の説明等の支援を行うに当たっては、M&Ａ成立後のトラブルを回避する観点から、「中小M&Ａガイドライン」（本年８月 30 日に第３版へと改訂）も踏まえ、適切に対応すること。また、必要に応じて「事業承継・引継ぎ補助金」の積極的な活用も検討すること。

加えて、売上や収益を向上させ持続的な成長軌道に乗るための支援を必要とする事業者等に対しては、地域経済の成長や雇用の拡大といった地域への裨益の観点や、以下①．から③．までに掲げるような事項も踏まえ、係る資金繰り支援とともに経営力強化に向けた支援を継続・強化するように努めること。

①．民間金融機関においては、株式会社地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）が提供する、地域企業と大企業人材とのマッチングを行うためのプラットフォームである「レビキャリ」を有効に活用し、地域企業への経営人材の登用を推進することを通じて、その事業の維持・成長に向けた取組を後押しすること。

②．日本政策金融公庫等による「新型コロナ対策資本性劣後ローン」の取扱終了後（令和７年２月末）、通常の資本性劣後ローンについて、成長資金を必要とする事業者を対象に追加する等の見直しを行う予定であり、過大な債務等に苦しむ事業者の財務基盤を強化し経営改善・再生を促すだけでなく、構造的な賃上げの実現に向けて省力化投資等に挑戦する事業者に対しての成長支援の手段として、積極的にその活用を検討すること。あわせて、官民金融機関においては、協調融資商品の組成拡大等に努めること。

③．日本政策金融公庫等においては、「賃上げ貸付利率特例制度」により、従業員の賃上げに取り組もうとする事業者の金利負担を軽減することにより、その賃上げの継続を支援すること。

５．経営者保証

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、令和４年 12 月 23 日付で政府より発出した要請文「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進」及び同日付で策定した「経営者保証改革プログラム」の趣旨・内容について、引き続き、営業現場を含めた一層の浸透・定着を図

ること。また、民間金融機関においては、本年８月 30 日付で改正し 10 月１日に適用開始した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等を踏まえ、引き続き、M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した場合には、経営者保証の解除に向けた見直し及び事業者等への説明を着実に実施すること。こうした際、経営者保証に関する事業者等への説明・記録や、本部部署等における監査やモニタリング等の一層円滑かつ着実な実施、あるいは、信用保証協会との更なる連携強化等に向け、金融庁が作成する事例集も参照しながら、引き続き、必要な態勢整備を図ること。

加えて、「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進」や「経営者保証改革プログラム」に基づく取組が金融機関や事業者の着実な行動変容につながっていることを踏まえ、係る行動変容を更に拡大していくべく、自身の経営資源の状況や事業者とのリレーション強化による裨益等に照らし合わせて、令和５年３月以前に締結したものも含む既往の経営者保証契約について、事業者からの問い合わせや、事業者に対する定期的な業況確認の機会等も活用しながら、対応可能な範囲で、監督指針に沿った説明や記録を行うこと。

また、信用保証付融資に関しては、信用保証協会と民間金融機関とが連携して、事業者のニーズに応じて、「事業者選択型経営者保証非提供制度」の活用を積極的に検討すること。

６．他の金融機関や支援機関との連携

自身のメイン先である事業者に対しては勿論のこと、コロナ禍において実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった事業者や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した事業者等に対しても支援がおろそかなものとならないよう、自身の経営資源の状況等を踏まえつつ、他の金融機関や支援機関等と早期から密接に連携し、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信用保証付融資の別等にかかわらず、事業者に寄り添った継続的な伴走支援に努めること。

また、今後、プロパー融資と信用保証付融資とを組み合わせた協調融資制度を新たに措置する予定であり、民間金融機関及び信用保証協会においては、事業者のニーズに応じて当該制度を積極的に活用することにより、民間金融機関によるプロパー融資の増加や金融仲介機能の一層の発揮を通じて、事業者の多岐にわたる経営課題に対応した資金需要に着実に応えていくこと。

７．住宅ローン等

住宅ローンやその他の個人ローンについて、丁寧な相談対応や顧客の状況、ニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行い、生活・暮らしの支援に努めること。

８．手形等のサイト短縮に取り組む事業者への支援

令和６年 11 月から下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）における手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。）のサイト短縮に係る新たな指導基準の運用が開始されたが、手形等のサイトの短縮に向けてはサプライチェーン全体で取り組むことが重要であ

ることを踏まえ、同法の対象とならない取引も含め、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者に対し、きめ細かな資金繰り支援に努めること。

９．ＡＬＰＳ処理水放出の影響を受けた事業者への支援

ＡＬＰＳ処理水（多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水をいう。）の海洋放出に伴う輸出先の国又は地域における水産物の輸入規制措置等の影響を受けて経営等に支障を来す輸出業者や水産加工業者、卸売業者等の事業者については、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底すべく、民間金融機関及び信用保証協会においては令和７年２月23日まで申込期限が延長された「セーフティネット保証２号」等の活用を、日本政策金融公庫等においては「セーフティネット貸付」等の活用を、それぞれ事業者の実情に応じて積極的に促進すること。

以　上

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用実績

（資料14）

- 金融機関による事業者支援は、コロナ禍での資金繰り支援に注力した段階から、一歩先を見据えて、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援等に取り組む新しい段階へと移行。
- 2024年度は、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」で定められた準則型私的整理手続を活用し、官民金融機関（※）において、**再生型（債務減免を含む）80件、再生型（債務減免を含まない）17件、廃業型120件の計217件**の事業再生計画・弁済計画が合意されたことを、金融庁・中小企業庁にて確認。

※銀行・信用金庫・信用組合・日本公庫・商工中金

計画成立件数

	2022年度	2023年度	2024年度	合計
再生型	19	75	97	191
債務減免を含む	11	45	80	136
債務減免を含まない	8	30	17	55
廃業型	9	58	120	187
合計	28	133	217	378

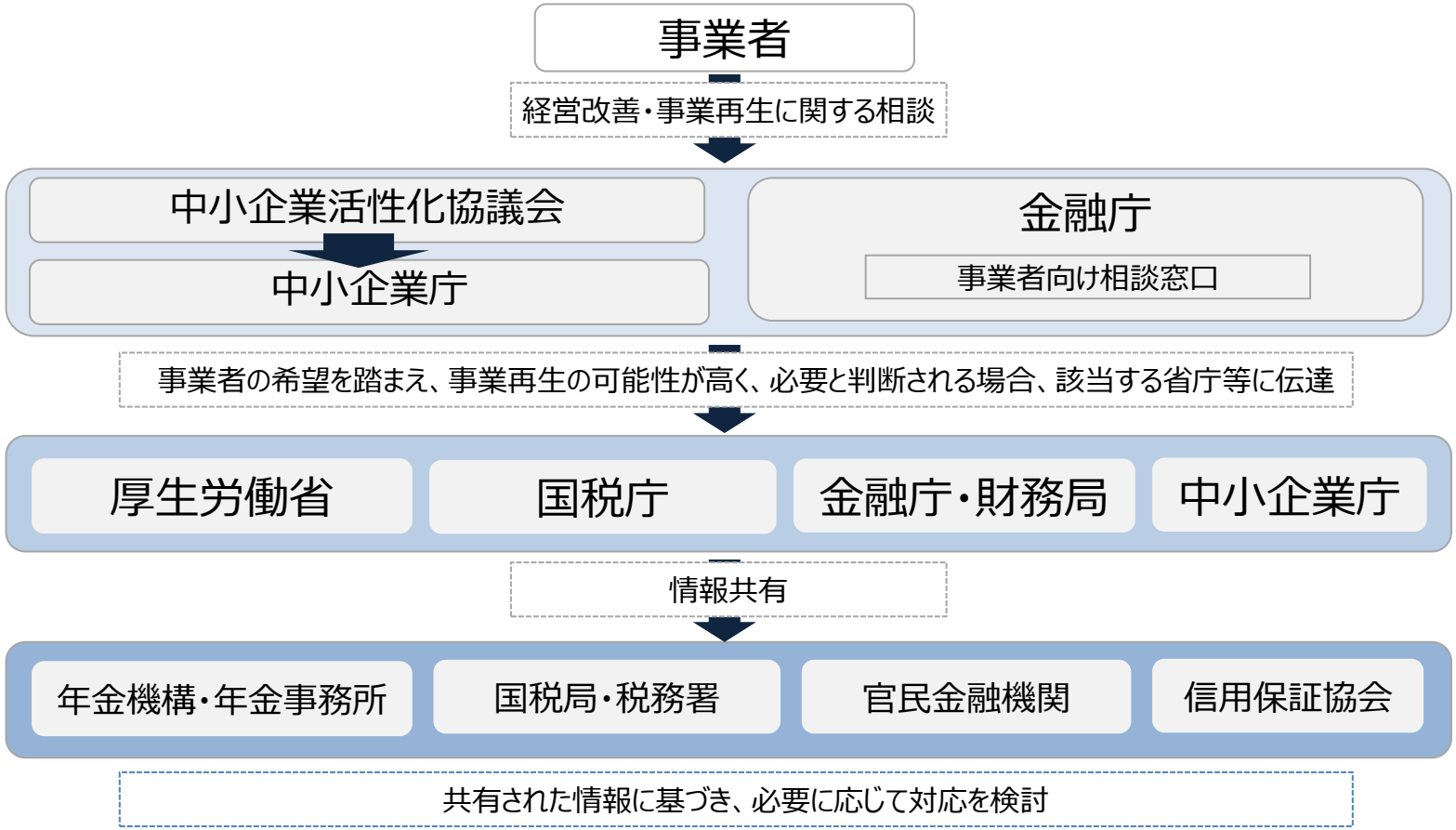
都道府県別の計画成立件数（事業者の所在地ベース、2022年度～2024年度累計）

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
27	3	5	8	2	5	2	9	12	4	9	15	46	17	17	7	5	6	-	4	-	18	15	1
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
10	15	32	18	5	2	1	1	12	3	4	1	4	5	5	7	-	4	3	-	2	4	3	378

事業再生情報ネットワークについて

（資料15）

- 資金繰り支援はコロナ前の水準に戻していく一方で、関係省庁が連携して、再生支援を強化していくべく、2024年3月の「再生支援の総合的対策」を踏まえて、事業再生情報ネットワークの運用を**2024年6月から開始**。
- **再生可能性の高い中小企業の情報**（例：再生支援の見込み、金融支援による財務改善見込み等）**について、**中小企業活性化協議会や金融庁に設置する相談窓口より**関係省庁を通じて、公租公課の徴収現場**（年金事務所、税務署等）や金融機関等に共有することで、**公租公課の適正な納付計画の策定、関係機関による処理方針や支援の判断・決定に資する仕組み**を構築し、公租公課の確実な納付と事業再生の両立を目指す。



※地方税の課税主体である各地方団体に対しては、総務省から本ネットワークの趣旨等を周知。
※中小企業庁・金融庁等から中小企業活性化協議会・官民金融機関に対し、①公租公課の納付状況の確認、②公租公課は優先納付されるべき債権であることや納付計画を遵守しない場合のリスクの周知、③必要に応じた資金繰り支援や納付計画策定支援など、事業者支援の徹底を要請。

再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ

（資料16）

2025年3月17日
経済産業省
金 融 庁
財 務 省

1. 2024年3月に「再生支援の総合的対策」を策定してから１年が経過。**中小企業活性化協議会（以下、「協議会」）への相談件数も過去最高水準**に達し、事業再生支援ニーズはより一層高まっている状況。
2. 足元では、**債権者の多数決と裁判所認可により金融債務の減免等を可能とする早期事業再生法案が閣議決定。**中小企業向けには、更に、**協議会や「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を活用した支援**を一層充実させていく必要がある。特に、**抜本再生・再チャレンジ案件が増加**していることを踏まえ、時機を逃すことなく、**「早期」に必要な支援を提供できるよう体制を強化**する。

１．早期相談に向けた取組強化

- 信用保証協会から協議会への案件持込も一定の成果が出始めているが、事業再生支援ニーズの高まりも踏まえ、**一層の促進**。
- コロナ禍で信用保証協会が実質メインとなる事業者が増加したこと等を踏まえ、信用保証協会と民間金融機関等が連携した予兆管理の体制強化等、効果的な事業者支援の実行に向けて、**経営情報のモニタリングの高度化**を図る仕組みを構築するよう促す。
- 再チャレンジ支援が増加する中、関係機関も含め、**経営状況の悪化が進んでしまった段階での相談にならないよう意識を醸成**。

① **信用保証協会向け監督指針改正後のＰＤＣＡの徹底**
→信用保証協会による協議会への持込状況の把握や主体的な検討に基づく支援状況を確認【2025年夏頃】

② **金融機関による「早期経営改善計画策定支援事業」の拡充・延長**
→2025年2月に実施した民間金融機関による支援要件の拡充と期限延長を契機として、事業の通称をポスコロ事業からVアップ事業に変更【2025年４月～】

③ **中小企業・小規模事業者の経営状況の「予兆管理における着眼点」を整理・公表**
→信用保証付融資先の予兆管理の取組を促進【2025年３月】

④ **経営悪化の予兆が検知された場合の情報共有・連携の考え方を整理・公表**
→税理士等の認定経営革新等支援機関とも連携し、経営状況のモニタリング結果の活用の在り方を検討【2025年３月】

⑤ **中小企業・小規模事業者が一定の経営情報を提供するインセンティブの具体化**
→予兆管理・モニタリングの強化に向けて、中小企業による経営情報の提供を要件とした支援策の導入等を検討【2025年度中】

⑥ **再チャレンジ事例集の公表**
→早期決断による円滑な再チャレンジの意識醸成に活用【2025年4月】

2．事業再生支援の体制強化

- 事業再生支援ニーズの高まりに対応すべく、政府系金融機関との連携も含め、**各地域での事業再生支援の専門家育成を一層促進。**
- 対象事業者が躊躇せず、円滑な再チャレンジフェーズに移行できるよう、**再チャレンジ支援内容を拡大。**
- 信用保証付融資割合の高い事業者の相談が増えている中で、**抜本再生のための求償権放棄手続を迅速化。**

中小企業活性化協議会・事業再生GL

① **トレーニー研修制度・協議会補佐人制度の活用や全国本部のサポート強化**等による専門家育成

→トレーニー派遣の経験ある地銀・信金・信用保証協会割合を5割に

→協議会補佐人制度の活用協議会を倍増

→「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家不在地域を解消（12→0）

→全国本部によるサポート体制強化により低評価協議会を中心とした協議会の支援レベルを向上【2025年度中】

② **再チャレンジ支援の拡充**

→一定の条件の下、主たる債務である法人の債務整理に係る費用等に対する支援を実施【2025年3月～】

③ **個人事業主の債務免除益の税務上の取扱いの明確化**

→協議会スキーム及び「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づき策定された再生計画により個人事業主が債務免除を受けた場合の税務上の取扱いを、国税庁への照会により明確化・公表【2025年1月】

政府系金融機関

① **日本政策金融公庫等の事業再生等に関するノウハウ・ネットワークの活用**

→全国ネットワークを通じた事業再生支援のノウハウを活かし、引き続き関係機関（民間金融機関、協議会）との連携を促進

→事業再生途上にあり、事業承継の課題も抱える事業者に対して、関係機関と連携した計画策定支援の促進

（※）事業再生に限らず、後継者不在の事業者等と創業希望者等を結ぶ「事業承継マッチング支援」等の実施

② **商工中金の事業再生支援機能の強化**

→協議会との事業再生ノウハウ共有や人的サポート・連携体制を強化【2025年春頃】

→経営改善に向けた長期戦略策定サービスを創設し、本部の専門人材が営業店と一体的に策定を支援【2025年春頃】

→全国型再生ファンド活用促進、地銀との連携強化

→本部において事業再生の専門人材の配置を拡大するとともに、社内資格の「経営サポーター」取得者のノウハウ向上により、商工中金の対応力を底上げ

保証付融資の求償権放棄円滑化

① 「自治体における**求償権放棄手続の手引（仮称）」の策定・公表**

→自治体内手続迅速化に向け、手続時の参考資料を提供【2025年夏頃】

民間金融機関

① **「経営者保証改革プログラム」等に関する取組状況のフォローアップ**

→民間金融機関が経営者保証を締結する際の説明・記録の状況等をフォローアップ【2025年】

② **経営改善・事業再生支援の取組状況のフォローアップ**

→早期の経営改善・事業再生支援に向けた民間金融機関の取組状況（「早期経営改善計画策定支援事業」の活用状況、事業承継・M&Aに係る支援の状況含む）をフォローアップ【2025年度】

3．その他経営改善・事業再生に資する支援インフラの整備

① **「経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度」の開始**

→協議会等の関与のもとで策定した計画の実行に必要な資金を、信用保証付融資で支援【2025年3月14日～】

② **日本政策金融公庫等の通常資本性劣後ローンの拡充**

→コロナの影響の有無によらず、過大な債務等に苦しむ事業者の財務基盤を強化【2025年３月～】

③ **「協調支援型特別保証制度」の開始**

→民間金融機関によるプロパー融資を含む金融仲介機能の一層の発揮【2025年３月14日～ 】

④ **日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付金利引下げ措置の延長**

→原油価格上昇等の物価高騰に苦しむ事業者向けの資金繰り支援を継続【2025年4月～】

（資料17）

令 和 7 年 3 月 1 8 日

各業界団体等代表者　殿

内閣総理大臣　石破　　茂
財務大臣兼金融担当大臣　加藤　　勝信
厚生労働大臣　福岡　　資麿
農林水産大臣　江藤　　拓
経済産業大臣　武藤　　容治

「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」を踏まえた
事業者支援の徹底等について

官民金融機関等におかれましては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

足元では、多様化する経営課題への対応に向けた支援を先延ばしすることなく、事業者に寄り添いながら一歩先を見据えて取り組むことの必要性が高まっています。現に、中小企業活性化協議会への相談件数は過去最高を更新するなど、今後とも、事業再生支援ニーズは更なる高まりを見せていくものと想定されます。

こうした中、政府においては、3月17日に「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」をとりまとめたことを踏まえ、以下の事項について要請いたしますので、「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議」における要請事項等とあわせ、貴機関、貴協会会員金融機関等の経営層は勿論のこと、現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

記

1．早期相談に向けた取組強化

足元では、中小企業活性化協議会への相談件数が過去最高を更新するなど、早期から経営改善・事業再生を支援していくことへのニーズは更なる高まりを見せている。また、コロナ禍を経て、信用保証協会への保証申込時点において、プロパー融資のある事業者の割合が減少し、信用保証協会が実質的にメインとなるなど、信用保証協会と民間金融機関等が連携した予兆管理の重要性が一層高まっている。こうしたことを受け、以下に掲げる取組等を通じて、事業者からの早期相談に対する着実な対応強化を図ること。

- 「信用保証協会向けの総合的な監督指針」改正後のフォローアップ

  信用保証協会においては、信用保証付融資の割合が高い事業者について、民間金融機関をはじめとした関係者と目線合わせを行うなどの連携の上、主体的に事業再生支援等の必要性を検討し、引き続き、必要に応じて、直接又は間接的に中小企業活性化協議会への相談持込を実施すること。また、こうした取組を含め、経営改善・事業再生支援等の取組については、信用保証協会自らがフォローアップを実施し、中小企業活性化協議会への持込状況や支援先のターゲティングのみならず、令和６年６月に改正した「信用保証協会向けの総合的な監督指針」に基づいて設定された目標の達成状況を検証・更なる課題を抽出するなど、「見える化」やＰＤＣＡを徹底すること。

- 拡充・延長した「早期経営改善計画策定支援事業」の活用

  令和６年２月より民間金融機関が中小企業に対して行う計画策定支援も時限的に補助の対象に追加した「早期経営改善計画策定支援事業」については、現場のニーズも踏まえ、係る時限措置の申込期限を令和７年１月から令和 10 年１月まで大幅に延長の上、支援対象企業の要件も拡充した。あわせて、令和７年４月からは事業の通称を「ポストコロナ持続的発展計画事業（ポスコロ事業）」から「バリューアップ支援事業（Ｖアップ事業）」に変更する。民間金融機関においては、事業者の実情に応じて当該事業も活用しつつ、自身のコンサルティング機能を発揮して、事業者の経営改善・事業再生支援や再チャレンジ支援に努めること。その際、事業者の実情に応じて、財務状況や事業内容のみに留まらず、経営者自身の年齢や健康状態、後継者の有無といった今後の経営に影響を及ぼし得る要素を可能な範囲で幅広く可視化しながらコミュニケーションをとることに努めること。なお、足元では、「早期経営改善計画策定支援事業」を積極的に活用する金融機関において、信用保証付融資に関し、保証承諾時にプロパー融資が無い割合が低い、代位弁済率が低いといった傾向があることも踏まえ、これまで利用実績の少ない金融機関においても、事業者のニーズを踏まえつつ、より積極的な活用に向けて検討すること。

- 「予兆管理における着眼点」の活用

  信用保証協会や民間金融機関等においては、今後中小企業庁が作成する、より早期に事業者の経営悪化の予兆を把握して必要な支援を講じていくための基本的な事項を示した「予兆管理における着眼点」も踏まえつつ、経営悪化の予兆を検知した場合における関係者間での情報共有・連携を含めた予兆管理体制を構築し、適時性のあるモニタリングを通じた事業者の経営力の強化に取り組むこと。加えて、事業再生支援ニーズの高まりも踏まえ、経営状況が悪化していることの予兆を適切なタイミングで把握するための体制強化や効果的な事業者支援に向けて、事業者が経営情報を提供することのインセンティブ組成も含めて、経営情報のモニタリングの高度化を図る仕組みを検討すること。

- 再チャレンジに関する事例集の活用

  中小企業活性化協議会においては、今後中小企業庁が作成する再チャレンジに関する事例集を積極的に活用し、事業者の意識醸成を図りつつ、早期決断による円滑な再チャレンジを促していくこと。

２．事業再生支援の体制強化

物価高や人手不足への対応等の影響も受け、近年、事業者の経営課題が多様化する中、引き続き、資金繰り支援に留まらない、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援や再チャレンジ支援に取り組むことが極めて重要である。こうしたことを踏まえ、金融機関や支援機関、専門家といった関係者が早期から一層密接に連携しつつ、以下に掲げる取組等を通じて、一歩先を見据えた早期からの事業者支援に取り組むこと。

- トレーニー研修制度や協議会補佐人制度の活用促進等を通じた体制強化

  中小企業活性化協議会においては、増大する事業再生支援ニーズに着実に対応するための体制強化に取り組むとともに、モニタリングを強化し再生計画等の実現に向けた伴走支援を行うこと。特に、足元で債権放棄案件や再チャレンジ案件が増加していることも踏まえ、中小企業活性化協議会内外における人材育成と体制強化が重要であることを意識して、トレーニー研修制度や協議会補佐人制度の活用を促進すること。加えて、地域全体での支援体制を強化すべく、勉強会や情報交換会等の開催を通じて、地域金融機関や信用保証協会、士業団体、他支援機関、再生系サービサー等の関係者との有機的な連携体制を構築すること。

  また、中小企業活性化協議会が有する再生支援のノウハウを民間金融機関や信用保証協会に還元することを目的として実施しているトレーニー研修制度に関しては、当該制度活用実績のある民間金融機関や信用保証協会において、中小企業活性化協議会への持込件数や中小企業活性化協議会での再生計画等の策定支援につながった件数が、当該制度活用実績のない民間金融機関や信用保証協会と比較して増加するなど、事業再生人材の育成に際して一定の効果が見られる点を踏まえ、特に活用実績のない民間金融機関や信用保証協会においては、必要に応じて当該制度を活用しながら、引き続き、事業再生人材の育成に努めること。

- 拡充する再チャレンジ支援の活用

  中小企業活性化協議会においては、足元で再チャレンジフェーズの事業者からの相談が大幅に増加していることを踏まえ、当該事業者の早期決断を促して真の再チャレンジにつなげることができるよう、新たに拡充する中小企業活性化協議会の支援を有効に活用すること。

- 事業再生支援等に関するノウハウやネットワークの活用

  日本政策金融公庫等においては、その全国ネットワークを活かし、引き続き、これまで培ってきた事業再生支援のノウハウを民間金融機関や中小企業活性化協議会等に共有するなど、連携強化を図りながら、全国各地での事業者の経営改善・事業再生支援に取り組むこと。また、再生途上にありながら事業承継の課題も抱える事業者に対しては関係機関と連携して計画策定を支援するほか、事業再生支援に限らず、後継者不在の事業者等と創業希望者等を結ぶ「事業承継マッチング支援」等の活用も促進すること。

  商工組合中央金庫においては、これまで培ってきた事業再生等のノウハウを活用し、人的サポートも含めて、中小企業活性化協議会との連携を強化すること。また、中小企業の経営改善に向けた長期戦略策定支援を創設するとともに、全国型事業再生ファンドの活用強化に取り組むことにより、中小企業の経営改善・事業再生支援に取り組むこと。加えて、令和５年に改正した商工中金法の趣旨を踏まえ、業務範囲の見直しに向けた準備を加速すること。

  中小企業活性化全国本部においては、全国の中小企業活性化協議会の支援レベルの底上げを図るべく、各種研修のサポートや最新の支援事例の共有、協働支援案件への取組等を通じ、各協議会の常駐専門家のスキルアップの取組を強化すると共に、低評価協議会の業務改善をサポートすること。また、足元で支援件数が増加する中、中小企業活性化協議会の業務効率化に向けて、入力負担の軽減やシステム上での迅速な実績収集が可能となるよう、業務システムの見直しを行うこと。

- 「自治体における求償権放棄手続の手引（仮称）」の活用促進

  信用保証協会においては、自治体が損失補償契約を締結している信用保証付融資に関する求償権放棄の手続が迅速に行えるよう、自治体内での手続の円滑化に協力すること。その際、必要に応じて、今後中小企業庁が自治体向けに作成・配布する予定の、「自治体における求償権放棄手続の手引（仮称）」の活用を促すこと。

- 「経営者保証改革プログラム」等に関する取組状況のフォローアップを踏まえた対応

  経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けては、令和４年 12 月 23 日付で政府より発出した要請文「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進」及び同日付で策定した「経営者保証改革プログラム」（以下「「経営者保証改革プログラム」等」という。）に沿った取組が進捗しており、令和６年度上半期の取組実績としては、

  - 新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資」の件数の割合が、52.6%（令和５年度の通年の実績は 47.5%）
  - 新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資」の件数と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資」の件数との合計の割合が、98.8%（令和５年度の通年の実績は 94.8%）

にそれぞれ達するなど、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着が着実に進んできているものと評価できる。

係る取組状況を踏まえつつ、民間金融機関においては、「経営者保証改革プログラム」等の趣旨・内容について、引き続き、営業現場を含めた一層の浸透・定着を図ることで、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて取り組むこと。また、「経営者保証改革プログラム」に掲げる、新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資」の件数と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資」の件数との合計の割合を 100%とする目標の達成に向けて、引き続き、着実に取組を進めること。その際、係る取組状況等に鑑みて今後金融庁が実施するフォローアップも踏まえて、必要に応じて更なる取組促進を図ること。

加えて、「経営者保証改革プログラム」等に基づく取組が金融機関や事業者の着実な行動変容につながっていることを踏まえ、係る行動変容を更に拡大していくべく、引き続き、自身の経営資源の状況や事業者とのリレーション強化による裨益等に照らし合わせて、令和５年３月以前に締結したものも含む既往の経営者保証契約について、事業者からの問い合わせや、事業者に対する定期的な業況確認の機会等も活用しながら、対応可能な範囲で、監督指針に沿った説明や記録を行うこと。

あわせて、令和６年３月の取扱開始から１年を迎えた「事業者選択型経営者保証非提供制度」については、令和７年３月７日時点で約 13,000 件、約 2,300 億円の保証承諾実績（速報値）となっており、引き続き、事業者の実情に応じて、信用保証協会と連携しつつ、同制度の活用を積極的に検討すること。

- 適切な事業者支援に向けた対応

民間金融機関においては、顧客企業とのきめ細かなコミュニケーションを通じ、できる限りその事情や背景等を確認・把握すること。その際、無登録で融資の媒介を業として行っていた者がいた事例や、後継者のいない企業に買収を持ち掛けた上で資産を譲渡させてから放置した悪質なM&Ａ仲介業者がいた事例のように、第三者による不適切な関与が疑われる場合は、警察当局との連携も視野に含めた、適切なソリューションの提案・実行に努めること。

３．その他経営改善・事業再生に資する支援インフラの整備

１．及び２．に掲げるものの他、関係省庁において経営改善・事業再生に資する支援インフラを順次整備・運用していることを踏まえ、以下に掲げる取組を講じること。

- 「経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度」の活用

民間金融機関及び信用保証協会においては、事業者の実情に応じて、経営改善・事業再生計画の策定を促した上で借換え需要にも応える「経営改善サポート保証制度」の類型として新たに措置する「経営改善・再生支援強化型」（注：100%保証は 100%保証で借換え、保証料 0.3%、上限 2.8 億円、保証期間 15 年以内）を活用しつつ、事業者の返済負担軽減を図ること。

- 資本性劣後ローンの活用

  日本政策金融公庫等においては、経営改善・事業再生の更なる促進のため、民間金融機関とも連携し、「事業再生・企業再建支援資金」等を活用した支援に積極的に取り組むこと。加えて、過大な債務等に苦しむ事業者に対しては、その実情に応じて、令和７年３月より要件を見直した通常の資本性劣後ローン（注：①適用利率を 4.65%から 3.95%に引き下げるなど、②限度額 10 億円→15 億円等）によってその財務基盤の強化を図りつつ、経営改善・事業再生を促すとともに、構造的な賃上げの実現に向けて省力化投資等に挑戦する事業者に対しての成長支援の手段としても、積極的にその活用を検討すること。あわせて、官民金融機関においては、協調融資商品の組成拡大等に努めること。

- 「協調支援型特別保証制度」の活用

  民間金融機関及び信用保証協会においては、事業者の実情に応じて、令和７年３月に新たに開始した「協調支援型特別保証制度」を積極的に活用し、民間金融機関によるプロパー融資を含む金融仲介機能の一層の発揮を通じて、事業者の多岐にわたる経営課題に対応した資金需要に着実に応えていくこと。

- 「セーフティネット貸付（物価高騰対策）」等の活用

  日本政策金融公庫等においては、事業者の実情に応じて、物価高騰による影響が長期化していることも踏まえて令和７年４月以降も取扱期間が延長された「セーフティネット貸付（物価高騰対策）」等の活用を引き続き促進すること。

- 「セーフティネット保証５号」の業種指定の変更に向けた対応

  信用保証協会においては、令和７年 10 月以降、中小企業庁が「セーフティネット保証５号」に係る不況業種指定をコロナ前基準に戻す予定であることを踏まえ、業況が厳しい事業者に対して、金融機関等を通じて周知するなどの必要な対応を行うこと。

- 抜本的な事業再生支援の検討

  日本政策金融公庫等においては、地域経済の産業活力を維持する観点から、関係機関とも連携のうえ、資本性劣後ローンによる支援をはじめ、多様な再生手法の活用による抜本的な事業再生を検討するなど、事業者の実情に応じた再生支援に取り組むこと。

● 「事業再生情報ネットワーク」の活用

令和６年６月に創設した「事業再生情報ネットワーク」については、令和７年２月末までに延べ 41 件の相談を受け付けており、公租公課の確実な納付と事業再生との両立が図られた事例も出てくるなど、一定の成果が生まれている。

係る取組状況を踏まえつつ、官民金融機関等においては、引き続き、関係者間で連携しつつ、事業者等に対して必要な周知を行うとともに、本ネットワークを活用した柔軟な事業者支援に努めること。

４．資金繰り支援、条件変更・借換えに係る対応

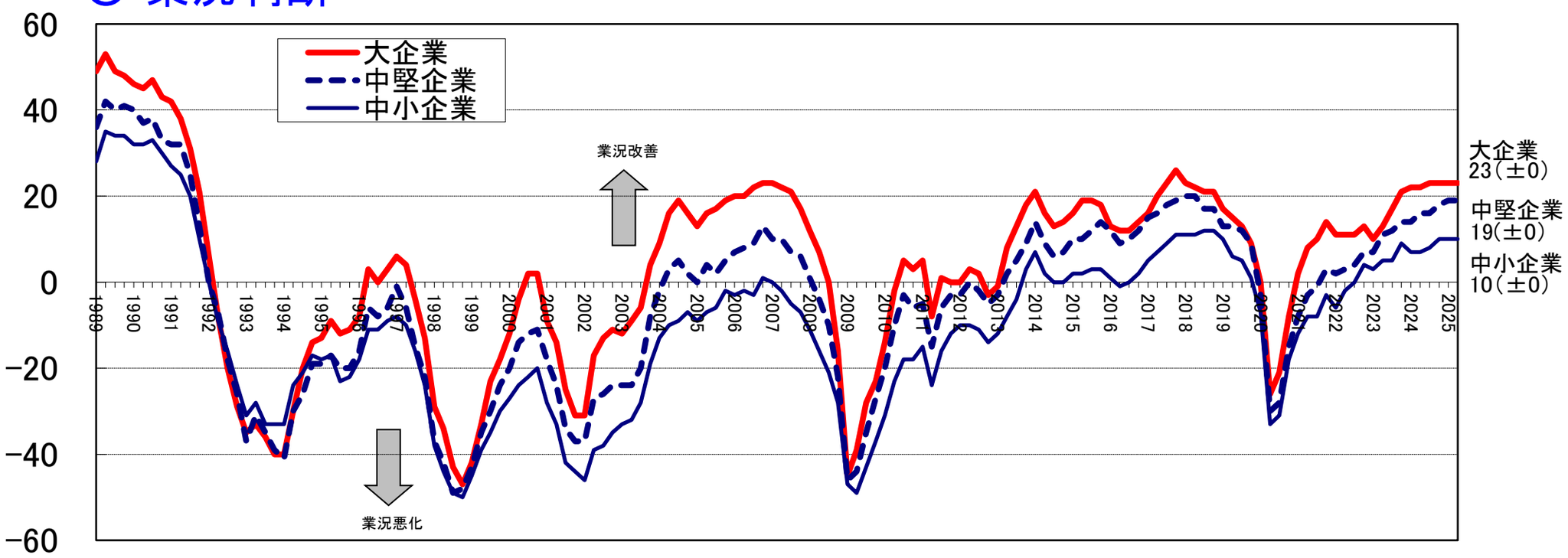
事業者への資金繰り支援については、物価高や人手不足等といった足元の経営環境の変化がある中で資金需要の高まる年度末を迎えることを踏まえ、中小企業や小規模・零細企業、中小企業組合はもとより、中堅・大企業等も含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰りの相談に丁寧に対応するなど、引き続き、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。また、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、経営改善につながるよう、丁寧かつ親身に対応すること。特に、各種補助金等の支給までの間に必要となる資金や、賃上げや生産性向上投資等の成長に要する資金等については、引き続き事業者の立場に立った柔軟な資金繰り支援を行うこと。

既往債務の条件変更や借換え等については、官民金融機関が事業者から条件変更等の申込みを受けた場合のこれまでの応諾率が 99.2%（令和２年３月 10 日から令和６年９月末までの実績）であることも踏まえつつ、引き続き、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、事業者に寄り添った迅速かつ柔軟な対応を継続すること。また、金利見直しの協議に際しては、金融機関が顧客企業に十分に説明を行うことはもとより、事業者の実情を踏まえ、必要に応じて適切な返済計画のアドバイスを行うこと。

以　上

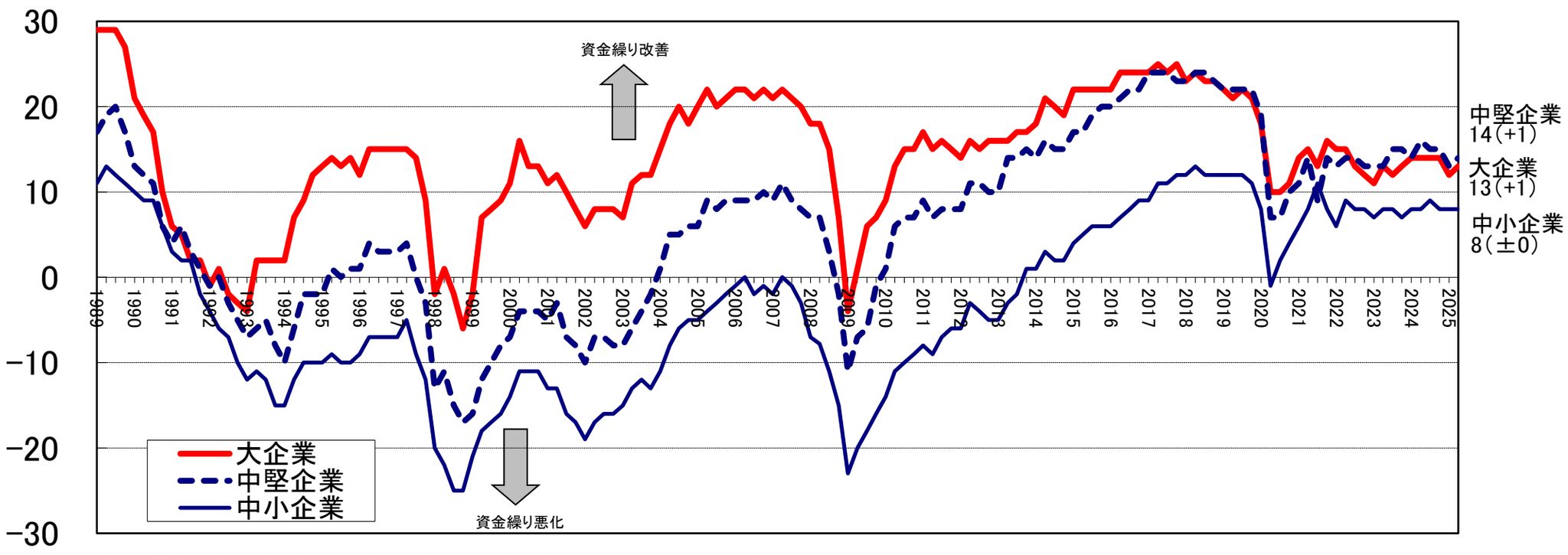
日銀短観D．I．の推移

○ 業況判断



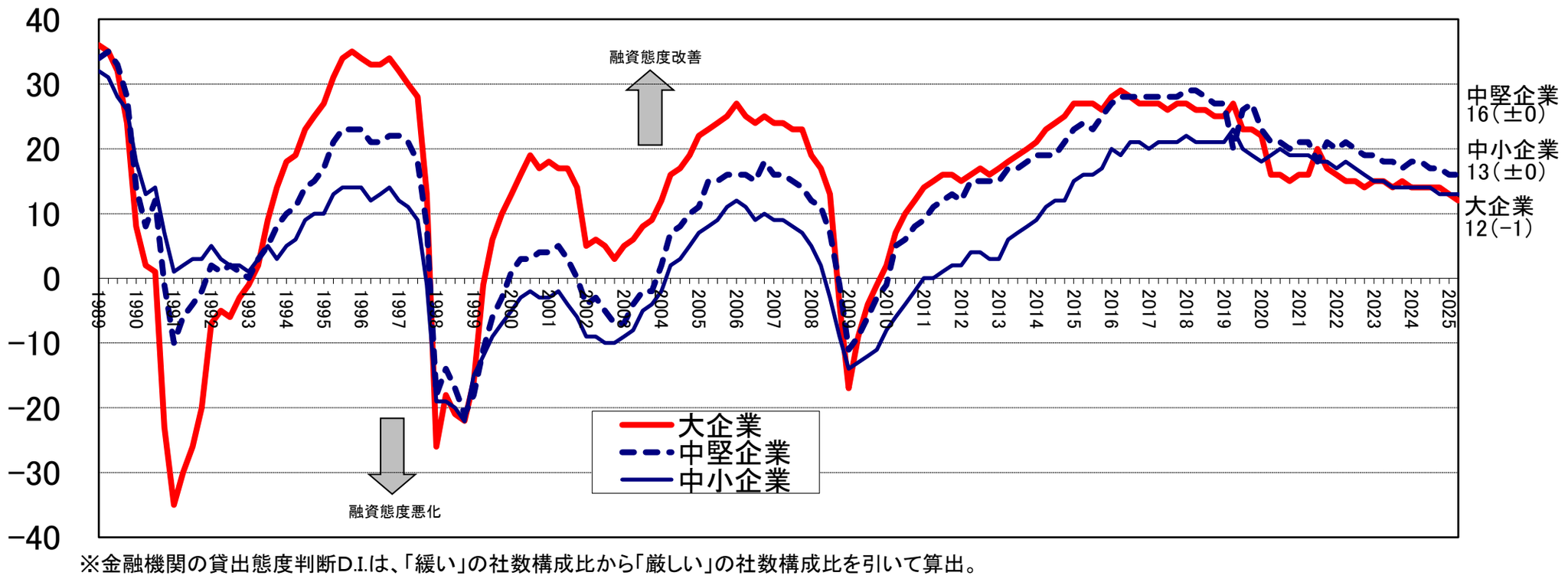
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○ 資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○ 金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

（出所）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
（注）数字は2025年６月調査時点。（カッコ内の数字は前回調査（2025年３月）との比較）

法人向け貸出残高の推移（国内銀行）表

（単位：兆円,%）

月末	法人向け全体貸出残高	前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	前年同月比
2019.01	323.0	3.4	204.8	2.8	118.2	4.6
2019.02	322.6	3.5	204.4	2.5	118.2	5.2
2019.03	327.0	3.5	209.3	2.3	117.7	5.8
2019.04	327.1	3.7	208.8	3.3	118.3	4.4
2019.05	323.6	3.2	206.2	2.8	117.4	3.8
2019.06	325.8	2.7	208.3	2.4	117.5	3.3
2019.07	324.9	2.4	206.7	2.2	118.2	2.8
2019.08	324.9	2.5	207.3	2.9	117.6	1.8
2019.09	327.7	2.0	209.7	2.3	117.9	1.3
2019.10	326.1	2.3	208.2	2.8	117.9	1.5
2019.11	328.2	2.1	209.4	2.8	118.8	0.9
2019.12	331.3	1.9	212.1	2.4	119.2	0.9
2020.01	330.3	2.3	210.4	2.7	119.9	1.4
2020.02	330.4	2.4	210.8	3.1	119.6	1.2
2020.03	334.5	2.3	214.1	2.3	120.5	2.4
2020.04	343.9	5.2	214.9	2.9	129.1	9.1
2020.05	350.6	8.3	218.2	5.9	132.3	12.7
2020.06	353.2	8.4	220.0	5.6	133.3	13.4
2020.07	353.1	8.7	220.7	6.8	132.4	12.0
2020.08	352.4	8.5	221.0	6.6	131.4	11.7
2020.09	352.2	7.5	222.1	5.9	130.1	10.3
2020.10	351.4	7.8	221.7	6.5	129.8	10.0
2020.11	354.5	8.0	221.2	5.6	133.3	12.2
2020.12	354.8	7.1	223.7	5.5	131.1	9.9
2021.01	354.3	7.2	222.5	5.8	131.7	9.8
2021.02	355.0	7.5	222.7	5.6	132.3	10.6
2021.03	355.7	6.3	226.4	5.8	129.3	7.3
2021.04	353.8	2.9	224.0	4.2	129.9	0.6
2021.05	352.2	0.5	223.1	2.2	129.1	▲ 2.4
2021.06	351.9	▲ 0.4	224.0	1.8	127.9	▲ 4.0
2021.07	351.8	▲ 0.4	222.6	0.9	129.2	▲ 2.5
2021.08	350.7	▲ 0.5	221.8	0.3	129.0	▲ 1.8
2021.09	352.5	0.1	224.2	0.9	128.3	▲ 1.4
2021.10	351.7	0.1	223.9	1.0	127.8	▲ 1.5
2021.11	353.6	▲ 0.3	223.8	1.2	129.8	▲ 2.7
2021.12	356.1	0.4	226.9	1.5	129.1	▲ 1.5
2022.01	355.2	0.3	225.7	1.4	129.4	▲ 1.7
2022.02	356.9	0.5	225.8	1.4	131.2	▲ 0.9
2022.03	360.8	1.4	230.8	1.9	130.0	0.6
2022.04	359.0	1.5	229.3	2.4	129.7	▲ 0.1
2022.05	359.2	2.0	229.1	2.7	130.1	0.7
2022.06	362.0	2.9	230.7	3.0	131.3	2.7
2022.07	363.6	3.4	231.3	3.9	132.3	2.4
2022.08	364.3	3.9	230.8	4.1	133.5	3.5
2022.09	368.0	4.4	234.0	4.4	133.9	4.4
2022.10	368.9	4.9	233.2	4.1	135.7	6.1
2022.11	370.3	4.7	234.0	4.5	136.3	5.0
2022.12	374.9	5.3	238.3	5.0	136.7	5.9
2023.01	374.9	5.6	237.1	5.0	137.8	6.5
2023.02	375.9	5.3	237.3	5.1	138.6	5.6
2023.03	378.6	4.9	241.8	4.8	136.8	5.2
2023.04	379.3	5.7	241.7	5.4	137.6	6.1
2023.05	378.6	5.4	240.6	5.0	138.0	6.1
2023.06	379.7	4.9	242.5	5.1	137.2	4.5
2023.07	381.0	4.8	241.4	4.4	139.6	5.5
2023.08	381.8	4.8	241.5	4.6	140.3	5.1
2023.09	385.3	4.7	245.9	5.1	139.3	4.1
2023.10	385.2	4.4	244.3	4.8	140.9	3.8
2023.11	389.0	5.0	245.6	4.9	143.4	5.2
2023.12	393.4	4.9	250.1	5.0	143.3	4.9
2024.01	394.3	5.2	248.4	4.8	145.9	5.8
2024.02	395.7	5.3	249.1	5.0	146.6	5.8
2024.03	399.3	5.5	254.0	5.0	145.3	6.2
2024.04	399.2	5.3	251.4	4.0	147.9	7.5
2024.05	399.0	5.4	250.4	4.1	148.6	7.6
2024.06	401.7	5.8	253.6	4.6	148.1	7.9
2024.07	402.1	5.6	252.3	4.5	149.8	7.4
2024.08	400.5	4.9	252.2	4.4	148.4	5.8
2024.09	401.1	4.1	253.9	3.2	147.2	5.7
2024.10	401.5	4.2	253.7	3.9	147.8	4.9
2024.11	406.0	4.4	255.9	4.2	150.2	4.7
2024.12	412.0	4.7	259.4	3.7	152.6	6.5
2025.01	413.6	4.9	258.0	3.9	155.6	6.6
2025.02	413.3	4.5	258.5	3.8	154.8	5.6
2025.03	413.8	3.6	262.3	3.3	151.5	4.3
2025.04	412.8	3.4	261.1	3.9	151.7	2.6
2025.05	413.6	3.7	261.5	4.4	152.1	2.4
2025.06	420.0	4.5	263.0	3.7	157.0	6.0

（出典）日本銀行「預金・現金・貸出金」

〇法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数（個人企業を含む）。
〇「中小企業」：資本金3億円（卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は 5,000万円）以下、または常用従業員300人（卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人）以下の企業（法人および個人企業）。

貸付条件の変更等の状況について

[債務者が中小企業者である場合]

（令和2年3月10日から令和7年6月末までの実績）

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	312,754	292,798	9,129	4,768	6,059	97.0%
地域銀行(98)	1,709,422	1,644,030	14,409	19,884	31,099	99.1%
その他の銀行(76)	1,946	1,686	112	37	111	93.8%
合計(183)	2,024,122	1,938,514	23,650	24,689	37,269	**98.8%**

（うち、令和7年4月1日から令和7年6月末までの実績）

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	12,426	11,504	397	4,768	168	96.7%
地域銀行(98)	80,368	76,665	979	19,884	1,595	98.7%
その他の銀行(76)	79	55	0	37	6	100.0%
合計(183)	92,873	88,224	1,376	24,689	1,769	**98.5%**

・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
・ 左端の欄中の括弧内は、令和7年6月末時点の金融機関数。
・ 件数は、貸付債権ベース。
・ 下表の令和7年4月1日から令和7年6月末までの実績における実行、謝絶、審査中、取下げの件数には、令和7年3月以前に申込を受け付けた件数の一部が含まれている。
　このため、それらの件数の合計と申込件数は一致しない。

貸付条件の変更等の状況について

[債務者が住宅資金借入者である場合]

（令和2年3月10日から令和7年6月末までの実績）

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	32,317	28,298	1,252	142	2,625	95.8%
地域銀行(98)	70,657	60,948	2,309	672	6,728	96.3%
その他の銀行(76)	2,593	1,956	125	19	493	94.0%
合計(183)	105,567	91,202	3,686	833	9,846	**96.1%**

（うち、令和7年4月1日から令和7年6月末までの実績）

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	377	336	22	142	59	93.9%
地域銀行(98)	1,692	1,375	83	672	188	94.3%
その他の銀行(76)	56	29	1	19	19	96.7%
合計(183)	2,125	1,740	106	833	266	**94.3%**

・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
・ 左端の欄中の括弧内は、令和7年6月末時点の金融機関数。
・ 件数は、貸付債権ベース。
・ 下表の令和7年4月1日から令和7年6月末までの実績における実行、謝絶、審査中、取下げの件数には、令和7年3月以前に申込を受け付けた件数の一部が含まれている。
　このため、それらの件数の合計と申込件数は一致しない。

貸付条件の変更等の状況について
（令和2年3月10日から令和7年6月末までの実績）

[債務者が中小企業者である場合]

（令和2年3月10日から令和7年6月末までの実績）

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
信用金庫(255)	1,380,299	1,331,193	7,877	16,622	24,607	99.4%
信用組合(144)	234,069	228,349	735	1,386	3,599	99.7%
労働金庫(14)	17	17	0	0	0	100.0%
信農連・信漁連(42)	7,045	6,860	46	62	77	99.3%
農協・漁協(569)	13,311	12,937	51	71	252	99.6%
合計(1024)	1,634,741	1,579,356	8,709	18,141	28,535	**99.5%**

（うち、令和7年4月1日から令和7年6月末までの実績）

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
信用金庫(255)	63,584	62,621	291	16,622	1,152	99.5%
信用組合(144)	10,433	10,246	31	1,386	139	99.7%
労働金庫(14)	0	0	0	0	0	－
信農連・信漁連(42)	309	310	0	62	2	100.0%
農協・漁協(569)	389	355	3	71	7	99.2%
合計(1024)	74,715	73,532	325	18,141	1,300	**99.6%**

・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和7年6月末までの実績を記載。
・ 左端の欄中の括弧内は、令和7年6月末時点の金融機関数。
・ 件数は、貸付債権ベース。
・ 下表の令和7年4月1日から令和7年6月末までの実績における実行、謝絶、審査中、取下げの件数には、令和7年3月以前に申込を受け付けた件数の一部が含まれている。
　このため、それらの件数の合計と申込件数は一致しない。

貸付条件の変更等の状況について
（令和2年3月10日から令和7年6月末までの実績）

[債務者が住宅資金借入者である場合]

（令和2年3月10日から令和7年6月末までの実績）

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
信用金庫(255)	45,197	42,323	498	513	1,863	98.8%
信用組合(144)	9,022	8,684	70	55	213	99.2%
労働金庫(14)	8,964	7,952	379	52	581	95.5%
信農連・信漁連(42)	117	110	1	0	6	99.1%
農協・漁協(569)	7,477	7,142	27	54	254	99.6%
合計(1024)	70,777	66,211	975	674	2,917	**98.5%**

（うち、令和7年4月1日から令和7年6月末までの実績）

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
信用金庫(255)	1,364	1,317	15	513	50	98.9%
信用組合(144)	436	413	1	55	7	99.8%
労働金庫(14)	222	231	6	52	15	97.5%
信農連・信漁連(42)	5	6	0	0	0	100.0%
農協・漁協(569)	262	257	2	54	4	99.2%
合計(1024)	2,289	2,224	24	674	76	**98.9%**

・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和7年6月末までの実績を記載。
・ 左端の欄中の括弧内は、令和7年6月末時点の金融機関数。
・ 件数は、貸付債権ベース。
・ 下表の令和7年4月1日から令和7年6月末までの実績における実行、謝絶、審査中、取下げの件数には、令和7年3月以前に申込を受け付けた件数の一部が含まれている。
このため、それらの件数の合計と申込件数は一致しない。

（資料21）

米国の関税措置に伴う影響を踏まえた対応について
（加藤財務大臣兼金融担当大臣談話）

令和７年４月 22 日
財務省・金融庁

米国の関税措置に伴う影響を踏まえ、今般、以下の要請及び対応を実施することといたしますので、引き続きの御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

（１）金融機関に対する要請

４月３日に関係省庁とともに「米国自動車関税措置等に伴う影響を踏まえた金融上の対応等について」とする要請をさせていただいておりますが、引き続き、金融機関においては、今般の米国の関税措置に伴う影響を受ける中小企業・小規模事業者をはじめとする事業者の資金繰りに重大な支障を来すことがないよう、相談窓口の設置・運営等も通じて事業者の業況や資金需要を積極的に把握するとともに、既往債務に係る返済猶予や条件変更等を含めた、より一層のきめ細やかな資金繰り支援の徹底をよろしくお願いいたします。

特に政府系金融機関においては、引き続き、先般設置した特別相談窓口等を通じて、対象要件が緩和されたセーフティネット貸付の活用を積極的に提案するなど、より一層のきめ細やかな資金繰り支援の徹底をよろしくお願いいたします。

（２）金融機関における貸付条件の変更等の状況に係る報告徴求・公表の頻度の強化

全国津々浦々の金融機関できめ細やかな資金繰り支援が徹底されているかを着実にモニタリングするとともに、その状況を着実に周知すべく、現在は６か月毎に実施している、金融機関における貸付条件の変更等の状況に係る報告徴求・公表について、本年４月実績分より、銀行及び政府系金融機関は１か月毎、協同組織金融機関は３か月毎に実施するものとして、頻度を強化してまいります。金融機関においては、本対応に係る御負担をお願いすることになりますが、御理解と御協力をお願いいたします。

（３）「米国の関税措置に伴う影響に関する金融庁相談ダイヤル」の設置

米国の関税措置に伴う影響を受け、あるいは影響が懸念される事業者の方々からの御相談を受け付けるべく、金融庁に専用の相談ダイヤルを早急に設置いたします。今後の資金繰りへの不安に関する御相談などに幅広く御活用いただければと思います。

（資料22）

米国の関税措置に伴う影響に係る調査結果

金融庁監督局

金融機関への調査結果（概括）

資金繰りや地域経済への影響

- 事業者の資金繰りについては、
  - 顧客企業から今後に向けた懸念を寄せられた金融機関は 19.7%（63／320）。
  - 顧客企業から既に影響が生じているとして相談を寄せられた金融機関は 1.3%（4／320）。
- 地域経済については、既に影響が生じているものと評価する金融機関は 0.9%（3／320）。
- 足元では、事業者の資金繰りや地域経済への具体的な影響はまだあまり見えていない中で、今後の影響を懸念する声は一定程度寄せられている。

金融機関としての対応

- 今般の動向に起因する特別な対応を実施している金融機関は 68.8%（220／320）。多くの金融機関が、相談窓口の設置や特別融資枠の取扱いといった取組を開始している。
- 中には、
  - 特別融資枠の取扱いに際して、年単位で元金据置を可能とする金融機関や、融資上限を設定しない金融機関、
  - 自動車産業を基幹産業とする地域において、自動車業界支援専担チームを活用して専門性の高い支援を実施していく方針の金融機関、

  等もあり、引き続き、地域の産業特性や顧客企業の状況に応じた積極的な取組が期待される。

- 調査報告時点：2025年4月11日（金）
- 調査対象：計320の民間金融機関 （主要行等７行、地方銀行55行、第二地方銀行34行、信用金庫156金庫及び信用組合68組合）

金融機関からの具体的な声

製造業 （自動車関連）	◘ 今後メーカーが減産すれば、協力企業の資金繰りへの影響も避けられないと想定しており、自行としてもメーカーやサプライヤーへの影響を試算している。協力企業からは、検討中の投資判断のタイミングの延期せざるを得ない、現時点で資金繰りへの影響はないものの手元資金の積み増しを今後検討する、といった声が聞かれる。 ◘ 今後の受注停止が想定されるほか、足元の受注にもキャンセルが生じているとの声あり。 ◘ 足元での受注減を受け、予防的に条件変更の依頼があった。 ◘ 工場労働者の就業時間を短縮した事業者がいる一方、輸出量の減少分が国内に回ることで国内での販売納期が短くなる車種が出てくるとの声あり。 ◘ 協力企業にも、（米国との取引度合いに応じて）メーカー毎の影響度の違いはある。 ◘ 協力企業からは、今のところ通常通りに取引をしているという声あり。
製造業 （自動車以外）	◘ 受注先の増産計画に合わせて増産体制を整備していたが、受注先に一定期間増産を見送る動きがあり、今後資金が不足する見込みになったとして、資金繰りの相談があった。 ◘ メーカー側に生産調整の動きがあり、関連事業者においても、今後は減産やそれに伴う資金調達相談が出てくることが想定される。 ◘ 米国内での生産体制が整うまでは関税がかかっても米国向けの受注が続く可能性もあり、受注増に期待しているとの声あり。 ◘ 米国向け製品の生産拠点を中国から国内に振り替える（国内投資を行う）べく検討中との声あり。 ◘ 米国企業にモーターを輸出している事業者からは、他製品で代替できないため、関税措置が発動したとしても影響はないだろうとの声あり。

金融機関からの具体的な声

農林水産業、飲食料品	◘ 当地のホタテの輸出割合は低いため直接的な影響は低いと思われるが、米国に販路拡大していた北海道産のホタテ加工品が今後仮に関税の影響を受け国内に在庫滞留してしまうと、当地のホタテについても在庫滞留や単価下落等の間接的な影響を受けうる。 ◘ 地元からはアイスクリームに使われる抹茶を対米輸出しているが、今後の先行きは不明。 ◘ 酒類については、米国向けの輸出量が多くないため国内向けに振り向けることは困難ではなく、影響は大きくないと見込む事業者がいる一方、まとまったばかりの米国向けの商談に関して予定通りに発注できない可能性を伝えられた事業者もいる。 ◘ 地場産業であるリンゴに関しては、対米輸出がほとんどないため、直接的な影響は限定的。 ◘ 地域産業である水産品については、東南アジアへの輸出割合が高く、現時点では影響なし。
観光	◘ 今後、為替が円高方面に振れることにより、当地の観光業や宿泊業における現在の旺盛なインバウンド需要が消滅することを懸念する声あり。
運輸	◘ 船舶貸渡業者は多くの契約を一定期間の固定傭船料契約としており、仮に市場が悪化してもすぐに影響が生じる可能性は低い。 ◘ 運送事業者からは、直接的な影響はなくとも、景気後退による受注減少を懸念して手元資金の確保の必要性を考えるようになったとの声あり。
その他	◘ 取引先は中小零細企業、特に非製造業が中心であり、直接的に輸出入を行っているわけではなく、すぐさま影響が生じるものではない。 ◘ 顧客企業には漠然とした不安が広がっているが、具体的な影響が出ているわけではない。 ◘ 例えば、同じような業種であっても、米国との取引の有無や内容によって影響は異なり、現時点で具体的な影響は見通しづらいというのが正直なところ。今般の関税措置に伴い、国内回帰のようなプラスの影響も想定されるといった声も聞かれる。

（資料23）

米国の関税措置に伴う影響に係る調査結果（第２回）

金融庁監督局

金融機関への調査結果（概括）

資金繰りや地域経済への影響

	前回（4/9-11）		今回（5/7-30）
【資金繰りに関する顧客企業からの相談】			
● 今後への懸念を一定程度寄せられている	19.7% (63/320)	→	33.8% (133/394)
● 「現時点で資金繰りに影響はないが、予防的に条件変更や新規融資等を受けたい」といった具体的な相談を一定程度受けている 【新規調査】			15.0% (59/394)
● 「現時点で資金繰りに影響が生じており、条件変更や新規融資等を受けたい」といった具体的な相談を一定程度受けている	1.3% (4/320)	→	5.1% (20/394)
【地域経済への影響に係る評価】			
● マイナスの影響が一定程度生じている	0.9% (3/320)	→	7.4% (29/394)

□ 引き続き、資金繰りや地域経済への影響が大きく顕在化している状況ではないが、今後への懸念や資金繰りに関する相談が増えているほか、地域経済への影響も一定程度生じているとする金融機関も増えている。

金融機関としての対応

	前回（4/9-11）		今回（5/7-30）
● 特別な対応を実施している	68.8% (220/320)	→	86.0% (339/394)
• 営業店への通達 【以下、いずれも新規調査】			71.3% (281/394)
• 相談窓口の設置			55.1% (217/394)
			⇒ 銀行は87.5%(91/104)
• 特別調査の実施			40.1% (158/394)
• 特別融資枠の創設			16.0% (63/394)
• その他（例：支援機関との情報共有、本部・営業店での情報連携体制の構築等）			11.4% (45/394)

金融機関からの具体的な声

予防的な相談を受けている金融機関の声

- 自動車メーカーの協力企業から、今後の売上減少や手元資金減少リスクに備えた相談や、米国での今後の資金繰りを懸念した外貨建てのコミットメントライン設定の相談を受けた。
- 取引先に自動車メーカーを多く抱える複数の中小企業から、今後の受注減少を懸念して現段階で手元資金を調達しておきたいという相談があった。
- 主要取引先（建設機械関連）より今後の減産方針を提示された顧客企業から、資金繰りの安定化に向けて長期運転資金借入の相談を受けている。
- 大手電機メーカーからの受注の一部に米国向けの商材があるため、今後の受注減少による資金繰り悪化を懸念する顧客企業より借入相談があった。
- 欧米の病院を最終ユーザーとする顧客企業（医療機器関連）から、相互関税率の今後の上乗せにより更なる駆け込み需要が発生した場合に備え、材料確保資金を予防的に調達したいという相談があり、融資を実行した。
- 自社ECサイトを通じて米国向けにスポーツ用品等を販売する顧客企業より、今後の販売減少に伴う資金繰り悪化を懸念して相談窓口を通じた新規の資金繰り相談あり。

現時点で資金繰りに影響が生じているとして相談を受けている金融機関の声

- 自社売上の大半を占める取引先（自動車関連）からの受注が4月からストップしており、運転資金確保のために融資を受けたいとする顧客企業から相談があった。
- 元々の業績悪化に加えて米国関税の影響を懸念し、全ての取引金融機関に元金据置を申し出ている顧客企業（自動車関連）があり、他金融機関と連携して対応中。
- 主要取引先（半導体関連）からの量産品発注が一部保留となり、従前からの関連受注の減速感と相まって、資金繰り安定化のために手元資金を確保したいとする顧客企業から相談があった。
- 取引先（建設機械関連）が中国での生産計画を変更し、減少分を国内生産で補填することを受け、その一部受注を引き受けることになったとする顧客企業から、増産に向けた運転資金の相談があった。

金融機関からの具体的な声

地域経済への影響が生じているとする金融機関の声

- 自動車工場の周辺企業や関係の取引先からは、受注減少や自社設備の投資抑制といった話を聞いており、地域経済への影響は一定程度生じているのではないか。
- 今後の先行き不透明感を受け、従来の後継者不足を主因として廃業を決めた事業者（自動車関連）が出てきており、取引先においても新たな外注先を探す必要が出てきている。
- 地域の貿易統計を見ると、地域の基幹産業である自動車や半導体等製造装置の輸出価額がいずれも数か月ぶりに減少に転じており、地域へのマイナス影響が一定程度生じているのではないか。
- 米国向けの輸出が当初計画を下回る状況となっている（金属製品製造）、米国向けの主力商品の受注がストップしている（食料品製造）といった声が聞かれる。
- 顧客企業（数千社）にヒアリングしたところ、「マイナスの影響」の回答が約1割、「影響ない」が約4割、「現時点で分からない」が約5割の状況。具体的な対応については、「何もしていない」が約5割、「影響を試算中」が約1割、「対応を検討中」が約1割と、二転三転する状況を静観せざるをえない企業が大半。

また、複数の金融機関から、以下のようなプラスの影響が生じている又は今後生じる見込であるという声も聞かれた。

- 米国の関税措置公表後の円高による仕入れ価格の低下
- 米国関連商流の変化に伴う他国の新規市場の開拓や、サプライチェーン再構築に伴う国内生産回帰・受注増
- 国内自動車市場について、
  - 米国向けの輸出が減少した場合、国内向け新車の短納期化や流通量増加
  - 新車流通量増加を受けた中古車の仕入れ価格・販売価格の低化

「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」

議　事　次　第

令和６年11月28日（木）
18時00分～19時00分
中央合同庁舎第７号館（13階）　共用第１特別会議室

１．開会

２．政府側挨拶・発言

（１）加藤内閣府特命担当大臣（金融）

（２）竹内経済産業大臣政務官

（３）山本農林水産大臣政務官

３．各金融機関等代表発言

（１）全国銀行協会会長　福留朗裕
（三井住友銀行頭取CEO）

（２）全国地方銀行協会会長　秋野哲也
（常陽銀行取締役頭取）

（３）第二地方銀行協会会長　藤原一朗
（名古屋銀行取締役頭取）

（４）全国信用金庫協会会長　平松廣司
（かながわ信用金庫会長）

（５）全国信用組合中央協会会長　柳沢祥二
（大東京信用組合会長兼理事長）

（６）日本政策金融公庫 代表取締役総裁　田中一穂

（７）全国信用保証協会連合会会長　山本隆

４．意見交換

５．閉会挨拶（西野内閣府大臣政務官）

６．閉会

事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会出席者名簿

令和６年11月28日（木）18：00～19：00

【金融機関側出席者】

全国銀行協会 会長	三井住友銀行　頭取CEO 福留　朗裕　　（ふくとめ　あきひろ）
全国地方銀行協会 会長	常陽銀行　取締役頭取 秋野　哲也　　（あきの　てつや）
第二地方銀行協会 会長	名古屋銀行　取締役頭取 藤原　一朗　　（ふじわら　いちろう）
信託協会会長	三井住友トラストグループ取締役執行役社長 高倉　透　　（たかくら　とおる）
全国信用金庫協会 会長	かながわ信用金庫会長 平松　廣司　　（ひらまつ　ひろし）
全国信用組合中央協会 会長	大東京信用組合　会長 柳沢　祥二　　（やなぎさわ　しょうじ）
全国労働金庫協会	理事長 西田　安範　　（にしだ　やすのり）
農林中央金庫	代表理事理事長 奥　和登　　（おく　かずと）

【政府系金融機関等出席者】

日本政策金融公庫	代表取締役総裁 田中　一穂　　（たなか　かずほ）
沖縄振興開発金融公庫	理事長 新垣　尚之　　（あらかき　なおゆき）
商工組合中央金庫	代表取締役社長 関根　正裕　　（せきね　まさひろ）
日本政策投資銀行	代表取締役副社長 杉元　宣文　　（すぎもと　のりふみ）
全国信用保証協会連合会	会長 山本　隆　　（やまもと　たかし）
住宅金融支援機構	副理事長 浪波 哲史　　（なみわ　てつし）

【当局側出席者】

内閣府（政務）	内閣府特命担当大臣（金融） 加藤　勝信　　（かとう　かつのぶ）
内閣府（政務）	内閣府大臣政務官 西野　太亮　　（にしの　だいすけ）
経済産業省（政務）	経済産業大臣政務官 竹内　真二　　（たけうち　しんじ）
中小企業庁	長官 山下　隆一　　（やました　りゅういち）
財務省	大臣官房総括審議官 寺岡　光博　　（てらおか　みつひろ）
農林水産省（政務）	農林水産大臣政務官 山本　佐知子　（やまもと　さちこ）
農林水産省	大臣官房審議官 勝野　美江　　（かつの　みえ）
国土交通省	官房審議官 横山　征成　　（よこやま　まさなり）

府沖振第３４１号
金監督第３２６６号
財政第４４７号
厚生労働省発健生1128第1号
６経営第１８９８号
20241125中第３号
令和６年11月28日

一般社団法人全国銀行協会　会長　福留　朗裕　殿
一般社団法人全国地方銀行協会　会長　秋野　哲也　殿
一般社団法人第二地方銀行協会　会長　藤原　一朗　殿
一般社団法人全国信用金庫協会　会長　平松　廣司　殿
一般社団法人全国信用組合中央協会　会長　柳沢　祥二　殿
一般社団法人信託協会　会長　高倉　透　殿
一般社団法人全国労働金庫協会　理事長　西田　安範　殿
農林中央金庫　代表理事理事長　奥　和登　殿
株式会社日本政策金融公庫　代表取締役総裁　田中　一穂　殿
沖縄振興開発金融公庫　理事長　新垣　尚之　殿
株式会社日本政策投資銀行　代表取締役社長　地下　誠二　殿
株式会社商工組合中央金庫　代表取締役社長　関根　正裕　殿
一般社団法人全国信用保証協会連合会　会長　山本　隆　殿
独立行政法人農林漁業信用基金　理事長　牧元　幸司　殿
全国農業信用基金協会協議会　会長理事　寺下　三郎　殿
全国漁業信用基金協会　理事長　武部　勤　殿
宮城県漁業信用基金協会　理事長　正木　毅　殿
長崎県漁業信用基金協会　理事長　志岐　富美雄　殿
全国遠洋沖合漁業信用基金協会　理事長　田中　哲哉　殿

内閣総理大臣　石破　　茂
財務大臣兼金融担当大臣　加藤　　勝信
厚生労働大臣　福岡　　資麿
農林水産大臣　江藤　　拓
経済産業大臣　武藤　　容治

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえた
事業者支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれましては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

足元では、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、物価高や人手不足等の影響により、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在します。そのため、金融機関においては、資金需要の高まる年末、年度末に向けて、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されます。加えて、事業者の経営課題が多様化する中、経営

改善支援や事業再生支援、再チャレンジ支援等を先延ばしすることなく、事業者に寄り添いながら一歩先を見据えて取り組むことの必要性も、更に高まっていくと考えられます。

こうした中、政府においては、11 月 22 日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を決定し、事業者の資金調達の円滑化等を図りつつ、その経営改善・事業再生・再チャレンジを支援するための各種施策を行っていくこととしたこと等を踏まえ、以下の事項について、改めて要請いたしますので、本日の「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」における要請事項等とあわせ、貴機関、貴協会会員金融機関等の経営層は勿論のこと、現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

記

１．資金繰り支援

事業者への資金繰り支援について、物価高や人手不足等といった足元の経営環境の変化がある中、資金需要の高まる年末、年度末を迎えることを踏まえ、改めて、中小企業や小規模・零細企業、中小企業組合はもとより、中堅・大企業等も含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰りの相談に丁寧に対応するなど、引き続き、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。

また、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、経営改善につながるよう、丁寧かつ親身に対応すること。特に、各種補助金等の支給までの間に必要となる資金や、賃上げや生産性向上投資等の成長に要する資金等については、引き続き事業者の立場に立った柔軟な資金繰り支援を行うこと。

日本政策金融公庫等においては、令和７年３月末まで申込期限が延長された「セーフティネット貸付（物価高騰対策）」等の活用を促進すること。

２．条件変更、借換え

既往債務の条件変更や借換え等について、引き続き、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、事業者に寄り添った迅速かつ柔軟な対応を継続すること。また、金利見直しの協議に際しては、金融機関が顧客企業に十分に説明を行うことはもとより、事業者の実情を踏まえ、必要に応じて適切な返済計画のアドバイスを行うこと。加えて、事業者の実情に応じて以下①．から③．までに掲げる施策も活用しつつ、その返済負担軽減を図ること。

①．日本政策金融公庫等による「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等（本年 12 月末で申込終了）について、その用途の多くが借換えであることを踏まえて新たに措置する予定の「危機対応後経営安定貸付」

②．経営改善・再生計画の策定を促した上で借換需要にも応える「経営改善サポート保証制度」について、「感染症対応型」の後継として新たに措置する予定の「経営改善・再生支援強化型」

③．信用保証付融資の借換えに活用可能な、小規模事業者向けの「小口零細企業保証」（100%保証）や、認定経営革新等支援機関の支援がある場合に保証料を低減する「経営力強化保証」（80%保証）

３．自然災害の被災者等への支援

令和６年能登半島地震をはじめとする自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった個人の生活や個人事業主の事業の再建に向け、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用も含め、被災した個人や個人事業主に寄り添った支援に努めること。

同じく、災害等の影響を受けた事業者の資金繰り支援に際しては、以下①．から⑤．までに掲げる施策も活用しつつ、引き続き、その資金繰りに重大な支障が生じないよう、また、コロナ融資等の既往債務が負担となって新規資金調達が困難となる等のいわゆる二重債務問題の解消に資するよう、事業者に寄り添ったきめ細かい対応に努めること。

①．一般保証とは別枠での「セーフティネット保証４号」

②．一般保証及びセーフティネット保証とは別枠での「災害関係保証」

③．令和６年能登半島地震の被災地に限り申込期限を延長している「コロナ借換保証」

④．日本政策金融公庫等による「令和６年能登半島地震特別貸付」等（本年９月の「低気圧と前線による大雨に伴う災害」による追加被害を被った事業者の資金繰り支援にも活用可能）

⑤．「能登半島地震復興支援ファンド」

また、本年の令和６年能登半島地震の発生や「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発出を踏まえ、事業継続計画（ＢＣＰ）の点検や見直しをはじめ、災害時への備えを着実に実施すること。

４．経営支援

物価高や人手不足への対応等、事業者の経営課題が多様化していることを踏まえつつ、資金繰り支援に留まらない、事業者の実情に応じた経営改善、事業再生支援、再チャレンジ支援等に早め早めに取り組むこと。その際、以下①．から⑥．までに掲げるような事項も踏まえて対応するとともに、必要に応じて中小企業活性化協議会、事業承継・引き継ぎ支援センター、よろず支援拠点等の中小企業支援機関に早期に相談するよう事業者に促すこと。

①．「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の更なる活用に向けて、その趣旨・内容について、引き続き、営業現場を含めた一層の浸透・定着を図り、円滑な事業再生や廃業に向けた主体的な支援を講じること。その際、金融庁、財務局その他関係機関が提供する機会等も活用しながら、引き続き、地域における事業再生人材の育成や、弁護士等の専門家との連携強化等に努めること。

②．再生可能性の高い中小企業の情報を年金事務所や税務署等の公租公課の徴収現場や金融機関等に共有することで、公租公課の適正な納付計画の策定、関係機関による処理方針や支援の判

断・決定を促すことを通じて、公租公課の確実な納付と事業再生の両立を目指す仕組みとして本年６月に創設した「事業再生情報ネットワーク」について、引き続き、事業者等に対して必要な周知を行うとともに、本ネットワークを活用した柔軟な事業者支援に努めること。

③．廃業手続の早期着手により保証人の手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化した「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の趣旨・内容について、引き続き、営業現場を含めた一層の浸透・定着を図るとともに、経営者等の個人破産の回避に向けて誠実に対応すること。加えて、意欲ある経営者等の円滑な再チャレンジに向けた資金繰り支援についても柔軟に対応すること。また、係る保証債務の整理の検討に際して、事業者の実情に応じて、新たに措置する予定の中小企業活性化協議会による再チャレンジ支援制度の活用を検討すること。

④．事業者の抱える課題解決を先送りせず、早め早めの対応を促していく観点から、引き続き、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の早期の策定や必要な見直しに向けて積極的に取り組むとともに、あわせて、係る計画の実現に向けたきめ細かい支援を講じること。

⑤．本年２月より民間金融機関が中小企業に行う計画策定支援も時限的に補助の対象に追加した「早期経営改善計画策定支援事業」については、現場のニーズも踏まえ、係る時限措置の申込期限を令和７年１月から令和 10 年１月まで大幅に延長し、支援対象企業の要件も拡充することを予定しており、民間金融機関においては、こうした各種支援施策も活用しつつ、自身のコンサルティング機能を発揮して事業者の経営改善・再生支援に努めること。なお、足元では、「早期経営改善計画策定支援事業」を積極的に活用する金融機関において、信用保証付融資に関し、保証承諾時にプロパー融資が無い割合が低い、代位弁済率が低いといった傾向があることも踏まえ、利用実績の乏しい金融機関においてもその積極的な活用に向けて検討すること。

⑥．民間金融機関においては、自らの規模・特性、顧客企業のニーズ等に応じて、成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業や事業承継が必要な顧客企業等に対し、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（本年８月 30 日付改正、10 月１日適用開始）を踏まえ、ＰＭＩを含むM&Ａ支援について検討するとともに、実際に支援を行うに際しては、専門的な人材の内部育成や、ノウハウを持つ外部人材の採用、外部専門家・外部機関等との連携など、業務の健全かつ適切な運営の確保を念頭に置きつつ、所要の体制整備を図ること。その上で、顧客企業に対するM&Ａ支援の一環として、例えば最終契約（株式譲渡契約等）締結に向けた交渉やリスク事項の説明等の支援を行うに当たっては、M&Ａ成立後のトラブルを回避する観点から、「中小M&Ａガイドライン」（本年８月 30 日に第３版へと改訂）も踏まえ、適切に対応すること。また、必要に応じて「事業承継・引継ぎ補助金」の積極的な活用も検討すること。

加えて、売上や収益を向上させ持続的な成長軌道に乗るための支援を必要とする事業者等に対しては、地域経済の成長や雇用の拡大といった地域への裨益の観点や、以下①．から③．までに掲げるような事項も踏まえ、係る資金繰り支援とともに経営力強化に向けた支援を継続・強化するように努めること。

①．民間金融機関においては、株式会社地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）が提供する、地域企業と大企業人材とのマッチングを行うためのプラットフォームである「レビキャリ」を有効に活用し、地域企業への経営人材の登用を推進することを通じて、その事業の維持・成長に向けた取組を後押しすること。

②．日本政策金融公庫等による「新型コロナ対策資本性劣後ローン」の取扱終了後（令和７年２月末）、通常の資本性劣後ローンについて、成長資金を必要とする事業者を対象に追加する等の見直しを行う予定であり、過大な債務等に苦しむ事業者の財務基盤を強化し経営改善・再生を促すだけでなく、構造的な賃上げの実現に向けて省力化投資等に挑戦する事業者に対しての成長支援の手段として、積極的にその活用を検討すること。あわせて、官民金融機関においては、協調融資商品の組成拡大等に努めること。

③．日本政策金融公庫等においては、「賃上げ貸付利率特例制度」により、従業員の賃上げに取り組もうとする事業者の金利負担を軽減することにより、その賃上げの継続を支援すること。

５．経営者保証

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、令和４年 12 月 23 日付で政府より発出した要請文「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進」及び同日付で策定した「経営者保証改革プログラム」の趣旨・内容について、引き続き、営業現場を含めた一層の浸透・定着を図ること。また、民間金融機関においては、本年８月 30 日付で改正し 10 月１日に適用開始した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等を踏まえ、引き続き、Ｍ＆Ａ・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した場合には、経営者保証の解除に向けた見直し及び事業者等への説明を着実に実施すること。こうした際、経営者保証に関する事業者等への説明・記録や、本部部署等における監査やモニタリング等の一層円滑かつ着実な実施、あるいは、信用保証協会との更なる連携強化等に向け、金融庁が作成する事例集も参照しながら、引き続き、必要な態勢整備を図ること。

加えて、「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進」や「経営者保証改革プログラム」に基づく取組が金融機関や事業者の着実な行動変容につながっていることを踏まえ、係る行動変容を更に拡大していくべく、自身の経営資源の状況や事業者とのリレーション強化による裨益等に照らし合わせて、令和５年３月以前に締結したものも含む既往の経営者保証契約について、事業者からの問い合わせや、事業者に対する定期的な業況確認の機会等も活用しながら、対応可能な範囲で、監督指針に沿った説明や記録を行うこと。

また、信用保証付融資に関しては、信用保証協会と民間金融機関とが連携して、事業者のニーズに応じて、「事業者選択型経営者保証非提供制度」の活用を積極的に検討すること。

６．他の金融機関や支援機関との連携

自身のメイン先である事業者に対しては勿論のこと、コロナ禍において実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった事業者や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した事業者

等に対しても支援がおろそかなものとならないよう、自身の経営資源の状況等を踏まえつつ、他の金融機関や支援機関等と早期から密接に連携し、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信用保証付融資の別等にかかわらず、事業者に寄り添った継続的な伴走支援に努めること。

また、今後、プロパー融資と信用保証付融資とを組み合わせた協調融資制度を新たに措置する予定であり、民間金融機関及び信用保証協会においては、事業者のニーズに応じて当該制度を積極的に活用することにより、民間金融機関によるプロパー融資の増加や金融仲介機能の一層の発揮を通じて、事業者の多岐にわたる経営課題に対応した資金需要に着実に応えていくこと。

7．住宅ローン等

住宅ローンやその他の個人ローンについて、丁寧な相談対応や顧客の状況、ニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行い、生活・暮らしの支援に努めること。

8．手形等のサイト短縮に取り組む事業者への支援

令和６年 11 月から下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）における手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。）のサイト短縮に係る新たな指導基準の運用が開始されたが、手形等のサイトの短縮に向けてはサプライチェーン全体で取り組むことが重要であることを踏まえ、同法の対象とならない取引も含め、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者に対し、きめ細かな資金繰り支援に努めること。

9．ＡＬＰＳ処理水放出の影響を受けた事業者への支援

ＡＬＰＳ処理水（多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水をいう。）の海洋放出に伴う輸出先の国又は地域における水産物の輸入規制措置等の影響を受けて経営等に支障を来す輸出業者や水産加工業者、卸売業者等の事業者については、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底すべく、民間金融機関及び信用保証協会においては令和７年２月 23 日まで申込期限が延長された「セーフティネット保証２号」等の活用を、日本政策金融公庫等においては「セーフティネット貸付」等の活用を、それぞれ事業者の実情に応じて積極的に促進すること。

以　上

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
												処理方針決定済			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	全額補償	一部補償	補償しない
12年度	0	0	1	18	0	0	0	0	1	18	1,857	1	0	1	0
13年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	5	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	100	1	6
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	434	6	25
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	885	3	21
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	0	20
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	0	24
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	401	12	12
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	0	19
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	0	17
23年度	354	215	93	87	6	13	32	26	485	342	70	484	458	2	24
24年度	663	465	138	138	32	27	75	68	908	701	77	907	859	6	42
25年度	297	85	11	2	1	0	3	1	312	90	28	312	292	1	19
26年度	266	116	33	21	0	0	6	4	305	142	46	305	290	1	14
27年度	338	134	25	25	12	9	9	6	384	175	45	384	371	1	12
28年度	271	108	29	7	5	3	4	2	309	121	39	309	303	0	6
4月～6月	69	18	7	0	0	0	0	0	76	19	25	76	73	0	3
7月～9月	82	27	5	2	1	0	2	2	90	32	36	90	89	0	1
10月～12月	64	28	8	2	3	2	2	0	77	34	44	77	76	0	1
1月～3月	56	33	9	1	1	0	0	0	66	35	54	66	65	0	1
29年度	325	81	52	25	2	1	18	22	397	131	33	397	387	1	9
4月～6月	81	19	7	2	0	0	1	0	89	22	25	89	87	0	2
7月～9月	85	19	12	1	0	0	3	2	100	23	23	100	98	0	2
10月～12月	96	31	27	21	2	1	14	19	139	74	53	139	137	1	1
1月～3月	63	10	6	0	0	0	0	0	69	11	16	69	65	0	4
30年度	235	63	20	14	3	7	20	10	278	96	34	278	267	0	11
4月～6月	52	6	0	0	0	0	2	1	54	7	14	54	54	0	0
7月～9月	78	22	5	1	0	0	7	5	90	28	31	90	87	0	3
10月～12月	65	17	8	8	2	2	7	2	82	31	38	82	77	0	5
1月～3月	40	17	7	5	1	5	4	0	52	28	54	52	49	0	3
R1年度	168	64	39	54	6	10	8	17	221	146	66	221	206	8	7
4月～6月	41	21	1	0	1	8	1	6	44	36	82	44	43	0	1
7月～9月	41	12	12	30	2	1	1	2	56	46	83	56	53	1	2
10月～12月	66	27	25	22	3	0	4	7	98	58	59	98	87	7	4
1月～3月	20	3	1	0	0	0	2	1	23	5	22	23	23	0	0
R2年度	78	49	24	13	3	2	20	13	125	79	63	124	113	0	11
4月～6月	3	1	0	0	0	0	2	6	5	7	147	5	5	0	0
7月～9月	6	3	2	0	0	0	1	0	9	3	43	9	6	0	3
10月～12月	62	39	22	13	3	2	16	6	103	61	60	102	94	0	8
1月～3月	7	4	0	0	0	0	1	0	8	5	73	8	8	0	0
R3年度	12	25	8	14	1	0	4	3	25	43	174	25	20	0	5
4月～6月	3	4	1	0	0	0	0	0	4	4	101	4	3	0	1
7月～9月	7	11	3	13	1	0	3	3	14	28	205	14	12	0	2
10月～12月	2	10	1	0	0	0	0	0	3	10	342	3	3	0	0
1月～3月	0	0	3	0	0	0	1	0	4	0	10	4	2	0	2
R4年度	33	27	15	9	1	0	5	6	54	44	82	54	50	0	4
4月～6月	1	1	3	0	0	0	0	0	4	2	50	4	1	0	3
7月～9月	2	3	0	0	0	0	1	0	3	4	142	3	3	0	0
10月～12月	22	19	4	1	0	0	3	4	29	25	88	29	29	0	0
1月～3月	8	2	8	7	1	0	1	1	18	12	70	18	17	0	1
R5年度	4	0	7	41	1	5	2	6	14	53	385	14	13	1	0
4月～6月	1	0	3	32	1	5	1	1	6	39	656	6	5	1	0
7月～9月	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	87	1	1	0	0
10月～12月	1	0	3	8	0	0	0	0	4	8	209	4	4	0	0
1月～3月	2	0	0	0	0	0	1	5	3	5	178	3	3	0	0
R6年度	7	6	6	2	0	0	1	17	14	27	194	12	8	0	4
4月～6月	2	0	4	1	0	0	1	17	7	19	280	6	5	0	1
7月～9月	4	5	0	0	0	0	0	0	4	5	146	3	2	0	1
10月～12月	0	0	2	1	0	0	0	0	2	1	82	2	1	0	1
1月～3月	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	12	1	0	0	1
計	5,332	3,980	1,464	1,488	417	387	472	478	7,685	6,334	82	7,593	7,235	45	313
構成比	69.4%	62.8%	19.1%	23.5%	5.4%	6.1%	6.1%	7.6%	100.0%	100.0%		100.0%	95.3%	0.6%	4.1%

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）
「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.3%（5,113件/5,310件）、地方銀行95.6%（1,358件/1,420件）、第二地方銀行95.6%（392件/410件）、信金等92.1%（417件/453件）。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
												処理方針決定済			
													補償		補償しない
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	全額	75%又は一部	
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045
18年度	3,998	1,661	1,833	1,062	382	165	714	347	6,927	3,236	46	6,899	3,342	969	2,588
19年度	3,469	1,365	1,172	628	189	79	499	227	5,329	2,300	43	5,329	2,132	853	2,344
20年度	3,515	1,584	1,006	531	166	109	444	211	5,131	2,437	47	5,131	1,820	908	2,403
21年度	4,239	1,884	1,098	668	201	126	533	301	6,071	2,981	49	6,070	1,774	1,537	2,759
22年度	4,466	2,439	1,252	956	286	198	703	486	6,707	4,080	60	6,707	1,667	2,162	2,878
23年度	3,719	1,825	988	698	208	137	531	338	5,446	2,999	55	5,446	1,234	1,512	2,700
24年度	2,896	1,243	630	403	104	73	312	187	3,942	1,908	48	3,941	818	851	2,272
25年度	2,796	1,206	496	309	66	34	209	130	3,567	1,681	47	3,563	607	722	2,234
26年度	2,393	1,058	423	224	76	55	205	162	3,097	1,501	48	3,097	582	606	1,909
27年度	2,134	1,126	491	387	94	36	229	228	2,948	1,779	60	2,939	601	753	1,585
28年度	2,828	1,891	626	487	101	93	428	353	3,983	2,824	70	3,980	571	1,313	2,096
4月～6月	631	404	133	94	21	16	73	58	858	574	66	858	153	228	477
7月～9月	647	388	165	136	22	15	65	64	899	604	67	899	129	290	480
10月～12月	699	484	134	115	23	17	109	95	965	712	73	965	126	285	554
1月～3月	851	613	194	140	35	43	181	135	1,261	933	74	1,258	163	510	585
29年度	6,858	4,604	2,017	1,677	387	314	1,721	1,180	10,983	7,776	70	10,977	1,242	5,474	4,261
4月～6月	1,271	825	362	367	64	65	311	222	2,008	1,481	73	2,005	252	936	817
7月～9月	1,539	1,001	442	350	88	55	389	295	2,458	1,703	69	2,456	328	1,169	959
10月～12月	1,964	1,392	600	458	115	105	485	314	3,164	2,270	71	3,163	286	1,665	1,212
1月～3月	2,084	1,384	613	501	120	87	536	347	3,353	2,321	69	3,353	376	1,704	1,273
30年度	8,586	6,049	2,746	2,183	395	253	2,271	1,453	13,998	9,940	71	13,992	1,213	7,347	5,432
4月～6月	1,813	1,296	518	470	98	69	492	325	2,921	2,161	74	2,920	260	1,366	1,294
7月～9月	2,003	1,402	602	443	100	68	512	332	3,217	2,246	69	3,216	306	1,639	1,271
10月～12月	2,429	1,761	824	657	92	55	594	381	3,939	2,855	72	3,937	345	2,208	1,384
1月～3月	2,341	1,589	802	612	105	59	673	413	3,921	2,676	68	3,919	302	2,134	1,483
R1年度	9,656	7,460	3,524	2,937	426	281	2,453	1,602	16,059	12,282	76	16,054	1,385	8,762	5,907
4月～6月	2,287	1,620	893	703	96	63	575	376	3,851	2,764	71	3,850	341	2,059	1,450
7月～9月	2,486	1,809	935	794	107	70	578	375	4,106	3,050	74	4,106	337	2,276	1,493
10月～12月	2,597	2,231	969	889	108	72	687	432	4,361	3,626	83	4,359	372	2,443	1,544
1月～3月	2,286	1,799	727	549	115	75	613	417	3,741	2,841	75	3,739	335	1,984	1,420
R2年度	7,103	5,633	2,178	1,741	359	245	1,887	1,387	11,527	9,008	78	11,521	846	6,155	4,520
4月～6月	1,790	1,515	569	447	101	63	484	365	2,944	2,391	81	2,943	241	1,579	1,123
7月～9月	2,035	1,561	617	502	109	73	535	372	3,296	2,510	76	3,293	276	1,729	1,288
10月～12月	1,662	1,246	542	431	87	58	435	336	2,726	2,072	76	2,724	193	1,420	1,111
1月～3月	1,616	1,309	450	360	62	49	433	313	2,561	2,033	79	2,561	136	1,427	998
R3年度	6,228	5,238	1,648	1,266	349	226	1,572	1,032	9,797	7,764	79	9,770	615	5,514	3,641
4月～6月	1,586	1,287	381	239	89	58	412	275	2,468	1,860	75	2,459	176	1,346	937
7月～9月	1,621	1,408	438	366	74	43	410	269	2,543	2,087	82	2,536	167	1,483	886
10月～12月	1,550	1,232	460	358	101	62	340	224	2,451	1,878	76	2,446	157	1,410	879
1月～3月	1,471	1,309	369	302	85	62	410	263	2,335	1,937	82	2,329	115	1,275	939
R4年度	6,990	6,008	1,971	1,167	418	319	1,666	1,030	11,045	8,526	77	11,007	464	6,474	4,069
4月～6月	1,682	1,352	480	83	100	79	381	237	2,643	1,753	66	2,634	109	1,534	991
7月～9月	1,865	1,546	533	374	103	78	469	292	2,970	2,292	77	2,965	122	1,807	1,036
10月～12月	1,817	1,605	523	368	124	94	452	273	2,916	2,341	80	2,903	137	1,683	1,083
1月～3月	1,626	1,504	435	340	91	67	364	226	2,516	2,139	85	2,505	96	1,450	959
R5年度	5,913	5,075	1,464	1,056	300	230	1,407	962	9,084	7,324	80	9,055	302	4,917	3,836
4月～6月	1,624	1,456	412	284	79	52	343	232	2,458	2,025	82	2,455	81	1,370	1,004
7月～9月	1,646	1,498	429	348	92	85	395	274	2,562	2,206	86	2,557	94	1,405	1,058
10月～12月	1,396	1,147	350	228	68	47	354	230	2,168	1,654	76	2,157	76	1,142	939
1月～3月	1,247	972	273	194	61	45	315	223	1,896	1,437	75	1,886	51	1,000	835
R6年度	4,282	3,386	1,237	1,040	293	279	1,124	742	6,936	5,448	78	6,032	245	3,074	2,713
4月～6月	1,314	1,010	314	198	75	74	354	221	2,057	1,505	73	2,028	69	1,052	907
7月～9月	1,330	1,087	392	433	86	67	323	206	2,131	1,795	84	2,057	93	1,144	820
10月～12月	949	792	290	225	66	53	217	170	1,522	1,242	81	1,248	60	611	577
1月～3月	689	495	241	182	66	82	230	143	1,226	904	73	699	23	267	409
計	95,293	63,290	28,790	20,872	5,211	3,534	19,909	12,983	149,203	100,681	67	148,117	25,017	60,771	62,329
構成比	63.9%	62.9%	19.3%	20.7%	3.5%	3.5%	13.3%	12.9%	100.0%	100.0%		100.0%	16.9%	41.0%	42.1%

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）
「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

盗難通帳による預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（単位：件、百万円）

業態 / 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	処理方針決定済			
												計	全額補償	一部補償	補償しない
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	83	82	508
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	27	33	245
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	45	20	219
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	51	9	158
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	95	20	106
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	116	32	115
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	80	27	120
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	93	37	105
23年度	104	148	60	42	9	7	13	15	186	214	115	185	61	50	74
24年度	84	70	51	73	7	1	11	11	153	157	102	153	45	49	59
25年度	82	52	30	23	5	3	16	13	133	92	69	133	56	34	43
26年度	69	57	23	13	3	8	13	24	108	102	95	107	27	38	42
27年度	48	40	18	7	6	2	11	6	83	57	69	83	13	17	53
28年度	36	16	16	5	0	0	6	2	58	25	43	58	16	20	22
4月～6月	6	2	5	1	0	0	2	0	13	5	38	13	2	4	7
7月～9月	5	1	2	0	0	0	2	1	9	3	36	9	3	3	3
10月～12月	16	6	8	3	0	0	2	0	26	10	41	26	10	11	5
1月～3月	9	6	1	0	0	0	0	0	10	6	62	10	1	2	7
29年度	32	31	14	9	1	0	10	2	57	44	77	56	11	20	25
4月～6月	13	18	5	4	1	0	4	1	23	25	112	22	2	12	8
7月～9月	8	3	6	2	0	0	0	0	14	6	49	14	6	3	5
10月～12月	7	6	2	0	0	0	4	0	13	7	59	13	2	3	8
1月～3月	4	2	1	0	0	0	2	0	7	4	57	7	1	2	4
30年度	29	19	6	2	2	0	7	3	44	26	59	44	14	14	16
4月～6月	7	2	1	0	1	0	3	3	12	5	47	12	4	6	2
7月～9月	10	3	3	2	0	0	2	0	15	5	39	15	6	2	7
10月～12月	6	3	1	0	0	0	1	0	8	4	56	8	3	2	3
1月～3月	6	9	1	0	1	0	1	0	9	9	110	9	1	4	4
R1年度	20	13	10	7	0	0	4	6	34	26	78	34	6	10	18
4月～6月	9	8	2	1	0	0	2	5	13	15	121	13	3	2	8
7月～9月	7	3	3	3	0	0	0	0	10	6	62	10	1	4	5
10月～12月	3	1	1	0	0	0	1	0	5	2	52	5	1	1	3
1月～3月	1	0	4	1	0	0	1	0	6	2	34	6	1	3	2
R2年度	15	34	15	15	1	1	2	1	33	53	161	33	9	13	11
4月～6月	3	3	3	4	1	1	0	0	7	8	124	7	1	2	4
7月～9月	5	10	7	5	0	0	0	0	12	15	130	12	3	8	1
10月～12月	2	9	3	5	0	0	1	0	6	15	253	6	0	3	3
1月～3月	5	12	2	0	0	0	1	1	8	13	171	8	5	0	3
R3年度	11	2	16	26	0	0	3	4	30	33	113	29	5	6	18
4月～6月	1	0	3	8	0	0	2	4	6	13	217	6	1	1	4
7月～9月	6	1	3	2	0	0	1	0	10	4	41	9	3	3	3
10月～12月	2	0	8	13	0	0	0	0	10	14	143	10	1	2	7
1月～3月	2	0	2	2	0	0	0	0	4	2	59	4	0	0	4
R4年度	7	5	8	7	0	0	4	2	19	15	83	16	1	4	11
4月～6月	0	0	1	2	0	0	2	0	3	3	116	3	0	0	3
7月～9月	2	2	1	0	0	0	0	0	3	3	119	2	0	0	2
10月～12月	1	0	5	3	0	0	1	0	7	3	55	6	0	2	4
1月～3月	4	2	1	0	0	0	1	2	6	4	82	5	1	2	2
R5年度	2	0	7	5	0	0	4	6	13	11	90	12	2	1	9
4月～6月	1	0	3	1	0	0	3	1	7	2	32	7	2	0	5
7月～9月	0	0	1	0	0	0	1	5	2	5	275	1	0	0	1
10月～12月	1	0	1	1	0	0	0	0	2	1	75	2	0	0	2
1月～3月	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2	125	2	0	1	1
R6年度	5	1	12	12	0	0	2	0	19	14	78	13	0	2	11
4月～6月	3	1	0	0	0	0	0	0	3	1	50	1	0	1	0
7月～9月	1	0	2	1	0	0	1	0	4	2	71	4	0	1	3
10月～12月	0	0	5	5	0	0	1	0	6	5	96	5	0	0	5
1月～3月	1	0	5	4	0	0	0	0	6	4	78	3	0	0	3
計	1,693	3,608	1,282	1,562	159	239	412	491	3,546	5,901	166	3,382	856	538	1,988
構成比	47.7%	61.1%	36.2%	26.5%	4.5%	4.1%	11.6%	8.3%	100.0%	100.0%		100.0%	25.3%	15.9%	58.8%

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）
「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

インターネットバンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
												処理方針決定済			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	全額補償	一部補償	補償しない
17年2月～3月	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	29	9	11
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	65	4	31
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	188	2	43
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	80	8	42
21年度	53	22	6	89	3	3	0	0	62	116	187	52	26	2	24
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	47	1	25
23年度	90	172	41	115	8	36	23	71	162	395	244	162	76	33	53
24年度	142	141	6	8	0	0	1	1	149	151	101	149	52	51	46
25年度	1,871	1,942	67	190	13	69	4	4	1,955	2,206	112	1,955	1,654	124	177
26年度	1,124	1,240	141	413	22	141	124	422	1,411	2,217	157	1,408	1,000	180	228
27年度	1,182	1,444	197	361	19	109	163	533	1,561	2,448	156	1,557	1,227	88	242
28年度	573	617	115	327	13	55	62	140	763	1,140	149	759	560	75	124
4月～6月	256	225	16	21	0	0	11	8	283	255	90	283	218	15	50
7月～9月	85	116	26	102	2	7	10	14	123	241	196	122	82	14	26
10月～12月	167	209	41	135	7	29	28	100	243	474	195	242	181	34	27
1月～3月	65	66	32	68	4	17	13	16	114	169	148	112	79	12	21
29年度	209	407	95	384	21	59	48	172	373	1,024	274	372	223	73	76
4月～6月	58	103	19	100	13	20	14	70	104	296	284	103	56	22	25
7月～9月	55	143	28	32	2	23	7	6	92	205	223	92	57	26	9
10月～12月	37	49	27	153	2	8	19	21	85	232	274	85	54	11	20
1月～3月	59	109	21	98	4	7	8	74	92	289	315	92	56	14	22
30年度	304	669	55	112	10	23	24	44	393	849	216	390	276	44	70
4月～6月	83	157	28	83	3	7	9	28	123	277	225	123	78	25	20
7月～9月	39	39	11	17	6	13	7	10	63	80	127	63	37	10	16
10月～12月	28	25	12	6	0	0	6	4	46	36	79	44	21	7	16
1月～3月	154	447	4	4	1	3	2	0	161	455	282	160	140	2	18
R1年度	1,818	2,283	93	132	6	12	10	13	1,927	2,443	126	1,925	1,526	126	273
4月～6月	99	121	24	88	1	10	1	0	125	220	176	124	78	29	17
7月～9月	514	460	11	10	1	1	3	1	529	474	89	529	439	16	74
10月～12月	930	1,553	18	12	4	1	3	10	955	1,577	165	954	776	32	146
1月～3月	275	148	40	21	0	0	3	1	318	171	54	318	233	49	36
R2年度	1,366	1,502	125	211	5	16	24	182	1,520	1,912	125	1,509	1,033	222	254
4月～6月	431	473	12	17	0	0	2	1	445	491	110	444	358	19	67
7月～9月	239	454	42	52	0	0	4	106	285	614	215	284	249	7	28
10月～12月	404	265	61	62	5	16	17	73	487	418	85	479	350	17	112
1月～3月	292	309	10	79	0	0	1	0	303	388	128	302	76	179	47
R3年度	305	757	84	296	8	42	6	44	403	1,141	283	401	184	45	172
4月～6月	49	197	11	47	3	2	2	0	65	246	379	65	23	11	31
7月～9月	157	230	8	55	1	1	1	0	167	287	172	165	116	5	44
10月～12月	48	209	18	101	3	37	1	19	70	368	526	70	15	16	39
1月～3月	51	120	47	92	1	1	2	23	101	238	235	101	30	13	58
R4年度	1,855	2,497	154	278	4	1	25	85	2,038	2,864	140	2,023	1,367	182	474
4月～6月	88	174	28	55	0	0	4	2	120	232	194	119	53	16	50
7月～9月	707	774	60	73	1	0	7	31	775	879	113	772	571	98	103
10月～12月	323	454	35	62	1	0	4	15	363	533	146	358	199	34	125
1月～3月	737	1,094	31	86	2	1	10	35	780	1,217	156	774	544	34	196
R5年度	6,231	9,701	402	1,432	24	76	80	529	6,737	11,740	174	6,649	4,982	224	1,443
4月～6月	1,849	2,521	156	299	4	5	19	148	2,028	2,973	146	1,978	1,476	68	434
7月～9月	1,747	3,247	95	356	9	32	15	41	1,866	3,677	197	1,848	1,346	58	444
10月～12月	1,154	2,850	45	257	6	11	29	103	1,234	3,221	261	1,225	906	40	279
1月～3月	1,481	1,082	106	519	5	27	17	237	1,609	1,867	116	1,598	1,254	58	286
R6年度	7,911	8,901	1,625	5,004	151	520	650	1,705	10,337	16,131	156	4,992	2,936	272	1,784
4月～6月	774	1,995	109	545	13	37	34	160	930	2,737	294	916	552	34	330
7月～9月	1,449	2,781	260	851	13	99	99	284	1,821	4,015	220	1,564	1,050	35	479
10月～12月	921	2,451	360	1,167	11	21	431	740	1,723	4,381	254	1,525	851	187	487
1月～3月	4,767	1,673	896	2,439	114	362	86	521	5,863	4,996	85	987	483	16	488
計	25,571	32,823	3,242	9,453	316	1,179	1,260	3,984	30,389	47,441	156	24,889	17,531	1,765	5,593
構成比	84.1%	69.2%	10.7%	19.9%	1.0%	2.5%	4.1%	8.4%	100.0%	100.0%		100.0%	70.4%	7.1%	22.5%

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）
「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

インターネットバンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況）（個人）

（単位：件、百万円）

業態／時期		主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）
個人	23年度	87	153	30	49	0	0	10	8	127	210	165
	24年度	140	136	5	4	0	0	1	1	146	142	97
	25年度	1,809	1,868	49	90	2	3	3	1	1,863	1,964	105
	26年度	1,092	1,113	104	178	7	10	47	100	1,250	1,402	112
	27年度	1,127	1,041	179	296	10	13	90	124	1,406	1,476	105
	28年度	541	585	90	123	11	38	33	42	675	789	116
	4月～6月	234	199	15	17	0	0	10	6	259	223	86
	7月～9月	84	115	21	34	2	7	6	8	113	165	146
	10月～12月	161	206	28	36	7	29	10	20	206	293	142
	1月～3月	62	63	26	34	2	1	7	6	97	106	109
	29年度	196	338	81	170	14	14	22	22	313	545	174
	4月～6月	53	99	15	37	10	6	4	3	82	146	178
	7月～9月	48	81	27	31	0	0	5	5	80	118	148
	10月～12月	36	47	20	37	0	0	8	10	64	95	148
	1月～3月	59	109	19	64	4	7	5	3	87	185	212
	30年度	300	663	49	94	7	13	22	26	378	797	211
	4月～6月	81	154	28	83	1	0	7	10	117	249	213
	7月～9月	38	36	9	7	6	13	7	10	60	67	111
	10月～12月	27	24	9	1	0	0	6	4	42	31	75
	1月～3月	154	447	3	1	0	0	2	0	159	449	282
	R1年度	1,808	2,269	91	124	6	12	10	13	1,915	2,420	126
	4月～6月	97	120	23	85	1	10	1	0	122	216	177
	7月～9月	510	458	10	4	1	1	3	1	524	466	88
	10月～12月	930	1,553	18	12	4	1	3	10	955	1,577	165
	1月～3月	271	137	40	21	0	0	3	1	314	160	51
	R2年度	1,344	1,479	118	194	5	16	12	15	1,479	1,705	115
	4月～6月	417	455	12	17	0	0	2	1	431	474	110
	7月～9月	234	449	41	50	0	0	2	2	277	502	181
	10月～12月	403	265	56	56	5	16	8	11	472	350	74
	1月～3月	290	308	9	70	0	0	0	0	299	379	126
	R3年度	297	661	82	271	8	42	5	24	392	1,000	255
	4月～6月	46	159	11	47	3	2	2	0	62	209	337
	7月～9月	153	182	6	31	1	1	1	0	161	215	133
	10月～12月	48	209	18	101	3	37	1	19	70	368	526
	1月～3月	50	109	47	92	1	1	1	3	99	207	209
	R4年度	1,836	2,434	146	270	4	1	18	38	2,004	2,745	136
	4月～6月	87	174	26	55	0	0	4	2	117	232	198
	7月～9月	702	769	60	73	1	0	6	10	769	854	111
	10月～12月	321	444	35	62	1	0	2	0	359	509	141
	1月～3月	726	1,045	25	78	2	1	6	23	759	1,149	151
	R5年度	6,174	9,584	391	1,308	22	69	53	278	6,640	11,240	169
	4月～6月	1,821	2,459	154	264	4	5	6	13	1,985	2,742	138
	7月～9月	1,737	3,243	92	333	7	24	13	25	1,849	3,628	196
	10月～12月	1,151	2,820	42	204	6	11	23	81	1,222	3,117	255
	1月～3月	1,465	1,061	103	506	5	27	11	156	1,584	1,752	110
	R6年度	7,841	8,040	1,530	2,882	144	480	560	1,050	10,075	12,453	123
	4月～6月	756	1,889	102	437	11	25	20	88	889	2,440	274
	7月～9月	1,434	2,705	243	725	13	99	80	216	1,770	3,745	211
	10月～12月	910	2,144	335	886	9	18	415	560	1,669	3,609	216
	1月～3月	4,741	1,300	850	833	111	337	45	185	5,747	2,657	46
計		24,592	30,369	2,945	6,060	240	718	886	1,747	28,663	38,895	135
構成比		85.8%	78.1%	10.3%	15.6%	0.8%	1.8%	3.1%	4.5%	100.0%	100.0%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、
「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。
（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

インターネットバンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況）（法人）

（単位：件、百万円）

業態／時期		主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）
法人	23年度	3	18	11	66	8	36	13	63	35	184	528
	24年度	2	5	1	3	0	0	0	0	3	9	309
	25年度	62	74	18	99	11	66	1	2	92	242	263
	26年度	32	126	37	235	15	130	77	321	161	814	505
	27年度	55	403	18	65	9	95	73	408	155	972	627
	28年度	32	32	25	204	2	16	29	98	88	351	399
	4月～6月	22	25	1	3	0	0	1	2	24	31	132
	7月～9月	1	1	5	67	0	0	4	6	10	75	759
	10月～12月	6	2	13	98	0	0	18	79	37	180	488
	1月～3月	3	2	6	33	2	16	6	9	17	62	369
	29年度	13	68	14	214	7	45	26	150	60	478	798
	4月～6月	5	4	4	63	3	14	10	67	22	149	679
	7月～9月	7	61	1	0	2	23	2	0	12	86	722
	10月～12月	1	2	7	116	2	8	11	11	21	137	655
	1月～3月	0	0	2	33	0	0	3	71	5	104	2,095
	30年度	4	6	6	17	3	9	2	17	15	51	343
	4月～6月	2	3	0	0	2	6	2	17	6	27	459
	7月～9月	1	2	2	10	0	0	0	0	3	13	438
	10月～12月	1	0	3	4	0	0	0	0	4	4	119
	1月～3月	0	0	1	3	1	3	0	0	2	6	300
	R1年度	10	14	2	8	0	0	0	0	12	22	191
	4月～6月	2	0	1	3	0	0	0	0	3	4	133
	7月～9月	4	2	1	5	0	0	0	0	5	7	156
	10月～12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月～3月	4	11	0	0	0	0	0	0	4	11	277
	R2年度	22	23	7	16	0	0	12	167	41	207	505
	4月～6月	14	17	0	0	0	0	0	0	14	17	123
	7月～9月	5	5	1	2	0	0	2	104	8	111	1,397
	10月～12月	1	0	5	5	0	0	9	61	15	68	453
	1月～3月	2	0	1	8	0	0	1	0	4	9	246
	R3年度	8	96	2	24	0	0	1	19	11	141	1,282
	4月～6月	3	37	0	0	0	0	0	0	3	37	1,264
	7月～9月	4	48	2	24	0	0	0	0	6	72	1,207
	10月～12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月～3月	1	10	0	0	0	0	1	19	2	30	1,532
	R4年度	19	62	8	8	0	0	7	47	34	118	349
	4月～6月	1	0	2	0	0	0	0	0	3	0	21
	7月～9月	5	4	0	0	0	0	1	20	6	24	414
	10月～12月	2	9	0	0	0	0	2	15	4	24	614
	1月～3月	11	48	6	7	0	0	4	12	21	68	327
	R5年度	57	116	11	124	2	7	27	251	97	499	514
	4月～6月	28	62	2	35	0	0	13	134	43	231	538
	7月～9月	10	3	3	22	2	7	2	15	17	48	288
	10月～12月	3	29	3	52	0	0	6	21	12	104	867
	1月～3月	16	21	3	13	0	0	6	80	25	114	459
	R6年度	70	861	95	2,121	7	39	90	655	262	3,677	1,403
	4月～6月	18	105	7	107	2	11	14	71	41	296	724
	7月～9月	15	76	17	126	0	0	19	67	51	269	529
	10月～12月	11	307	25	281	2	2	16	180	54	772	1,429
	1月～3月	26	372	46	1,605	3	25	41	335	116	2,338	2,016
計		389	1,911	255	3,210	64	447	358	2,203	1,066	7,772	729
構成比		36.5%	24.6%	23.9%	41.3%	6.0%	5.8%	33.6%	28.4%	100.0%	100.0%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

連携サービスによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
												処理方針決定済			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	全額補償	一部補償	補償しない
R2年度	27	3	11	2	0	0	0	0	38	5	14	38	21	0	17
10月～12月	5	0	5	2	0	0	0	0	10	2	24	10	3	0	7
1月～3月	22	2	6	0	0	0	0	0	28	3	11	28	18	0	10
R3年度	396	44	52	6	2	0	0	0	450	50	11	438	396	2	40
4月～6月	29	2	1	0	0	0	0	0	30	2	9	30	28	0	2
7月～9月	54	5	15	1	0	0	0	0	69	6	9	68	56	1	11
10月～12月	158	15	27	3	1	0	0	0	186	19	10	176	161	0	15
1月～3月	155	20	9	1	1	0	0	0	165	21	13	164	151	1	12
R4年度	509	75	36	5	13	1	1	0	559	82	14	502	475	1	26
4月～6月	364	48	11	1	11	1	1	0	387	51	13	377	365	0	12
7月～9月	23	2	6	0	2	0	0	0	31	3	10	29	24	1	4
10月～12月	46	11	7	1	0	0	0	0	53	12	24	33	29	0	4
1月～3月	76	13	12	1	0	0	0	0	88	14	16	63	57	0	6
R5年度	345	84	95	30	7	0	4	1	451	116	25	291	200	7	84
4月～6月	130	17	22	4	2	0	1	0	155	23	14	95	71	2	22
7月～9月	98	13	27	10	2	0	1	0	128	24	18	81	56	3	22
10月～12月	67	24	28	12	1	0	2	0	98	38	38	68	46	1	21
1月～3月	50	28	18	2	2	0	0	0	70	31	44	47	27	1	19
R6年度	219	61	73	17	2	0	2	0	296	80	27	200	130	2	68
4月～6月	110	44	26	3	1	0	1	0	138	49	36	89	65	0	24
7月～9月	60	7	17	5	1	0	0	0	78	12	16	60	39	1	20
10月～12月	37	5	18	2	0	0	0	0	55	7	13	33	16	1	16
1月～3月	12	4	12	5	0	0	1	0	25	10	40	18	10	0	8
計	1,496	269	267	60	24	3	7	2	1,794	335	18	1,469	1,222	12	235
構成比	83.4%	80.3%	14.9%	18.2%	1.3%	0.9%	0.4%	0.6%	100.0%	100.0%		100.0%	83.2%	0.8%	16.0%

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

「金融庁の１年（2024事務年度版）」第３部第８章第６節　（資料８）

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（令和６年３月末）

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の令和6年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

［表に関する説明］
・主要行等とは、いわゆる主要行及びSBI新生銀行、あおぞら銀行を指す。
・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
・パーセントは小数第二位を四捨五入。
・任意回答のアンケート調査結果であり、各金融機関からの有効回答数を基に集計を行っている。
・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

［対象金融機関数］
主要行等…9行、地銀…63行、第二地銀37行、その他の銀行…78行
信用金庫…254金庫、信用組合…143組合、労働金庫…13金庫、農漁協等…649組合

［調査結果］
1．基本情報　（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	個人向けインターネットﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数②	法人向けインターネットﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数③	ATM設置台数④	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑤	デビットカード発行金融機関数⑥
主要行等	9	8	8	16,213	105,554	7
地銀	63	63	63	29,556	113,473	63
第二地銀	37	37	37	6,797	23,491	37
その他の銀行	19	25	35	79,001	247,406	14
信用金庫	254	253	254	17,208	48,637	250
信用組合	125	80	86	2,143	4,734	85
労働金庫	13	13	13	1,475	9,194	13
計	520	479	496	152,393	552,489	469
農漁協等	646	646	562	10,866	24,331	639
総計	1,166	1,125	1,058	163,259	576,820	1,108

2. キャッシュカードに関すること

（ICキャッシュカードの導入状況等）

（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ導入済み金融機関数⑦	⑦/①	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ対応ATM台数⑧	⑧/④	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑨	⑨/⑤
主要行等	9	6	66.7%	16,092	99.3%	58,138	55.1%
地銀	63	63	100.0%	29,394	99.5%	45,954	40.5%
第二地銀	37	34	91.9%	6,366	93.7%	9,709	41.3%
その他の銀行	19	10	52.6%	78,998	100.0%	121,057	48.9%
信用金庫	254	215	84.6%	15,587	90.6%	15,948	32.8%
信用組合	125	44	35.2%	1,136	53.0%	867	18.3%
労働金庫	13	13	100.0%	1,475	100.0%	94	1.0%
計	520	385	74.0%	149,048	97.8%	251,767	45.6%
農漁協等	646	645	99.8%	10,866	100.0%	16,280	66.9%
総計	1,166	1,030	88.3%	159,914	98.0%	268,047	46.5%

（生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等）

（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ導入済み金融機関数⑩	⑩/①	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ対応ATM台数⑪	⑪/④	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑫	⑫/⑤
主要行等	9	4	44.4%	9,675	59.7%	30,848	29.2%
地銀	63	32	50.8%	15,084	51.0%	16,316	14.4%
第二地銀	37	4	10.8%	1,019	15.0%	1,355	5.8%
その他の銀行	19	1	5.3%	0	0.0%	1	0.0%
信用金庫	254	79	31.1%	6,469	37.6%	3,840	7.9%
信用組合	125	10	8.0%	339	15.8%	224	4.7%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	520	130	25.0%	32,586	21.4%	52,584	9.5%
農漁協等	646	80	12.4%	1,042	9.6%	0	0.0%
総計	1,166	210	18.0%	33,628	20.6%	52,584	9.1%

3. インターネットバンキングに関すること
（取引時における本人認証の状況（個人向け））

業態	個人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数②	可変パスワード導入済み金融機関数⑬	
			⑬/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	63	63	100.0%
第二地銀	37	36	97.3%
その他の銀行	25	24	96.0%
信用金庫	253	252	99.6%
信用組合	80	79	98.8%
労働金庫	13	13	100.0%
計	479	475	99.2%
農漁協等	646	646	100.0%
総計	1,125	1,121	99.6%

業態	導入している可変パスワードの種類（複数回答可）							
	乱数表⑭		パスワード生成機⑮		電子メール⑯		SMS⑰	
		⑭/②		⑮/②		⑯/②		⑰/②
主要行等	4	50.0%	7	87.5%	1	12.5%	4	50.0%
地銀	22	34.9%	49	77.8%	19	30.2%	3	4.8%
第二地銀	16	43.2%	25	67.6%	12	32.4%	0	0.0%
その他の銀行	13	52.0%	18	72.0%	8	32.0%	4	16.0%
信用金庫	173	68.4%	227	89.7%	3	1.2%	0	0.0%
信用組合	6	7.5%	77	96.3%	29	36.3%	2	2.5%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	234	48.9%	416	86.8%	72	15.0%	13	2.7%
農漁協等	0	0.0%	646	100.0%	86	13.3%	0	0.0%
総計	234	20.8%	1,062	94.4%	158	14.0%	13	1.2%

（取引時における本人認証の状況（法人向け））

業態	法人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑱		（可変パスワード導入済の金融機関のうち）電子証明書導入済み金融機関数⑲	
			⑱/③		⑲/③
農協等	8	8	100.0%	0	0.0%
地銀	63	63	100.0%	0	0.0%
第二地銀	37	34	91.9%	3	8.1%
その他の銀行	35	32	91.4%	1	2.9%
信用金庫	254	249	98.0%	4	1.6%
信用組合	86	83	96.5%	3	3.5%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	496	482	97.2%	11	2.2%
農漁協等	562	562	100.0%	0	0.0%
総計	1,058	1,044	98.7%	11	1.0%

業態	導入している可変パスワードの種類（複数回答可）							
	乱数表⑳		パスワード生成機㉑		電子メール㉒		SMS㉓	
		⑳/③		㉑/③		㉒/③		㉓/③
主要行等	0	0.0%	8	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
地銀	14	22.2%	55	87.3%	9	14.3%	0	0.0%
第二地銀	6	16.2%	25	67.6%	5	13.5%	0	0.0%
その他の銀行	6	17.1%	27	77.1%	5	14.3%	3	8.6%
信用金庫	164	64.6%	180	70.9%	1	0.4%	0	0.0%
信用組合	3	3.5%	82	95.3%	11	12.8%	1	1.2%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	193	38.9%	390	78.6%	31	6.3%	4	0.8%
農漁協等	1	0.2%	562	100.0%	1	0.2%	0	0.0%
総計	194	18.3%	952	90.0%	32	3.0%	4	0.4%

4．デビットカードに関すること

（デビットカードの不正利用に係る補償方針）

業態	デビットカード発行金融機関数⑥	国内における不正な取引被害の補償					
		原則補償㉔		事案により個別判断㉕		補償しない㉖	
			㉔/㉗		㉕/㉗		㉖/㉗
主要行等	7	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
地銀	63	46	73.0%	16	25.4%	1	1.6%
第二地銀	37	25	67.6%	11	29.7%	1	2.7%
その他の銀行	14	3	75.0%	1	25.0%	0	0.0%
信用金庫	250	212	84.8%	34	13.6%	4	1.6%
信用組合	85	79	92.9%	6	7.1%	0	0.0%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	469	384	81.9%	68	14.5%	6	1.3%
農漁協等	639	637	99.7%	2	0.3%	0	0.0%
総計	1,108	1,021	92.1%	70	6.3%	6	0.5%

業態	国内デビットカード発行金融機関数㉗	国際ブランドデビットカード発行金融機関数㉘	国外における不正な取引被害の補償					
			原則補償㉙		事案により個別判断㉚		補償しない㉛	
				㉙/㉘		㉚/㉘		㉛/㉘
主要行等	6	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
地銀	63	42	26	61.9%	16	38.1%	0	0.0%
第二地銀	37	10	6	60.0%	4	40.0%	0	0.0%
その他の銀行	4	14	11	78.6%	3	21.4%	0	0.0%
信用金庫	250	2	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%
信用組合	85	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労働金庫	13	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	458	73	49	67.1%	23	31.5%	1	1.4%
農漁協等	639	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	1,097	73	49	67.1%	23	31.5%	1	1.4%

預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

（単位：件）

	1．金融庁・財務局等からの情報提供件数					2．金融機関の対応														
						強制解約等					利用停止					対応不要等				
		主要行	地方銀行 第二地方	信用金庫 信用組合	その他の 金融機関		主要行	地方銀行 第二地方	信用金庫 信用組合	その他の 金融機関		主要行	地方銀行 第二地方	信用金庫 信用組合	その他の 金融機関		主要行	地方銀行 第二地方	信用金庫 信用組合	その他の 金融機関
平成15年度	3,527	2937	399	152	39	692	530	134	25	3	1,093	796	178	107	12	174	110	47	1	16
平成16年度	5,350	4411	546	196	197	2,533	2,073	320	127	13	3,822	3,412	217	49	144	224	183	▲13	10	44
平成17年度	2,899	2265	382	105	147	1,299	1,108	120	67	4	1,294	959	202	25	108	268	200	36	3	29
平成18年度	2,395	1670	346	109	270	1,248	1,033	121	64	30	1,108	709	183	21	195	157	49	46	10	52
平成19年度	3,482	1896	502	144	940	1,235	915	193	66	61	1,820	804	247	52	717	322	122	43	17	140
平成20年度	5,019	2304	741	179	1795	1,614	1,006	212	74	322	2,914	1,029	426	59	1,400	406	160	116	46	84
平成21年度	4,427	1836	752	156	1683	1,599	871	201	79	448	2,483	868	492	46	1,077	300	75	46	22	157
平成22年度	5,877	2077	990	340	2470	1,632	811	174	121	526	3,507	992	723	151	1,641	550	153	55	50	292
平成23年度	4,447	1447	810	309	1881	1,380	566	267	196	351	2,595	651	458	146	1,340	604	342	32	30	200
平成24年度	2,257	725	463	207	862	813	397	122	120	174	1,245	281	247	85	632	301	161	78	1	61
平成25年度	1,643	508	267	73	795	672	295	125	46	206	809	135	196	19	459	267	97	31	7	132
平成26年度	1,076	366	92	34	584	364	123	23	50	168	466	101	63	▲18	320	236	118	19	1	98
平成27年度	695	217	85	45	348	218	73	31	23	91	353	90	38	8	217	107	45	11	11	40
平成28年度	492	187	57	35	213	208	101	41	30	36	236	47	26	16	147	404	249	102	20	33
平成29年度	541	224	69	55	193	142	94	16	25	7	264	60	38	17	149	139	68	18	13	40
平成30年度	291	143	23	22	103	128	86	17	19	6	115	44	3	4	64	48	17	2	▲1	30
令和元年度	220	120	38	10	52	109	68	13	16	12	102	44	20	▲2	40	18	12	6	▲3	3
令和２年度	498	266	26	15	191	113	89	6	5	13	329	158	17	5	149	50	17	3	5	25
令和３年度	407	245	17	2	143	37	28	2	3	4	335	202	5	▲1	129	37	16	9	0	12
令和４年度	875	468	36	7	364	137	101	9	3	24	696	352	15	2	327	44	16	13	2	13
令和５年度	490	222	42	12	214	128	108	11	1	8	316	103	20	7	186	46	10	11	4	21
令和６年度	287	109	16	15	147	48	35	5	1	7	222	70	6	10	136	20	5	5	4	6
合計	47,195	24,643	6,699	2,222	13,631	16,349	10,511	2,163	1,161	2,514	26,124	11,907	3,820	808	9,589	4,722	2,225	716	253	1,528

（注１）平成15年度は、平成15年9月16日（調査開始日）から平成16年3月31日までの件数。

（注２）「金融機関の対応」欄の「対応不要等」は、金融機関が調査した結果、特段不審な点が見受けられなかったものや口座不存在であったもの等を計上。

（注３）主要行は、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行。埼玉りそな銀行は、地方銀行・第二地方銀行に含む。

その他の金融機関は、主要行及び地方銀行・第二地方銀行以外の銀行、労働金庫、信農連、信漁連。なお、平成19年10月1日以降は、ゆうちょ銀行を含む。

（注４）速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。また、年度をまたいで「金融機関の対応」が変更された場合、一部計数で▲が生じる場合がある。

（注５）「金融庁・財務局等からの情報提供件数」の合計と「金融機関の対応」の合計は、年度をまたいで「金融機関の対応」が変更された場合や、金融機関において調査中のものがあるため一致しない。

信託会社等の新規参入状況

（資料1）

2025年6月30日現在

	免許・登録等件数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	38 (2)	30 (2)	4	0	0	2	0	1	0	0	1	0
運用型信託会社（免許制）	13 (1)	13 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	25 (1)	17 (1)	4	0	0	2	0	1	0	0	1	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	60 (3)	51 (3)	3	0	0	5	0	0	0	0	1	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認ＴＬＯ）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	355 (1)	132	38	17 (1)	34	40	23	24	17	15	13	2
うち　みなし信託契約代理業者	122	42	15	2	9	14	8	7	9	9	6	1
計	457 (6)	217 (5)	45	17 (1)	34	47	23	25	17	15	15	2

（注1）　外国信託会社は金融庁直轄

（注2）　グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は【16】社）

（注3）　括弧書きは、2024年7月1日から2025年6月30日までに免許・登録・届出を行った信託会社等の件数

第３部　金融検査・監督等

第９章　信託会社等の検査・監督をめぐる動き

第２節　信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施している。ただし、2024 事務年度における検査実績はない。

第 10 章　保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第１節　保険会社の概況

Ⅰ　2025 年３月期決算状況（資料１～２参照）

2025 年 保険モニタリングレポート（2025 年７月４日）
https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250704/02.pdf#page=33
（32～33 頁、「（１）保険会社の財務状況」参照（※連結ベース、対象は主要生命保険会社、主要損害保険会社のみ。））

Ⅱ　再編等の状況（資料３～７参照）

（資料１）

生命保険会社の令和7年3月期決算の概要

（単位：億円、%、ポイント）

	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	前期比
基礎収益	554,629	641,335	625,739	▲ 15,596
保険料等収入	380,198	429,767	430,267	499
資産運用収益	86,262	113,250	94,407	▲ 18,842
基礎費用	527,315	602,693	582,576	▲ 20,116
保険金等支払金	397,886	424,060	433,933	9,872
資産運用費用	7,902	5,810	8,142	2,332
事業費	49,103	50,136	51,771	1,634
基礎利益	27,313	38,642	43,163	4,520
キャピタル損益	▲ 610	▲ 3,489	▲ 4,681	▲ 1,192
臨時損益	▲ 1,645	▲ 3,426	▲ 6,953	▲ 3,526
危険準備金繰入額	3,130	4,543	4,397	▲ 145
経常利益	25,057	31,725	31,527	▲ 197
特別損益	▲ 883	▲ 2,165	▲ 2,152	12
価格変動準備金繰入額	2,778	2,345	2,243	▲ 102
当期純利益（純剰余）	16,577	20,922	23,210	2,288
総資産	4,068,156	4,286,072	4,185,222	▲ 100,850
有価証券含み損益	189,928	216,564	13,586	▲ 202,977
公表逆ざや額	▲ 847	▲ 1,182	▲ 659	523
ソルベンシー・マージン比率	943.1	932.6	872.9	▲ 59.7

【 参 考 】［個人保険+個人年金ﾍﾞｰｽ］

	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	前期比
新契約高＋転換純増(兆円)	56	62	62	0
解約失効高(兆円)	48	50	46	▲ 3
保有契約高(兆円)	894	892	882	▲ 10
年換算保険料（億円）				
新契約ベース	21,607	25,014	25,659	644
うち第三分野	5,451	5,357	5,555	197
保有契約ベース	277,443	282,167	282,848	680
うち第三分野	72,010	72,511	73,062	550

（注１）算出会社（令和５年３月期：42社、令和６年３月期：42社、令和７年３月期：41社）　※かんぽ生命含む。
（注２）有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。
（注３）逆ざや額＝（基礎利益上の運用収支等の利回り－平均予定利率）×一般勘定責任準備金
（注４）ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

（資料２）

損害保険会社の令和７年３月期決算の概要

（単位：億円、％、ポイント）

	令和５年３月期	令和６年３月期	令和７年３月期	前期比
正味収入保険料	93,328	93,487	97,950	4,462
正味支払保険金	54,878	54,344	56,761	2,416
経常利益	8,133	10,965	22,948	11,982
特別損益	▲ 1,120	▲ 227	▲ 334	▲ 106
当期利益	5,362	9,348	18,499	9,151
総資産	323,193	356,173	328,536	▲ 27,637
有価証券含み損益	52,946	85,511	55,790	▲ 29,721
ソルベンシー・マージン比率	734.0	750.4	750.5	0.1

（注１）令和５年及び令和６年３月期は55社ベース。令和７年３月期は57社ベース。
（注２）ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

生 命 保 険 会 社 一 覧 表

（2025年6月30日現在41社）

（資料3）

	会社名
生命保険会社(41社)	アクサ生命保険株式会社
	朝日生命保険相互会社
	アフラック生命保険株式会社
	SBI生命保険株式会社
	エヌエヌ生命保険株式会社
	FWD生命保険株式会社
	オリックス生命保険株式会社
	カーディフ生命保険株式会社
	株式会社かんぽ生命保険
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
	ジブラルタ生命保険株式会社
	住友生命保険相互会社
	ソニー生命保険株式会社
	SOMPOひまわり生命保険株式会社
	第一生命保険株式会社
	第一フロンティア生命保険株式会社
	大樹生命保険株式会社
	大同生命保険株式会社
	太陽生命保険株式会社
	チューリッヒ生命保険株式会社
	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	なないろ生命保険株式会社
	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
	日本生命保険相互会社
	ネオファースト生命保険株式会社
	はなさく生命保険株式会社
	フコクしんらい生命保険株式会社
	富国生命保険相互会社
	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
	プルデンシャル生命保険株式会社
	マニュライフ生命保険株式会社
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
	みどり生命保険株式会社
	明治安田生命保険相互会社
	イオン・アリアンツ生命保険株式会社
	メットライフ生命保険株式会社
	メディケア生命保険株式会社
	ライフネット生命保険株式会社
	楽天生命保険株式会社

損害保険会社一覧表

（2025年６月30日現在57社）

	会　　社　　名
損害保険会社（35社）	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	アイペット損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	ＡＩＧ損害保険株式会社
	ａｕ損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	ＳＢＩ損害保険株式会社
	カーディフ損害保険株式会社
	株式会社ＮＴＴドコモ損害保険
	株式会社ヤマップネイチャランス損害保険
	キャピタル損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	さくら損害保険株式会社
	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	全管協れいわ損害保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	損害保険ジャパン株式会社
	SOMPOダイレクト損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	Chubb損害保険株式会社
	東京海上日動火災保険株式会社
	トーア再保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	日本地震再保険株式会社
	ペット＆ファミリー損害保険株式会社
	三井住友海上火災保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	明治安田損害保険株式会社
	楽天損害保険株式会社
	レスキュー損害保険株式会社

外国損害保険会社等（21社）	アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー
	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イェンシディグ
	Asuuranceforeningen SKULD Gjensidig
	アトラディウス・クレディト・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス
	エイチディーアイ・グローバル・エスイー
	現代海上火災保険株式会社
	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリュール
	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
	ノース・スタンダード・リミテッド
	ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
	スコール・エスイー
	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
	スティームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド
	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニー
	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
	ユーラーヘルメス・エスエー
	Swiss Re Asia Pte. Ltd.

免許特定法人（１社）	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

保険持株会社一覧表

（2025年6月30日現在15社）

	保険持株会社名
（15社）	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社
	アニコムホールディングス株式会社
	アフラック・ホールディングス・エルエルシー
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	auフィナンシャルホールディングス株式会社
	SBIインシュアランスグループ株式会社
	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社
	株式会社NTTドコモ損害保険ホールディングス
	ソニーフィナンシャルグループ株式会社
	SOMPOホールディングス株式会社
	第一生命ホールディングス株式会社
	株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	プルデンシャル･ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
	楽天インシュアランスホールディングス株式会社

生命保険会社の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年6月末現在
生命保険会社	41社	42社	42社	42社	42社	41社	41社
＋ 免　許 ▲ 廃　止		※現地法人化 ＋チューリッヒ生命保険株式会社 （2020年11月）(注1)	※合併 ＋ソニー生命保険株式会社 （2021年4月） ▲ソニー生命保険株式会社 ▲ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社 ※新設 ＋なないろ生命 （2021年4月）			※合併 ＋アクサ生命保険株式会社 （2024年4月） ▲アクサ生命保険株式会社 ▲アクサダイレクト生命保険株式会社	
外国生命保険会社	1社	1社	0社	0社	0社	0社	0社
＋ 免　許 ▲ 廃　止			▲ﾁｭｰﾘｯﾋ･ﾗｲﾌ･ｲﾝｼｭｱﾗﾝｽ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ				
合　計	42社	43社	42社	42社	42社	41社	41社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

（注１）2020年11月24日付でチューリッヒ生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。2021年４月１日に営業開始。

損害保険会社の推移

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年6月末現在
国 内 社 （法第3条免許）	32社	33社	33社	33社	35社	35社
＋ 免 許 ▲ 廃 止		+全管協れいわ損害保険株式会社 （2021年6月）			+株式会社NTTドコモ損害保険 （2024年４月） +株式会社ヤマップネイチャランス損害保険 （2024年５月）	
外 国 社 （法第185条免許）	21社	21社	22社	22社	22社	22社
＋ 免 許 ▲ 廃 止		+ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ（2021年９月） ▲ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド（2022年２月）	+Assuranceforeningen SKULD Gjensidig （2022年６月）			
合計	53社	54社	55社	55社	57社	57社

（注）合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

第２節　保険会社に対する金融モニタリング

Ⅰ　顧客本位の業務運営の定着

①　営業職員管理態勢の高度化

2025 年 保険モニタリングレポート（2025 年７月４日）
https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250704/02.pdf#page=50
（49～50 頁）

②　保険代理店における募集管理態勢の高度化

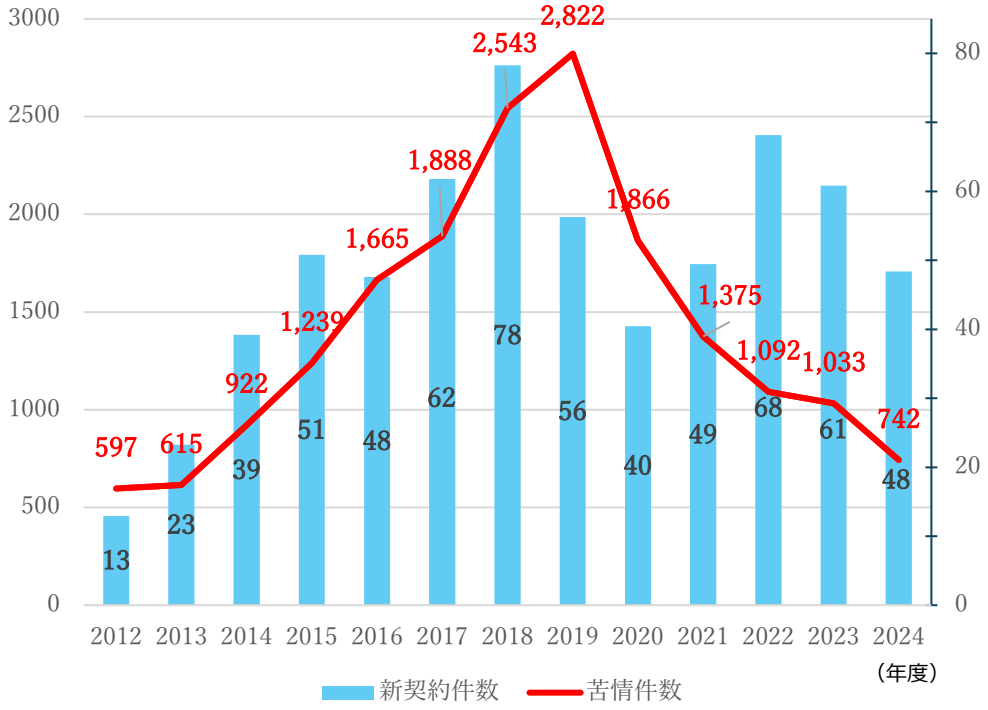
2025 年 保険モニタリングレポート（2025 年７月４日）
https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250704/02.pdf#page=52
（51～53 頁）

③　外貨建保険の募集管理等の高度化

2025 年 保険モニタリングレポート（2025 年７月４日）
https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250704/02.pdf#page55
（54～56 頁）

※ 補足資料：図表１銀行等代理店での外貨建保険・年金件数、苦情受付件数（新契約関係）

図表１　銀行等代理店での外貨建保険・年金件数、苦情受付件数（新契約関係）



（資料）生命保険協会資料より、金融庁作成

④　乗合代理店向け保険商品の販売手数料等に関するモニタリング

2025 年 保険モニタリングレポート（2025 年７月４日）
https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250704/02.pdf#page=58
（57～58 頁）

⑤　監督指針改正

2025 年５月 12 日に、「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正案に対するパブリックコメントを開始した。改正案の概要としては、以下のとおり。

2025 年 保険モニタリングレポート（2025 年７月４日）
https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250704/02.pdf#page=66
（65～66 頁）

その後、2025 年８月 28 日、改正案に対するパブリックコメントの結果等を公表し、同日付で改正後の監督指針を適用した。

「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について（2025 年８月 28 日）
https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html

Ⅱ　持続可能なビジネスモデルの構築

①　生命保険会社：ビジネスモデルに係る対話やデジタル化の進展、生命再保険及び総代会等を通じたガバナンスと契約者配当に係るモニタリング

2025 年 保険モニタリングレポート（2025 年７月４日）
https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250704/02.pdf#page=9
（８～16 頁）

②　損害保険会社：「テレマティクス自動車保険と自動車保険の損害サービス」をテーマにしたビジネスモデル対話の実施

2025 年 保険モニタリングレポート（2025 年７月４日）
https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250704/02.pdf#page=18
（17～31 頁）

第３節　財務の健全性の確保

保険会社を取り巻く経営環境やリスクが絶えず変化していく中で、保険会社のリスクや収益性に関するフォワードルッキングな分析を行い、早期に経営改善を促すほか、財務上の指標や規制のあり方等についても不断の検討を行い適切に見直していく必要がある。こうした観点から、2024 事務年度においては、以下のようなモニタリング及び規制の見直し・検討を行った。

Ⅰ　資産運用に関するモニタリング

2025 年 保険モニタリングレポート（令和７年７月４日）
https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250704/02.pdf#page=34
（33～35 頁、「（２）資産運用に関するモニタリング」参照）

Ⅱ　経済価値ベースのソルベンシー規制の導入

2025 年 保険モニタリングレポート（令和７年７月４日）
https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250704/02.pdf#page=36
（35～37 頁、「（３）経済価値ベースのソルベンシー規制の導入」参照）

第４節　保険商品審査について

顧客視点に立った商品開発の観点から、審査の過程で保険会社と議論を行った例

2025 年 保険モニタリングレポート（令和７年７月４日）
https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250704/02.pdf#page=69
（68～69 頁）

第５節　少額短期保険業者及び認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き

Ⅰ　少額短期保険業者の概況（資料１参照）

2025 年６月末現在、少額短期保険業者の数は、122 業者となった。

少額短期保険業者に対する監督は、金融庁長官から各財務局長等に委任されているところ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じてモニタリングを行い、必要な指導・監督を行った。

2025 年 保険モニタリングレポート（令和７年７月４日）
https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250704/02.pdf#page=73
（72～73 頁、「Ⅶ. 少額短期保険業者の財務の健全性及び業務の適切性の確保について」参照）

Ⅱ　認可特定保険業者の概況（資料２参照）

2025 年６月末現在、財務局所管の認可特定保険業者の数は、７法人となっている。2024 事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、各財務局を通じてモニタリングを行った。

（資料１）

少額短期保険業者登録一覧

（令和７年６月30日時点：122業者）

所管	登録番号	登録年月日	少額短期保険業者名
北海道財務局 【計1者】	北海道財務局長 （少額短期保険）第1号	平成20年5月30日	SBI常口セーフティ少額短期保険株式会社
東北財務局 【計7者】	東北財務局長 （少額短期保険）第1号	平成20年1月31日	SBIプリズム少額短期保険株式会社
	東北財務局長 （少額短期保険）第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 （少額短期保険）第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 （少額短期保険）第6号	平成26年1月7日	ユーミーＬＡ少額短期保険株式会社
	東北財務局長 （少額短期保険）第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
	東北財務局長 （少額短期保険）第8号	令和2年7月16日	つばき少額短期保険株式会社
	東北財務局長 （少額短期保険）第10号	令和5年6月23日	株式会社ライフ・ステージ少額短期保険
関東財務局 【計90者】	関東財務局長 （少額短期保険）第1号	平成18年10月27日	ＳＢＩリスタ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第8号	平成19年11月22日	ＳＢＩいきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第11号	平成19年12月28日	株式会社あそしあ少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 （少額短期保険）第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第15号	平成20年3月17日	スマイル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第16号	平成20年3月17日	全管協少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 （少額短期保険）第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第22号	平成20年3月21日	Ａライフ株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第23号	平成20年3月25日	Chubb少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第25号	平成20年3月31日	楽天少額短期保険株式会社

少額短期保険業者登録一覧

（令和７年６月30日時点：122業者）

所管	登録番号	登録年月日	少額短期保険業者名
	関東財務局長 （少額短期保険）第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第28号	平成20年5月20日	ＡＢＣ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 （少額短期保険）第30号	平成20年5月30日	株式会社シノケン少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会
	関東財務局長 （少額短期保険）第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第36号	平成20年8月29日	オリーブ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第38号	平成20年9月24日	あんしん少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第46号	平成21年1月20日	ｅ－Ｎｅｔ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第50号	平成21年3月16日	株式会社もしあん少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビーダメディカルライフ
	関東財務局長 （少額短期保険）第55号	平成21年12月21日	株式会社ＦＩＳ
	関東財務局長 （少額短期保険）第57号	平成23年6月20日	ＡＷＰチケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第59号	平成23年6月28日	プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社

少額短期保険業者登録一覧

（令和７年６月30日時点：122業者）

所管	登録番号	登録年月日	少額短期保険業者名
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	日本ペット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	チューリッヒ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エポス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	スターツ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	積水ハウスシャーメゾン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第72号	平成28年10月12日	イズミ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第73号	平成28年10月27日	すまい共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第74号	平成29年2月15日	SBIペット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第76号	平成29年6月1日	エール少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第77号	平成29年7月6日	リボン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第78号	平成29年7月12日	メディカル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第79号	平成29年7月21日	ミカタ少額短期保険株式会社※1
	関東財務局長 (少額短期保険)第80号	平成29年7月24日	株式会社ホープ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第81号	平成29年8月30日	株式会社ヤマダ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第84号	平成29年11月27日	Next少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第85号	平成29年12月1日	USEN少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第86号	平成30年1月19日	株式会社リロ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第87号	平成30年6月25日	株式会社justInCase
	関東財務局長 (少額短期保険)第88号	平成30年10月31日	東急少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第89号	平成31年2月26日	Mysurance株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第91号	令和元年6月28日	あおぞら少額短期保険株式会社

少額短期保険業者登録一覧

（令和７年６月30日時点：122業者）

所管	登録番号	登録年月日	少額短期保険業者名
	関東財務局長 (少額短期保険)第93号	令和2年8月7日	スマートプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第94号	令和2年8月31日	ジェイコム少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第95号	令和2年9月4日	株式会社ZEN少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第96号	令和2年9月30日	ダブルエー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第97号	令和2年12月17日	アフラック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第98号	令和3年1月29日	みらい少額短期保険株式会社※2
	関東財務局長 (少額短期保険)第99号	令和3年3月12日	第一スマート少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第100号	令和3年5月26日	ｉ－ＳＭＡＳ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第101号	令和3年6月29日	リトルファミリー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第102号	令和3年6月30日	MICIN少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第104号	令和3年12月27日	ワランティ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第105号	令和4年3月24日	ニッセイプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第106号	令和4年3月25日	ゼアー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第107号	令和4年6月28日	株式会社Emyii少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第108号	令和4年12月22日	株式会社All Right少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第110号	令和5年2月3日	ブレイブ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第111号	令和5年2月7日	Tokio Marine X少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第112号	令和5年2月17日	レジデントインシュアランス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第113号	令和5年5月17日	ビクトリア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第114号	令和5年12月13日	ハトネッツ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第115号	令和6年2月26日	ＰＬＴ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第116号	令和6年6月26日	ＭＳプラスワン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第117号	令和6年12月24日	デジタル少額短期保険株式会社

少額短期保険業者登録一覧

（令和７年６月30日時点：122業者）

所管	登録番号	登録年月日	少額短期保険業者名
	関東財務局長 （少額短期保険）第118号	令和7年1月14日	ペッツファースト＆グレイス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第119号	令和7年3月19日	ウィズ少額短期保険株式会社
北陸財務局 【計1者】	北陸財務局長 （少額短期保険）第1号	令和5年12月28日	株式会社富山常備健康クラブ
東海財務局 【計4者】	東海財務局長 （少額短期保険）第5号	平成31年2月7日	ＺｕｔｔｏＲｉｄｅ少額短期保険株式会社
	東海財務局長 （少額短期保険）第6号	令和2年2月14日	株式会社アシロ少額短期保険
	東海財務局長 （少額短期保険）第7号	令和4年11月10日	株式会社きずな少額短期保険
	東海財務局長 （少額短期保険）第8号	令和6年5月15日	ＬＡＳＨＩＣ少額短期保険株式会社※5
近畿財務局 【計10者】	近畿財務局長 （少額短期保険）第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第3号	平成20年2月25日	SBI日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第5号	平成20年11月13日	株式会社ＳＡＮＫＯ少額短期保険
	近畿財務局長 （少額短期保険）第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第8号	平成24年6月1日	ＳＳＩきみどり株式会社※3
	近畿財務局長 （少額短期保険）第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第12号	令和5年2月15日	あさひ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第14号	令和5年10月31日	株式会社宅建ファミリーパートナー※4
中国財務局 【計1者】	中国財務局長 （少額短期保険）第2号	平成20年7月14日	株式会社ＦＰＣ
四国財務局 【計1者】	四国財務局長 （少額短期保険）第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
福岡財務支局 【計5者】	福岡財務支局長 （少額短期保険）第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 （少額短期保険）第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 （少額短期保険）第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 （少額短期保険）第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 （少額短期保険）第6号	令和5年4月27日	株式会社愛グループ少額短期保険
沖縄総合事務局 【計2者】	沖縄総合事務局長 （少額短期保険）第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社

少額短期保険業者登録一覧

（令和７年６月30日時点：122業者）

所管	登録番号	登録年月日	少額短期保険業者名
	沖縄総合事務局長 （少額短期保険）第2号	令和3年2月26日	大同火災Ｗｉ Ｌ少額短期保険株式会社

※1 旧登録番号：東北財務局長（少額短期保険）第5号　旧登録日：平成25年5月15日
※2 旧登録番号：近畿財務局長（少額短期保険）第11号　旧登録日：平成26年6月20日
※3 旧登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第48号　旧登録日：平成21年2月16日
※4 旧登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第92号　旧登録日：令和2年5月12日
※5 旧登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第41号　旧登録日：平成20年10月31日

（資料２）

認可特定保険業者一覧

（令和７年６月30日時点：７法人）

所管	認可年月日	認可特定保険業者名
関東財務局 【計5者】	平成24年1月27日	一般社団法人 すみれ
	平成24年12月21日	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	平成25年10月21日	一般社団法人 あんしん認可特定保険
	平成25年12月12日	一般社団法人 ぜんかれん共済会
	平成25年12月12日	一般社団法人 ＪＭＣ厚生会
東海財務局 【計1者】	平成24年5月24日	一般社団法人 三重ふれあい互助会
近畿財務局 【計1者】	平成24年6月25日	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

第 11 章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第１節　第一種金融商品取引業

Ⅰ　第一種金融商品取引業者の概況

１．第一種金融商品取引業者の数の推移（資料１参照）

（１）第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、2024 年７月以降、２社が新規に登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者７社が金融商品取引法第 29 条の登録を抹消されている。

これらの結果、2025 年６月末現在における第一種金融商品取引業者数は 293 社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第 28 条第１項第１号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、266 社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券関連業	登録の状況	登録年月日
Japan Alternative Market 株式会社	○	新規登録	令和６年 11 月５日
デジタル証券株式会社	○	新規登録	令和７年５月 29 日

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第 29 条の登録の抹消を伴うもの）又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券関連業	廃止等の状況	廃止等年月日
相生証券株式会社	○	事業譲渡	令和６年９月 30 日
頭川証券株式会社	○	事業譲渡	令和６年 10 月 28 日
愛媛証券株式会社	○	事業譲渡	令和６年 11 月 11 日
日本証券代行株式会社	○	合併	令和７年１月１日
東京証券代行株式会社	×	合併	令和７年１月１日
株式会社 DMM Bitcoin	×	廃止	令和７年３月８日
三縁証券株式会社	○	事業譲渡	令和７年５月 12 日

（２）特別金融商品取引業者

2025 年６月末現在、金融商品取引法第 57 条の２第１項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、26 社となっている。

特別金融商品取引業者

SMBC 日興証券㈱	クレディ・スイス証券㈱
ゴールドマン・サックス証券㈱	JP モルガン証券㈱
シティグループ証券㈱	大和証券㈱
ドイツ証券㈱	東海東京証券㈱
野村證券㈱	バークレイズ証券㈱
BNP パリバ証券㈱	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱
みずほ証券㈱	モルガン・スタンレーMUFG 証券㈱
BofA 証券㈱	UBS 証券㈱
㈱SBI 証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービシズ㈱
ナティクシス日本証券㈱	ソシエテ・ジェネラル証券㈱
楽天証券㈱	HSBC 証券㈱
三菱 UFJ e スマート証券㈱	松井証券㈱
岡三証券㈱	マネックス証券㈱

（３）指定親会社

2025 年６月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第 57 条の 12 第１項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス㈱及び㈱大和証券グループ本社の２社となっている。

２．国内証券会社の 2024 年度決算概要（資料２、３参照）

国内証券会社 255 社の 2023 年度決算（単体）は、株式売買代金の増加などを背景に、受入手数料や金融収益が増加したことなどにより、前年度と比べ、多くの会社で増収増益となった。

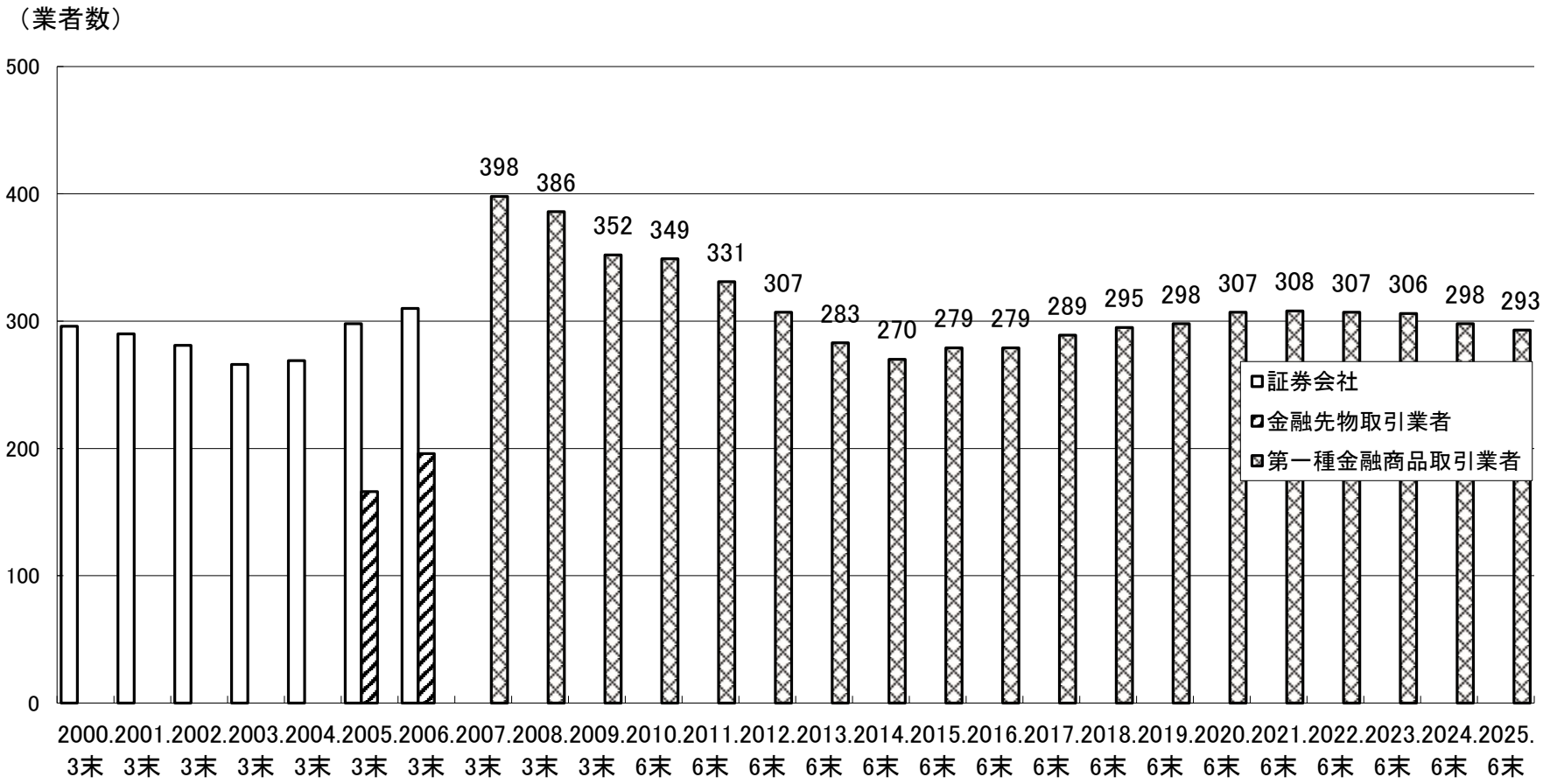
Ⅱ　投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（1998 年 12 月１日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235 社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46 社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、2002 年７月１日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（2025 年６月末時点 260 社、同年３月末時点基金規模約 585 億円）。（資料４参照）

（資料1）

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移



注：2007年３月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

（資料2）

国内証券会社の2024年度決算概況

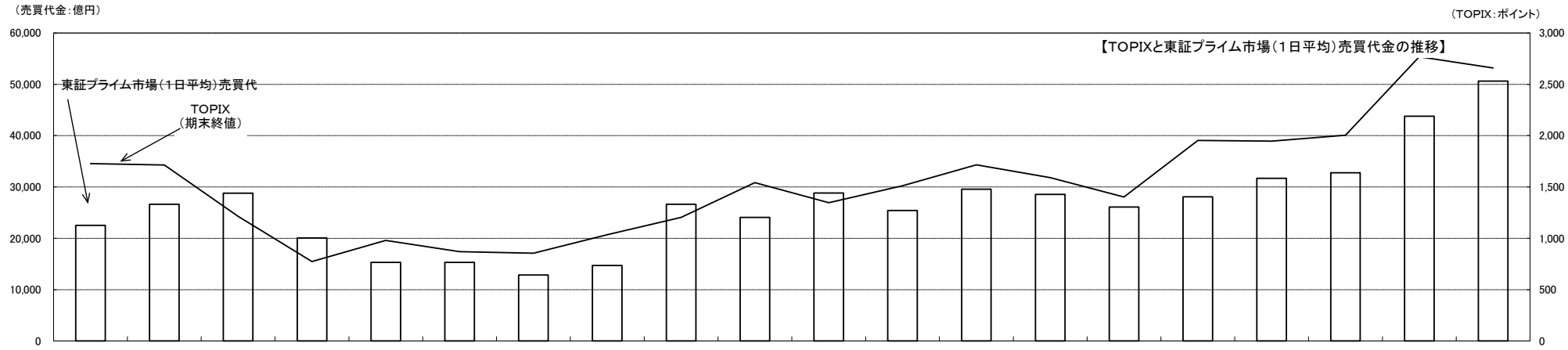
（単位：億円）

	2024年度 (A)	2023年度 (B)	(A)/(B)
会社数	250社	255社	―
営業収益	60,075	53,535	112.2%
受入手数料	30,136	27,222	110.7%
委託手数料	6,420	6,722	95.5%
引受け・売出し手数料	2,321	1,826	127.1%
募集・売出しの取扱手数料	2,716	2,395	113.4%
トレーディング損益	7,761	8,165	95.1%
金融収益	21,814	17,853	122.2%
販売費・一般管理費	34,261	31,706	108.1%
取引関係費	9,705	8,392	115.6%
人件費	11,665	10,991	106.1%
経常損益	10,902	9,078	120.1%
当期損益	7,967	6,522	122.2%

（注）日本証券業協会調べ。

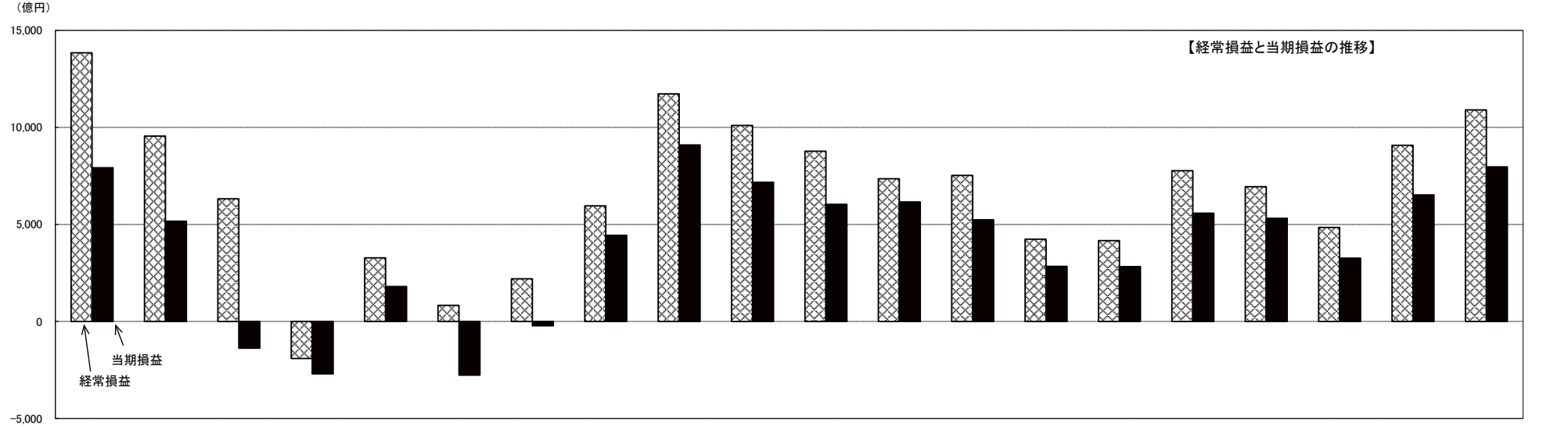
株式市況と証券会社の損益の推移

（資料3）



	2006. 3期	2007. 3期	2008. 3期	2009. 3期	2010. 3期	2011. 3期	2012. 3期	2013. 3期	2014. 3期	2015. 3期	2016. 3期	2017. 3期	2018. 3期	2019. 3期	2020. 3期	2021. 3期	2022. 3期	2023. 3期	2024. 3期	2025. 3期
売買代金	22, 521	26, 631	28, 790	20, 079	15, 299	15, 324	12, 854	14, 720	26, 632	24, 072	28, 834	25, 425	29, 571	28, 551	26, 097	28, 090	31, 687	32, 777	43, 804	50, 631
TOPIX	1, 728	1, 714	1, 213	774	979	869	854	1, 035	1, 203	1, 543	1, 347	1, 513	1, 716	1, 592	1, 403	1, 954	1, 946	2, 004	2, 769	2, 659

（注）2022年４月 市場区分見直しのため、2022.3期以前は、東証一部上場銘柄の数値.



	2006. 3期	2007. 3期	2008. 3期	2009. 3期	2010. 3期	2011. 3期	2012. 3期	2013. 3期	2014. 3期	2015. 3期	2016. 3期	2017. 3期	2018. 3期	2019. 3期	2020. 3期	2021. 3期	2022. 3期	2023. 3期	2024. 3期	2025. 3期
経常損益	13, 844	9, 553	6, 322	-1, 907	3, 279	831	2, 200	5, 958	11, 728	10, 101	8, 773	7, 355	7, 527	4, 241	4, 166	7, 768	6, 945	4, 847	9, 078	10, 902
当期損益	7, 921	5, 165	-1, 374	-2, 697	1, 801	-2, 764	-220	4, 438	9, 095	7, 172	6, 036	6, 161	5, 241	2, 840	2, 828	5, 581	5, 316	3, 264	6, 522	7, 967

（注）日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。

（資料４）

投 資 者 保 護 基 金 の 概 要

名称	日 本 投 資 者 保 護 基 金
会員数	会員証券会社数（2025年６月30日現在） 国内証券会社　251社 外国証券会社　9社 計　260社
役員	理 事 長　大久保　良夫
基金規模	2025年３月31日現在　約 585億円
補償実績	・ 南証券の破産に伴うもの（2000年３月）－　補償額　約59億円（うち破産管財人からの返還額　約24億円） ・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの （2007年６月）－　補償額　約２億円 （2007年10月）－　補償額　約0.6億円 ・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの （2012年３月）－　補償額　約1.7億円
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が 2002年７月１日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。

第２節　第二種金融商品取引業

第二種金融商品取引業者の概況（資料１参照）

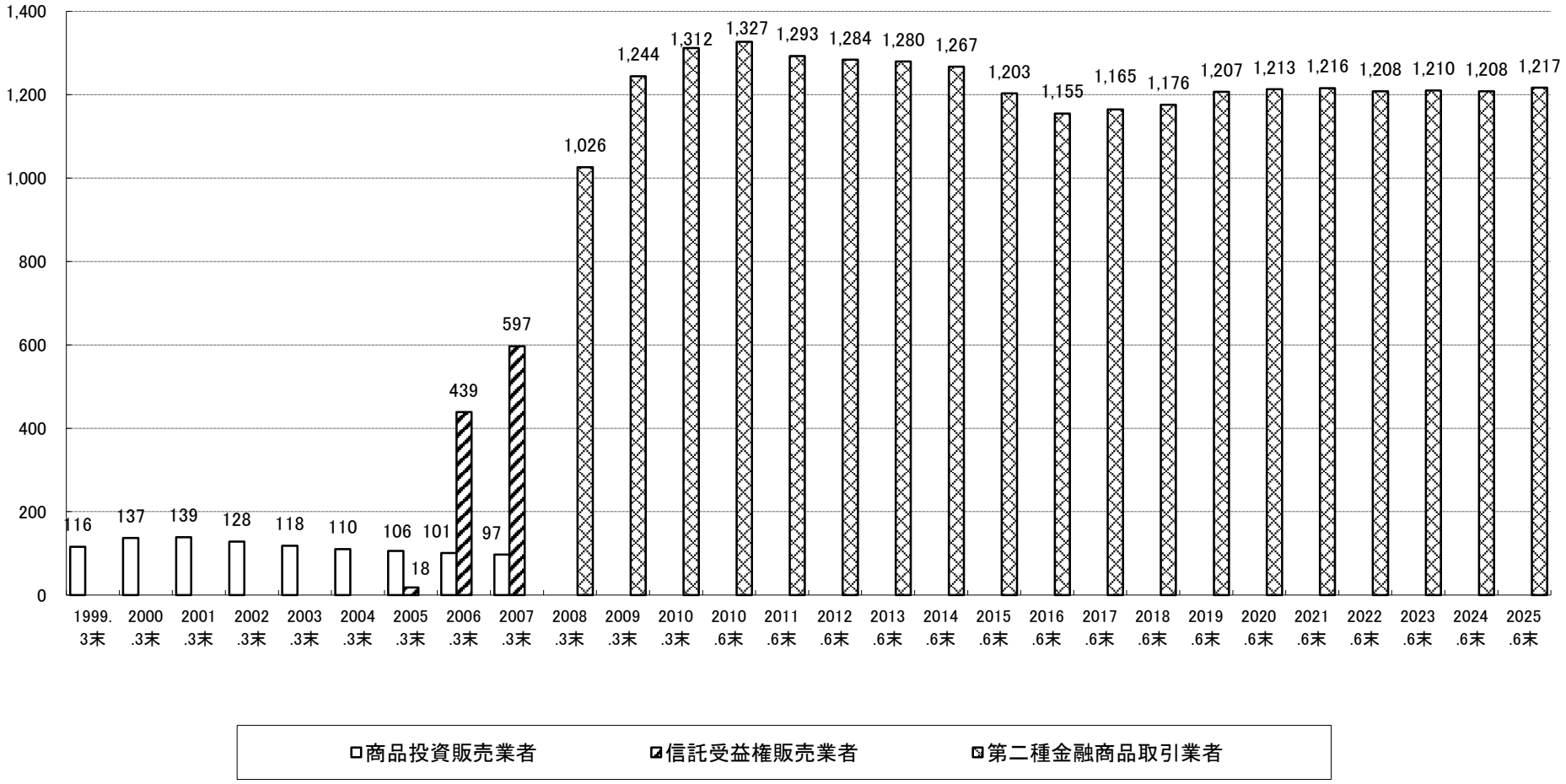
第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2025年６月末現在における第二種金融商品取引業者数は、1,217社となっている。

（資料1）

金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移

（業者数）



注：2007年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

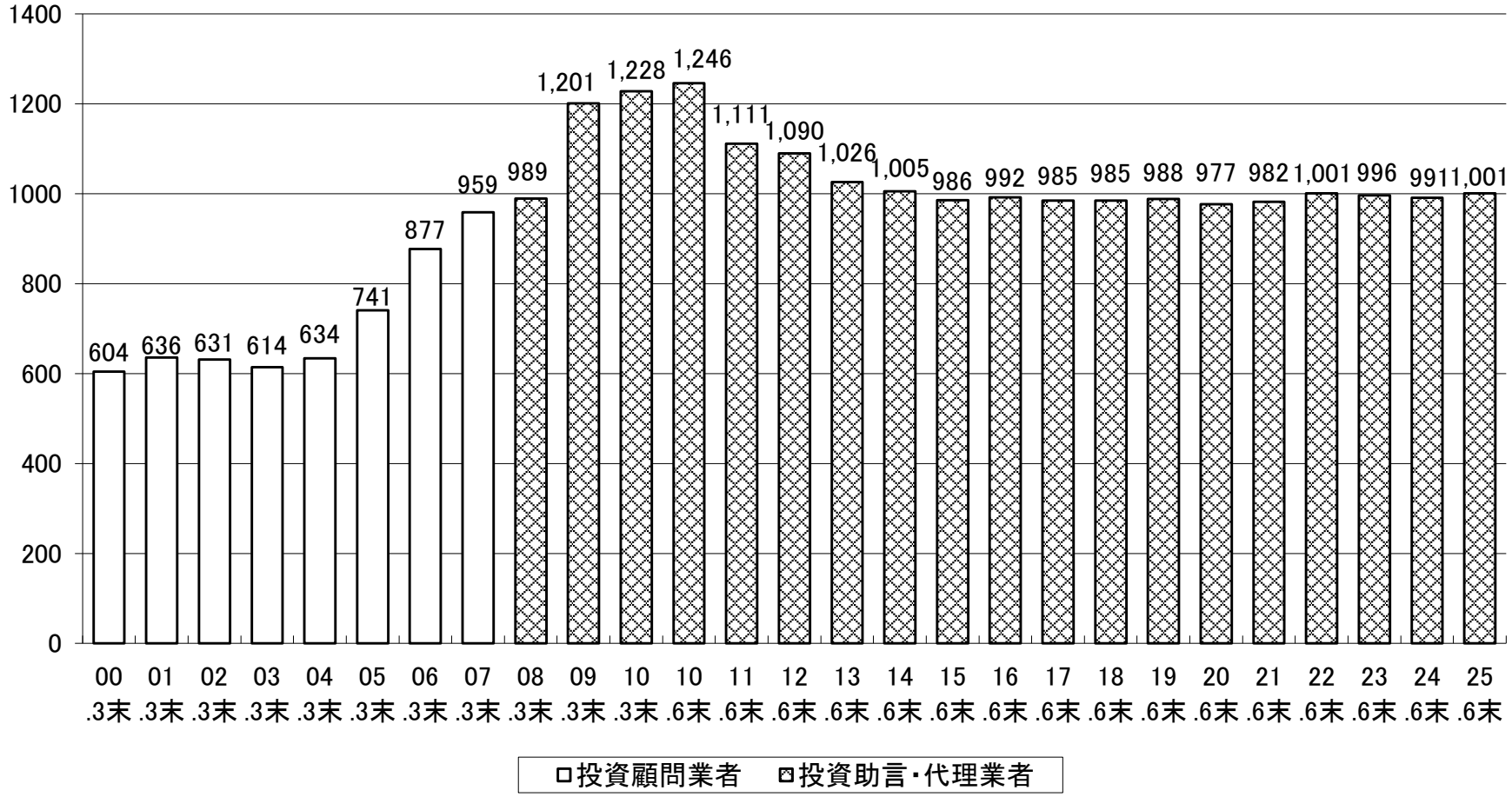
第３節　投資助言・代理業

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2025 年６月末時点では、投資助言・代理業者数は 1,001 社となっている。（資料１参照）

（資料1）

金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移



注：2007年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

第４節　投資運用業

Ⅰ　投資運用業者の推移（資料１参照）

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の４類型に分類される。

2025 年６月末現在の投資運用業者数は 454 社（投資信託委託業者 113 社、投資法人資産運用業者 120 社、投資一任業者 365 社、自己運用業者 60 社）となっている。

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

Ⅱ　投資法人の推移

2025 年６月末現在の登録投資法人は 130 社（不動産投資法人 124 社、インフラ投資法人５社、証券投資法人１社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆる J-REIT）57 社の運用資産残高の合計は、2025 年６月末で 24 兆 1,005 億円（前年比 2.45%増）となっている。

2024 年７月以降、IPO を伴う新規上場はない。

Ⅲ　運用資産の推移

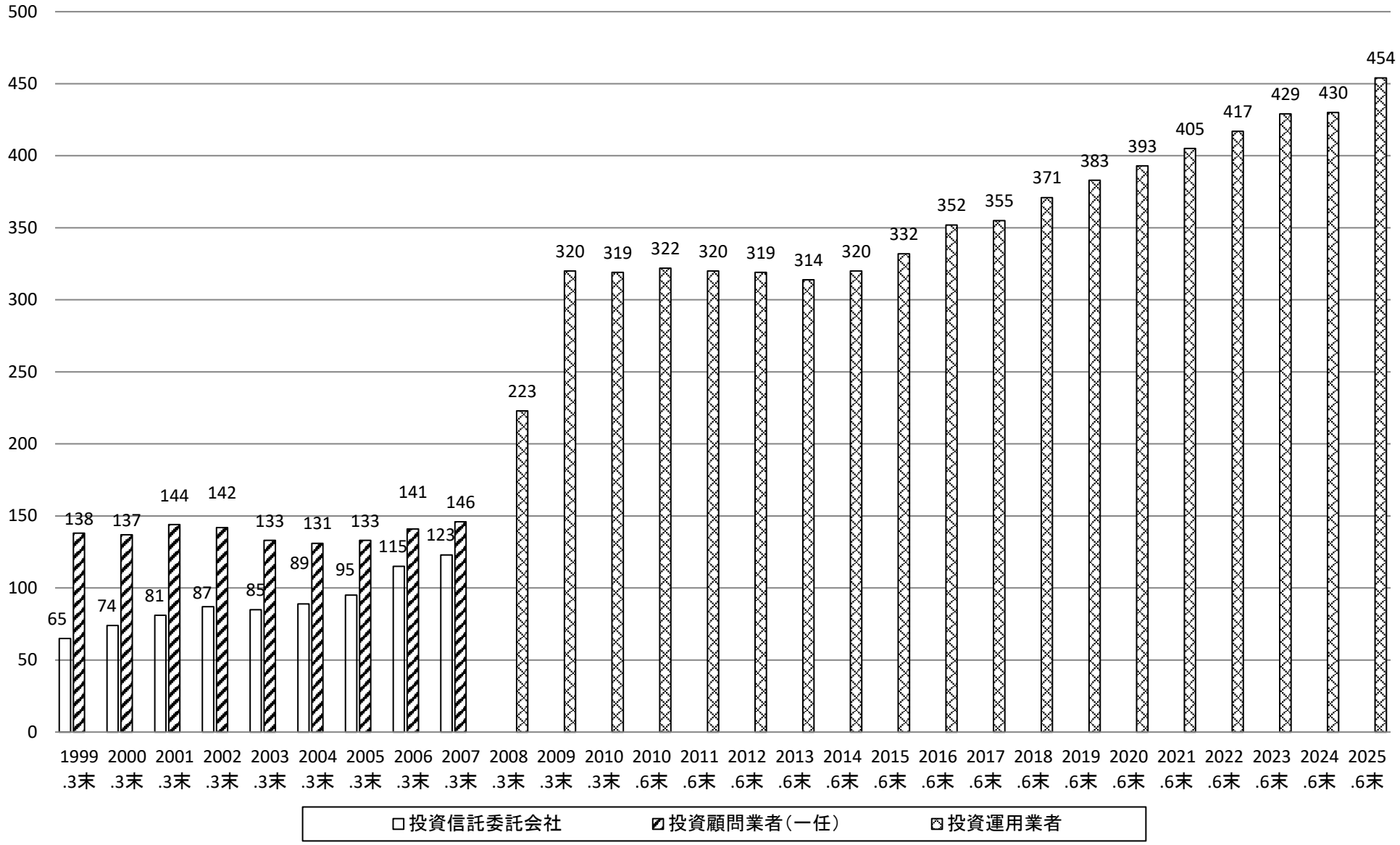
投資信託の純資産残高は、2025 年６月末で公募投信 254 兆 3,247 億円（前年比 7.13%増）、私募投信 116 兆 4,507 億円（同 1.25%減）となっている。

投資一任契約の資産残高は、2025 年３月末で 561 兆 2,017 億円（同 0.1%減、一般社団法人日本投資顧問業協会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、1 兆 2,741 億円（2024 年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）となっている。

（資料1）

金融商品取引業者（投資運用業）数の推移



第５節　投資運用関係業務受託業

投資運用関係業務受託業者は、投資運用業等を行うことができる者の委託を受けて、投資運用業等に関する計理業務又は法令等遵守のための指導に関する業務を業として行う者であり、金融庁が監督している。

2025 年６月末時点では、投資運用関係業務受託業者数は１社となっている。

第６節　登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者

Ⅰ　登録金融機関の概況

2025 年６月末現在における登録金融機関数は、898 社となっている。（資料１参照）

なお、2024 年７月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

Ⅱ　取引所取引許可業者の概況

2025 年６月末現在における取引所取引許可業者数は、２社となっている。

なお、2024 年７月以降の取引所取引許可業者に対する行政処分の実績はない。

Ⅲ　金融商品仲介業者の概況

2025 年６月末現在における金融商品仲介業者数は、692 業者となっている。（資料１参照）

なお、2024 年７月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

Ⅳ　高速取引行為者の概況

2025 年６月末現在における高速取引行為者数は、53 者となっている。

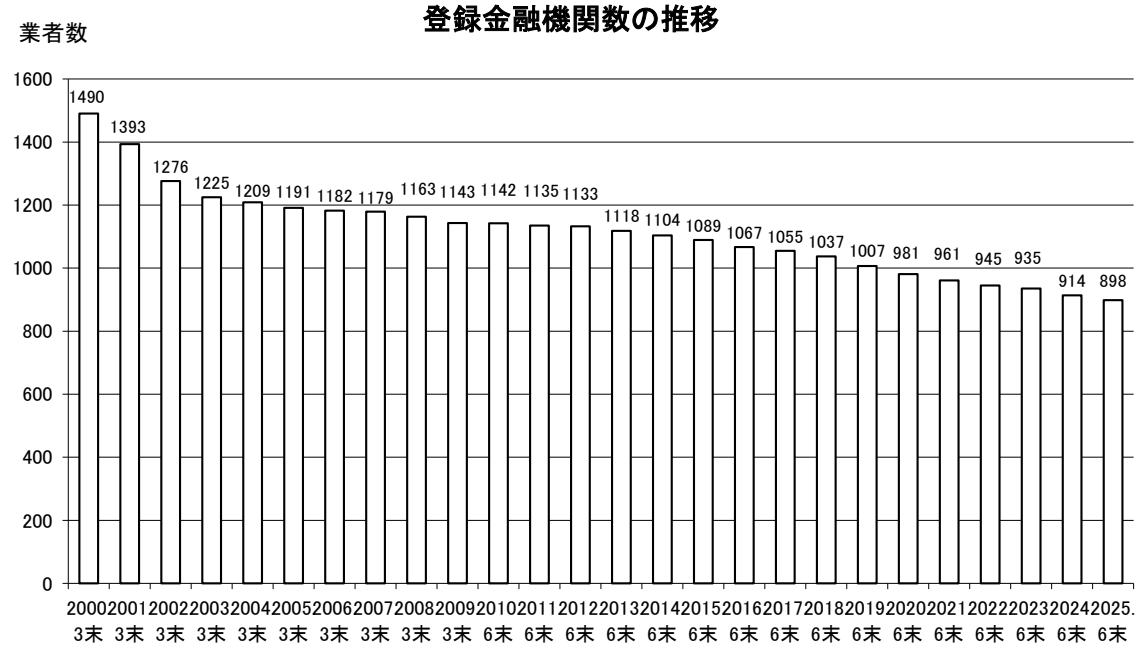
なお、2024 年７月以降の高速取引行為者に対する行政処分の状況については、１社に対し登録を受けた営業所の所在地を確知できない状況が認められたことから、高速取引行為者の登録の取消しを行っている。

また、四半期（2024 年３月末以降は半期）ごとに「高速取引行為の動向について」を更新・公表[1]した。

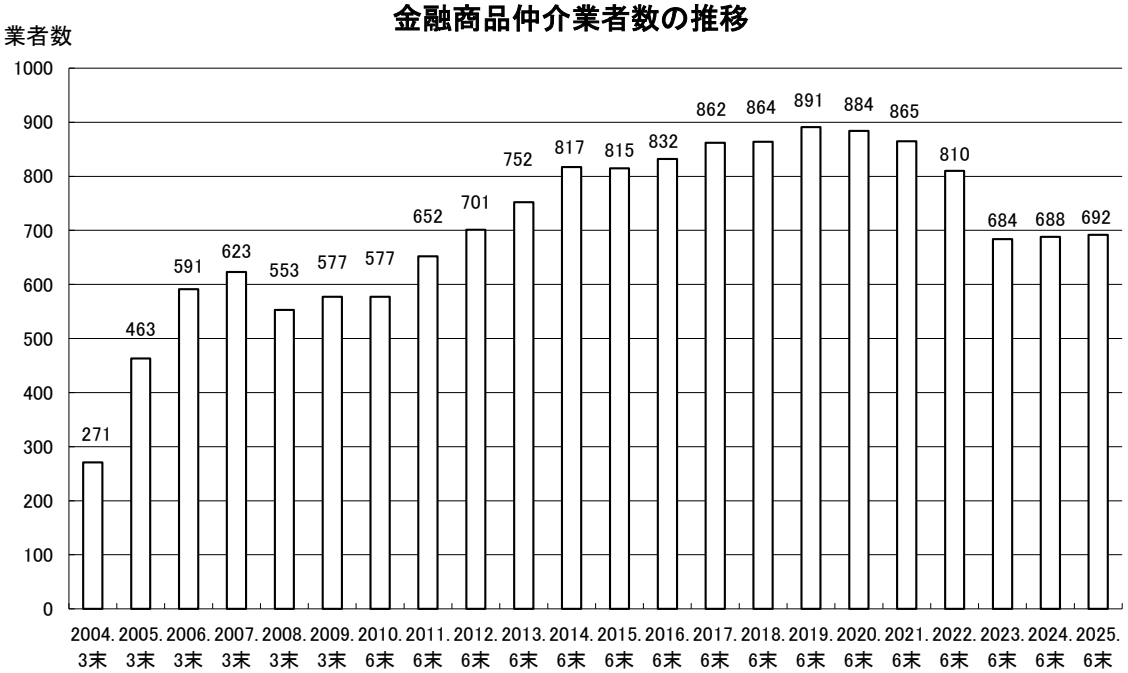
[1] 「高速取引行為の動向について」https://www.fsa.go.jp/status/kousokutorihiki_doukou/index.html

（資料1）

登録金融機関数の推移



金融商品仲介業者数の推移



注：2007年3月末までは証券仲介業者の数。

第７節　信用格付業者

Ⅰ　信用格付業者の概況（資料１参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

2025 年６月末現在における信用格付業者は７社となっている。

Ⅱ　信用格付業者の特定関係法人

2025 年６月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第 116 条の３第２項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、34 法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（2025 年６月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	14 法人
S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社	12 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	８法人

信用格付業者登録一覧

（資料1）

（令和7年6月末現在　7社）

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官（格付）第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官（格付）第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官（格付）第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官（格付）第5号	平成22年9月30日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官（格付）第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
金融庁長官（格付）第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官（格付）第8号	平成24年1月31日	S&PグローバルSFジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

第８節　適格機関投資家等特例業務届出者等

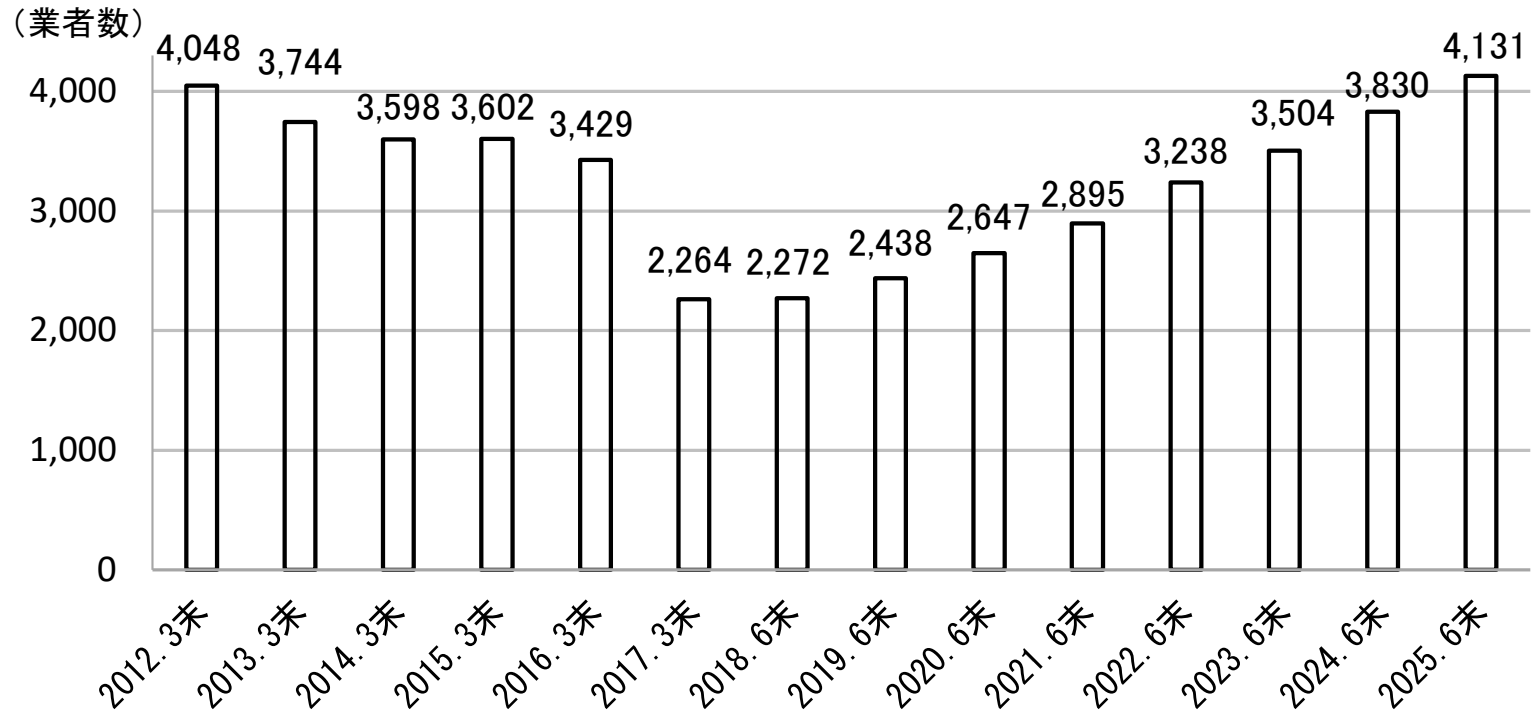
適格機関投資家等特例業務届出者等の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が１名以上及びそれ以外の者 49 名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

2025 年６月末現在、これらの届出業者は 4,131 者（業務廃止命令発出先 609 者を除く）である。（資料１参照）

（資料１）

適格機関投資家等特例業務届出者数の推移



（注）2017.3以降は、業務廃止命令発出先を除いている。

第９節　集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

集団投資スキームとは、金融商品取引法第２条第２項第５号、６号に基づく権利を有する者から金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、収益を出資者に分配する仕組みのこと。

金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者等における集団投資スキーム持分の販売・運用状況は、販売額 11 兆 511 億円、運用額 81 兆 353 億円となっている（2024 年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）。（資料１参照）

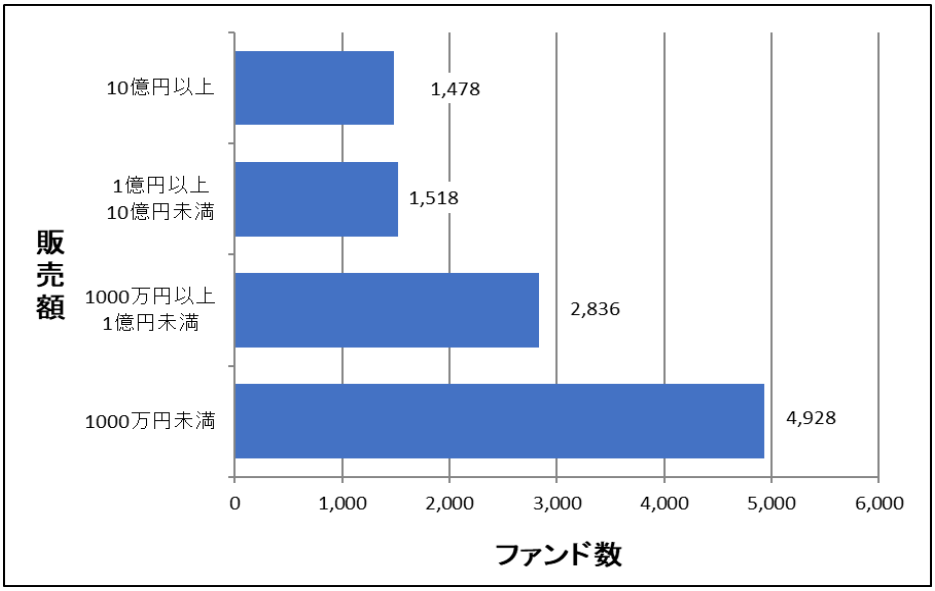
（資料1）

集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

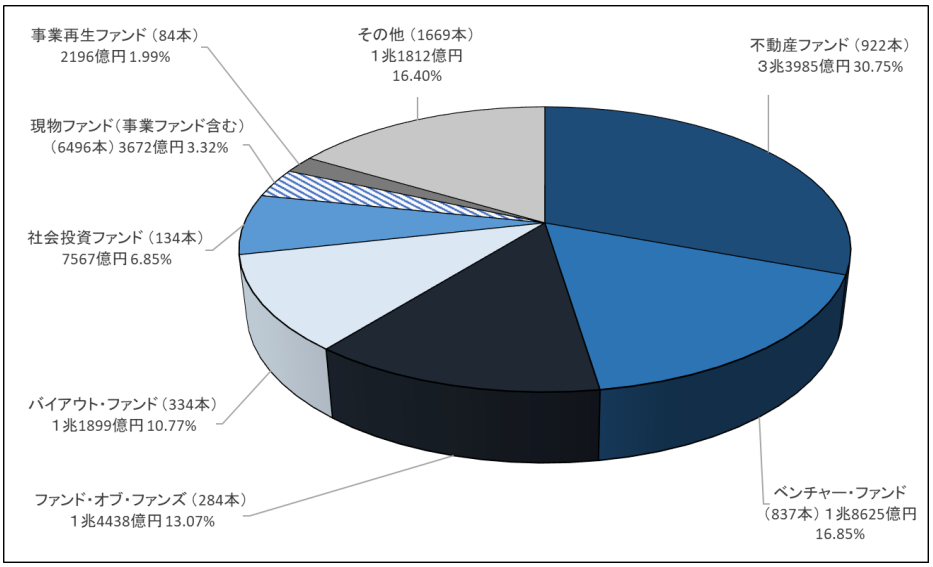
○ 集団投資スキーム持分の本数・販売額・運用財産額

	集団投資スキーム持分	うちプロ向けファンド
販売本数	10,760本	2,475本
販売額合計	11兆511億円	7兆4,857億円
運用本数	15,776本	5,283本
運用財産額合計	81兆353億円	65兆8,330億円

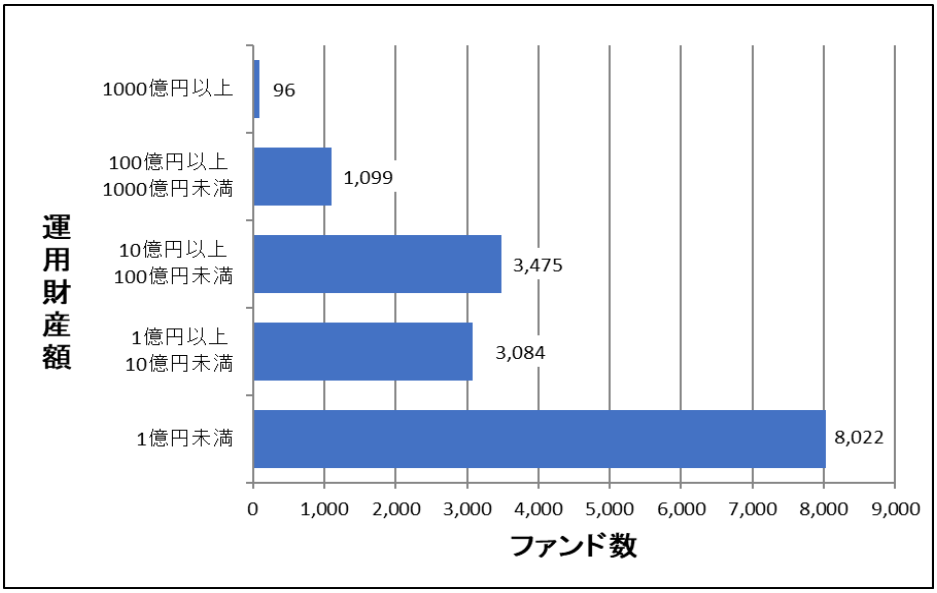
○ 販売額別ファンド本数



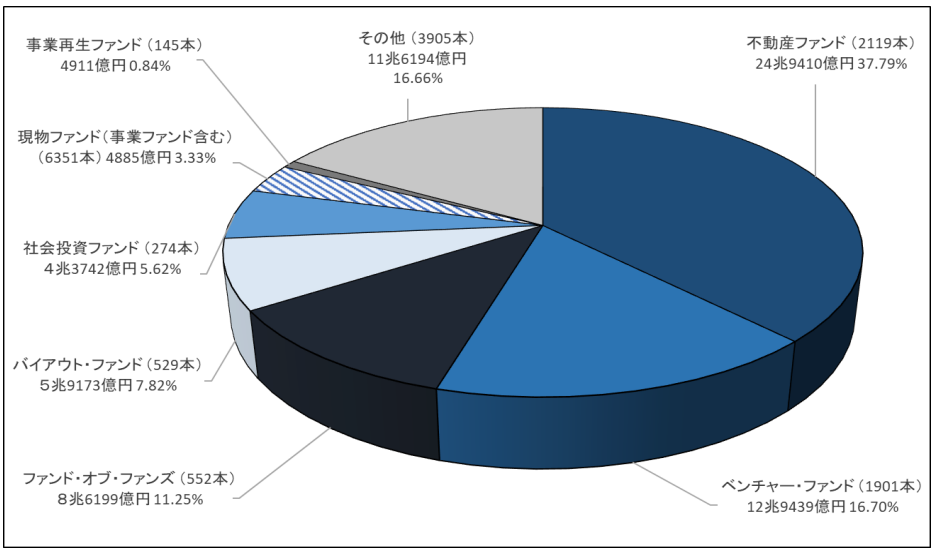
○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の販売額等



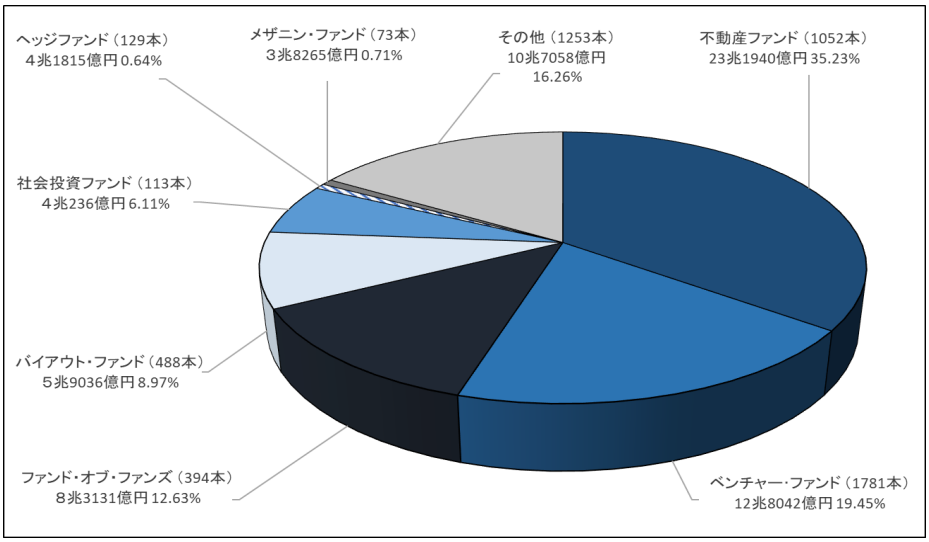
○ 運用財産額別ファンド本数



○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の運用財産額等



○ プロ向けファンドの商品分類別の運用財産額等



第３部　金融検査・監督等

第 11 章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第 10 節　詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

Ⅰ　相談件数の状況等

2024 事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付件数は 7,604 件（前事務年度 8,398 件）となっており、そのうち 6,220 件が被害後の相談となっている。

相談者を年代別で見ると、年齢のわかるもののうち、60 代以上が約 38%、40 代以下が約 38%となっている。

Ⅱ　対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、他省庁、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、被害防止のための取組として以下のような対応に取り組んでいる。

① 金融庁ウェブサイトや公式 X（旧 Twitter）、リーフレット等を通じた注意喚起

② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応

③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局等との連携

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者に対して、金融商品取引法第 192 条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。

④ 「詐欺的な投資勧誘等に関する連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化

第 11 節　証券口座への不正アクセス・不正取引への対応

2025 年３月頃より、実在する証券会社のウェブサイトを装った偽のウェブサイト（フィッシングサイト）等で窃取した顧客情報（ログイン ID やパスワード等）によるインターネット取引サービスでの証券口座への不正アクセス、不正取引（第三者による取引）の被害が急増。

金融庁ウェブサイトにおいて、不正アクセス・不正取引の発生件数及び金額を公表し、投資家への注意喚起を行った[1]ほか、業界団体と連携し、ログイン時の認証強化などインターネット取引におけるセキュリティ水準の向上を求めるなど、被害拡大防止及び再発防止に向けた取組を行った。

[1] 「インターネット取引サービスへの不正アクセス・不正取引による被害が急増しています」
https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/chuui_phishing.html

第３部　金融検査・監督等

第 12 章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第１節　貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

（貸金業者の登録業者数の推移）

	2023年３月末	2024年３月末	2025年３月末
財務(支)局長登録	268	264	254
都道府県知事登録	1,280	1,251	1,219
合計	1,548	1,515	1,473

財務（支）局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2024 事務年度は、14 業者に対して検査を実施した。

その他の取組は、「令和６年度実績評価書」の施策Ⅱ－２[1]を参照。

[1]「令和６年度実績評価書」 https://www.fsa.go.jp/seisaku/siryou/202508/r6jissekihyouka.pdf#page=57

第３部　金融検査・監督等

第 12 章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第２節　前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者の検査・監督をめぐる動き

Ⅰ　前払式支払手段発行者の概況

（前払式支払手段発行者数の推移）

	2023年３月末	2024年３月末	2025年３月末
自家型発行者	1,165	1,204	1,210
第三者型発行者	876	852	828
合計	2,041	2,056	2,038

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2024 事務年度は、30 業者に対して検査を実施した。

その他の取組は、「令和６年度実績評価書」Ⅱ－２[1]を参照。

Ⅱ　資金移動業者の概況

（資金移動業者数の推移）

	2023 年６月末	2024 年６月末	2025 年６月末
資金移動業者	83	82	81

（年間取扱額及び年間送金件数の推移）

	2023 年３月末	2024 年３月末	2025 年３月末
年間送金件数	2,341 百万件	3,522 百万件	4,669 百万件
年間取扱額	75,756 億円	106,145 億円	141,874 億円

資金移動業者は、資金決済法に基づき、金融庁及び財務（支）局が検査を実施しており、2024 事務年度は、５業者に対して検査を実施した。

その他の取組は、「令和６年度実績評価書」Ⅱ－２[1]を参照。

Ⅲ　暗号資産交換業者の概況

（暗号資産交換業者数の推移）

[1] 「令和６年度実績評価書」https://www.fsa.go.jp/seisaku/siryou/202508/r6jissekihyouka.pdf

	2023年６月末	2024年６月末	2025年６月末
暗号資産交換業者	30	29	28

暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていないと認められた暗号資産交換業者１業者に対して行政処分を行った。

その他の取組は、「令和６年度実績評価書」Ⅱ－２[1]を参照。

Ⅳ　電子決済手段等取引業者の概況

（電子決済手段等取引業者数の推移）

	2023年６月末	2024年６月末	2025年６月末
電子決済手段等取引業者	０	０	１

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の施行（2023年６月）により、電子決済手段等取引業者に対する登録制が導入され、新たに電子決済手段等取引業を行おうとする事業者からの登録に係る相談・申請を受けて、審査を進めてきたところ、2024事務年度に１社の登録を行った。

第３節　SPC等の監督をめぐる動き

Ⅰ　SPC等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下、「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（1997年６月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、1998年６月に成立し、同年９月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下、「SPC」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、2000年５月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下、「新法」という。）が同年11月から施行された。2006年５月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。2011年５月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

（SPCの届出件数）

2024年３月末	2024年６月末	2025年３月末	2025年６月末
1,194社	1,191社	1,199社	1,191社

（注）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

Ⅱ　資産の流動化の状況

（億円）

	2022年９月末	2023年９月末	2024年９月末
資産対応証券の発行残高等	137,584	162,047	172,917
① 不動産	50,765	62,909	65,167
② 不動産の信託受益権	71,233	81,390	90,072
③ 指名金銭債権	1,885	1,782	645
④ 指名金銭債権の信託受益権	595	21	2
⑤ その他	13,105	15,946	17,031

（注１）毎年９月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。
（注２）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

第４節　不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、1991年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として、1994年に制定された。

2013年12月には、倒産隔離が図られたSPCスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

2017年12月には、小口資金による空き家・空き店舗等の再生を通じた地方創生の推進、観光等の成長分野における良質な不動産ストックの形成の促進を図るため、①小規模な不動産特定共同事業に係る特例の創設、②クラウドファンディングに対応するための環境整備、③プロ投資家向け事業の規制の見直し等を行う改正法が施行された。

2019年４月には、クラウドファンディング（電子取引業務）を行う事業者の監督を行うにあたり、留意すべき事項を規定する「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」を策定した。

不動産特定共同事業者の数は、2025年６月30日現在265社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が96社、国土交通大臣許可業者が１社、都道府県知事許可業者が168社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は５社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業（特例事業）を行う特例事業者の届出数は2025年６月30日現在186件である。

小規模不動産特定共同事業者の数は、2025年６月30日現在53社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣登録業者が11社、都道府県知事登録業者が42社である。

第５節　確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

2025 年６月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は 219 法人となっている。（資料１参照）

（資料1）

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数	うち銀行	うち協同組織金融機関（※）	うち保険会社	うち金融商品取引業者等	その他
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23
2016年6月末	198	75	83	11	7	22
2017年6月末	207	76	84	11	10	26
2018年6月末	216	76	84	11	13	32
2019年6月末	219	76	83	11	14	35
2020年6月末	221	77	83	12	14	35
2021年6月末	220	76	83	12	15	34
2022年6月末	219	75	83	12	17	32
2023年6月末	225	76	83	12	19	35
2024年6月末	223	76	83	12	18	34
2025年6月末	219	74	83	12	18	32

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

第３部　金融検査・監督等

第 12 章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第６節　電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関は、2025年６月末現在５業者となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	2009年６月24日
SMBC電子債権記録株式会社	2010年６月30日
みずほ電子債権記録株式会社	2010年９月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	2013年１月25日
Tranzax電子債権株式会社	2016年７月７日

第３部　金融検査・監督等

第 12 章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第７節　電子決済等代行業者等の監督をめぐる動き

（電子決済等代行業者数の推移）

	2023 年６月末	2024 年６月末	2025 年６月末
電子決済等代行業者	118	123	120

※電子決済等代行業者数のうち、信用金庫電子決済等代行業者１業者を含む。

電子決済等代行業者等の監督に関する取組は、「令和６年度実績評価書」Ⅰ－１[1]を参照。

[1] 「令和６年度実績評価書」https://www.fsa.go.jp/seisaku/siryou/R6jissikeikaku.pdf

第３部　金融検査・監督等

第 12 章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第８節　金融サービス仲介業者の監督をめぐる動き

（金融サービス仲介業者数の推移）

	2023 年６月末	2024 年６月末	2025 年６月末
金融サービス仲介業者	7	13	19

金融サービス仲介業者の監督に関する取組は、「令和６年度実績評価書」Ⅰ－１[1]を参照。

[1] 「令和６年度実績評価書」https://www.fsa.go.jp/seisaku/siryou/202508/r6jissekihyouka.pdf

第３部　金融検査・監督等

第 12 章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第９節　その他の金融機関等に対する金融モニタリング

Ⅰ 信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき経済産業省と金融庁等との共管となっており、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が共同で検査を実施している。

2024 事務年度は、１協会に対して検査を実施した。

Ⅱ 政策金融機関等に対する金融モニタリング

政策金融機関等について、金融庁は、各主務大臣からリスク管理分野の検査権限を委任されており、2003 事務年度より、主務大臣と協議の上、検査を実施している。

政策金融機関等に対しては、各種経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、特定の検証項目について検査を実施することとしている。

ただし、2024 事務年度における検査実績はない。

第 13 章　法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

第１節　本制度の概要

本制度は、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ確認できる制度である。民間企業等は照会案件に係る法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則 30 日以内に書面で回答することとなっている。

第２節　回答実績

金融庁では、2024 事務年度において１件回答を行い、制度導入（2001 年７月 16 日）からの回答の累計は 71 件となっている。

過去 10 年間の回答件数の推移は以下のとおり。

事務年度	回答件数
2015	2
2016	0
2017	2
2018	1
2019	3
2020	0
2021	0
2022	2
2023	1
2024	1

第 14 章　一般的な法令解釈に係る書面照会手続

第１節　本制度の概要

本手続は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者等が、金融庁所管法令に係る一般的な法令解釈について照会できる制度である。事業者等は法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則２ヶ月以内に書面で回答することとなっている。

第２節　回答実績

2024 事務年度において１件回答を行い、制度導入（2005 年４月１日）からの回答の累計は９件となっている。

過去 10 年間の回答件数の推移は以下のとおり。

事務年度	回答件数
2015	2
2016	0
2017	0
2018	0
2019	1
2020	1
2021	0
2022	0
2023	0
2024	1

第 15 章　課徴金制度

第１節　課徴金納付命令等の状況

Ⅰ　課徴金納付命令の実績（資料１参照）

１．金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
2005 事務年度～ 2019 事務年度	421 件	125 件	546 件
2020 事務年度	12 件	10 件	22 件
2021 事務年度	15 件	7 件	22 件
2022 事務年度	16 件	6 件	22 件
2023 事務年度	16 件	7 件	23 件
2024 事務年度	13 件	13 件	26 件

２．公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
2015 事務年度	0 件	1 件	1 件
2023 事務年度	0 件	1 件	1 件

Ⅱ　審判手続期日等の実績

１．（株）ＺＯＺＯ社員から伝達を受けた海外居住者による内部者取引

（令和５（判）８）

2023 年 10 月 13 日　開始決定
2024 年 11 月　８日　第１回審判期日
2025 年　１月 14 日　課徴金納付命令

２．（株）ＥｄｕＬａｂにおける有価証券報告書等の虚偽記載

（令和５（判）10）

2023 年 10 月 27 日　開始決定
2025 年　１月 14 日　第１回審判期日
2025 年　４月 24 日　課徴金納付命令

３．海外居住の個人投資家による大平洋金属（株）株式外１銘柄に係る相場操縦

（令和５（判）17）

2024 年　１月 19 日　開始決定
2025 年　５月 16 日　第１回審判手続期日

４．(株) ストリームメディアコーポレーションとの契約締結交渉者の社員から伝達を受けた者による内部者取引

（令和６（判）９）

2024 年 ６月 21 日　開始決定
2024 年 12 月 12 日　第１回審判期日
2025 年 ２月 25 日　課徴金納付命令

５．ＴＨＥ　ＷＨＹ　ＨＯＷ　ＤＯ　ＣＯＭＰＡＮＹ（株）における有価証券報告書等の虚偽記載

（令和６（判）11）

2024 年 ６月 27 日　開始決定
2025 年 ５月 29 日　第１回審判手続期日

（注）これまでに審判手続期日（2025 年 3 月 31 日以前は審判期日）が開催され、2024 事務年度中に審判手続（審判手続期日）が終結したもの。

（資料１）

課徴金納付命令の実績

（2024事務年度）

No.	事　件　名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	（株）小僧寿しの子会社社員による内部者取引 （令和6年度(判)第7号）	重要事実（（株）小僧寿しの業務執行を決定する機関が（株）アニスピホールディングスの非子会社化を伴う株式譲渡を行うことについての決定をしたこと）について、（株）小僧寿し社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、（株）小僧寿し株式を売り付けた。	個人	2024年5月24日 （勧告） 2024年5月31日 （開始決定）	2024年8月6日	29万円
2	（株）ストリームメディアコーポレーションとの契約締結交渉者の社員による情報伝達 （令和6年度(判)第10号）	重要事実（（株）ストリームメディアコーポレーションの業務執行を決定する機関が、（株）ＳＭＥＪと合併を行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に（株）ストリームメディアコーポレーション株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、当該事実を伝達した。	個人	2024年6月14日 （勧告） 2024年6月21日 （開始決定）	2024年8月27日	456万円
3	（株）三ッ星株式に係る大量保有報告書等の不提出等 （令和6年度(判)第12号）	（株）三ッ星株式について、 （１）報告義務の発生した大量保有報告書又は変更報告書を法定の提出期限までに提出しなかった。 （２）重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出した。	（株）シンシア工務店	2024年6月28日 （勧告） 2024年７月３日 （開始決定）	2024年8月27日	32万円
4	（株）三ッ星株式に係る大量保有報告書等の不提出等 （令和6年度(判)第13号）	（株）三ッ星株式について、 （１）報告義務の発生した大量保有報告書又は変更報告書を法定の提出期限までに提出しなかった。 （２）重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出した。	個人	2024年6月28日 （勧告） 2024年７月３日 （開始決定）	2024年8月27日	40万円
5	（株）三ッ星株式に係る変更報告書の不提出等 （令和6年度(判)第14号）	（株）三ッ星株式について、 （１）報告義務の発生した変更報告書を法定の提出期限までに提出しなかった。 （２）重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出した。	（株）和円商事	2024年6月28日 （勧告） 2024年７月３日 （開始決定）	2024年8月27日	26万円
6	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ（株）株式に係る風説の流布 （令和6年度(判)第15号）	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ（株）株式につき、有価証券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、有価証券の価格に影響を与えた。	個人	2024年7月26日 （勧告） 2024年8月2日 （開始決定）	2024年9月18日	209万円
7	（株）サカイホールディングス株式に係る変更報告書の虚偽記載等 （令和6年度(判)第16号）	（株）サカイホールディングス株式について、 （１）重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている変更報告書を提出した。 （２）報告義務の発生した変更報告書を法定の提出期限までに提出しなかった。	（株）サンワ	2024年9月10日 （勧告） 2024年9月18日 （開始決定）	2024年10月30日	10万円
8	（株）サカイホールディングス株式に係る大量保有報告書等の不提出 （令和6年度(判)第17号）	（株）サカイホールディングス株式について、報告義務の発生した大量保有報告書又は変更報告書を法定の提出期限までに提出しなかった。	（株）サカイ	2024年9月10日 （勧告） 2024年9月18日 （開始決定）	2024年10月30日	10万円
9	（株）ミンカブ・ジ・インフォノイド役員からの情報受領者による内部者取引 （令和6年度(判)第18号）	重要事実（（株）ミンカブ・ジ・インフォノイドの業務執行を決定する機関が、ＬＩＮＥ（株）によって新たに設立される会社の全株式を取得し、同社を（株）ミンカブ・ジ・インフォノイドの完全子会社とすることについての決定をしたこと）について、（株）ミンカブ・ジ・インフォノイド役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、（株）ミンカブ・ジ・インフォノイド株式を買い付けた。	個人	2024年9月13日 （勧告） 2024年9月25日 （開始決定）	2024年10月30日	35万円
10	長期国債先物に係る相場操縦 （令和6年度(判)第19号）	長期国債先物につき、同先物の売買を誘引する目的をもって、同先物の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及びその申込みをした。	野村證券（株）	2024年9月25日 （勧告） 2024年10月4日 （開始決定）	2024年10月30日	2176万円
11	（株）アルファクス・フード・システムとの契約締結交渉者による推奨行為 （令和6年度(判)第20号）	重要事実（（株）アルファクス・フード・システムの業務執行を決定する機関が、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に（株）アルファクス・フード・システム株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、同株式の買付けをすることを勧めた。	個人	2024年10月25日 （勧告） 2024年11月8日 （開始決定）	2024年12月19日	362万円
12	（株）アルファクス・フード・システムとの契約締結交渉者から伝達を受けた者による内部者取引 （令和6年度(判)第21号）	重要事実（（株）アルファクス・フード・システムの業務執行を決定する機関が、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、（株）アルファクス・フード・システム株式を買い付けた。	個人	2024年10月25日 （勧告） 2024年11月8日 （開始決定）	2024年12月19日	355万円

No.	事　件　名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
13	（株）アルファクス・フード・システムとの契約締結交渉者から伝達を受けた者による内部者取引 （令和6年度(判)第22号）	重要事実（（株）アルファクス・フード・システムの業務執行を決定する機関が、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、（株）アルファクス・フード・システム株式を買い付けた。	個人	2024年10月25日 （勧告） 2024年11月8日 （開始決定）	2024年12月19日	775万円
14	（株）アルファクス・フード・システムとの契約締結交渉者から伝達を受けた者による内部者取引 （令和6年度(判)第23号）	重要事実（（株）アルファクス・フード・システムの業務執行を決定する機関が、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、（株）アルファクス・フード・システム株式を買い付けた。	個人	2024年10月25日 （勧告） 2024年11月8日 （開始決定）	2024年12月19日	２万円
15	（株）アルファクス・フード・システム役員から伝達を受けた者による内部者取引 （令和6年度(判)第24号）	重要事実（（株）アルファクス・フード・システムの業務執行を決定する機関が、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、（株）アルファクス・フード・システム役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、（株）アルファクス・フード・システム株式を買い付けた。	個人	2024年10月25日 （勧告） 2024年11月8日 （開始決定）	2024年12月19日	17万円
16	（株）ＺＯＺＯ社員から伝達を受けた海外居住者による内部者取引 （令和5年度(判)第8号）	重要事実（ヤフー（株）（現Ｚホールディングス（株））の業務執行を決定する機関が、（株）ＺＯＺＯ株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、（株）ＺＯＺＯ社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、（株）ＺＯＺＯ株式を買い付けた。	個人	2023年9月8日 （勧告） 2023年10月13日 （開始決定）	2025年1月14日	1303万円
17	（株）ヤマウラにおける有価証券報告書等の虚偽記載 （令和6年度(判)第25号）	長期未収入金に係る貸倒引当金繰入額の不計上等の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	（株）ヤマウラ	2024年12月3日 （勧告） 2024年12月10日 （開始決定）	2025年2月4日	1800万円
18	（株）きょくとうにおける有価証券報告書等の虚偽記載 （令和6年度(判)第26号）	雇用調整助成金の不正受給による営業外収益の過大計上の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	（株）きょくとう	2024年12月10日 （勧告） 2024年12月17日 （開始決定）	2025年2月4日	1500万円
19	（株）ストリームメディアコーポレーションとの契約締結交渉者の社員から伝達を受けた者による内部者取引 （令和6年度(判)第9号）	重要事実（（株）ストリームメディアコーポレーションの業務執行を決定する機関が、（株）ＳＭＥＪと合併を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者の社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、（株）ストリームメディアコーポレーション株式を買い付けた。	個人	2024年6月14日 （勧告） 2024年6月21日 （開始決定）	2025年2月25日	912万円
20	（株）ガーラにおける有価証券報告書等の虚偽記載 （令和6年度(判)第28号）	本来費用計上しなければならないソフトウェアの開発費について、ソフトウェア仮勘定及びソフトウェアとして資産を過大計上する不適正な会計処理を行い、 （１）重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。 （２）重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、株式及び新株予約権証券を取得させた。	（株）ガーラ	2025年1月28日 （勧告） 2025年2月4日 （開始決定）	2025年3月13日	6495万円
21	（株）ＥｄｕＬａｂにおける有価証券報告書等の虚偽記載 （令和5年度(判)第10号）	売上の過大計上及び事業損失引当金の不計上等の不適正な会計処理を行い、 （１）重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。 （２）重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、株式を取得させた。	（株）ＥｄｕＬａｂ	2023年10月20日 （勧告） 2023年10月27日 （開始決定）	2025年4月24日	２億3705万5000円
22	ピクセルカンパニーズ（株）における有価証券報告書等の虚偽記載等 （令和6年度(判)第29号）	実態のない前渡金の計上による損失の不計上という不適正な会計処理を行い、 また、ピクセルカンパニーズ（株）又は同社の連結子会社とピクセルカンパニーズ（株）役員等との取引を「関連当事者との取引」として、連結財務諸表への注記を行わず、 さらに、同社の役員個人の借入に対する連帯保証を「偶発債務（債務保証）」として、連結財務諸表への注記を行わず、 （１）重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書を提出した。 （２）重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、株式及び新株予約権証券を取得させた。	ピクセルカンパニーズ（株）	2025年2月21日 （勧告） 2025年3月3日 （開始決定）	2025年4月24日	６億2984万円

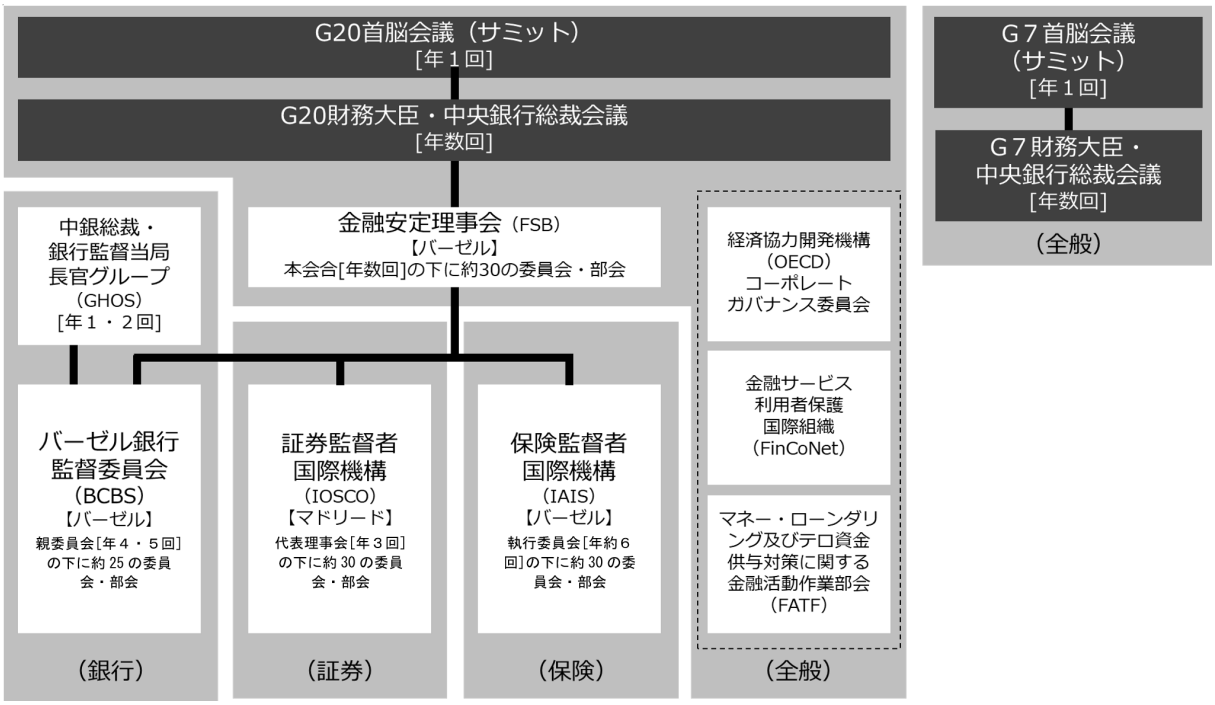
No.	事　件　名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
23	Ｓｈｉｎｗａ Ｗｉｓｅ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ（株）における有価証券報告書等の虚偽記載 （令和6年度(判)第30号）	売上の過大計上等の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	Ｓｈｉｎｗａ Ｗｉｓｅ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ（株）	2025年2月26日 （勧告） 2025年3月5日 （開始決定）	2025年4月24日	2100万円
24	公開買付者との契約締結交渉者の職員から伝達を受けた者による日本道路株式に係る内部者取引 （令和6年度(判)第31号）	公開買付け等事実（清水建設（株）の業務執行を決定する機関が、日本道路（株）株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者の職員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、日本道路（株）株式を買い付けた。	個人	2025年2月28日 （勧告） 2025年3月7日 （開始決定）	2025年4月24日	840万円
25	（株）アクアラインにおける有価証券報告書等の虚偽記載 （令和6年度(判)第32号）	投資有価証券評価損の不計上及び偶発損失引当金の不計上等の不適正な会計処理を行い、 （１）重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。 （２）重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、株式を取得させた。	（株）アクアライン	2025年3月4日 （勧告） 2025年3月11日 （開始決定）	2025年5月21日	4206万円
26	（株）イメージワンにおける有価証券報告書等の虚偽記載 （令和7年度(判)第1号）	減損損失の不計上及び売上の過大計上等の不適正な会計処理を行い、 （１）重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。 （２）重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権証券を取得させた。	（株）イメージワン	2025年3月28日 （勧告） 2025年4月11日 （開始決定）	2025年5月21日	6507万円

第４部　国際関係の動き

第 16 章　金融に関する国際的な議論

金融庁は、「国際経済協調の第一のフォーラム」である G20 や、FSB をはじめとする国際的な会議体・基準設定主体において、金融規制・監督に関する論点を中心に、金融分野に関する幅広い世界共通の課題に係る国際的な議論に積極的に参画している。

国際的な議論の枠組み



G20・金融安定理事会（FSB）・バーゼル銀行監督委員会（BCBS）のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS
アジア・オセアニア				欧州				中東・アフリカ			
日本	⑦	○	○	英国	⑦	○	○	サウジアラビア	○	○	○
中国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	南アフリカ	○	○	○
韓国	○	○	○	フランス	⑦	○	○	基準設定主体			
オーストラリア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）		○	―
インドネシア	○	○	○	ロシア	○	○	○	証券監督者国際機構（IOSCO）		○	
インド	○	○	○	スイス		○	○	保険監督者国際機構（IAIS）		○	
トルコ	○	○	○	オランダ		○	○	国際会計基準審議会（IASB）		○	
香港		○	○	スペイン		○	○	グローバル金融システム委員会		○	
シンガポール		○	○	ベルギー			○	BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）		○	
米州				ルクセンブルク			○	国際機関			
米国	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際決済銀行（BIS）		○	○
カナダ	⑦	○	○	欧州委員会（EC）	⑦	○	○	国際通貨基金（IMF）		○	○
ブラジル	○	○	○	欧州中央銀行（ECB）	⑦	○	○	世界銀行（WB）		○	
メキシコ	○	○	○	欧州中央銀行（ECB）監督委員会		○	○	経済協力開発機構（OECD）		○	
アルゼンチン	○	○	○	欧州連合（EU）	⑦						

（※１）G20 メンバーのうち、「⑦」としているのは G7 メンバー。

（※２）FSB のウェブサイトによれば、ロシア当局は 2024 年６月現在、FSB の会合に参加しないことで合意している。また、BCBS のウェブサイトによれば、ロシア中銀の BIS サービス及び BCBS を含む BIS の会合へのアクセスは 2022 年７月時点で停止されている。

（※３）証券監督者国際機構（IOSCO）・保険監督者国際機構（IAIS）には、それぞれ、上記のほか 100 以上のメンバーが参加。

（※４）各基準設定主体・国際決済銀行（BIS）・国際通貨基金（IMF）が FSB 及び BCBS に参加、世界銀行（WB）・経済協力開発機構（OECD）は FSB に参加。

（※５）バーゼル銀行監督委員会（BCBS）につき、欧州委員会（EC）、国際決済銀行（BIS）、国際通貨基金（IMF）はオブザーバーとして参加。

第１節　G7

Ⅰ　沿革

1986 年の東京サミットにおいて、サミット参加７か国間でインフレなき経済成長の促進や為替相場の安定等を図るための政策協調の場として設立が合意され、1986 年９月に第１回 G7 はワシントン D.C.で開催された。以来、マクロ経済政策のサーベイランス、国際通貨システムに関する議論の他、開発、新興市場国等の幅広い政策課題について議論が行われている。2023 年は日本、2024 年はイタリア、2025 年はカナダ、2026 年はフランスが議長国を務める。

Ⅱ　主な議論

近年、金融関連では、ノンバンク金融仲介（NBFI）の強靭性強化、AI・サイバーセキュリティ、金融犯罪対策、クロスボーダー送金の改善等が主要な議題となっている。

日本議長下で開催された 2023 年 10 月の G7 財務大臣・中央銀行総裁会議では、声明が発出され、ロシアに対する制裁対応等に関する合意事項が盛り込まれた。

カナダ議長下で開催された 2025 年５月の G7 財務大臣・中央銀行総裁会議では、声明が発出され、金融関連では主に NBFI、AI・サイバー等に関する合意事項が盛り込まれると共に、金融犯罪に対する行動要請が発出された。金融関連の合意事項における主なポイントは以下の通り。

１．金融セクターの課題

- 強固で、強靭で安定した金融セクターにコミット。
- 金融の安定及び規制上の課題に継続的に焦点を当てることが、金融システムの実効的な機能の確保のために引き続き不可欠。

２．ノンバンク金融仲介（NBFI）

- NBFI の活動は、金融市場の効率性に貢献し得る一方で、グローバルな金融システムにリスクをもたらし得る。
- ノンバンクのデータの入手可能性、利用及び質を評価し、潜在的なリスクを監視・評価するための知見とアプローチを共有する必要。

３．AI・サイバーセキュリティ

- AI の導入が一層進む中で、金融セクターにとっての AI の便益と、金融安定に対する潜在的なリスクをモニター・評価する必要性を認識。
- 進展するサイバー脅威の状況に対処すべく、重大なサイバーインシデント発生時の対応能力及び手順の更なる強化に引き続き取り組む。G7 サイバー専門家グループによる、AI がサイバーセキュリティにもたらすリスクと機会の評価に期待。

４．金融犯罪に対する行動要請

- マネロン等対策を含む金融犯罪との闘いへのコミットメントを堅持し、「金融犯罪に対する行動要請」（※）を支持。

（※）
- 経済発展と金融包摂の促進に向け、リスクベースで比例的なマネロン等対策の効果的な実施を支援することにコミット。
- 北朝鮮によるものを含む暗号資産の窃取や詐欺が前例のない水準に達しているという深刻な懸念を表明。暗号資産について、サイバーセキュリティやマネロン等対策の観点から、調査・情報交換を更に推進し、必要な措置を講ずることに合意。
- 暗号資産に関する金融活動作業部会（FATF）基準のグローバルな実施加速のためのFATFによるイニシアティブや、ステーブルコイン、P2P取引及びDeFiの悪用等から生じる新たなリスクに関するFATFの作業を引き続き支持。
- クロスボーダー送金の透明性向上に関するFATF基準を強化する進行中の作業に貢献。クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップを支持。

第２節　G20

Ⅰ　沿革

2008 年９月のリーマン・ショックに端を発する金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等について、G7 を超えた新興国を含む幅広いメンバーで議論するため、首脳レベルによる会合として同年 11 月に第１回 G20 首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20 は、「国際経済協調の第一のフォーラム」として定例化されている。近年では、年１回の首脳会合（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、幅広い政策課題について議論が行われている。2023 年はインド、2024 年はブラジル、2025 年は南アフリカ、2026 年は米国が議長国を務める。

Ⅱ　主な議論

金融関連では、暗号資産及びグローバル・ステーブルコインへの金融規制監督上の対応、NBFI の強靭性強化、クロスボーダー送金の改善、サステナブルファイナンス、金融包摂等が主要な議題となっている。

南アフリカ議長下で開催された 2025 年２月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議では、議長総括が発出された。金融関連における主なポイントは以下の通り。

１．金融セクターの課題

- バーゼルⅢを含む合意された国際改革及び基準の、一貫性のある、完全かつ適時の実施を通じた安定した金融システム確保のためのコミットメントを想起。
- FSB が、SSBs の協力を得て、過去 15 年にわたり確立された金融規制改革の実施のモニタリングに係る包括的なレビューを実施することを議論。
- 保険分野の国際資本基準（ICS）の最終化は、金融規制改革実施の重要な節目。

２．サステナブルファイナンス

- 自然適応及び強靭性への考慮をどのように統合するかについての移行計画に関するこれまでの作業を基礎とする、任意のハイレベル勧告の策定に留意。
- 自然災害の金融上の影響を管理する上で重要な役割を果たし得る、再保険を含む、保険の入手可能性及び低廉性の向上について議論。各国が自然災害の保険の補償ギャップへ対処可能にするための実用的な勧告の策定に期待。

３．ノンバンク金融仲介（NBFI）

- システミックな観点から NBFI の強靭性を引き続き向上させることを計画。
- NBFI のレバレッジによるリスクに対処するための FSB の最終勧告や、ノンバンクのデータの入手可能性、利用、及び質に対処するための作業計画を期待。

４．クロスボーダー送金、暗号資産

- クロスボーダー送金の改善及びFSBの暗号資産の勧告の実施に関するFSB、BIS及びSSBsの作業の重要性を強調。
- クロスボーダー送金の透明性向上に関するFATF基準改訂のための作業や、暗号資産に関するFATF基準の実施を支持。

第３節　金融安定理事会（FSB）

Ⅰ　沿革

1997 年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝播（contagion）した経験を踏まえ、1999 年２月の G7 における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム(FSF:Financial Stability Forum）が設立された。

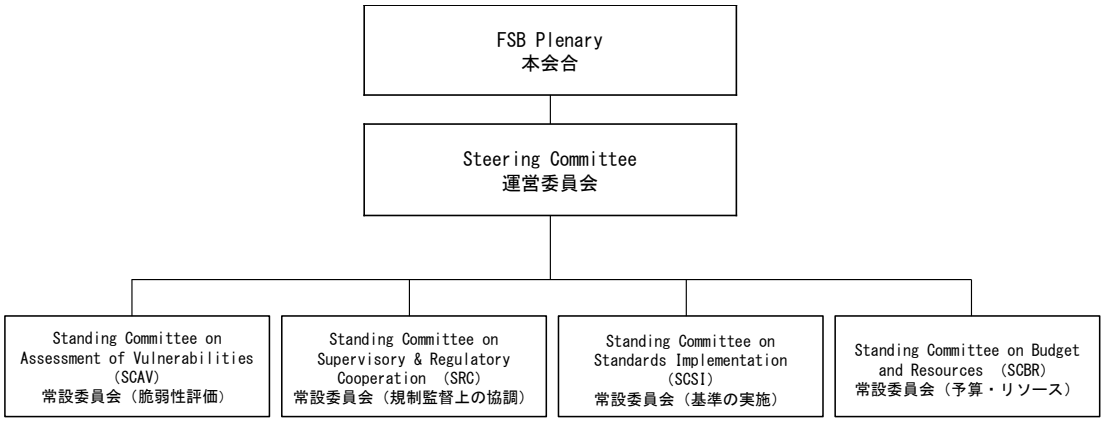
その後、リーマン・ショックを契機に、メンバーを G20 の財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し､FSF を改組する形で 2009 年に金融安定理事会(FSB: Financial Stability Board）が設立された。

FSB の主な任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融システムの安定に係る国際的な課題について議論することである。

Ⅱ　組織

全てのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC：Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。

金融安定理事会（FSB）の組織



Ⅲ　主な議論

１．気候変動

2019 年 10 月より、脆弱性評価に係る常設委員会（SCAV：Standing Committee on Assessment of Vulnerabilities）の下で、気候変動リスクの金融安定への含意に関する分析や分析手法の検討、気候変動関連データの利用可能性及びデータギャップに関する検討を進めている。また、2021 年２月より、規制監督上の協調に係る常設委員会（SRC：Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation）の下で、気候関連情報開示及び気候関連リスクに係る規制・監督に

関する作業を開始した。

2021年７月には、こうしたFSBの取組や、各基準設定主体・IFRS財団等における気候関連金融リスクに関する今後複数年の取組及びその行程を、①情報開示、②データ、③脆弱性分析、④規制監督上のアプローチ、の４つの分野について整理した「気候関連金融リスクに対処するためのFSBロードマップ」を公表、同月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

ロードマップに基づく具体的な取組として、2021 年から毎年公表をしている「気候関連開示に関するFSB進捗報告書」を2024年11月に公表した。本報告書では、FSB メンバー法域の大多数の法域が、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるIFRSサステナビリティ開示基準や、気候関連財務タスクフォース（TCFD）提言に準拠した規制、ガイドライン、または戦略ロードマップを策定していると報告している。

また、2023年９月に、SRCの下に設置された、金融安定のための金融機関及び非金融機関の移行計画及びその立案に関する概念整理を行うためのワーキンググループ（TPWG：Transition Plan Working Group、議長：池田賢志チーフ・サステナブルファイナンス・オフィサー（当時））が、2025年１月に「金融安定のための移行計画の関連性」を公表した。

２．金融技術革新

FSB は、暗号資産関連の活動・市場及びグローバル・ステーブルコインに関して、2023年７月に「暗号資産関連の活動・市場に関する規制・監督・監視のためのハイレベル勧告」及び「グローバル・ステーブルコインの規制・監督・監視のためのハイレベル勧告」を公表。

IMF とFSBは、暗号資産関連の活動・市場がもたらすマクロ経済・金融安定上のリスクに当局が対処するための包括的なガイダンスとして、2023年９月、「IMF-FSB統合文書：暗号資産に関する政策」を公表。2024年10月には、当該政策の一部である「G20 ロードマップ」に盛り込まれた作業の実施進捗に関する報告書及びトークナイゼーションの金融安定上のインプリケーションに関する報告書を公表。

また、FSBは、金融セクターにおけるAI活用が急速に進展している状況を受け、2024年11月AIの金融安定上のインプリケーションに関する報告書を公表。

３．ノンバンク金融仲介（NBFI）

FSBは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とする2020年３月の様々な市場における大規模な流動性ストレスについて、2020年11月に「2020年３月の市場の混乱についての包括的レビュー」を公表。当該報告書に記載された今後の作業計画に基づき、FSBは、NBFIに係る様々な分野について分析や規制監督上のアプローチ等を検討してきた。

FSBは、NBFIに係る取組の進捗状況を整理し、2023年９月に「ノンバンク金融

仲介（NBFI）の強靭性向上：進捗報告書」を公表するとともに、同月の G20 サミットに提出した（以降も毎年進捗報告書を公表）。

さらに、証拠金慣行の見直しに係る政策検討については、FSB は、2024 年 12 月に最終報告書「証拠金及び担保請求に対する流動性の備え」を公表した。

４．クロスボーダー送金の改善

FSB は、クロスボーダー送金の４つの課題（コスト、スピード、透明性、アクセス）に対処するための具体的な目標について議論を行い、2023 年２月には、新たなロードマップとして、今後優先的に取り組むべき具体的なアクションとタイムラインを示した「クロスボーダー送金の改善に向けた G20 ロードマップ：G20 目標達成のための優先アクション」を公表し、同月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

加えて、FSB は、2024 年 10 月に１年間の進捗状況をまとめた「クロスボーダー送金の改善に向けた G20 ロードマップ：2024 年統合進捗報告書」（４回目）を公表し、同月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

なお、FSB は、2024 年 12 月に、様々なデータフレームワークとクロスボーダー送金の摩擦・軋轢の解消を意図した「クロスボーダー送金に係るデータフレームワークの整合性と相互運用性促進に向けた勧告」、及び、銀行・ノンバンクの規制・監督の整合性改善を意図した「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告」を公表した。

５．サイバー・オペレーショナルレジリエンス

FSB は、金融機関及び監督当局のサイバー事象への対応の強化を目的として、2023 年４月に「サイバーインシデント報告の更なる収斂に向けた提案：最終報告書」及び関連文書を公表し、同月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。この報告書を受けて、2025 年４月にインシデント報告の標準化を通じて、報告の効率性・一貫性・国際的な相互運用性の向上を目的とするインシデント報告交換フォーマット（FIRE）が公表された。

また、FSB は、デジタルイノベーションの一側面としての金融機関による外部委託の利用の高まりに着目している。2021 年６月に公表した「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点」で識別された論点を踏まえ、「サードパーティ・リスクマネジメントとオーバーサイトの向上―金融機関と金融当局のためのツールキット」と題する市中協議文書を 2023 年６月に公表し、同年 12 月に最終化した報告書を公表した。

６．金融機関の実効的な破綻処理

FSB では、傘下の破綻処理運営グループ（ReSG：Resolution Steering Group）を中心に、2011 年 11 月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。銀行セク

ターについては、破綻処理の実効性向上のための検討作業が進められている。加えて、国際的な破綻処理枠組みについて、2023 年に発生した欧米における銀行セクターの混乱を踏まえて FSB が同年 10 月に公表した破綻処理に関する暫定的な教訓に関する報告書で特定された教訓をさらに深掘りする作業を継続している。また、金融市場インフラ分野については、2024 年４月、システム上重要な中央清算機関（CCP）における破綻処理のための財源・ツールを整理し、その採用に向けた枠組みに関する最終報告書を公表した。

第４節　バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

Ⅰ　沿革

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会、BCBS：Basel Committee on Banking Supervision）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974 年に、G10 の中央銀行総裁の合意によって発足し、1975 年２月に第１回会合を開催した。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。バーゼル委員会が公表する監督上の基準・指針等は法的拘束力を有するものではないが、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

バーゼル委員会は、現在、28 の国・地域の 45 の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されており、日本からは金融庁及び日本銀行が参加している。

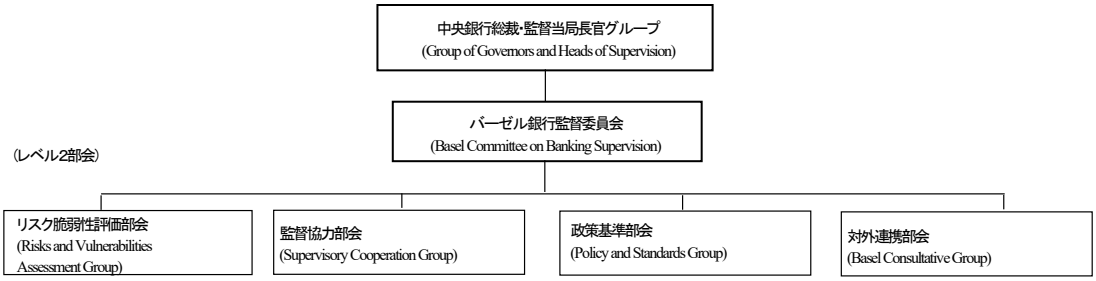
Ⅱ　組織

バーゼル委員会は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（BIS）本部において、会合を開催している。議長は、2024 年６月からスウェーデン中央銀行のテデーン総裁が務めている。

バーゼル委員会の組織・活動内容は 2020 年に見直され、バーゼル委員会の下には、政策基準部会（PSG：Policy and Standards Group）、監督協力部会（SCG：Supervisory Cooperation Group）、リスク脆弱性評価部会（RVG：Risk and Vulnerabilities Assessment Group）、対外連携部会（BCG：Basel Consultative Group）の４つのレベル２部会及び、気候関連金融リスクタスクフォース（TFCR：Task Force on Climate-related Financial Risks）が設置されている。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

各部会・作業部会等は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論される。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織



Ⅲ　主な議論

１．バーゼルⅢ（国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等）の実施及び評価

2008 年９月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、バーゼル委員会では自己資本の質・量の強化（2010 年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013 年以降合意）が進められてきた。また、2017 年 12 月にはこれらの見直し作業を完了させるものとして、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直し（バーゼルⅢの最終化）が公表された。

最終化されたバーゼルⅢは、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた１年間の延期を経て、2023 年から各法域において段階的に実施されることが合意されたが、一部の主要法域でその実施が遅れている。

このような状況を受けてバーゼル委員会及び GHOS は、国際的に活動する銀行に対して規制面での公平な競争環境を提供するために、バーゼルⅢのすべての要素が完全、適時かつ整合的に実施されることを確保する重要性を強調し、これらの基準を可能な限り早期に実施することへの期待を全会一致で再確認した旨を繰り返し表明している。

２．2023 年の欧米における銀行セクターの混乱を受けたフォローアップ作業

バーゼル委員会は、2023 年の欧米における銀行セクターの混乱からの教訓を整理し、そのフォローアップ作業に取り組んでいる。2023 年 10 月に開催された会合では、一連の事案の経緯や当局の対応等をまとめ、そこから得られた監督および規制上の初期的な教訓について、「2023 年の銀行を巡る混乱に関する報告書」として公表した。なお、本報告書では、こうした取組について、バーゼル枠組みの見直しを示唆するものではない旨を明記している。

本報告書の調査結果を踏まえ、バーゼル委員会は、監督上の実効性の強化、流動性リスク及び銀行勘定の金利リスクに関する中期的な評価を含め、フォローアップ作業を継続中である。

３．気候関連金融リスク

バーゼル委員会は、規制、監督、開示のそれぞれの観点から気候関連金融リスクの調査・検討を行っている。監督の観点からは、2022 年６月に「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」を公表した。規制の観点からは、現行のバーゼル枠組みの中で気候関連金融リスクをどのように捉えるべきかについて明確化を図る目的で、2022 年 12 月に FAQ を公表した。開示の観点からは、2025 年６月に、各法域が気候関連金融リスクに対する銀行のエクスポージャーの開示を検討するための任意の枠組みを最終化した。

４．暗号資産

バーゼル委員会は、2022 年 12 月に公表した銀行の暗号資産エクスポージャーに係るプルデンシャルな取扱いに関する最終規則に関して、2024 年７月に開示テンプレートの公表および当該規則の一部改訂を行った。なお、GHOS は、2024 年５月、当該規則の国際的な実施時期を１年延期して 2026 年１月とすることで合意、公表している。

第５節　証券監督者国際機構（IOSCO）

Ⅰ　沿革

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員(Ordinary Member:証券規制当局)、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて 241 機関（2025 年６月現在）となっている。IOSCO の本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988 年 11 月のメルボルン（オーストラリア）における第 13 回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員として IOSCO に加盟した。現在は、金融庁が、2000 年７月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会員）の加盟地位を承継するかたちで、普通会員となっている。その他、1993 年 10 月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第 18 回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会員、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCO は毎年１回年次総会を開催しており、2024 年５月にアテネ（ギリシャ）で、2025 年５月にドーハ（カタール）で、対面開催された。また、2026 年５月にはシャルム・エル・シェイク（エジプト)にて対面で開催予定。なお、我が国においても、1994 年 10 月に東京で第 19 回年次総会が開催されている。

IOSCO は、以下の３つを目的としている。

①投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと

②投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力を行うこと

③各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

IOSCO は、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定された IOSCO 多国間情報交換枠組み（IOSCO・MMoU）については、2010 年６月の代表委員会決議により、2013 年１月までに全てのメンバーが IOSCO・MMoU へ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーは IOSCO・MMoU に規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている（なお、金融庁は、2008 年２月に IOSCO・MMoU に署名）。

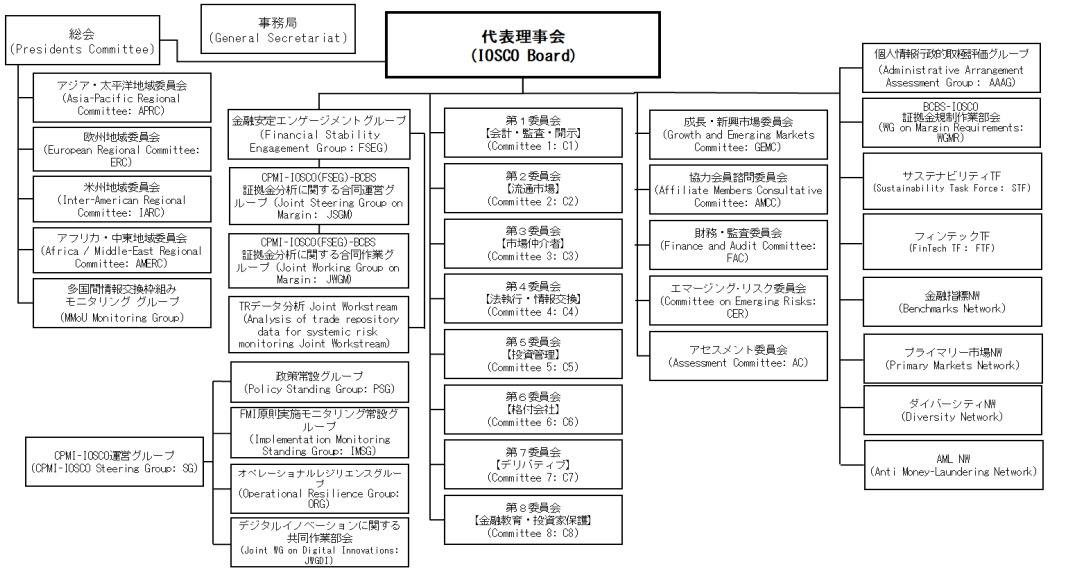
Ⅱ　組織

証券監督者国際機構（IOSCO）の組織

（2025 年６月時点）

証券監督者国際機構(IOSCO)組織図

(2025年6月時点)



１．総会（Presidents Committee）

総会は、全ての普通会員及び準会員の代表者で構成され、年次総会時に開催される。

２．代表理事会（IOSCO Board）

代表理事会は、2012 年５月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCO のガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている。代表理事会は、金融庁を含む 34 当局（2025 年６月現在）で構成されており、2022 年 10 月より有泉金融国際審議官が副議長を務めている。

３．地域委員会（Regional Committee）

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の４つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域の 33 当局等で構成されるアジア・太平洋地域委員会(APRC:Asia-Pacific Regional Committee)に属している。同委員会は、原則年２回対面会合が開催されており、2025 年２月に

ダナン（ベトナム）で、2025 年５月にドーハ（カタール）で開催された。2021 年 10 月から 2022 年 10 月までは長岡審議官が、2022 年 10 月から 2024 年５月までは有泉金融国際審議官が議長を務めた。現在、APRC では特に、オンラインハーム、暗号資産、サステナブル・ファイナンスなどの課題について精力的に議論している。

Ⅲ　主な議論

１．概要

IOSCO は、主に証券分野における国際基準の検討・設定・普及と、監督及び法執行に関するクロスボーダーの国際協力の改善（IOSCO・MMoU の推進等）に取り組んでいる。代表理事会が優先的に取り組む 2025 年作業計画には以下が含まれている。①金融強靭性の強化、②市場の効率性の支援、③投資家保護、④サステナビリティとフィンテックにおける新たなリスクへの対処、⑤規制の協力と効率性の推進。本作業計画は、IOSCO 全体として行うリスク洗出し作業を踏まえて毎年公表されることとなっている。

IOSCO には、総会、代表理事会及び地域委員会のほか、分野に応じた８の政策委員会（Committee１～８）や特定の課題を検討するタスクフォースなど、数多くのグループが設置されている。現状、金融庁は、全ての政策委員会のメンバーであり、FSEG を含め特定の課題を検討するグループの多くに参加している。

２．常設委員会

委員会	**作業内容**
会計・監査・開示に関する委員会（Committee１）	会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準（IFRS）の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査人との関与・連携、国際監査基準（ISA）等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。
流通市場に関する委員会（Committee２）	証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2024 年 11 月に最終報告書「取引所の運営、ガバナンス、ビジネスモデルの進化：規制上の影響と好事例」を公表した。
市場仲介者に関する委員会（Committee３）	証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を調査し、調査報告書の公表や市場仲介者に関する国際基準の策定を行っている。2024 年 11 月に市中協議文書「プリヘッジ」を公表した。
法執行・情報交換に関する委員会（Committee４）	国際的な証券の不公正取引等に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。金融商品に関するオンライン

	上の不正勧誘行為等に対応するため、2025 年５月に「オンラインハーム対応とプラットフォーム事業者の役割に関するステートメント」を公表した。また、Committee４と同時に開催される審査グループ（Screening Group）会合において、IOSCO・MMoU 及び強化された EMMoU（Enhanced MMoU）への署名審査及び署名促進のための方策等に関し検討を行っている。
投資管理に関する委員会（Committee５）	集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について議論を行っている。また、資本市場における金融安定リスクに関連しうる課題については、FSEG と連携しながら検討を行っている。2022 年以降、投資ファンド業界のグローバルなトレンドを分析する年次報告書（「投資ファンド統計報告書」）を公表している。また、2025 年５月には、最終報告書「集団投資スキームの流動性リスク管理に関する勧告（改正版）」及び最終報告書「流動性リスク管理に関する勧告の効果的な実施のためのオープン・エンド型ファンドに係るガイダンス」を公表した。
格付会社に関する委員会（Committee６）	格付会社の規制・監督に関する諸課題について情報共有や検討を行っている。
デリバティブ市場に関する委員会（Committee７）	従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017 年 10 月から新たに金融商品を含むデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。日本からは金融庁のほか、経産省、農水省もメンバーとなっている。
金融教育及び投資家保護に関する委員会（Committee８）	投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係る IOSCO の役割や戦略的取組等について検討を行っている。2017 年より毎年、同委員会主催の個人投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間（World Investor Week）』が世界各地で開催されており、日本も例年参加している。
エマージング・リスク委員会（CER）	新興リスクや証券市場の状況について議論するとともに、証券当局がシステミック・リスク及び新興リスクの監視・特定・緩和等を行うための手法等について検討し、毎年 Risk Outlook と題する報告書を策定している。当該報告書は、代表理事会が今後 IOSCO として優先的に取り組むべき課題を判断するための重要な基礎資料となる。
アセスメント委員会（Assessment	IOSCO の「証券規制の目的と原則」及び IOSCO の報告書等に定められた基準や方針の実施状況を確認・評価

Committee)	するためのプログラムを開発・提供している。

３．証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）(1997 年)、シンガポール通貨監督庁（MAS）(2001 年)、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）(2002 年)、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）(2004 年)、香港証券先物委員会（SFC）(2005 年）並びにニュージーランド証券委員会（2006 年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。さらに、欧州証券市場監督局（ESMA）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011 年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015 年、2022 年改定)、欧州の証券監督当局 30 当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013 年、2020 年、2021 年、英国のＥＵ離脱に伴い英国との更新された覚書が発効)、米国 CFTC とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014 年)、イタリア国家証券委員会（CONSOB）及びイタリア中央銀行(BOI)とは、証券分野を含む監督協力に関する覚書への署名(2020 年)をそれぞれ行った。2021 年８月には、英国金融行為規制機構（FCA）との間で格付会社に関する監督協力のための書簡交換を行った。

４．多国間情報交換枠組み

３.の二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006 年５月、複数当局間の情報交換枠組みである IOSCO・MMoU に署名するための申請を行い、IOSCO による審査を経て、2008 年２月に署名当局となった。2025 年６月現在、130 の証券当局が IOSCO・MMoU に署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012 年以降、IOSCO・MMoU を強化するための改訂が議論され、2017 年３月に EMMoU が策定された。2025 年６月現在、29 の証券当局が EMMoU に署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

欧州では 2018 年５月に新たな個人情報保護法(欧州一般データ保護規則／GDPR)が施行。GDPR の下でも、引き続き、IOSCO 加盟当局間での円滑な情報交換を可能とするため、IOSCO に加盟する欧州証券当局と非欧州証券当局の間で、各国の個人情報保護制度を考慮しつつ、行政的取極を策定（金融庁も起草チームに参加)。金融庁は 2019 年４月 26 日に署名を行った。

また、MMoU に基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での課題・懸念等について定期的な協議を行う機関として MMoU モニタリング・グループが

設置されている。

５．サステナブル・ファイナンスに関する取組

IOSCOは、サステナブル・ファイナンスに関する取組を強化すべく2020年６月にタスクフォースを設置した。同タスクフォースは、2024年11月に「移行計画の開示に関する報告書」及び最終報告書「自主的なカーボン市場の金融的健全性と秩序ある機能の促進」を公表した。

６．リテール市場におけるコンダクト問題に関する取組

IOSCOは、2020年３月、リテール市場におけるコンダクト問題に対応するために各国が導入してきた規制ツール等を共有し、更なる国際的な取組に繋げることを視野にタスクフォースを設置した。

同タスクフォースは、2023年３月に、自己取引の急増と技術的手段を通じて提供される高リスク商品が個人投資家に重大な損失をもたらしていることを指摘した最終報告書を公表し、任務を終えた。

IOSCOは、当該最終報告書で特定されたコンダクト問題を軽減させることを目的に、2023年6月にCommittee３、４、８からなるリテール投資家コンダクトグループ(RICG)を設置し、2025年５月に３つの最終報告書「フィンフルエンサー」、「オンライン模倣取引慣行」及び「デジタルエンゲージメント・プラクティス」を公表した。

７．フィンテックに関する取組

IOSCOは、2022年３月、暗号資産等のフィンテックに関する最新の動向の分析と、今後の規制・監督の在り方の検討を加速させるため、既存の非公式ネットワークを代表理事会レベルの公式なタスクフォースへ改組した。同タスクフォースでは、2023年11月に「暗号資産・デジタル資産に関する勧告」及び同年12月に「分散型金融（DeFi）に関する勧告」を公表し、現在は、同勧告の実施モニタリングや金融資産のトークン化に係る作業を行っている。また、金融商品・サービスに利用される新たな人工知能（AI）技術が、投資家保護、市場の公正性、金融の安定性にもたらし得る問題、リスク及び課題についても作業を行っており、2025年３月には、市中協議文書「資本市場における人工知能：ユースケース、リスク及び課題」を公表した。

８．金融安定エンゲージメントグループ(FSEG)

2020年３月、代表理事会直下にFSBと緊密な連携を行うために「金融安定エンゲージメントグループ」(FSEG)が設置された。現在、ノンバンク金融仲介(NBFI)のレバレッジ、NBFIデータ、市場のミクロ構造が流動性に与える影響など、金融安定に関する政策課題の検討を行うとともにFSBとの連携を担う重要な会議体となっている。

第６節　決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

Ⅰ　沿革

2009 年の G20 ピッツバーグ・サミットでは、以下の分野における改革に合意した。

(1) 標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ETP）を通じた取引、②中央清算機関（CCP）を通じた決済

(2) 店頭デリバティブ取引の取引情報蓄積機関（TR）への報告

2011 年の G20 カンヌ・サミットにおいては、BCBS と IOSCO に対して、清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を策定することを求めた。

これらを受けて、IOSCO 等の国際基準設定主体で国際原則の策定等が進められてきた。

Ⅱ　主な議論

１．決済・市場インフラ委員会（CPMI-IOSCO）

IOSCO と BIS の決済・市場インフラ委員会（CPMI：Committee on Payments and Market Infrastructures、2014 年９月に支払・決済システム委員会（CPSS：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）は、G20 ロンドンサミットでの議論を踏まえ、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準を包括的に見直し、2012 年４月に、「金融市場インフラのための原則」（FMI 原則）を公表した。その後 CPMI-IOSCO は、FMI 原則の実施状況のモニタリングや FMI に対する規制のあり方について議論を継続している。

（１）政策常設グループ（PSG）

PSG は、FMI に対する規制のあり方について議論するグループである。直近では主に、CCP の強靭性及び再建、証拠金、ステーブルコインの仕組みに対する FMI 原則の適用、FMI の参加者破綻に起因しない損失（Non-Default Loss）等に関する議論を行っている。また、最終報告書「証拠金慣行の見直し」（2022 年９月公表）で特定した事項に関して政策検討作業を行い、2025 年１月に、BCBS、CPMI、IOSCO は最終報告書「中央清算市場における当初証拠金の透明性及び反応性」を公表するとともに、CPMI、IOSCO は最終報告書「中央清算市場における変動証拠金の合理化」を公表した。

（２）実施モニタリング常設グループ（IMSG）

IMSG は、FSB、CPMI 又は IOSCO のメンバーである 28 か国/地域における、FMI 原則の実施状況を定期的に評価・モニタリングするために設置されたグループである。直近の成果物として、2022 年 11 月、「『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング（金融市場インフラのサイバーレジリエンスに関するレベル３評価）」を公表した。現在、FMI 原則における原則 15（ビ

ジネスリスク）に関するレベル３評価作業を実施している。

（３）オペレーショナルレジリエンスグループ（ORG）

ORG は、主に FMI 原則における原則 17（オペレーショナルリスク）の観点から、FMI によるオペレーショナル・レジリエンスの確保に向けた取組を実施するべく、2023 年９月に新たに組成された。現在、サードパーティリスク、サイバーリスクを主要なテーマとして、規制上の課題等に関する分析作業を行っている。

２．BCBS-IOSCO 証拠金規制作業部会（WGMR）

WGMR は、CCP で清算されない店頭デリバティブ取引に対する規制の在り方を検討している。2013 年９月に公表した最終報告書（2015 年３月、2019 年７月、2020 年４月に改訂）に基づき、2016 年より段階的に導入されてきたマージン規制の最終フェーズが 2022 年９月に実施された。最終フェーズ導入を受けて、昨年に続き、これまで各法域にて実施されてきたマージン規制のフォローアップに関する議論を継続している。また、最終報告書「証拠金慣行の見直し」（2022 年９月公表）で特定した事項に関して政策検討作業を行い、2025 年１月に、BCBS、IOSCO は「中央清算されない市場における変動証拠金プロセスの合理化及び当初証拠金モデルの反応性」を公表した。

第７節　保険監督者国際機構（IAIS）

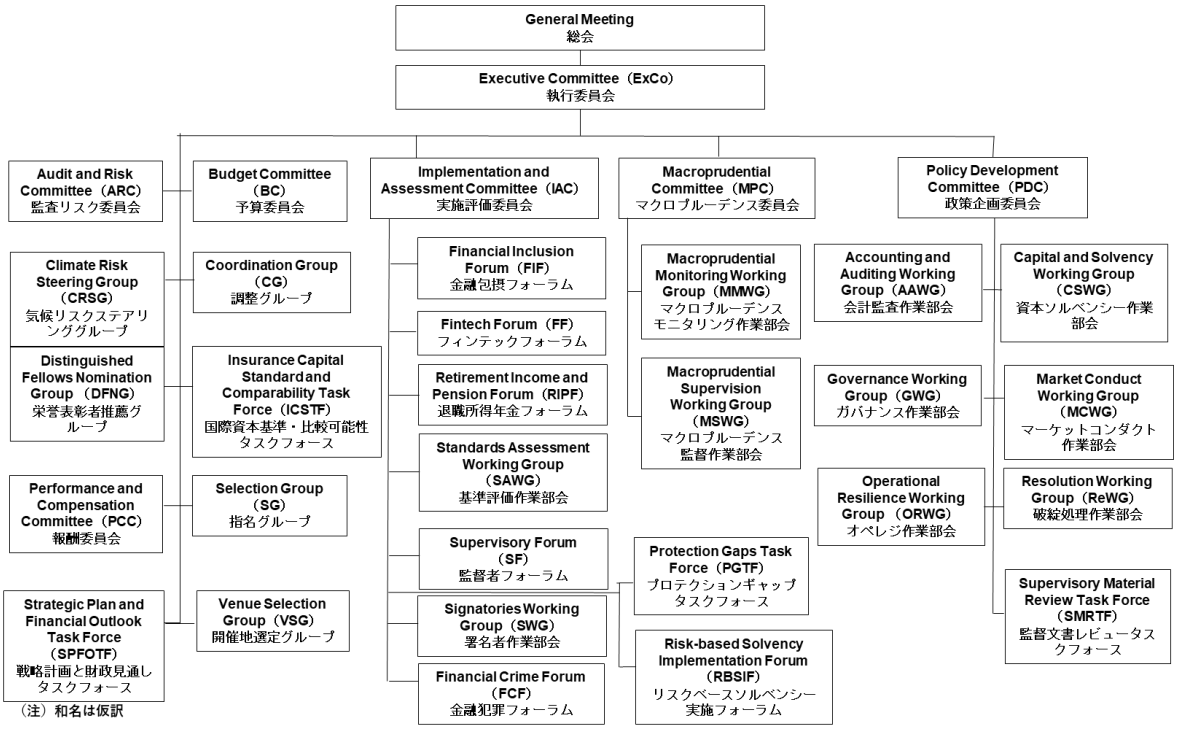
Ⅰ　沿革

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）は、1994 年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等の約 200 機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998 年よりメンバーとして参加している。

IAIS は、①効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献を目的としている。事務局はスイス・バーゼルの国際決済銀行（BIS）内にある。

Ⅱ　組織

保険監督者国際機構（IAIS）の委員会構造



（注）和名は仮訳

Ⅲ　主な議論

１．国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通枠組み（ComFrame）

IAIS は、金融危機を踏まえた対応として、2010 年より ComFrame の開発に着手し、数次の市中協議を経て、ICP に ComFrame を統合したうえで、2019 年 11 月の年次総会で ComFrame 及び改定された ICP を採択した。2024 年 12 月には、気候リスク、保険セクターにおけるシステミックリスクのための包括的枠組み（再建・破綻処理を含む）及び評価・資本十分性に関連した内容について、ICP 及び ComFrame の一部改訂が採択された。

（※）IAIGs を選定するベンチマークとして、「３つ以上の法域において保険料収入があり、かつ、海外保険料収入比率が 10%以上であることを前提に、総資産 500 億ドル以上、または、保険料収入 100 億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。IAIGs の選定・公表は、各当局の裁量に委ねられている。

２．IAIGs に適用される国際資本基準（ICS：Insurance Capital Standard）

IAIS は、2024 年 12 月に IAIGs に対する資本基準である ICS を採択した。また、それに先立ち、同年 11 月には、米国が開発を進めている合算手法（AM）と ICS との比較可能性評価に係る結論を公表した。ComFrame の定量的要素を構成する ICS は、IAIGs に対する資本の十分性をリスクベースで測定する国際的に比較可能な尺度の提供を目的としており、保険グループ全体の所定の資本要件として機能する。ICS の導入により、潜在的なストレスに耐えうる資本水準の確保、ひいては契約者保護に資することが期待される。また、ICS は、監督当局が IAIGs の財務健全性を評価するための一貫した透明性のある枠組みを提供する。ICS の採択を受け、IAIS は、各法域に対する ICS の実施評価に向けて、ICS の実施評価メソドロジーの策定等に係る検討に着手した。同時に、IAIS は、ICS に係る監督上の報告及び公衆開示についての ComFrame 基準の策定や、ICS の実施支援に係る検討を行っている。

３．システミックリスクへの対応

金融規制理事会（FSB）は、2013 年より 2016 年まで毎年、IAIS の開発したグローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の選定手法に基づき、G-SIIs のリストを公表してきた（これまで日本社がリストに含まれたことはない）。一方、IAIS は、保険セクターにおけるシステミックリスクの評価枠組みの見直しとして、2019 年 11 月の年次総会で「保険セクターにおけるシステミックリスクのための包括的枠組み」（Holistic Framework for Systemic Risk in the Insurance Sector）を最終化した。同枠組みの下、IAIS は保険会社及び保険市場の潜在的なシステミックリスクの積上り状況のモニタリング（GME：Global Monitoring Exercise）、

及び同枠組みに関連した ICP 及び ComFrame の各法域における実施状況の評価を行い、その結果を FSB に報告している。FSB は、上記の IAIS からの報告や同枠組みの進展状況を踏まえ、2022 年 12 月に、G-SIIs の選定の停止を決定した。IAIS においては、引き続き GME を毎年実施するとともに、各法域における実施状況のフォローアップも行われている。

４．その他の議論

（１）サステナブルファイナンス

IAIS は、2021 年５月に公表したペーパーの改定版として、2023 年からの段階的な市中協議を経て、2025 年４月、「保険セクターにおける気候関連リスクの監督に係るアプリケーションペーパー」を公表した。同ペーパーは、監督当局による気候関連リスクの保険監督への統合に係る取組みの支援、及び気候関連リスクへの対応に係る国際的に一貫したアプローチの促進を目的としている。

（２）自然災害リスク等への対応

IAIS は、2023 年１月に設置したプロテクションギャップタスクフォースにおいて、自然災害リスク等への対応における保険監督当局の役割について議論しており、同年 11 月には、「行動の呼びかけ：自然災害に係るプロテクションギャップ解消における保険監督当局者の役割」と題する報告書を公表した。また、IAIS は、世界銀行との共同で、2025 年６月に、G20 南アフリカ議長国下のサステナブルファイナンス作業部会に対し、「保険プロテクションギャップの特定及び対処」と題するインプットペーパーを提出した。同ペーパーは、様々な主体（政府・監督当局・保険会社・国際機関・国際開発金融機関等）間での強固かつ密な協働の重要性を掲げ、各主体が取り得る行動を整理している。IAIS 及び世界銀行は、こうした G20 における議論への貢献を踏まえ、政策立案者や監督当局者が参照し得る実践的なガイダンス・ツールを提供する取組みを継続することとしている。

第８節　金融活動作業部会（FATF）

Ⅰ　沿革

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、マネロン等対策における国際協調を推進するため、1989 年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリの OECD 内に置かれている。2001 年の米国同時多発テロ事件以降はテロ資金供与対策、2012 年以降は拡散金融対応にも取り組んでいる。

FATF のメンバーは OECD 加盟国を中心に 2025 年６月現在、38 か国・２地域機関である（ロシアに対しては 2023 年２月より加盟停止中）。

FATF の主な役割は、以下のとおりである。

① マネロン等対策に関する国際基準（FATF 勧告）の策定及び見直し
② FATF メンバー間における FATF 勧告の遵守状況の監視及び相互審査
③ 国際的なマネロン等対策の拡大・向上
④ FATF 非メンバー国・地域における FATF 勧告遵守の慫慂
⑤ マネロン等の手口及び傾向に関する研究

FATF 全体会合は通常年３回（２月、６月、10 月）開催され、FATF 勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。また、全体会合の下には以下の部会が設置されている（括弧内は、我が国の担当省庁。我が国の Head of Delegation は財務省が務める）。なお、2022 年６月以降、金融庁羽渕国際資金洗浄対策室長が PDG 共同議長を務めている（現在２期目。任期は 2026 年６月まで）。金融庁の FATF の常設作業部会共同議長への就任は、FATF 創設以来、初である。

① PDG（Policy Development Group）：政策立案（主に金融庁、財務省）
② ECG（Evaluation and Compliance Group）：相互審査（主に財務省）
③ ICRG(International Cooperation and Review Group)：高リスク国・非協力国への対応（主に外務省）
④ RTMG(Risk, Trends and Methods Group)：マネロン等に関するリスク・傾向・手法の分析（主に警察庁）
⑤ GNCG（Global Network Coordination Group）：FATF 型地域体（FSRBs）・国際機関との連携（主に財務省）

FATF は、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、国際基準である 40 の勧告の遵守状況について相互審査を行っている。2014 年に実施された第４次審査では、法令等整備に係る形式基準の遵守（TC：Technical Compliance）に加え、法令等の枠組みに則ったマネロン等対策に関する 11 項目の有効性（Effectiveness）も審査された。2021 年８月に第４次対日審査報告書が公表されたことを契機として、2021 年８月以降、政府は今後３年間の行動計画をまとめた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定・

公表している（2024 年６月 17 日には「2024-2026 年度」版を公表）。さらに、2022 年５月、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を決定・公表し、我が国を取り巻くリスク情勢と我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の方向性を確認することで、一層の関係省庁間の連携強化を図り、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の効果を高めていくことを目指している。

次回の第５次相互審査では、フォローアップのプロセスが厳格化されており、全 11 個ある有効性評価の審査項目のうち、「通常フォローアップ国」入りに必要な「4段階評価の上2つの評価」の数が、第4次審査での「5個以上」から「6個以上」に増加している。また、相互審査報告書に加え、4段階評価のうち下から2つの評価となっている法令等遵守状況（TC）及び有効性評価（IO）の項目に対して、各２～３個程度の KRA（Key Recommended Actions）を達成期限付きで設定する「KRA ロードマップ」を作成することとされている。このロードマップのもとで、通常フォローアップ国は、3年後に自己評価を行う一方、重点フォローアップ国は、3年後に進捗報告書を作成し、未達項目がある場合は、ハイレベルミッションの派遣や、国名公表、メンバーシップの停止・除名といった追加措置が段階的に発動されることになっている。

評価手法については、第４次審査から導入した有効性の審査に焦点を置いており、全 11 項目の評価項目を維持し、被審査国のリスクや第４次審査を踏まえて、重点審査分野を絞り込むこととしている。他方、法令等整備に係る形式基準の遵守（TC）の審査については、全 40 項目中、改訂された勧告、及び、被審査国の法制度に変更があった勧告のみの実施に簡素化し、それ以外の項目は第４次審査及びそのフォローアップでの評価を持ち越す。日本は、引き続き、第４次対日審査に関するフォローアップ及び第５次対日審査に向けた準備作業を進めていく。

Ⅱ　主な議論

１．概論

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、2024 年４月に今後２年間（2024 年～2026 年）の新たな FATF の優先事項を記載した大臣宣言を採択・公表し、①より焦点を絞ったリスクベースによる第５次相互審査の実施、②FATF Global Network の有効性・結束強化（FATF 型地域体支援）、③FATF 基準の効果的な実施支援（実質的支配者の透明性向上、財産回復、テロ資金供与対応、拡散金融対応、NPO・金融包摂）、④金融分野の発展に対するモニタリング及びその対応（暗号資産、クロスボーダーの送金透明性向上、CBDC、データ保護規制との調和）、に注力している。

こうしたなか、金融庁では、実質的支配者の透明性向上、犯罪収益の効果的な回復、クロスボーダーの送金透明性向上、NPO、金融包摂などに関する FATF 基準の改定や、暗号資産への対応などの優先事項を含めて、官民連携のもと、FATF における政策立案の議論に積極的に貢献しつつ、PDG 議長国としても議論を主導している。

２．クロスボーダー送金にかかる課題への対応と勧告16改訂に係る取組

2025年６月、FATFは決済手段や決済事業者の多様化が進む中、FATF基準の原則である競争条件の公平性を確保しつつ、関連規制の抜け穴を防ぎ、犯罪者やテロリストによるクロスボーダー送金システムの悪用を阻止すること等を目的に、勧告16改訂（Payment transparency）を最終化した。加えて、同改訂により、勧告16がAML/CFTのみならず、拡散金融や詐欺の防止・摘発も対象としている旨が明確化された。改訂の主要な項目は、①クロスボーダー送金の始点・終点の定義の明確化に伴うペイメントチェーン内の異なる主体の責任の明確化、②クロスボーダー送金における送付情報の見直し（送金人・受取人情報の内容・質の改善）、③クロスボーダー送金における受取人情報の整合性の確認、④カード決済に関する勧告16適用除外の規定の見直し、⑤クロスボーダーにおける現金引き出しへの限定的な基準の適用などである。本改訂は令和６年（2024年）・令和７年（2025年）と２度に及ぶ市中協議結果を踏まえたものであり、今後FATFでは、改訂要件の円滑な実施のため、詳細内容を含めたガイダンスの作成を進めていくとともに、民間ステークホルダーとの対話を継続していく予定である。金融庁としても引き続き官民連携のもと本取組みに積極的に参画していくとともに、PDG議長国としても議論を主導していく。

金融庁は、本件を始めFATF基準の改訂を担当するPDGの共同議長国として、FATFにおける議論の取り纏めやグローバルなステークホルダーとの対話に貢献している。また、金融庁では、AML/CFT及びクロスボーダー送金のコストやスピードなど他の政策目的との両立や民間金融機関への意図しない悪影響の防止といった観点から、国内の業界団体等と緊密な意見交換を行っている。

３．暗号資産に関する議論

2019年６月、暗号資産に関するFATF基準の採択を受け、PDG傘下に暗号資産コンタクト・グループ（VACG）が設立されている。同グループは、設立以降、業界との対話及び基準遵守に向けた官民の取組のモニタリング等を行っており、設立以降、当庁が共同議長職を務めている。

2025年６月、暗号資産に関する基準（勧告15）実施促進の観点から、FATF加盟国及び暗号資産関連サービスの活動が著しく重要なその他の法域を対象に、各法域における暗号資産に関するFATF基準の実施状況を整理した一覧表に加え、トラベルルールを含むFATF基準実施促進に向けた方策や、ステーブル・コイン、DeFi、アンホステッド・ウォレットを含むP2P取引等の新たなリスク等について取り纏めた年次モニタリング報告書を公表した。

引き続き金融庁は、G7やG20の期待も踏まえ、暗号資産に関するFATF基準実施促進や、暗号資産市場に関する新たなリスクへの対応の検討などFATFでの取組に貢献していく。

第９節　その他の会議体等

Ⅰ　サステナブルファイナンス関連のその他の会議体

１．気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）

NGFS（Network for Greening the Financial System）は、気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワークとして、2017 年 12 月に設立された。140 以上の当局や国際機関が参加（2024 年５月 29 日時点）しており、金融庁は 2018 年６月に加盟、2020 年 11 月から 2023 年 12 月までは運営委員会に参加していた。

NGFS では監督、シナリオデザインと分析といったテーマ別の作業部会において気候変動リスクへの金融監督上の対応等について分析を進めており、2024 年 11 月に「中央銀行および監督当局向け NGFS シナリオ」の第五版、2025 年５月に短期シナリオを公表したほか、2024 年 11 月に適応に関する概念文書を公表した。

さらに、2021 年来、気候変動以外の自然関連リスクにも取り組んでおり、2024 年７月に、自然関連金融リスク分析の概念枠組みを整理した「中央銀行と監督当局の行動を導く概念枠組み」や、「自然関連の訴訟：気候関連訴訟から見える新たな動向と教訓」を公表した。

２．サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF）

IPSF（International Platform on Sustainable Finance）は、2019 年 10 月、サステナブルファイナンスに係る民間資金の流通拡大や統合的な市場の促進を目標に、欧州委員会を中心に発足した多国間フォーラムである。20 か国・地域の当局及びオブザーバーである 12 の国際機関が参加（2024 年６月末現在）しており、金融庁は 2020 年 11 月にメンバーとなった。

IPSF は、タクソノミー、トランジションファイナンス、金融商品等についてベストプラクティスの共有や各国・地域の取組に関する情報交換等を行うことを目的としている。2020 年から毎年公表している１年間の活動報告として、「IPSF 年次報告書 2024」を 2024 年 11 月に公表した。

トランジションファイナンスに関する作業部会では、2022 年２月から池田賢志チーフ・サステナブルファイナンス・オフィサー（当時）が共同議長を務めた。本作業部会では、2024 年 11 月に、「トランジジョン・ファイナンスにおけるスチュワードシップとエンゲージメントに関する文書」を公表した。

３．国際会計基準（IFRS）財団

現在、様々なサステナビリティに関する国際的な開示の枠組みが存在し、投資家等から報告基準の標準化を求める声が上がっている。このような中、国際会計基準（IFRS）の設定主体である IFRS 財団が新たな基準設定主体として、2021

年11月に設立した国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、サステナビリティ情報の開示に関する統一的な基準策定に向けた取組を進め、2023年６月に最初のIFRSサステナビリティ開示基準（S1・S2）を公表した。

このような動向への対応として、金融庁は、IFRS財団モニタリング・ボード（当局から構成されるIFRS財団の監視主体）のメンバーとしてIFRS財団の取組に関する情報収集を行うと共に、我が国の主張を行ってきた。なお、2023年３月には、モニタリング・ボードの議長に長岡隆 総合政策局審議官（国際担当）が就任している。また、ISSBが策定する基準と各法域のサステナビリティ開示に関する取組との互換性を強化するため、ISSBにより2022年４月に設立された各法域作業グループ（JWG）の会合に、メンバーとして出席し、ISSBによる開示基準の策定の動きに対して、我が国の意見を発信している。

そのほか、国際的なサステナビリティ基準の策定に関する質の高い情報の収集や、我が国として効果的な意見発信等に係る事務を、サステナビリティ報告に関する高度な専門知識を有する者に委託した。

2024年４月、ISSBは、「生物多様性、生態系及び生態系サービス」及び、金融庁が意見発信してきた「人的資本」に関連するリスクと機会の開示に関するリサーチプロジェクトを開始することに合意し、2024年から始まる２年間の作業計画に組み込むことを公表した。こうした中、金融庁は、海外における人的資本の優良開示例に関する体系的な調査分析等に係る事務を、高度な専門知識を有する者に委託したほか、2025年４月に東京で開催された、IFRS財団主催の「統合思考・統合報告カンファレンス」に出席し、我が国が重視する高品質な人的資本開示の推進について意見発信を行った。

Ⅱ　経済協力開発機構（OECD）

１．コーポレート・ガバナンス委員会

（１）沿革

OECD加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20／OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2025年１月より、同委員会の副議長を三好敏之国際審議官（2025年６月末時点）が務めている。

（２）主な議論

G20／OECD コーポレート・ガバナンス原則は、コーポレート・ガバナンスの国際基準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、FSB が指定する「健全な金融システムのための主要基準」の１つに位置付けられる。

本原則は、OECDのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、コーポレートガバナンスと資本市場における近年の進展を反映すべく、2021年秋より、約10年ぶりに本原則の改訂作業を実施。2023年９月のG20サ

ミットにおいて改訂が承認された。

2023 年改訂の主な内容は以下の通り。

①サステナビリティに関する新章を創設。気候変動リスクが企業の業績にとって重要なものとなりうる点をコンセンサスとして示し、これらの課題が自社の事業活動にもたらすリスクと機会を取締役会が考慮し、質の高いサステナビリティ関連情報開示を促進すべきことを明記。

②コロナ禍以来大幅に増加したオンライン株主総会を推進。但し、物理的に参加する場合に比べて経営陣に対する株主の質問権行使や参加手続の透明性が損なわれることのないよう、情報へのアクセスや参加における株主間の平等な取り扱いを確保すべき旨を明記。

③上場会社の株式保有集中化に対応。グループの上流に位置する上場会社の取締役への情報共有の確保、グループ構造の透明性向上、関連当事者取引の開示強化を提言。

また、同委員会は 2025 年３月、本原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソドロジー）を改定した。

２．保険・私的年金委員会（IPPC：Insurance and Private Pensions Committee）

（１）沿革

健全な保険・私的年金システムを構築する観点から、保険・私的年金に関する最新の動向についてデータ収集・情報交換を行うとともに、新たな政策課題について意見交換や政策提言を行うため、1961 年９月に設立された。同委員会においては、2019 年３月より、河合美宏参与が議長を務めている。

なお、IPPC は、OECD の組織再編の一環として、2025 年より、金融資本市場委員会（CMF:Committee on Financial Markets）の傘下部会の一つである保険・年金ワーキンググループ（WPIP:Working Party on Insurance and Pensions）として再編された。

（２）主な議論

会合には、OECD 加盟国等の政府代表に加え、民間保険業界の代表も参加し、官民交えた議論が行われている。最近では、自然災害リスクに関するプロテクションギャップや国際保険市場の動向、保険会社のガバナンス、保険会社におけるデジタルの活用といった事項について議論がなされている。

参考：アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

IPPC が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として開催していたが、WPIP においても引き続き開催している。第１回会合は 2016 年４月に東京で開

催され、それ以降、原則毎年開催している。直近では、2025 年７月にマレーシアのクアラルンプールで開催された。

Ⅲ　国際通貨基金（IMF）

１．IMF 対日４条協議

IMF４条協議とは、IMF 協定第４条に基づき、原則年に１回、IMF が、加盟国とその経済状況及び様々な政策（財政政策、金融政策、金融セクター政策等）について協議を行い、政策提言を行うものである。

2025 年の金融庁との協議では、金融システムの脆弱性やリスクへの対応等について意見交換が行われた。協議の結果は、2025 年４月に公表された。

Ⅳ　金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）[1]

FinCoNet は、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、2003 年に設立された金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークである、。主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有している。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日などの国から 39 当局のほか、オブザーバーとして６機関（IAIS、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、OECD、OGAP、世銀）等が加盟している。議長は、Juliana Mozachi-Sandri 氏（ブラジル中銀）が、事務局は OECD が務める。

FinCoNet の全メンバーが集まる年次総会（年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論）及び関連セミナー（一定のトピックについて、FinCoNet 加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論）を、１年に１回、メンバー国持ち回りで開催している（2017 年に、東京で年次総会等を開催）。

これら年次総会等の他に、FinCoNet のメンバー当局のうち、金融庁を含む 12 当局（2025 年６月現在）から構成される執行評議会において予算執行や運営等を議論している。また、上記目的に沿った６つの常設委員会を設置し、FinCoNet における実質的な作業を行っている。

Ⅴ　規制監視委員会（ROC）

１．沿革

ROC（The Regulatory Oversight Committee）は、主に金融取引等を行う主体を識別するための参照データとして利用される取引主体識別子（LEI：Legal Entity Identifier）、及び取引情報報告の枠組みで利用される取引識別子や報告規格に関

[1] 2024 年 11 月現在、ロシアは FinCoNet への参加が一時停止されている。

するガバナンスを行うとともに、国際的な調和に取り組んでいる組織である。

LEI 導入や取引情報の報告・保存制度は、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握することでシステミック・リスクの低減や店頭デリバティブ取引市場の透明性向上を図るために、2009 年の G20 ピッツバーグ・サミット及び 2011 年の G20 カンヌ・サミットの首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

現在、ROC では、２つの委員会が活動している。（１）LEI の利用拡大や品質向上に関する議論等を行う CES（Committee on Evaluation and Standards）と、（２）取引情報の報告における取引識別子や報告規格の国際的な調和を進めるべく、技術的な議論等を行う CDIDE（Committee on Derivative Identifiers and Data Elements）である。

２．各委員会での主な議論

（１）CES（Committee on Evaluation and Standards）

CES は、LEI の利用拡大の検討や LEI のデータ品質、LEI 参照データ項目の検討等の実務的な議論のほか、中央業務機関を運営する組織としてグローバル LEI 財団（GLEIF）と連携した分析作業等を行っている。当該議論においては、特に LEI が持つデータの信憑性、すなわち登録されている情報の正確性の担保が重視されている。

（２）CDIDE（Committee on Derivative Identifiers and Data Elements）

CDIDE は、CPMI-IOSCO より公表された固有取引識別子（UTI：Unique Transaction Identifier）・固有商品識別子（UPI：Unique Product Identifier）とその他重要データ項目（CDE：Critical Data Elements）について、国際的な調和を目的として、利用慣行等の実務的な議論、及び技術ガイダンスの再検討等を行っている。

上記の取引識別子や報告規格は、主要法域において報告義務化の実施が進められており、本邦では、2024 年４月に、LEI・UTI、2025 年４月に UPI の報告義務化を実施した。現在、CDIDE は、UPI の付番機関として選定されている DSB（Derivatives Service Bureau）に対して、付番サービス等のガバナンスを行うとともに、サービス内容の拡充に関する提言や議論を継続的に行っている。

第 17 章　当局間の連携・協力等

第１節　経済連携協定

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は主に世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）が担ってきたが、全加盟国の全会一致による意思決定において多国間での利害調整が複雑な中で、WTO でも有志国による電子商取引や国内サービス規制等新たなルール作りが議論され、一部決着しているものもある。他方で、多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間及び地域内等において締結されている貿易自由化の取組が経済連携協定である。

経済連携協定（EPA）等の締結・交渉状況

相手先国	締結・交渉の状況
（発効済）	
シンガポール	2001 年１月交渉開始／2002 年１月署名／2002 年 11 月発効 2006 年６月再交渉開始／2007 年９月改訂議定書発効
メキシコ	2002 年 11 月交渉開始／2004 年９月署名／2005 年４月発効 2008 年９月再交渉開始／2012 年４月改訂議定書発効
マレーシア	2004 年１月交渉開始／2005 年 12 月署名／2006 年７月発効
チリ	2006 年２月交渉開始／2006 年９月大筋合意／2007 年３月署名／2007 年９月発効
タイ	2004 年２月交渉開始／2005 年９月大筋合意／2007 年４月署名／2007 年 11 月発効
インドネシア	2005 年７月交渉開始／2006 年 11 月大筋合意 2007 年８月署名／2008 年７月発効
ブルネイ	2006 年６月交渉開始／2006 年 12 月大筋合意／2007 年６月署名／2008 年７月発効
ASEAN	2005 年４月交渉開始／2007 年８月大筋合意／2008 年 4 月署名／2008 年 12 月から順次発効 2010 年 10 月再交渉開始／2017 年 11 月最終合意／2019 年２月署名／2020 年８月から順次発効
フィリピン	2004 年２月交渉開始／2004 年 11 月大筋合意 2006 年９月署名／2008 年 12 月発効
スイス	2007 年５月交渉開始／2008 年９月大筋合意／2009 年２月署名／2009 年９月発効
ベトナム	2007 年１月交渉開始／2008 年９月大筋合意／2008 年 12 月署名／2009 年 10 月発効
インド	2007 年１月交渉開始／2010 年９月大筋合意／2011 年 2 月署名／2011 年８月発効

ペルー	2009年５月交渉開始／2010年11月大筋合意／2011年５月署名／2012年３月発効
オーストラリア	2007年４月交渉開始／2014年４月大筋合意／2014年７月署名／2015年１月発効
モンゴル	2012年６月交渉開始／2014年７月大筋合意／2015年２月署名／2016年６月発効
環太平洋パートナーシップ（TPP/CPTPP）協定	ＴＰＰ：2010年３月交渉開始（日本は2013年７月の交渉から参加）／2016年２月署名 CPTPP：2017年11月大筋合意／2018年３月署名／2018年12月発効
EU	2013年４月交渉開始／2017年７月大枠合意／2018年７月署名／2019年２月発効／2024年７月改訂議定書発効
日米デジタル貿易協定	2019年４月交渉開始／2019年10月署名／2020年１月発効
英国	2020年６月交渉開始／2020年10月署名／2021年１月発効
地域的な包括的経済連携協定（RCEP）	2013年５月交渉開始／2020年11月署名／2022年１月発効
（交渉中）	
コロンビア	2012年12月交渉開始
日中韓	2013年３月交渉開始
トルコ	2014年12月交渉開始
湾岸協力理事会（GCC）	2006年９月交渉開始／2009年以降交渉中断、2024年交渉再開
バングラデシュ	2024年３月交渉開始
アラブ首長国連邦	2024年９月交渉開始
（交渉中断中）	
韓国	2003年12月交渉開始／2004年11月以降交渉中断
カナダ	2012年11月交渉開始／2014年11月以降交渉中断

Ⅰ　環太平洋パートナーシップ（TPP）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）

関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった新しい分野のルールを構築する包括的協定である。2010年３月に交渉を開始した。日本（2013年７月に交渉参加）、米国、豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムの12か国が2016年２月に署名。

2017年１月、米国がTPPを離脱する大統領令に署名し、TPPから離脱。これを受け米国を除く11か国は、同年11月にTPP閣僚会合において、11か国によるCPTPPに大筋合意、2018年３月に署名された。

同CPTPPは、６か国（日本、豪州、カナダ、メキシコ、ニュージーランド及びシンガポール）の国内手続完了により、2018年12月30日に発効。2023年７月までに他の全ての原署名国（ブルネイ、チリ、マレーシア、ペルー及びベトナム）についても発効。

2021年６月に日本が議長を務める英国の加入作業部会の設置により、加入手続が開始され、2023年３月に交渉が実質妥結し、同７月に署名。2024年12月までに国内手続が完了した10か国（日本、英国、豪州、ブルネイ、チリ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナム）間で発効。

2024年11月、コスタリカのCPTPP加入作業部会が設置された。

Ⅱ　日EU・EPA

CPTPP同様、関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった分野のルールを規律している。2013年４月に交渉を開始、2017年12月に首脳間で交渉妥結を確認、2018年７月に署名された。日本及びEUの双方が国内手続きを完了したことにより、2019年２月に発効。

2022年３月、金融庁は、欧州委員会金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（DG　FISMA）との間で、日EU・EPAの金融規制協力に関する附属書8-Aに基づく日EU間の金融規制協力を事務的に補完する枠組み文書を策定した。

2022年10月、「データの自由な流通に関する規定」に係る正式交渉を開始、2024年１月に署名、双方の国内手続き完了により、同年７月に改正議定書が発効。

Ⅲ　その他の経済連携協定

現在、コロンビア、日中韓、トルコ、湾岸協力理事会、バングラデシュ及びアラブ首長国連邦との間で経済連携協定交渉が行われている。

第２節　当局間協議

金融庁は、多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行っている。

Ⅰ　米国

金融庁と全米保険監督官協会（NAIC）は、2014 年以降、日米両国の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として、定期的な意見交換を行っている。

Ⅱ　欧州

金融庁は、1985 年以来、欧州委員会（EC）金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（FISMA）と１年に１回程度の頻度で定期協議を開催している。

このほか、欧州保険・企業年金監督機構（EIOPA）との監督協力に係る交換書簡（2021 年２月）に基づき、欧州保険企業年金監督機構との間で定期的に会合を実施している。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2024 年 10 月 30 日、31 日	東京	金融国際審議官 国際総括官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局次長
2023 年 10 月 23 日、24 日	ブリュッセル	国際総括官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局次長
2022 年３月 10、11 日	オンライン	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局次長
2020 年 11 月 20 日	オンライン	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2019 年 10 月 11 日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長

Ⅲ　英国

金融庁は、1989 年以来、英国当局と定期協議を開催している。日英包括的経済連携協定（CEPA、2021 年１月発効）に基づき、2022 年６月、英国財務省等と第１回「日英合同金融規制フォーラム」を開催し、共同声明を公表した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2025 年１月 30 日	ロンドン	国際総括官	英国財務省国際金融局長
2023 年 11 月 27 日	東京	金融国際審議官	英国財務省国際金融局長
2022 年６月９日	ロンドン	金融国際審議官	英国財務省金融サービス局長

Ⅳ　スイス

スイス当局と財務省・金融庁との間で２、３年に１回のペースで日スイス財務金融協議を開催。1988 年に、スイスでの銀行免許取得等の個別案件についての非公式協議という位置づけで発足したが、最近では財政及び金融規制等についての意見交換を行っている。

開催日	**開催地**	**金融庁参加者**	**先方参加者**
2025 年１月 28 日	ベルン	国際総括官	スイス財務省国際金融庁副長官
2022 年 11 月 25 日	東京	金融国際審議官	スイス財務省国際金融庁副長官
2019 年 12 月 10 日	ベルン	参事官（国際担当）	スイス財務省国際金融局課長

Ⅴ　インド

2014 年 11 月に、インドへの直接投資の増加やそのための金融市場の整備を目的として「日印金融協力に関する協議」を実施した。2016 年１月以降は定期協議として日印金融協力対話を実施し、2022 年６月には次官級に格上げした日印財務協議を実施した。日本側からは財務省、金融庁及び日系金融機関等が参加している。

開催日	開催地	当方参加者	先方参加者
2024 年９月６日	東京	財務省財務官 金融庁国際総括官	インド財務省経済局次官
2022 年６月 16 日	デリー	財務省財務官 金融庁参事官	インド財務省経済局次官

Ⅵ　韓国

2024 年 12 月、第８回日韓金融協議を開催。本年は東京（金融庁）にて開催し、韓国側より金融監督院長が参加。協議では、グローバル経済・金融情勢が日韓金融機関へ与える影響や、金融市場に関する各国の取組みについて、率直かつ建設的な対話が行われた。

開催日	**開催地**	**金融庁参加者**	**先方参加者**
2024 年 12 月 16 日	東京	長官	金融監督院長
2023 年 12 月 19-20 日	ソウル	長官	金融委員会委員長 金融監督院長

第３節　アジアを中心とした新興国との連携

Ⅰ　概要

金融庁は、国際的な政策推進力を高めるべく、アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラム、グローバル金融連携センター（GLOPAC）、二国間金融協力の会議等を通じて、アジア諸国等の金融当局との政策対話の活発化・連携強化に努めている。

Ⅱ　グローバル金融連携センター（GLOPAC）

グローバル金融連携センター（GLOPAC：Global Financial Partnership Center、2016 年４月にアジア金融連携センター（2014 年４月～）を改組）では、金融インフラ整備支援及び海外金融当局との協力関係強化を目的として、支援対象地域（アジア、中東、アフリカ、中南米等）の金融当局者を研究員として日本に招聘し、研修プログラムの提供等を行っている。

研修プログラムとしては、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義のほか、各研究員のニーズや関心に応じて金融庁職員によるテーマ別研修や意見交換、外部関係機関等の訪問も行っている。

【活動実績】

2014 年７月以降、38 の国・地域計 232 名の研究員・インターン生がプログラムを修了した（2025 年６月末現在）。

2024 事務年度は、第 24 期、25 期について、２回の研修を実施。

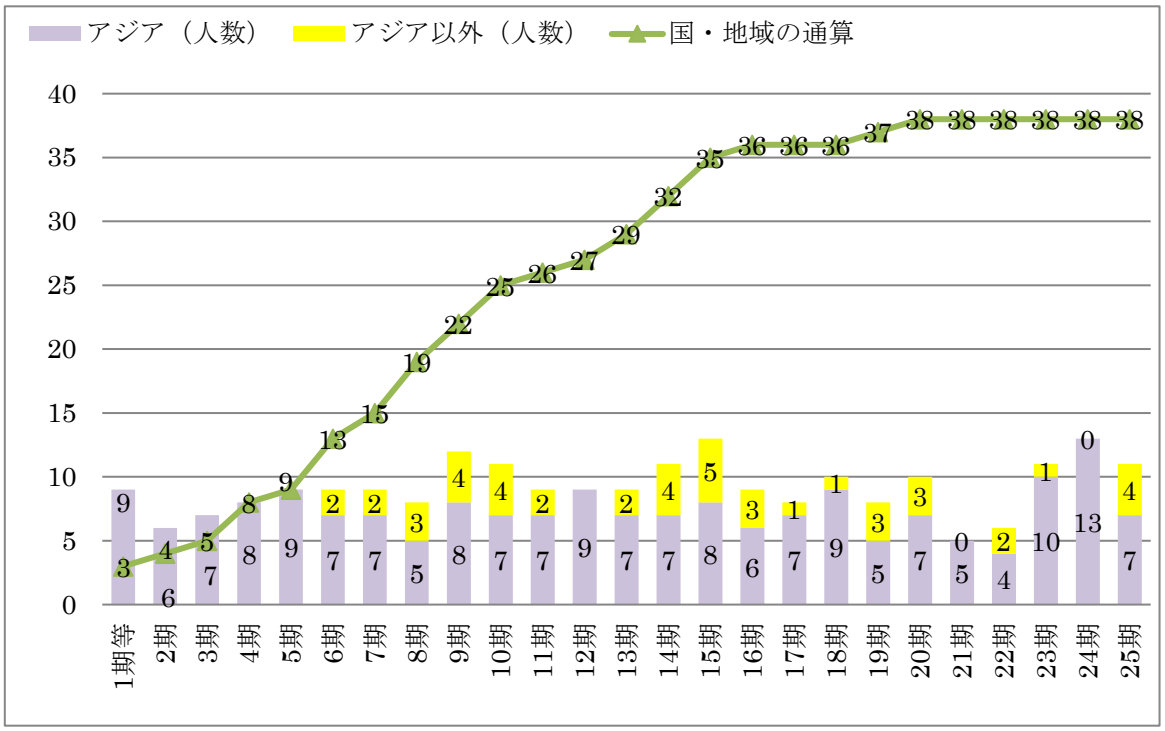
このほか、卒業生とのネットワーク構築・強化のため、以下の施策を実施した。

- 卒業生が意見交換等を行うアルムナイ・フォーラムを２回開催。
- 金融庁ウェブページにおいて、ニュースレターを発信。

Ⅲ　アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラム

金融庁では 2024 年３月より、アジア地域共通の課題について、アジア諸国の金融当局ハイレベルとの政策対話の活発化・連携強化を目的とし、アジアの金融規制当局者の参加を得て、アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラムを開催。

金融連携センターにおける参加者の人数及び出身国・地域の数の推移



最近の主な金融関連立法

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
2025 年 217 国会 （常会）	保険業法の一部を改正する法律	保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展を図るため、特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務を創設するほか、保険会社等による顧客の利益の保護のための体制整備義務の範囲を兼業特定保険募集人が行う取引に拡大し、保険契約の締結等に関する禁止行為に物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものの提供等を追加する等の措置を講ずる。	Ｒ７．６．６	公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日。
2025 年 217 国会 （常会）	資金決済に関する法律の一部を改正する法律	金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、債権者から委託等を受けた者が、債務者等から資金を受け入れ、債権者等に移動させる行為等であって、国内から国外又は国外から国内へ向けて資金を移動させるものの一部を資金移動業等の規制の対象とするほか、暗号資産交換業者に対する資産の国内保有命令の創設、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設等の措置を講ずる。	Ｒ７．６．13	公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日。（一部の規定を除く。）
2025 年 217 国会 （常会）	信託業法の一部を改正する法律	公益信託に関する法律により公益信託に係る行政庁による認可制度及び受託者規制等が設けられることを踏まえ、公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業法第三条の規定による信託業の免許又は同法第六十七条の規定による信託契約代理業の登録等に係る規定の適用を除外する。	Ｒ７．６．20	Ｒ８．４．１

この１年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等

主要行等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2024 年７月 10 日 （2024 年７月 10 日適用）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における金融機関等への要請内容の明確化に係る改正
2024 年８月 30 日 （2024 年 10 月１日適用）	金融機関におけるＭ＆Ａ支援の促進等に係る改正
2024 年 10 月 30 日 （2024 年 11 月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正
2024 年 10 月４日 （2024 年 10 月 4 日適用）	サイバーリスク深刻化への対処のための「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」策定に伴う改正
2024 年 11 月 29 日 （2024 年 11 月 30 日適用）	関係業界団体からの規制緩和要望等に対応するための銀行代理業者の変更届出の様式等の見直しに伴う改正
2024 年 12 月 16 日 （2025 年１月６日適用）	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和４年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）に基づく往訪閲覧縦覧規制の見直しに係る改正
2025 年２月７日 （2025 年４月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正
2025 年３月７日 （2025 年３月７日適用）	銀行業高度化等会社の業務の内容を変更する場合又は当該業務と異なる業務を新たに営む場合において、業務の大幅な変更がない等の場合に、新規の業務等を開始した後の報告で足りるとする運用に変更するとともに、当該場合における報告事項の内容や留意点等を監督指針に定めるための改正
2025 年５月 30 日 （2025 年５月 30 日適用）	金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、窃取等の不正事案防止のための管理態勢の強化及びマネー・ローンダリング等防止の実効性確保等に係る改正

2025 年５月 30 日 （2026 年５月 25 日適用）	事業性融資の推進等に関する法律（令和６年法律第 52 号）立法に至る議論の内容（金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書や国会審議等のうち、労働者保護に関するもの）に関する金融機関の監督上の目線に関連する事項を追加するための改正
2025 年５月 27 日 （2025 年６月１日適用）	「刑法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第 67 号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和４年法律第 68 号）の施行に伴う改正

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2024 年７月 10 日 （2024 年７月 10 日適用）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における金融機関等への要請内容の明確化に係る改正
2024 年８月 30 日 （2024 年 10 月１日適用）	金融機関におけるＭ＆Ａ支援の促進等に係る改正
2024 年 10 月 30 日 （2024 年 11 月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正
2024 年 10 月４日 （2024 年 10 月４日適用）	サイバーリスク深刻化への対処のための「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」策定に伴う改正
2024 年 11 月 29 日 （2024 年 11 月 30 日適用）	関係業界団体からの規制緩和要望等に対応するための銀行代理業者の変更届出の様式等の見直しに伴う改正
2024 年 12 月 16 日 （2025 年１月６日適用）	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和４年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）に基づく往訪閲覧縦覧規制の見直しに係る改正
2025 年２月７日 （2025 年４月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正
2025 年３月７日 （2025 年３月７日適用）	銀行業高度化等会社の業務の内容を変更する場合又は当該業務と異なる業務を新たに営む場合において、業務の大幅な変更がない等の場合に、新規の業務等を開始した後の報告で足りるとする運用に変更するととも

	に、当該場合における報告事項の内容や留意点等を監督指針に定めるための改正
2025 年５月 30 日 （2025 年５月 30 日適用）	金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、窃取等の不正事案防止のための管理態勢の強化及びマネー・ローンダリング等防止の実効性確保等に係る改正
2025 年５月 30 日 （2026 年５月 25 日適用）	事業性融資の推進等に関する法律（令和６年法律第 52 号）立法に至る議論の内容（金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書や国会審議等のうち、労働者保護に関するもの）に関する金融機関の監督上の目線に関連する事項を追加するための改正
2025 年５月 27 日 （2025 年６月１日適用）	「刑法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第 67 号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和４年法律第 68 号）の施行に伴う改正

系統金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2024 年７月 10 日 （2024 年７月 10 日適用）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における金融機関等への要請内容の明確化に係る改正
2024 年８月 30 日 （2024 年 10 月１日適用）	金融機関におけるＭ＆Ａ支援の促進等に係る改正
2024 年 10 月 30 日 （2024 年 11 月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正
2024 年 10 月４日 （2024 年 10 月４日適用）	サイバーリスク深刻化への対処のための「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」策定に伴う改正
2024 年 11 月 29 日 （2024 年 11 月 30 日適用）	関係業界団体からの規制緩和要望等に対応するための銀行代理業者の変更届出の様式等の見直しに伴う改正
2024 年 12 月 16 日 （2025 年１月６日適用）	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和４年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）に基づく往訪閲覧縦覧規制の見直しに係る改正

2025 年２月７日 （2025 年４月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正
2025 年３月７日 （2025 年３月７日適用）	銀行業高度化等会社の業務の内容を変更する場合又は当該業務と異なる業務を新たに営む場合において、業務の大幅な変更がない等の場合に、新規の業務等を開始した後の報告で足りるとする運用に変更するとともに、当該場合における報告事項の内容や留意点等を監督指針に定めるための改正

漁協系統信用事業における総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2024 年７月 10 日 （2024 年７月 10 日適用）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における金融機関等への要請内容の明確化に係る改正
2024 年８月 30 日 （2024 年 10 月１日適用）	金融機関におけるＭ＆Ａ支援の促進等に係る改正
2024 年 10 月 30 日 （2024 年 11 月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正
2024 年 10 月４日 （2024 年 10 月４日適用）	サイバーリスク深刻化への対処のための「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」策定に伴う改正
2024 年 11 月 29 日 （2024 年 11 月 30 日適用）	関係業界団体からの規制緩和要望等に対応するための銀行代理業者の変更届出の様式等の見直しに伴う改正
2024 年 12 月 16 日 （2025 年１月６日適用）	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和４年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）に基づく往訪閲覧縦覧規制の見直しに係る改正
2025 年２月７日 （2025 年４月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正

保険会社向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2024 年７月 10 日 （2024 年７月 10 日適用）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における金融機関等への要請内容の明確化に係る改正
2024 年 10 月 30 日 （2024 年 11 月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正
2024 年 10 月４日 （2024 年 10 月４日適用）	サイバーリスク深刻化への対処のための「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」策定に伴う改正
2024 年 12 月 16 日 （2025 年１月６日適用）	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和４年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）に基づく往訪閲覧縦覧規制の見直しに係る改正
2025 年２月７日 （2025 年４月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正
2024 年 12 月２日 （2024 年 12 月２日適用）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和６年厚生労働省令第 119 号）の施行に伴う改正
2025 年３月７日 （2025 年３月７日適用）	銀行業高度化等会社の業務の内容を変更する場合又は当該業務と異なる業務を新たに営む場合において、業務の大幅な変更がない等の場合に、新規の業務等を開始した後の報告で足りるとする運用に変更するとともに、当該場合における報告事項の内容や留意点等を監督指針に定めるための改正
2025 年５月 27 日 （2025 年６月１日適用）	「刑法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第 67 号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和４年法律第 68 号）の施行に伴う改正
2025 年８月 28 日 （2025 年８月 28 日適用）	保険金不正請求事案及び保険料調整行為事案を踏まえ、顧客本位の業務運営と健全な競争環境の実現を図るほか、相次いで発覚している情報漏えい事案への対応を図るための改正 （注）第３部「金融検査・監督等」第 10 章「保険会社等の検査・監督をめぐる動き」第２節「保険会社に対する金融モニタリング」Ⅰ「顧客本位の業務運営の定着」⑤「監督指針改正」参照。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2024 年７月 10 日 （2024 年７月 10 日適用）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における金融機関等への要請内容の明確化に係る改正
2024 年 10 月 30 日 （2024 年 11 月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正
2024 年 10 月４日 （2024 年 10 月４日適用）	サイバーリスク深刻化への対処のための「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」策定に伴う改正
2024 年 11 月 20 日 （2024 年 11 月 21 日（一部は 2024 年 12 月１日）適用）	「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」（令和６年法律第 32 号）の一部施行に伴う改正及び市場制度ワーキング・グループ「第二次中間整理」（令和４年 12 月公表）における施設取引システムに関する提言を踏まえた改正
2024 年 11 月 22 日 （2024 年 11 月 22 日適用）	金融商品取引業や暗号資産交換業等の登録を受けていない者等による広告の掲載等が違法とされ得る場合の明確化に係る改正
2024 年 12 月 16 日 （2025 年１月６日適用）	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和４年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）に基づく往訪閲覧縦覧規制の見直しに係る改正
2025 年２月７日 （2025 年４月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正
2025 年２月 21 日 （2025 年２月 25 日適用）	金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書（令和５年 12 月公表）における提言を踏まえた、スタートアップ等への資金供給や投資家のリスク負担能力に応じた多様な投資商品の提供を促進するための改正
2025 年３月 11 日 （2025 年 12 月１日適用）	金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース中間報告（令和４年 12 月公表）における提言を踏まえた、顧客との利益相反の可能性に係る事項について、顧客への情報提供を義務付けるための改正

2025 年３月 28 日 （2025 年５月１日適用）	「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」（令和６年法律第 32 号）の一部施行に伴う改正及び（別冊）投資運用関係業務受託業者向けの監督指針の策定
2025 年６月 20 日 （2025 年７月１日適用）	上場株券等を取り扱う私設取引システムに関し、取引の公正性や価格の透明性の確保を図る制度整備等が提言されたことを踏まえた「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」の施行に伴う改正
2025 年５月 27 日 （2025 年６月１日適用）	「刑法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第 67 号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和４年法律第 68 号）の施行に伴う改正

信託会社等に関する総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2024 年 10 月 30 日 （2024 年 11 月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正
2024 年 12 月 16 日 （2025 年１月６日適用）	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和４年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）に基づく往訪閲覧縦覧規制の見直しに係る改正
2025 年２月７日 （2025 年４月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正
2025 年５月 27 日 （2025 年６月１日適用）	「刑法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第 67 号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和４年法律第 68 号）の施行に伴う改正

貸金業者向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2024 年 10 月 30 日 （2024 年 11 月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正

公表日	改正・策定内容
2024 年 10 月４日 （2024 年 10 月４日適用）	サイバーリスク深刻化への対処のための「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」策定に伴う改正
2024 年 12 月 16 日 （2025 年１月６日適用）	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和４年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）に基づく往訪閲覧縦覧規制の見直しに係る改正
2024 年 12 月２日 （2024 年 12 月２日適用）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和６年厚生労働省令第 119 号）の施行に伴う改正
2025 年３月 21 日 （2025 年４月１日適用）	無登録業者に対する対応の明確化に係る改正

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2024 年 10 月 30 日 （2024 年 11 月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正
2024 年 10 月４日 （2024 年 10 月４日適用）	サイバーリスク深刻化への対処のための「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」策定に伴う改正
2024 年 12 月 16 日 （2025 年１月６日適用）	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和４年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）に基づく往訪閲覧縦覧規制の見直しに係る改正
2025 年２月７日 （2025 年４月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正
2024 年 12 月２日 （2024 年 12 月２日適用）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和６年厚生労働省令第 119 号）の施行に伴う改正

公表日	改正・策定内容
2025 年３月 11 日 （2025 年 12 月１日適用）	金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース中間報告（令和４年 12 月公表）における提言を踏まえた、顧客との利益相反の可能性に係る事項について、顧客への情報提供を義務付けるための改正

為替取引分析業者向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
2024 年 10 月４日 （2024 年 10 月４日適用）	サイバーリスク深刻化への対処のための「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」策定に伴う改正
2025 年５月 27 日 （2025 年６月１日適用）	「刑法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第 67 号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和４年法律第 68 号）の施行に伴う改正

事務ガイドライン　第三分冊：金融会社関係

公表日	改正・策定内容
2024 年７月 10 日 （2024 年７月 10 日適用）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における金融機関等への要請内容の明確化に係る改正
2024 年９月６日 （2024 年９月６日適用）	暗号資産交換業者等による暗号資産等の売買等の媒介の範囲及びその該当性の明確化に係る改正
2024 年 10 月 30 日 （2024 年 11 月１日適用）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 79 号）の一部施行に伴う改正
2024 年 10 月４日 （2024 年 10 月４日適用）	サイバーリスク深刻化への対処のための「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」策定に伴う改正
2024 年 11 月 22 日 （2024 年 11 月 22 日適用）	金融商品取引業や暗号資産交換業等の登録を受けていない者等による広告の掲載等が違法とされ得る場合の明確化に係る改正

公表日	改正・策定内容
2024 年 12 月 16 日 （2025 年１月６日適用）	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和４年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）に基づく往訪閲覧縦覧規制の見直しに係る改正
2025 年３月 21 日 （2025 年４月１日適用）	無登録業者に対する対応の明確化に係る改正
2025 年４月９日 （2025 年４月９日適用）	暗号資産交換業者による一定の知識・経験を有する投資家を相手方とする暗号資産の販売に係る改正
2025 年４月１日 （2025 年４月１日適用）	官報の発行に関する法律（令和５年法律第 85 号）の施行に伴う改正
2025 年５月 27 日 （2025 年６月１日適用）	「刑法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第 67 号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和４年法律第 68 号）の施行に伴う改正